

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-----------|----------------|---------------------------------|------------|
| 別表1 | 1 | 人事記録の記載事項等に関する政令 | 内閣官房 | 第5条 | 検査 | 目視規制 |
| 別表1 | 3 | 人事院規則13-3 (災害補償の実施に関する審査の申立て等) | 人事院 | 第31条 | 災害補償審査委員会が必要と認める場合の实地調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 4 | 公文書等の管理に関する法律 | 内閣府 | 第9条第3項 | 管理状況の報告等 | 目視規制 |
| 別表1 | 5 | 公文書等の管理に関する法律 | 内閣府 | 第9条第4項 | 管理状況の報告等 | 目視規制 |
| 別表1 | 6 | 国家戦略特別区域法 | 内閣府 | 第12条の3第9項 | 学校教育法等の特例 | 目視規制 |
| 別表1 | 7 | 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 | 内閣府 | 第3条第6項 | 特別の災害復旧事業についての補助 | 目視規制 |
| 別表1 | 8 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 | 内閣府 | 第28条 | 指示等 | 目視規制 |
| 別表1 | 9 | 警備実施要則 | 警察庁 | 第36条第1項第2号 | 事前の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 10 | 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律 | 警察庁 | 第11条第4項 | 対象施設の安全の確保のための措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 11 | 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則 | 警察庁 | 第4条第5号 | 活動内容 | 目視規制 |
| 別表1 | 12 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 | 警察庁 | 第27条第1項第4号 | 深夜における客の迷惑行為を防止するための措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 13 | 個人情報の保護に関する法律 | 個人情報保護委員会 | 第143条第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 別表1 | 14 | 個人情報の保護に関する法律 | 個人情報保護委員会 | 第143条第2項 | 立入検査の身分証明書 | 目視規制 |
| 別表1 | 15 | 個人情報の保護に関する法律 | 個人情報保護委員会 | 第153条 | 資料の提出の要求及び实地調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 16 | 金融商品取引所等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第7条の3第1項第5号 | 金融商品取引所が特定業務を委託する場合に講ずべき措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 17 | 貸金業法施行規則 | 金融庁 | 第10条の23第1項第4号イ | 個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約等 | 目視規制 |
| 別表1 | 18 | 貸金業法施行規則 | 金融庁 | 第10条の28第1項第3号イ | 個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約等 | 目視規制 |
| 別表1 | 19 | 復興庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する復興庁令 | 復興庁 | 第4条第1項第12号 | 貸付条件 | 目視規制 |
| 別表1 | 20 | 総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令 | 総務省 | 第5条第1項第10号 | 貸付条件 | 目視規制 |
| 別表1 | 21 | 緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に無償使用させる消防用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する省令 | 総務省 | 第4条第1項第8号 | 無償使用の条件 | 目視規制 |
| 別表1 | 22 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第135条 | 選挙に関する常時啓発事業の実施に対する指示等 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-----------------------------|-------|-------------------|-------------------------------------|------------|
| 別表1 | 23 | 工事担任者規則 | 総務省 | 第23条第2項 | 資料の提出等 | 目視規制 |
| 別表1 | 24 | 工事担任者規則 | 総務省 | 第34条第2項 | 資料の提出等 | 目視規制 |
| 別表1 | 25 | 行政機関が行う政策の評価に関する法律 | 総務省 | 第15条第1項 | 資料の提出の要求及び調査等 | 目視規制 |
| 別表1 | 26 | 行政機関が行う政策の評価に関する法律 | 総務省 | 第15条第2項 | 資料の提出の要求及び調査等 | 目視規制 |
| 別表1 | 27 | 行政機関が行う政策の評価に関する法律 | 総務省 | 第15条第3項 | 資料の提出の要求及び調査等 | 目視規制 |
| 別表1 | 28 | 消防施設強化促進法 | 総務省 | 第7条 | 実地検査 | 目視規制 |
| 別表1 | 29 | 消防団員等公務災害補償等責任 共済等に関する法律 | 総務省 | 第11条第1項 | 基金及び指定法人の権限 | 目視規制 |
| 別表1 | 30 | 消防団員等公務災害補償等責任 共済等に関する法律 | 総務省 | 第11条第2項 | 基金及び指定法人の権限 | 目視規制 |
| 別表1 | 31 | 総務省設置法 | 総務省 | 第6条第2項 | 勧告及び調査等 | 目視規制 |
| 別表1 | 32 | 総務省設置法 | 総務省 | 第6条第4項 | 勧告及び調査等 | 目視規制 |
| 別表1 | 33 | 地方自治法 | 総務省 | 第252条の17の 6第1項 | 財務に係る実地検査 | 目視規制 |
| 別表1 | 34 | 地方自治法 | 総務省 | 第252条の17の 6第2項 | 財務に係る実地検査 | 目視規制 |
| 別表1 | 35 | 地方自治法 | 総務省 | 第252条の17の 6第4項 | 財務に係る実地検査 | 目視規制 |
| 別表1 | 36 | 地方税法 | 総務省 | 第72条の49の6 第1項 | 総務省の職員の法人の事業税 に関する調査の事前通知等 | 目視規制 |
| 別表1 | 37 | 地方税法 | 総務省 | 第72条の49の8 第1項 | 総務省の職員の法人の事業税 に関する調査の終了の際の手 続 | 目視規制 |
| 別表1 | 38 | 地方税法 | 総務省 | 第72条の49の8 第3項 | 総務省の職員の法人の事業税 に関する調査の終了の際の手 続 | 目視規制 |
| 別表1 | 39 | 地方税法 | 総務省 | 第72条の63の2 第1項 | 総務省の職員の個人の事業税 に関する調査の事前通知等 | 目視規制 |
| 別表1 | 40 | 地方税法 | 総務省 | 第72条の63の4 第1項 | 総務省の職員の個人の事業税 に関する調査の終了の際の手 続 | 目視規制 |
| 別表1 | 41 | 地方税法 | 総務省 | 第72条の63の4 第3項 | 総務省の職員の個人の事業税 に関する調査の終了の際の手 続 | 目視規制 |
| 別表1 | 42 | 地方税法 | 総務省 | 第144条の38の 2第1項 | 総務省の職員の軽油引取税に 関する調査の事前通知等 | 目視規制 |
| 別表1 | 43 | 地方税法 | 総務省 | 第144条の38の 4第1項 | 総務省の職員の軽油引取税に 関する調査の終了の際の手 続 | 目視規制 |
| 別表1 | 44 | 地方税法 | 総務省 | 第144条の38の 4第3項 | 総務省の職員の軽油引取税に 関する調査の終了の際の手 続 | 目視規制 |
| 別表1 | 45 | 地方税法 | 総務省 | 第396条の2第1 項 | 総務省の職員の固定資産税に 関する調査の事前通知等 | 目視規制 |
| 別表1 | 46 | 地方税法 | 総務省 | 第396条の4第2 項 | 総務省の職員の固定資産税に 関する調査の終了の際の手 続 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------------------------------|-------|------------|----------------------------|------------|
| 別表1 | 47 | 地方税法 | 総務省 | 第396条の4第4項 | 総務省の職員の固定資産税に関する調査の終了の際の手續 | 目視規制 |
| 別表1 | 48 | 地方税法 | 総務省 | 第396条の4第6項 | 総務省の職員の固定資産税に関する調査の終了の際の手續 | 目視規制 |
| 別表1 | 49 | 地方税法 | 総務省 | 第408条 | 固定資産の実地調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 50 | 電気通信事業法 | 総務省 | 第134条第1項 | 土地の立入り | 目視規制 |
| 別表1 | 51 | 電気通信事業法 | 総務省 | 第136条第1項 | 植物の伐採 | 目視規制 |
| 別表1 | 52 | 電気通信主任技術者規則 | 総務省 | 第25条第2項 | 資料等の提出 | 目視規制 |
| 別表1 | 53 | 電気通信主任技術者規則 | 総務省 | 第36条第2項 | 資料の提出等 | 目視規制 |
| 別表1 | 54 | 電波法施行規則 | 総務省 | 第46条の6 | 資料の提出等 | 目視規制 |
| 別表1 | 55 | 電波法施行規則 | 総務省 | 第46条の10 | 資料の提出等 | 目視規制 |
| 別表1 | 56 | 無線従事者規則 | 総務省 | 第19条第2項 | 資料の提出等 | 目視規制 |
| 別表1 | 57 | 無線従事者規則 | 総務省 | 第29条第2項 | 資料の提出等 | 目視規制 |
| 別表1 | 58 | 無線従事者規則 | 総務省 | 第32条の5第2項 | 資料の提出等 | 目視規制 |
| 別表1 | 59 | 無線従事者規則 | 総務省 | 第43条第2項 | 資料の提出等 | 目視規制 |
| 別表1 | 60 | 無線従事者規則 | 総務省 | 第69条第2項 | 資料の提出等 | 目視規制 |
| 別表1 | 61 | 労働力調査規則 | 総務省 | 第8条第3項 | 統計調査員 | 目視規制 |
| 別表1 | 62 | 労働力調査規則 | 総務省 | 第14条 | 実地検査 | 目視規制 |
| 別表1 | 63 | 少年院法 | 法務省 | 第12条 | 裁判官及び検察官の巡視 | 目視規制 |
| 別表1 | 64 | 少年鑑別所法 | 法務省 | 第11条 | 裁判官及び検察官の巡視 | 目視規制 |
| 別表1 | 65 | 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 | 法務省 | 第11条 | 裁判官及び検察官の巡視 | 目視規制 |
| 別表1 | 66 | 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律 | 法務省 | 第5条 | 登記官による調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 67 | 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律 | 法務省 | 第6条第1項 | 立入調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 68 | 不動産登記法 | 法務省 | 第135条第1項 | 筆界調査委員による事実の調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 69 | 不動産登記法 | 法務省 | 第136条第1項 | 測量及び実地調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 70 | 不動産登記法 | 法務省 | 第137条第1項 | 立入調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 71 | 法務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令 | 法務省 | 第4条第1項第13号 | 貸付条件 | 目視規制 |
| 別表1 | 72 | 国税通則法 | 財務省 | 第24条 | 更正 | 目視規制 |
| 別表1 | 73 | 財務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令 | 財務省 | 第5条第1項第13号 | 貸付条件 | 目視規制 |
| 別表1 | 74 | 政府契約の支払遅延防止等に関する法律 | 財務省 | 第12条第2項 | 財務大臣の監督 | 目視規制 |
| 別表1 | 75 | 文部科学大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 | 文部科学省 | 第29条第1項 | 業務の監督 | 目視規制 |
| 別表1 | 76 | 文部科学大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 | 文部科学省 | 第29条第4項 | 業務の監督 | 目視規制 |
| 別表1 | 77 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第13条第7項 | 製造業の許可 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------------|-------|-----------------|--|------------|
| 別表1 | 78 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第14条第6項 | 医薬品、医薬部外品及び化粧品 の製造販売の承認 | 目視規制 |
| 別表1 | 79 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第14条第7項 | 医薬品、医薬部外品及び化粧品 の製造販売の承認 | 目視規制 |
| 別表1 | 80 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第14条第9項 | 医薬品、医薬部外品及び化粧品 の製造販売の承認 | 目視規制 |
| 別表1 | 81 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第14条第13項 | 医薬品、医薬部外品及び化粧品 の製造販売の承認 | 目視規制 |
| 別表1 | 82 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第14条の2第2 項 | 医薬品、医薬部外品又は化粧品 の製造工程の区分ごとの調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 83 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第14条の4第6 項 | 新医薬品等の再審査 | 目視規制 |
| 別表1 | 84 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第14条の6第5 項 | 医薬品の再評価 | 目視規制 |
| 別表1 | 85 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第14条の7の2 第4項 | 医薬品、医薬部外品及び化粧品 の承認された事項に係る変更 計画の確認 | 目視規制 |
| 別表1 | 86 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の22第7 項 | 製造業の許可 | 目視規制 |
| 別表1 | 87 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の25第5 項 | 再生医療等製品の製造販売の 承認 | 目視規制 |
| 別表1 | 88 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の25第6 項 | 再生医療等製品の製造販売の 承認 | 目視規制 |
| 別表1 | 89 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の25第8 項 | 再生医療等製品の製造販売の 承認 | 目視規制 |
| 別表1 | 90 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の29第5 項 | 新再生医療等製品等の再審査 | 目視規制 |
| 別表1 | 91 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の2の5 第6項 | 医療機器及び体外診断用医薬 品の製造販売の承認 | 目視規制 |
| 別表1 | 92 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の2の5 第7項 | 医療機器及び体外診断用医薬 品の製造販売の承認 | 目視規制 |
| 別表1 | 93 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の2の5 第9項 | 医療機器及び体外診断用医薬 品の製造販売の承認 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------------|-------|--------------------|----------------------------------|------------|
| 別表1 | 94 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の2の5 第13項 | 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認 | 目視規制 |
| 別表1 | 95 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の2の9 第5項 | 使用成績評価 | 目視規制 |
| 別表1 | 96 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の2の10 の2第4項 | 医療機器及び体外診断用医薬品の承認された事項に係る変更計画の確認 | 目視規制 |
| 別表1 | 97 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の2の10 の2第8項 | 医療機器及び体外診断用医薬品の承認された事項に係る変更計画の確認 | 目視規制 |
| 別表1 | 98 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の2の23 第4項 | 指定高度管理医療機器等の製造販売の認証 | 目視規制 |
| 別表1 | 99 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の2の23 第6項 | 指定高度管理医療機器等の製造販売の認証 | 目視規制 |
| 別表1 | 100 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の31第5 項 | 再生医療等製品の再評価 | 目視規制 |
| 別表1 | 101 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の32の2 第4項 | 再生医療等製品の承認された事項に係る変更計画の確認 | 目視規制 |
| 別表1 | 102 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第80条第1項 | 適用除外等 | 目視規制 |
| 別表1 | 103 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第80条第2項 | 適用除外等 | 目視規制 |
| 別表1 | 104 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第80条第3項 | 適用除外等 | 目視規制 |
| 別表1 | 105 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第114条の33第 1項第6号 | 法第二十三条の二の五第八項の規定による調査が必要な場合 | 目視規制 |
| 別表1 | 106 | 健康保険法 | 厚生労働省 | 第7条の38第1 項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表1 | 107 | 厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令 | 厚生労働省 | 第5条第1項第 12号 | 貸付条件 | 目視規制 |
| 別表1 | 108 | 国民年金法 | 厚生労働省 | 第141条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表1 | 109 | 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第35条第5項 | 特定細胞加工物の製造の許可 | 目視規制 |
| 別表1 | 110 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第27条第1項第 3号 | 食鳥検査の方法及び手続 | 目視規制 |
| 別表1 | 111 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第27条第1項第 4号 | 食鳥検査の方法及び手続 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|----------------------------|-------|---------------|-------------------------|------------|
| 別表1 | 112 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第28条第3項 | 確認の方法、確認基準及び食鳥検査の簡略化の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 113 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第17条の2第1項第1号 | 水道施設の維持及び修繕 | 目視規制 |
| 別表1 | 114 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第17条の2第1項第2号 | 水道施設の維持及び修繕 | 目視規制 |
| 別表1 | 115 | 石炭鉱業年金基金法 | 厚生労働省 | 第31条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表1 | 116 | 放射性医薬品の製造及び取扱規則 | 厚生労働省 | 第2条第6項第6号 | 製造業者の遵守すべき事項 | 目視規制 |
| 別表1 | 117 | 放射性医薬品の製造及び取扱規則 | 厚生労働省 | 第10条第1項第1号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 118 | 麻薬及び向精神薬取締法 | 厚生労働省 | 第50条の38第2項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表1 | 119 | 麻薬及び向精神薬取締法 | 厚生労働省 | 第58条の16第1項 | 報告等 | 目視規制 |
| 別表1 | 120 | 労働安全衛生法 | 厚生労働省 | 第30条第1項第3号 | 特定元方事業者等の講ずべき措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 121 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第18条の8第1号 | 店社安全衛生管理者の職務 | 目視規制 |
| 別表1 | 122 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第637条 | 作業場所の巡視 | 目視規制 |
| 別表1 | 123 | 家畜伝染病予防法施行規則 | 農林水産省 | 第56条の26第1項第1号 | 災害時の応急措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 124 | 国有林野の管理経営に関する法律 | 農林水産省 | 第6条第2項第2号 | 地域管理経営計画 | 目視規制 |
| 別表1 | 125 | 国有林野の管理経営に関する法律 | 農林水産省 | 第8条の21 | 指示等 | 目視規制 |
| 別表1 | 126 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構法 | 農林水産省 | 第14条第1項 | 立入調査等 | 目視規制 |
| 別表1 | 127 | 森林法 | 農林水産省 | 第49条第1項 | 立入調査等 | 目視規制 |
| 別表1 | 128 | 森林法 | 農林水産省 | 第50条第6項 | 使用権設定に関する認可 | 目視規制 |
| 別表1 | 129 | 森林法 | 農林水産省 | 第188条第2項 | 立入調査等 | 目視規制 |
| 別表1 | 130 | 森林法 | 農林水産省 | 第188条第3項 | 立入調査等 | 目視規制 |
| 別表1 | 131 | 森林法 | 農林水産省 | 第191条の4第2項 | 林地台帳の作成 | 目視規制 |
| 別表1 | 132 | 森林法施行規則 | 農林水産省 | 第14条第2号 | 伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合 | 目視規制 |
| 別表1 | 133 | 森林法施行規則 | 農林水産省 | 第60条第1項第2号 | 立木の伐採の許可を要しない場合 | 目視規制 |
| 別表1 | 134 | 森林法施行規則 | 農林水産省 | 第60条第1項第8号 | 立木の伐採の許可を要しない場合 | 目視規制 |
| 別表1 | 135 | 森林法施行規則 | 農林水産省 | 第63条第1項第2号 | 立竹の伐採等の許可を要しない場合 | 目視規制 |
| 別表1 | 136 | 森林法施行規則 | 農林水産省 | 第103条 | 調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 137 | 畜産経営の安定に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第8条第1項 | 機構による確認 | 目視規制 |
| 別表1 | 138 | 日本農林規格等に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第23条 | 農林物資の生産行程についての検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------|-------|------------------|--------------------------|------------|
| 別表1 | 139 | 日本農林規格等に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第24条 | 農林物資の流通行程についての検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 140 | 日本農林規格等に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第48条第1項第1号イ | 登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 141 | 日本農林規格等に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第48条第1項第3号ホ(5) | 登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 142 | 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 | 農林水産省 | 第25条第1項 | 測量、実地調査及び簿書の閲覧等 | 目視規制 |
| 別表1 | 143 | 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 | 農林水産省 | 第25条第9項 | 測量、実地調査及び簿書の閲覧等 | 目視規制 |
| 別表1 | 144 | 農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令 | 農林水産省 | 第4条第1項第12号 | 貸付条件 | 目視規制 |
| 別表1 | 145 | ガス事業法 | 経済産業省 | 第167条第1項 | 土地の立入 | 目視規制 |
| 別表1 | 146 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第24条第1項第4項 | 保安規程 | 目視規制 |
| 別表1 | 147 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第24条第2項第4号 | 保安規程 | 目視規制 |
| 別表1 | 148 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第92条第1項第4号 | 保安規程 | 目視規制 |
| 別表1 | 149 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第92条第2項第4号 | 保安規程 | 目視規制 |
| 別表1 | 150 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第148条第1項第4号 | 保安規程 | 目視規制 |
| 別表1 | 151 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第148条第2項第4号 | 保安規程 | 目視規制 |
| 別表1 | 152 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 第31条第4号 | 保安係員の職務 | 目視規制 |
| 別表1 | 153 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表3(第19条関係)1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 154 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 155 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-10 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 156 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-12 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 157 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-13 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 158 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-14 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 159 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-15 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 160 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-18 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 161 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 162 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-21 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|------------------|----------|------------|
| 別表1 | 163 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-22 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 164 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-23 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 165 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-24 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 166 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-25 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 167 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-26 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 168 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-27 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 169 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-28 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 170 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-29 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 171 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 172 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-30 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 173 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-31 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 174 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-33 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 175 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-34 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 176 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-35 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 177 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-36 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 178 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-37 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 179 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-38 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 180 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-39 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 181 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 182 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-40 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 183 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-42 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 184 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-43 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 185 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-44 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 186 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-45 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|--------------------|----------|------------|
| 別表1 | 187 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-46 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 188 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-47 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 189 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-48 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 190 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-49 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 191 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 192 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-50 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 193 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-52 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 194 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-53 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 195 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-54 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 196 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-55 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 197 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-56 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 198 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-57 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 199 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-58 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 200 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-59 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 201 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-59の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 202 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 203 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-60 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 204 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-61 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 205 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-62 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 206 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-63 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 207 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-64 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 208 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-65 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 209 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-65の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|--------------------|----------|------------|
| 別表1 | 210 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-65の3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 211 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-65の4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 212 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-65の5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 213 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-65の6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 214 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-66 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 215 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-67 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 216 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-68 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 217 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-69 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 218 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 219 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-70 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 220 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-71 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 221 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-72 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 222 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-73 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 223 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-74 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 224 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 225 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)1-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 226 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)2-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 227 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)2-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 228 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)2-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 229 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)2-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 230 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)2-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 231 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)2-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|--------------------|----------|------------|
| 別表1 | 232 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)2-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 233 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)3-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 234 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-10 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 235 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-11 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 236 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-12 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 237 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-13 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 238 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-14 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 239 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-15 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 240 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-16 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 241 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-17 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 242 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-18 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 243 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-19 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 244 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 245 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-20 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 246 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-21 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 247 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-23 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 248 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-24 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 249 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-25 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 250 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-26 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 251 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-27 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 252 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-28 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 253 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-28の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 254 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-29 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|-------------------|----------|------------|
| 別表1 | 255 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 256 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 257 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 258 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 259 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 260 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-7の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 261 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)4-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 262 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-10 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 263 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-11 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 264 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-12 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 265 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-13 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 266 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-14 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 267 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-15 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 268 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-16 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 269 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-17 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 270 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-18 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 271 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-19 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 272 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 273 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-21 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 274 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-22 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 275 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-23 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 276 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-24 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 277 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 278 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|--------------------|----------|------------|
| 別表1 | 279 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 280 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 281 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 282 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 283 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)5-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 284 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-10 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 285 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-11 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 286 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-12 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 287 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-13 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 288 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-13の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 289 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-14 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 290 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-15 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 291 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-16 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 292 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-16の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 293 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-16の3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 294 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-16の4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 295 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-16の5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 296 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-16の6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 297 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-17の3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 298 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-17の4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|--------------------|----------|------------|
| 別表1 | 299 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-18 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 300 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-19 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 301 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-19の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 302 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-1の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 303 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-1の3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 304 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-1の4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 305 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 306 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-20 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 307 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-21 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 308 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-22 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 309 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-23 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 310 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-24 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 311 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-25 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 312 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-26 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 313 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-27 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 314 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-28 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 315 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-28の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 316 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-28の3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 317 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-28の4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 318 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-29 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 319 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-29の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|--------------------|----------|------------|
| 別表1 | 320 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 321 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-30 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 322 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-31 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 323 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-32 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 324 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-33 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 325 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-34 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 326 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-35 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 327 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-36 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 328 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-37 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 329 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-38 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 330 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-39 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 331 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 332 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-41 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 333 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-42 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 334 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-43 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 335 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-44 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 336 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-45 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 337 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-46 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 338 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-47 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 339 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-47の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 340 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-48 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 341 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-49 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 342 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|------------------|----------|------------|
| 別表1 | 343 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-50 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 344 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-51 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 345 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-52 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 346 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-53 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 347 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-54 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 348 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-55 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 349 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-56 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 350 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-57 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 351 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-58 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 352 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-59 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 353 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 354 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-60 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 355 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-61 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 356 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-62 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 357 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-63 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 358 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 359 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 360 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)6-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 361 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)7-1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 362 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)7-10 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 363 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)7-11 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 364 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)7-12 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 365 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)7-13 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 366 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)7-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|------------------|----------|------------|
| 別表1 | 367 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)7-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 368 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)7-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 369 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)7-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 370 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-10 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 371 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-11 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 372 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-12 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 373 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-13 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 374 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-14 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 375 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-15 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 376 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-16 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 377 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-17 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 378 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-18 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 379 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-19 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 380 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 381 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-20 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 382 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-21 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 383 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-22 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 384 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-23 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 385 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-24 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 386 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-25 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 387 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-26 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 388 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-27 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 389 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-28 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 390 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-29 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 391 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 392 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-30 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 393 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-31 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 394 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-32 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 395 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-33 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 396 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 397 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 398 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 399 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 400 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)8-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 401 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第19条関係)9-1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 402 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)1-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 403 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)1-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 404 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)1-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 405 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)1-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 406 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)1-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 407 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)1-6 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 408 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)1-7 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 409 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)1-8 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|------------------------|----------|------------|
| 別表1 | 410 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)1-9 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 411 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 412 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-11 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 413 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-12 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 414 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-13 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 415 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-14 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 416 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-15 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 417 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-16 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 418 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-17 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 419 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-18 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 420 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-19 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 421 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 422 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-20 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 423 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-21 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 424 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-22 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 425 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-23 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|------------------------|----------|------------|
| 別表1 | 426 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-24 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 427 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-25 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 428 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-26 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 429 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-27 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 430 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 431 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-30 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 432 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-31 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 433 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-32 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 434 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-33 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 435 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-34 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 436 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-35 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 437 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-36 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 438 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 439 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 440 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-6 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 441 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2-9 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|-------------------------|--|------------|
| 別表1 | 442 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2の2-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 443 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2の2-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 444 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2の3-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 445 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)2の3-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 446 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)3-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 447 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)3-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 448 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)3-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 449 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)3-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 450 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)3-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 451 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 別表第4(第37条第2項第4号関係)4-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 452 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 第76条第4号 | 保安係員の職務 | 目視規制 |
| 別表1 | 453 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 第7条の4第3項第2号 | 顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンドに係る技術上の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 454 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 455 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-11 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 456 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-15 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 457 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-16 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 458 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-17 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 459 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-18 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 460 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-19 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 461 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 462 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-20 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 463 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-21 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 464 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-22 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 465 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-23 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 466 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-24 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 467 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-25 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 468 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-27 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 469 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-28 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 470 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-29 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 471 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-29の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 472 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 473 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-31 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 474 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-32 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 475 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-33 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 476 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-34 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 477 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-35 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 478 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-36 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 479 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-37 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 480 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-38 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 481 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-39 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 482 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-39の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 483 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 484 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-40 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 485 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-41 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 486 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-42 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 487 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-43 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 488 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-44 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 489 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-45 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|---------------------|----------|------------|
| 別表1 | 490 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-46 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 491 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-47 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 492 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-48 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 493 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-49 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 494 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 495 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-50 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 496 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-51 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 497 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-52 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 498 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-57 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 499 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-58 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 500 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-59 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 501 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 502 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-60 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 503 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-61 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 504 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-62 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 505 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|---------------------|----------|------------|
| 別表1 | 506 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 507 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)1-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 508 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)2-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 509 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)2-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 510 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)2-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 511 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)2-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 512 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)2-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 513 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)2-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 514 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)2-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 515 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-10 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 516 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-11 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 517 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-12 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 518 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-13 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 519 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-14 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 520 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-15 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 521 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-16 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 522 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-17 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 523 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-18 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 524 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-19 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 525 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 526 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-20 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 527 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-21 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 528 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-22 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 529 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-23 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 530 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-24 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 531 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-25 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 532 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-26 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 533 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-27 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 534 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-28 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 535 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-28の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 536 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-29 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 537 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 538 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 539 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 540 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 541 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 542 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-7の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 543 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)3-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 544 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-10 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 545 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-11 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 546 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-12 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 547 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-13 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 548 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-14 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 549 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-15 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 550 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-16 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 551 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-17 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 552 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-18 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 553 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-19 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|---------------------|----------|------------|
| 別表1 | 554 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 555 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-21 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 556 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-22 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 557 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-23 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 558 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-24 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 559 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 560 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 561 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 562 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 563 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 564 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 565 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)4-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 566 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-10 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 567 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-11 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 568 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-12 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 569 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-13 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 570 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-13の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 571 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-14 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 572 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-15 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 573 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-16 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 574 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-16の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 575 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-16の3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 576 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-16の4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 577 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-16の5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 578 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-16の6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 579 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-17の3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 580 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-17の4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 581 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-18 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 582 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-19 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 583 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-19の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 584 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-1の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 585 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-1の3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 586 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-1の4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 587 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 588 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-20 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 589 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-21 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 590 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-22 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 591 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-23 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 592 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-24 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 593 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-25 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 594 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-26 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 595 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-27 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 596 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-28 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 597 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-28の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 598 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-28の3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 599 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-28の4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 600 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-29 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 601 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-29の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|---------------------|----------|------------|
| 別表1 | 602 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 603 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-30 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 604 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-31 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 605 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-32 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 606 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-33 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 607 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-34 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 608 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-35 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 609 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-36 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 610 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-37 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 611 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-38 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 612 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-39 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 613 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 614 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-41 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 615 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-42 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 616 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-43 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 617 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-44 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 618 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-45 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 619 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-46 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 620 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-47 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 621 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-47の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 622 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-48 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 623 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-49 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 624 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 625 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-50 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 626 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-51 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 627 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-52 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 628 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-53 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 629 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-54 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 630 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-55 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 631 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-56 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 632 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-57 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 633 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-58 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 634 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-59 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 635 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 636 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-60 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 637 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-61 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 638 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-62 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 639 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-63 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 640 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 641 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 642 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 643 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5の2-11 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 644 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5の2-12 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 645 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5の2-13 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 646 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5の2-14 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 647 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5の2-15 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 648 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5の2-16 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 649 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5の2-17 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 650 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5の2-23 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 651 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5の2-24 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 652 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5の2-25 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 653 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5の2-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 654 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5の2-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 655 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5の2-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 656 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5の2-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 657 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5の2-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 658 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)5の2-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 659 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)6-1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 660 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)6-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 661 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)6-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 662 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)7-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 663 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)7-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 664 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)7-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 665 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)7-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 666 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)8-10 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 667 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)8-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 668 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)8-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 669 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)8-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 670 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)8-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 671 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)8-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 672 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第35条第1項関係)8-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 673 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第2(第35条第2項関係)2-1-イ | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 674 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)1-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 675 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)1-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 676 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)1-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 677 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)1-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 678 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)1-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 679 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)1-6 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 680 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)1-7 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 681 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)1-8 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|------------------------|----------|------------|
| 別表1 | 682 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)1-9 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 683 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 684 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-11 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 685 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-12 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 686 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-13 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 687 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-14 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 688 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-15 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 689 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-16 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 690 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-17 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 691 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-18 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 692 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-19 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 693 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 694 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-20 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 695 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-21 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 696 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-22 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 697 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-23 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-------------------------|----------|------------|
| 別表1 | 698 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-25 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 699 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-26 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 700 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-27 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 701 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-28 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 702 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-29 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 703 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 704 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-30 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 705 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-31 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 706 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 707 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-6 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 708 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2-9 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 709 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2の2-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 710 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2の2-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 711 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2の3-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 712 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)2の3-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 713 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|--------------------------|----------|------------|
| 別表1 | 714 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 715 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 716 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 717 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 718 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の2-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 719 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の2-10 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 720 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の2-11 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 721 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の2-12 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 722 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の2-13 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 723 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の2-14 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 724 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の2-15 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 725 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の2-16 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 726 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の2-17 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 727 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の2-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 728 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の2-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 729 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の2-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-------------------------|----------|------------|
| 別表1 | 730 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の2-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 731 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の2-6 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 732 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の2-8 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 733 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の2-9 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 734 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)3の3-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 735 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)4-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 736 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)4-11 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 737 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)4-13 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 738 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)4-14 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 739 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)4-15 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 740 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)4-16 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 741 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)4-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 742 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)4-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 743 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)4-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 744 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)4-6 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 745 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)4-7 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|------------------------|----------|------------|
| 別表1 | 746 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)4-8 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 747 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)4-9 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 748 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 749 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-10 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 750 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-11 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 751 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-12 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 752 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-13 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 753 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-14 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 754 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-15 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 755 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-17 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 756 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-18 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 757 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-19 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 758 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-20 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 759 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-21 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 760 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-22 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 761 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-23 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|------------------------|----------|------------|
| 別表1 | 762 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-24 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 763 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-25 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 764 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-26 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 765 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-27 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 766 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-28 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 767 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-29 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 768 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-30 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 769 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-31 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 770 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-32 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 771 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-33 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 772 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-34 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 773 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-35 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 774 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-36 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 775 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-37 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 776 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 777 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 778 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-6 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 779 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-7 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 780 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-8 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 781 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第3(第82条第2項第4号関係)5-9 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 782 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 第74条第4号 | 保安係員の職務 | 目視規制 |
| 別表1 | 783 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 784 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-10 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 785 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-11 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 786 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-12 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 787 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-15 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 788 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-16 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 789 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-17 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 790 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 791 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-20 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 792 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-21 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 793 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-22 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|---------------------|----------|------------|
| 別表1 | 794 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-23 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 795 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-24 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 796 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-25 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 797 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-26 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 798 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-28 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 799 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-29 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 800 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 801 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-30 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 802 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-31 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 803 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-32 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 804 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-33 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 805 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-34 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 806 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-35 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 807 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-36 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 808 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-37 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 809 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-38 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|---------------------|----------|------------|
| 別表1 | 810 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-39 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 811 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 812 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-40 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 813 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-42 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 814 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-43 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 815 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-44 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 816 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-45 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 817 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 818 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-50 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 819 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-51 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 820 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-52 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 821 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-53 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 822 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-54 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 823 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 824 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 825 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|--------------------|--------------------|------------|
| 別表1 | 826 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)1-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 827 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)2-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 828 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)3-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 829 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)3-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 830 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)3-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 831 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)3-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 832 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)4-1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 833 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)4-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 834 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第36条第1項関係)4-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 835 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第2(第36条第2項関係)2-1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 836 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 別表第2(第36条第2項関係)2-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 837 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第24条第16号 | 地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備 | 目視規制 |
| 別表1 | 838 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第52条の2第3項第3号 | 火工所 | 目視規制 |
| 別表1 | 839 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第52条第3項第2号 | 火薬類取扱所 | 目視規制 |
| 別表1 | 840 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第52条第3項第4号 | 火薬類取扱所 | 目視規制 |
| 別表1 | 841 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第53条第16号 | 発破 | 目視規制 |
| 別表1 | 842 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第54条の3第9号 | 構造物解体用発破 | 目視規制 |
| 別表1 | 843 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第56条の2第4項第3号 | コンクリート破碎器の消費 | 目視規制 |
| 別表1 | 844 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第56条の3第1項第4号 | 建設用びよう打ち銃用空包の消費 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|--------------------------------|-------------------|------------|
| 別表1 | 845 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第5条の2第1項 第19号 | 移動式製造設備に係る製造方法の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 846 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第5条第1項第 27号 | 定置式製造設備に係る製造方法の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 847 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第67条第2項第 2号 | 廃棄に関する技術上の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 848 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第6条第1項第4 号 | 危害予防規程 | 目視規制 |
| 別表1 | 849 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第87条第1号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 850 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44 条第1項関係)1- 1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 851 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44 条第1項関 係)11-16の4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 852 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44 条第1項関係)1- 12 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 853 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44 条第1項関係)1- 13 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 854 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44 条第1項関係)1- 13の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 855 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44 条第1項関係)1- 14 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 856 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44 条第1項関係)1- 15 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 857 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44 条第1項関係)1- 15の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 858 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44 条第1項関係)1- 15の3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 859 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44 条第1項関係)1- 16 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 860 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44 条第1項関係)1- 16の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 861 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44 条第1項関係)1- 16の3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 862 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44 条第1項関係)1- 18 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 863 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-19 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 864 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-19の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 865 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-19の3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 866 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-19の4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 867 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 868 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-20 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 869 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-21 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 870 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-22 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 871 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-24 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 872 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-25 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 873 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-27 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 874 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-28 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 875 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-29 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 876 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 877 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-30 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 878 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-32 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 879 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-33 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 880 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-34 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 881 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-35 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 882 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-36 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 883 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-37 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 884 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-37の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 885 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-38 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 886 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-38の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 887 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-38の3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 888 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-39 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 889 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-39の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 890 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 891 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-40 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 892 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-41 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 893 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 894 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)2-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 895 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 896 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 897 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 898 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)1-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 899 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)2-10 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 900 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)2-11 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 901 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)2-11の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 902 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)2-11の3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 903 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)2-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 904 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)2-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 905 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)2-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 906 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)2-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 907 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)2-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 908 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)2-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 909 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 910 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-11 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 911 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-15 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 912 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-18 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 913 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-19 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 914 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-19の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 915 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-19の3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 916 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-19の4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 917 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-19の5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 918 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 919 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-21 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 920 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-23 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 921 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-26 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 922 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-27 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 923 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-28 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 924 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-29 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 925 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 926 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-30 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 927 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-31 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 928 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-32 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 929 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-33 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 930 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-33の2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 931 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-33の3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 932 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 933 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 934 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 935 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 936 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第1(第44条第1項関係)3-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 937 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 938 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)10-1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 939 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)10-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 940 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)10-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 941 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)10-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 942 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)11-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 943 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)11-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 944 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)11-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 945 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)11-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 946 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)12-1-ニ | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 947 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)12-1-ハ | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 948 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)12-1-ロ | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 949 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)12-2-ニ | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 950 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)12-2-ハ | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 951 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)12-2-ホ | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 952 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)12-2-ロ | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 953 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)13-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 954 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)13-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 955 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)13-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 956 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)13-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 957 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)14-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 958 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)14-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|---------------------|----------|------------|
| 別表1 | 959 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)15 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 960 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)16 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 961 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)16-1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 962 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)16-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 963 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)16-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 964 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)16-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 965 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)16-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 966 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)16-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 967 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)16-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 968 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)17-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 969 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)17-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 970 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)17-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 971 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)18 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 972 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)2-1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 973 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)2-10 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 974 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)2-11 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|---------------------|----------|------------|
| 別表1 | 975 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)2-12 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 976 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)2-13 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 977 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)2-14 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 978 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)2-15 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 979 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)2-16 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 980 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)2-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 981 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)2-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 982 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)2-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 983 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)2-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 984 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)2-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 985 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)2-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 986 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)2-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 987 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)3-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 988 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)3-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 989 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)3-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 990 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)3-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|------------|-------|---------------------|----------|------------|
| 別表1 | 991 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)4-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 992 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)4-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 993 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)4-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 994 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)4-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 995 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)4-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 996 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)4-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 997 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)4-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 998 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)5-10 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 999 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)5-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1000 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)5-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1001 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)5-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1002 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)5-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1003 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)5-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1004 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)5-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1005 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)5-8 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1006 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)5-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 1007 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)6-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1008 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)6-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1009 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)6-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1010 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)6-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1011 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)6-7 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1012 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)7-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1013 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)7-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1014 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)8-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1015 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)8-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1016 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)8-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1017 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)8-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1018 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)8-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1019 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)9-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1020 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第2(第44条第2項関係)9-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1021 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1022 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-11 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|------------|-------|-------------------------|----------|------------|
| 別表1 | 1023 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-12 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1024 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-13 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1025 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-13の2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1026 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-14 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1027 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-15 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1028 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-15の2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1029 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-15の3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1030 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-16 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1031 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-16の2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1032 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-16の3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1033 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-16の4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1034 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-18 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1035 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-19 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1036 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-19の2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1037 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-19の3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1038 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-19の4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 1039 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1040 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-20 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1041 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-21 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1042 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-22 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1043 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-24 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1044 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-25 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1045 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-27 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1046 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-28 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1047 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-29 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1048 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1049 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-30 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1050 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-32 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1051 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-33 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1052 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-34 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1053 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-35 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1054 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-36 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|------------|-------|-------------------------|----------|------------|
| 別表1 | 1055 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-37 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1056 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-37の2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1057 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-38 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1058 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-38の2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1059 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-38の3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1060 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-39 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1061 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-39の2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1062 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1063 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-40 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1064 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-41 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1065 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1066 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-6 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1067 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-7 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1068 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)1-9 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1069 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)2-10 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1070 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)2-11 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|------------|-------|-------------------------|----------|------------|
| 別表1 | 1071 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)2-11の2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1072 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)2-11の3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1073 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)2-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1074 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)2-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1075 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)2-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1076 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)2-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1077 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)2-7 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1078 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)2-8 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1079 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)2-9 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1080 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1081 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-11 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1082 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-15 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1083 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-18 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1084 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-19 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1085 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-19の2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1086 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-19の3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|------------|-------|-------------------------|----------|------------|
| 別表1 | 1087 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-19の4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1088 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-19の5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1089 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1090 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-21 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1091 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-23 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1092 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-26 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1093 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-27 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1094 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-28 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1095 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-29 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1096 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1097 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-30 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1098 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-31 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1099 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-32 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1100 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-33 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1101 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-33の2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1102 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-33の3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|------------|-------|-------------------------|----------|------------|
| 別表1 | 1103 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1104 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-6 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1105 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-7 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1106 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第3(第44条の5第1項関係)3-8 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1107 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1108 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)10-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1109 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)10-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1110 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)10-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1111 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)10-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1112 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)11-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1113 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)11-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1114 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)11-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1115 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)11-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1116 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)12-1-ニ | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1117 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)12-1-ハ | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1118 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)12-1-ロ | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|------------|-------|-------------------------|----------|------------|
| 別表1 | 1119 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)12-2-ニ | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1120 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)12-2-ハ | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1121 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)12-2-ホ | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1122 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)12-2-ロ | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1123 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)13-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1124 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)13-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1125 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)13-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1126 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)13-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1127 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)13-6 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1128 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)14-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1129 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)14-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1130 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)15 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1131 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)16 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1132 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)16-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1133 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)16-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1134 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)16-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 1135 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)16-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1136 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)16-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1137 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)16-6 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1138 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)16-7 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1139 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)17-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1140 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)17-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1141 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)17-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1142 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)18 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1143 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)2-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1144 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)2-10 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1145 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)2-11 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1146 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)2-12 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1147 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)2-13 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1148 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)2-14 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1149 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)2-15 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1150 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)2-16 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|------------|-------|----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 1151 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)2-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1152 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)2-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1153 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)2-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1154 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)2-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1155 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)2-6 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1156 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)2-7 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1157 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)2-8 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1158 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)2-9 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1159 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)3-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1160 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)3-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1161 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)3-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1162 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)3-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1163 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)4-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1164 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)4-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1165 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)4-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1166 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)4-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|------------|-------|-----------------------|----------|------------|
| 別表1 | 1167 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)4-6 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1168 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)4-7 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1169 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)4-8 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1170 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)5-10 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1171 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)5-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1172 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)5-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1173 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)5-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1174 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)5-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1175 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)5-6 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1176 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)5-7 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1177 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)5-8 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1178 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)5-9 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1179 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)6-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1180 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)6-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1181 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)6-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1182 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)6-6 | 保安検査の方法 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|----------------------------------|-------|----------------------|----------------------|------------|
| 別表1 | 1183 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)6-7 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1184 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)7-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1185 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)7-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1186 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)8-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1187 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)8-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1188 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)8-4 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1189 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)8-5 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1190 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)8-6 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1191 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)9-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1192 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第4(第44条の5第2項関係)9-3 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1193 | 基準器検査規則 | 経済産業省 | 第16条第1項 | 構造検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1194 | 基準器検査規則 | 経済産業省 | 第281条 | 機構及び作用の検査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1195 | 基準器検査規則 | 経済産業省 | 第409条 | 機構及び作用の検査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1196 | 基準器検査規則 | 経済産業省 | 第429条 | 機構及び作用の検査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1197 | 経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令 | 経済産業省 | 第4条第1項第13号 | 貸付条件 | 目視規制 |
| 別表1 | 1198 | 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 | 経済産業省 | 第7条の12第1項 | 認定輸出者に対する立入検査等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1199 | 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 | 経済産業省 | 第26条第1項 | 証明書受給者等の報告等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1200 | 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 | 経済産業省 | 第26条第2項 | 証明書受給者等の報告等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1201 | 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 | 経済産業省 | 第30条第4項 | 締約国等の権限ある当局に対する情報提供等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1202 | 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第5条第2項 | 第一種特定原産地証明書の発給の審査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1203 | 工業用水道事業法 | 経済産業省 | 第15条第1項 | 土地の立入 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|------------------------|-------|--------------|----------------|------------|
| 別表1 | 1204 | 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令 | 経済産業省 | 第36条第2号 | 石炭坑及び石油坑の主要扇風機 | 目視規制 |
| 別表1 | 1205 | 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令 | 経済産業省 | 第40条第2項第2号 | 火薬類取扱所の建物の構造 | 目視規制 |
| 別表1 | 1206 | 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令 | 経済産業省 | 第40条第3項第7号 | 坑内の火薬類取扱所 | 目視規制 |
| 別表1 | 1207 | 鉱業法 | 経済産業省 | 第101条第1項 | 土地の立入り | 目視規制 |
| 別表1 | 1208 | 鉱業法 | 経済産業省 | 第138条 | 立会通知 | 目視規制 |
| 別表1 | 1209 | 鉱業法 | 経済産業省 | 第140条 | 鉱区等の調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1210 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1号 | 施設等の巡視及び点検 | 目視規制 |
| 別表1 | 1211 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第2号 | 施設等の巡視及び点検 | 目視規制 |
| 別表1 | 1212 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第4号 | 施設等の巡視及び点検 | 目視規制 |
| 別表1 | 1213 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第5号 | 施設等の巡視及び点検 | 目視規制 |
| 別表1 | 1214 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第59条第1項 | 立入り | 目視規制 |
| 別表1 | 1215 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第61条第1項 | 植物の伐採又は移植 | 目視規制 |
| 別表1 | 1216 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第40条の2第2項第1号 | 電気工作物の台帳の作成等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1217 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第50条第2項第9号 | 保安規程 | 目視規制 |
| 別表1 | 1218 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第50条第3項第3号 | 保安規程 | 目視規制 |
| 別表1 | 1219 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第50条第4項第4号 | 保安規程 | 目視規制 |
| 別表1 | 1220 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第96条第2項第5号 | 一般用電気工作物の調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1221 | 特定計量器検定検査規則 | 経済産業省 | 第17条第1項 | 構造検定の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1222 | 特定計量器検定検査規則 | 経済産業省 | 第21条第3項 | 変成器付電気計器検査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1223 | 特定計量器検定検査規則 | 経済産業省 | 第22条第2項 | 装置検査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1224 | 特定計量器検定検査規則 | 経済産業省 | 第46条 | 性能に関する検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1225 | 特定計量器検定検査規則 | 経済産業省 | 第53条 | 性能に関する検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1226 | 特定計量器検定検査規則 | 経済産業省 | 第66条 | 性能に関する検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1227 | 特定計量器検定検査規則 | 経済産業省 | 第68条第3項 | 合番号の除去 | 目視規制 |
| 別表1 | 1228 | 特定計量器検定検査規則 | 経済産業省 | 第69条第2項 | 装置検査証印の除去 | 目視規制 |
| 別表1 | 1229 | 特定計量器検定検査規則 | 経済産業省 | 第999条第1項 | 比較検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1230 | 特定設備検査規則 | 経済産業省 | 第50条第2項第1号 | 構造の検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1231 | 特定設備検査規則 | 経済産業省 | 第50条第2項第2号 | 構造の検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1232 | 特定設備検査規則 | 経済産業省 | 第50条第2項第3号 | 構造の検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1233 | 特定設備検査規則 | 経済産業省 | 第50条第2項第4号 | 構造の検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1234 | 特定設備検査規則 | 経済産業省 | 第50条第2項第5号 | 構造の検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1235 | 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 | 経済産業省 | 第25条第1項 | 実地調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1236 | 熱供給事業法施行規則 | 経済産業省 | 第23条第1項第4号 | 保安規程 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|-------------|-------|-----------------------|------------|------------|
| 別表1 | 1237 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 第35条第2項第4号 | 危害予防規程の届出等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1238 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1239 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-10 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1240 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-11 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1241 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-12 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1242 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-13 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1243 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-14 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1244 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-15 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1245 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-16 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1246 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-17 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1247 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-18 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1248 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-19 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1249 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-2 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1250 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-3 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1251 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-4 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1252 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-5 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1253 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-6 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1254 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)1-9 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1255 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第1(第25条関係)2-1 | 完成検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1256 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第2(第43条第2項第3号関係)1-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1257 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第2(第43条第2項第3号関係)1-2 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1258 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 別表第2(第43条第2項第3号関係)2-1 | 保安検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1259 | 確認審査等に関する指針 | 国土交通省 | 第3-3第2号 | 完了検査に関する指針 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|---------------------------------|-------|--------------|---------------------------------------|------------|
| 別表1 | 1260 | 確認審査等に関する指針 | 国土交通省 | 第4-3第2号 | 中間検査に関する指針 | 目視規制 |
| 別表1 | 1261 | 道路法 | 国土交通省 | 第77条 | 道路に関する調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1262 | 下水道法施行令 | 国土交通省 | 第5条の12第1項第1号 | 公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1263 | 下水道法施行令 | 国土交通省 | 第5条の12第1項第2号 | 公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1264 | 下水道法施行令 | 国土交通省 | 第5条の12第1項第5号 | 公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1265 | 河川法施行令 | 国土交通省 | 第9条の3第1項第1号 | 河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1266 | 河川法施行令 | 国土交通省 | 第9条の3第1項第2号 | 河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1267 | 火薬類運送規則 | 国土交通省 | 第20条第2項 | 危険防止の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1268 | 火薬類運送規則 | 国土交通省 | 第27条 | 見張人 | 目視規制 |
| 別表1 | 1269 | 海上交通安全法 | 国土交通省 | 第41条第3項 | 航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1270 | 海上衝突予防法 | 国土交通省 | 第5条 | 見張り | 目視規制 |
| 別表1 | 1271 | 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第5条第4号へ | 届出を要しない近郊緑地保全区域における通常管理行為、軽易な行為その他の行為 | 目視規制 |
| 別表1 | 1272 | 景観法 | 国土交通省 | 第17条第4項 | 変更命令等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1273 | 景観法施行令 | 国土交通省 | 第8条第3号ホ | 届出を要しない景観計画区域内における通常管理行為、軽易な行為その他の行為 | 目視規制 |
| 別表1 | 1274 | 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令 | 国土交通省 | 第3条第4号へ | 法第七条第一項ただし書の政令で定める行為 | 目視規制 |
| 別表1 | 1275 | 公営住宅法 | 国土交通省 | 第49条 | 国土交通大臣及び都道府県知事の指導監督 | 目視規制 |
| 別表1 | 1276 | 公営住宅法施行規則 | 国土交通省 | 第24条第6号 | 権限の委任 | 目視規制 |
| 別表1 | 1277 | 航空法 | 国土交通省 | 第71条の2 | 操縦者の見張り義務 | 目視規制 |
| 別表1 | 1278 | 航空法施行規則 | 国土交通省 | 第92条第6号 | 空港等の機能の確保に関する基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1279 | 高速自動車国道法 | 国土交通省 | 第23条第1項 | 国土交通大臣が行う道路に関する調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1280 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第22条第1項第1号 | 船舶保安評価書 | 目視規制 |
| 別表1 | 1281 | 国土交通省関係地域再生法施行規則 | 国土交通省 | 第4条第1項第3号 | 地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内において届出が不要な行為 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|-----------------------|-------|-----------------------|--|------------|
| 別表1 | 1282 | 国土交通省組織規則 | 国土交通省 | 第115条第10項 | 災害対策室及び危機管理室並びに海岸・防災企画官、津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官、広域連携推進官、災害査定官及び港湾保安管理官 | 目視規制 |
| 別表1 | 1283 | 国土利用計画法 | 国土交通省 | 第24条第3項 | 土地の利用目的に関する勧告 | 目視規制 |
| 別表1 | 1284 | 指定自動車整備事業規則 | 国土交通省 | 別表第2(第8条関係)1-イ | 検査の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1285 | 指定自動車整備事業規則 | 国土交通省 | 別表第2(第8条関係)1-ロ | 検査の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1286 | 指定自動車整備事業規則 | 国土交通省 | 別表第2(第8条関係)2 | 検査の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1287 | 指定自動車整備事業規則 | 国土交通省 | 別表第2(第8条関係)3 | 検査の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1288 | 指定自動車整備事業規則 | 国土交通省 | 別表第2(第8条関係)4 | 検査の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1289 | 集落地域整備法施行令 | 国土交通省 | 第6条第5号ホ | 集落地区計画の区域内において届出が不要な行為 | 目視規制 |
| 別表1 | 1290 | 首都圏近郊緑地保全法施行令 | 国土交通省 | 第2条第4号へ | 届出を要しない保全区域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為 | 目視規制 |
| 別表1 | 1291 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第15条第1号ロ(2) | 評価の業務の実施基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1292 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第15条第1号ハ(3) | 評価の業務の実施基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1293 | 新技術利用のガイドライン(案) | 国土交通省 | - | 点検要領との関係性の明確化 | 目視規制 |
| 別表1 | 1294 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の9第2項 | 非常通路及び救命設備の点検整備 | 目視規制 |
| 別表1 | 1295 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第77条の2の2第1項 | 航海当直部員の職務 | 目視規制 |
| 別表1 | 1296 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第8号表(第77条の2の3関係)備考1-二 | 経験又は教育事項 | 目視規制 |
| 別表1 | 1297 | 船員労働安全衛生規則 | 国土交通省 | 第73条第2号 | 四アルキル鉛を積載している場合の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1298 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 国土交通省 | 第23条の36第5項 | 小型船舶操縦者の遵守事項 | 目視規制 |
| 別表1 | 1299 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 | 国土交通省 | 第101条第2項 | 操縦試験の身体検査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1300 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 | 国土交通省 | 第138条第2号 | 発航前の検査等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1301 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令 | 国土交通省 | 第1条第1項第1号 | 運航士の職務 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|------------------------------|----------------|--------------|--|------------|
| 別表1 | 1302 | 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令 | 文部科学省 国土交通省 | 第13条第5号ホ | 歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為 | 目視規制 |
| 別表1 | 1303 | 鉄道に関する技術上の基準を定める省令 | 国土交通省 | 第89条第1項 | 本線及び本線上に設ける電車線路の巡視及び監視並びに列車の検査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1304 | 鉄道施設等検査規則 | 国土交通省 | 第6条 | 鉄道施設検査の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1305 | 鉄道事業法 | 国土交通省 | 第22条第1項 | 土地の立入り及び使用 | 目視規制 |
| 別表1 | 1306 | 鉄道事業法 | 国土交通省 | 第22条の2第1項 | 植物等の伐採等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1307 | 点検支援技術性能カタログ | 国土交通省 | - | 点検要領との関係性の明確化 | 目視規制 |
| 別表1 | 1308 | 都市公園法施行令 | 国土交通省 | 第10条第1項第1号 | 都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1309 | 都市公園法施行令 | 国土交通省 | 第10条第1項第2号 | 都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1310 | 都市計画法施行令 | 国土交通省 | 第38条の5第5号ホ | 地区計画の区域内において届出が不要な行為 | 目視規制 |
| 別表1 | 1311 | 都市緑地法 | 国土交通省 | 第8条第4項 | 緑地保全地域における行為の届出等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1312 | 都市緑地法施行規則 | 国土交通省 | 第22条第1号 | 市民緑地の管理が適切に実施される基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1313 | 都市緑地法施行規則 | 国土交通省 | 第22条第2号 | 市民緑地の管理が適切に実施される基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1314 | 都市緑地法施行令 | 国土交通省 | 第4条第4号へ | 届出を要しない緑地保全地域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為 | 目視規制 |
| 別表1 | 1315 | 都市緑地法施行令 | 国土交通省 | 第6条第3号へ | 許可等を要しない特別緑地保全地区における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為 | 目視規制 |
| 別表1 | 1316 | 土地収用法 | 国土交通省 | 第63条第4項 | 意見を述べる権利等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1317 | 土地収用法 | 国土交通省 | 第65条第3項 | 審理又は調査のための権限等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1318 | 道路トンネル定期点検要領 | 国土交通省 | 4 | ドローンを活用する場合の基準明確化 | 目視規制 |
| 別表1 | 1319 | 道路運送車両法 | 国土交通省 | 第47条の2第1項 | 日常点検整備 | 目視規制 |
| 別表1 | 1320 | 道路運送法 | 国土交通省 | 第69条第1項 | 土地の立入及び使用 | 目視規制 |
| 別表1 | 1321 | 道路橋定期点検要領 | 国土交通省 | 4 | ドローンを活用する場合の基準明確化 | 目視規制 |
| 別表1 | 1322 | 道路法施行規則 | 国土交通省 | 第4条の5の6第1号 | 道路の維持又は修繕に関する技術的基準等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1323 | 道路法施行令 | 国土交通省 | 第35条の2第1項第1号 | 道路の維持又は修繕に関する技術的基準等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1324 | 道路法施行令 | 国土交通省 | 第35条の2第1項第2号 | 道路の維持又は修繕に関する技術的基準等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1325 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第11条第5号ホ | 防災街区整備地区計画の区域内において届出が不要な行為 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|---|-------|--------------------------------|---------------------------------------|------------|
| 別表1 | 1326 | 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律 | 国土交通省 | 第16条第10項 | 特定地方管理空港運営者の指定等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1327 | 優良自動車整備事業者認定規則 | 国土交通省 | 第4条 | 認定の審査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1328 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第1条の2第1項第3号ホ | 一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1329 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第2条第1項第2号ロ(5) | 産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1330 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第2条第2項第2号ロ | 産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1331 | 温泉法施行規則 | 環境省 | 第1条の2第7号ロ | 掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1332 | 温泉法施行規則 | 環境省 | 第1条の2第8号 | 掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1333 | 温泉法施行規則 | 環境省 | 第6条の3第1項第8号 | 温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1334 | 温泉法施行規則 | 環境省 | 第6条の3第3項第11号ロ | 温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1335 | 温泉法施行規則 | 環境省 | 附則(平成20年5月28日環境省令第5号)第4条第2項第8号 | 温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1336 | 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 | 環境省 | 第11条第1項 | 土地の立入り | 目視規制 |
| 別表1 | 1337 | 湖沼水質保全特別措置法 | 環境省 | 第30条第4項 | 湖辺環境保護地区内における行為の届出等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1338 | 自然環境保全法 | 環境省 | 第28条第3項 | 普通地区 | 目視規制 |
| 別表1 | 1339 | 自然環境保全法 | 環境省 | 第31条第1項 | 実地調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1340 | 自然環境保全法 | 環境省 | 第47条 | 実地調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1341 | 自然公園法 | 環境省 | 第33条第4項 | 普通地域 | 目視規制 |
| 別表1 | 1342 | 自然公園法 | 環境省 | 第62条第1項 | 実地調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1343 | 自然公園法 | 環境省 | 第76条 | 実地調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1344 | 自然公園法施行規則 | 環境省 | 第13条の5第24号 | 利用調整地区における認定等を要しない行為 | 目視規制 |
| 別表1 | 1345 | 石綿による健康被害の救済に関する法律 | 環境省 | 第55条第1項 | 保険医療機関等に対する報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1346 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 | 環境省 | 第42条第1項 | 実地調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1347 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則 | 環境省 | 第25条第6号ホ | 管理地区内における許可を要しない行為 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|-------------------------------|----------|--------------------|----------------------------|------------|
| 別表1 | 1348 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則 | 環境省 | 第25条第9号イ | 管理地区内における許可を要しない行為 | 目視規制 |
| 別表1 | 1349 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 環境省 | 第31条第1項 | 実地調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1350 | 土壌汚染対策法施行規則 | 環境省 | 別表第8(第40条関係)6-ニ(3) | 実施措置の実施の方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1351 | 南極地域の環境の保護に関する法律施行規則 | 環境省 | 別表第1(第5条及び第15条関係) | 南極環境構成要素並びにその観測又は測定の対象及び方法 | 目視規制 |
| 別表1 | 1352 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第3条第1項 | 事業者の責務 | 目視規制 |
| 別表1 | 1353 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第12条第7項 | 事業者の処理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1354 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第4条の5第1項第2号ラ(2) | 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1355 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第9項第2号ハ(2) | 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1356 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第51条の33第1項 | 実地調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1357 | 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第6条の2第2項第11号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1358 | 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第6条の2第2項第17号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1359 | 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第6条の2第2項第17号ニ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1360 | 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第6条の2第2項第17号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1361 | 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第6条の2第2項第17号ホ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1362 | 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第6条の2第2項第17号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1363 | 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第6条の2第2項第18号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1364 | 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第6条の2第2項第18号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1365 | 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第6条の2第2項第4号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1366 | 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第6条の2第2項第9号ロ(3) | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1367 | 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第6条の2第4項第3号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1368 | 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第6条の2第4項第4号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1369 | 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第8条第2号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1370 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の6第1項第7号 | 工場又は事業所において行われる運搬 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|-------------------|----------|--------------------------|-------------------|------------|
| 別表1 | 1371 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の4第1項 第4号ハ | 加工施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1372 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の4第1項 第4号ヘ | 加工施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1373 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の9第2項 第11号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1374 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の9第2項 第18号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1375 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の9第2項 第18号ニ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1376 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の9第2項 第18号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1377 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の9第2項 第18号ホ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1378 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の9第2項 第18号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1379 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の9第2項 第19号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1380 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の9第2項 第19号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1381 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の9第2項 第4号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1382 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の9第2項 第9号ロ(1)(iii) | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1383 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の9第2項 第9号ロ(2) | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1384 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の9第4項 第4号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1385 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の9第4項 第5号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1386 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第9条の17第2 号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1387 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の10 第1項第7号 | 工場又は事業所において行われる運搬 | 目視規制 |
| 別表1 | 1388 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の13 第2項第11号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1389 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の13 第2項第17号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1390 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の13 第2項第17号ニ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1391 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の13 第2項第17号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1392 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の13 第2項第17号ホ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1393 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の13 第2項第17号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1394 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の13 第2項第18号イ | 防護措置 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|------------------------------|----------|-----------------------------|------------|------------|
| 別表1 | 1395 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の13 第2項第18号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1396 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の13 第2項第10号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1397 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の13 第2項第4号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1398 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の13 第2項第9号ロ (4) | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1399 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の13 第4項 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1400 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の13 第5項第2号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1401 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の13 第5項第3号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1402 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の7 第4号ハ | 使用施設等の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1403 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第2条の11の7 第4号ヘ | 使用施設等の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1404 | 核燃料物質の使用等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第8条第2号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1405 | 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第4条第1項第2号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1406 | 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条第2項第11号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1407 | 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条第2項第11号ニ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1408 | 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条第2項第11号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1409 | 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条第2項第11号ホ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1410 | 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条第2項第11号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1411 | 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条第2項第3号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1412 | 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条第2項第6号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1413 | 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条第2項第7号ロ(3) | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1414 | 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条第2項第8号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1415 | 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条第4項第2号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1416 | 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条第4項第3号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1417 | 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第26条第1項第2号 | 危険時の措置 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|--|----------|--------------|-----------------|------------|
| 別表1 | 1418 | 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第6条第1号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1419 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第55条第4号ハ | 第一種廃棄物埋設施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1420 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第55条第4号ヘ | 第一種廃棄物埋設施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1421 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第60条第1項第6号 | 事業所において行われる運搬 | 目視規制 |
| 別表1 | 1422 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第62条第2項第17号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1423 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第62条第2項第17号ニ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1424 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第62条第2項第17号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1425 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第62条第2項第17号ホ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1426 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第62条第2項第17号コ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1427 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第62条第2項第18号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1428 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第62条第2項第18号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1429 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第62条第2項第11号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1430 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第62条第2項第4号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1431 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第62条第2項第8号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1432 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第62条第2項第9号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1433 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第62条第4項第3号 | 防護措置 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|--|----------|----------------|---------------|------------|
| 別表1 | 1434 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第62条第4項第4号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1435 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第90条第2号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1436 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条第3号ハ | 廃棄物埋設施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1437 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条第3号ヘ | 廃棄物埋設施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1438 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第18条第1項第6号 | 事業所において行われる運搬 | 目視規制 |
| 別表1 | 1439 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第19条の3第2項第11号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1440 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第19条の3第2項第18号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1441 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第19条の3第2項第17号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1442 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第19条の3第2項第17号ニ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1443 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第19条の3第2項第17号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1444 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第19条の3第2項第17号ホ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1445 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第19条の3第2項第17号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1446 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第19条の3第2項第18号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1447 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第19条の3第2項第4号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1448 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第19条の3第2項第8号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1449 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第19条の3第2項第9号ロ | 防護措置 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|--|----------|----------------|---------------|------------|
| 別表1 | 1450 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第19条の3第4項第3号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1451 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第19条の3第4項第4号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1452 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第23条第2号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1453 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第29条第1項第4号ハ | 廃棄物管理施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1454 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第29条第1項第4号ヘ | 廃棄物管理施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1455 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第32条第1項第6号 | 事業所において行われる運搬 | 目視規制 |
| 別表1 | 1456 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第33条の3第2項第11号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1457 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第33条の3第2項第17号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1458 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第33条の3第2項第17号ニ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1459 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第33条の3第2項第17号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1460 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第33条の3第2項第17号ホ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1461 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第33条の3第2項第17号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1462 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第33条の3第2項第18号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1463 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第33条の3第2項第18号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1464 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第33条の3第2項第4号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1465 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第33条の3第2項第8号ハ | 防護措置 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|---------------------------------------|----------|---------------|-------------------|------------|
| 別表1 | 1466 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第33条の3第2項第9号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1467 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第33条の3第4項第3号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1468 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第33条の3第4項第4号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1469 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第36条第2号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1470 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第130条第2号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1471 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第86条第3項第3号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1472 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第76条第1項第4号ハ | 発電用原子炉施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1473 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第76条第1項第4号ヘ | 発電用原子炉施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1474 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第83条第1項第7号 | 工場又は事業所において行われる運搬 | 目視規制 |
| 別表1 | 1475 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第86条第2項第15号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1476 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第86条第2項第16号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1477 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第86条第2項第11号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1478 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第86条第2項第17号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1479 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第86条第2項第22号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1480 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第86条第2項第22号ニ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1481 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第86条第2項第22号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1482 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第86条第2項第22号ホ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1483 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第86条第2項第22号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1484 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第86条第2項第23号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1485 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第86条第2項第23号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1486 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第86条第2項第4号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1487 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第86条第2項第8号ハ | 防護措置 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|---------------------------|----------|-----------------------|-------------------|------------|
| 別表1 | 1488 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第86条第2項第9号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1489 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第86条第3項第4号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1490 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第11条第1項第4号ハ | 再処理施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1491 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第11条第1項第4号ヘ | 再処理施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1492 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条第1項第7号 | 工場又は事業所において行われる運搬 | 目視規制 |
| 別表1 | 1493 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の3第2項第14号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1494 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の3第2項第15号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1495 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の3第2項第20号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1496 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の3第2項第20号ニ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1497 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の3第2項第20号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1498 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の3第2項第20号ホ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1499 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の3第2項第20号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1500 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の3第2項第21号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1501 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の3第2項第21号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1502 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の3第2項第11号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1503 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の3第2項第4号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1504 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の3第2項第8号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1505 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の3第2項第9号ロ(1)(iii) | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1506 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の3第2項第9号ロ(2) | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1507 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の3第3項第4号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1508 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の3第3項第5号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1509 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第20条第2号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1510 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第31条第1項第4号ハ | 使用済燃料貯蔵施設の施設管理 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|-----------------------------|----------|----------------|-------------------|------------|
| 別表1 | 1511 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第31条第1項第4号へ | 使用済燃料貯蔵施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1512 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第34条第1項第7号 | 事業所において行われる運搬 | 目視規制 |
| 別表1 | 1513 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第36条第2項第19号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1514 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第36条第2項第19号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1515 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第36条第2項第11号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1516 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第36条第2項第18号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1517 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第36条第2項第18号ニ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1518 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第36条第2項第18号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1519 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第36条第2項第18号ホ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1520 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第36条第2項第18号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1521 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第36条第2項第4号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1522 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第36条第2項第8号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1523 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第36条第2項第9号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1524 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第36条第3項第4号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1525 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第36条第3項第3号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1526 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第44条第2号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1527 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第2号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1528 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第12条第1項第7号 | 工場又は事業所において行われる運搬 | 目視規制 |
| 別表1 | 1529 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の3第2項第11号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1530 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の3第2項第17号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1531 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の3第2項第17号ニ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1532 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の3第2項第17号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1533 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の3第2項第17号ホ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1534 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の3第2項第17号ロ | 防護措置 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|-----------------------------|----------|----------------|-------------------|------------|
| 別表1 | 1535 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の3第2項第18号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1536 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の3第2項第18号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1537 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の3第2項第4号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1538 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の3第2項第8号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1539 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の3第2項第9号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1540 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の3第4項 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1541 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の3第5項第3号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1542 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第9条第1項第4号ハ | 試験研究用等原子炉施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1543 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第9条第1項第4号ヘ | 試験研究用等原子炉施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1544 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第91条第2項第4号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1545 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第91条第3項第3号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1546 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第91条第3項第4号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1547 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第135条第2号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1548 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第81条第1項第4号ハ | 発電用原子炉施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1549 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第81条第1項第4号ヘ | 発電用原子炉施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1550 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第88条第1項第7号 | 工場又は事業所において行われる運搬 | 目視規制 |
| 別表1 | 1551 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第91条第2項第15号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1552 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第91条第2項第16号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1553 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第91条第2項第11号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1554 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第91条第2項第17号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1555 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第91条第2項第22号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1556 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第91条第2項第22号ニ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1557 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第91条第2項第22号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1558 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第91条第2項第22号ホ | 防護措置 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|--|----------|----------------|------------------|------------|
| 別表1 | 1559 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第91条第2項第22号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1560 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第91条第2項第23号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1561 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第91条第2項第23号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1562 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第91条第2項第8号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1563 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第91条第2項第9号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1564 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第22条第4号ハ | 試験研究用等原子炉施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1565 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第22条第4号ヘ | 試験研究用等原子炉施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1566 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第25条第1項第7号 | 原子力船等において行われる運搬 | 目視規制 |
| 別表1 | 1567 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第27条の2第2項第11号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1568 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第27条の2第2項第11号ニ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1569 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第27条の2第2項第11号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1570 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第27条の2第2項第11号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1571 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第27条の2第2項第3号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1572 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第27条の2第2項第6号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1573 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第27条の2第2項第7号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1574 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第27条の2第2項第8号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1575 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第27条の2第4項第2号 | 防護措置 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|--|----------|---------------|-------------------|------------|
| 別表1 | 1576 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第27条の2第4項第3号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1577 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第36条第2号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1578 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第18条第1項第1号イ | 施設検査等の方法等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1579 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第18条第1項第2号イ | 施設検査等の方法等 | 目視規制 |
| 別表1 | 1580 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第12条第3号 | 発電用原子炉施設の施設管理 | 目視規制 |
| 別表1 | 1581 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の2第1項第7号 | 工場又は事業所において行われる運搬 | 目視規制 |
| 別表1 | 1582 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第2項第11号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1583 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第2項第15号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1584 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第2項第16号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1585 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第2項第17号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1586 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第2項第22号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1587 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第2項第22号ニ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1588 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第2項第22号ハ | 防護措置 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|--|----------------|--------------|------------------|------------|
| 別表1 | 1589 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第2項第22号ホ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1590 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第2項第22号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1591 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第2項第23号イ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1592 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第2項第23号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1593 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第2項第4号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1594 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第2項第8号ハ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1595 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第2項第9号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1596 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第3項第3号 | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1597 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第3項第4号ロ | 防護措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1598 | 放射性同位元素等の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第12条の3第2項 | 認証の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1599 | 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の3第4項 | 認証の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1600 | 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 | 原子力規制委員会 | 第18条第1項第6号 | 事業所等における運搬の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1601 | 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 | 原子力規制委員会 | 第29条第1項第5号 | 危険時の措置 | 目視規制 |
| 別表1 | 1602 | 海岸法施行規則 | 農林水産省 国土交通省 | 第5条の8第1項第2号 | 維持又は修繕に関する技術的基準等 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|---|-----------------------|-----------|------------------|------------|
| 別表1 | 1603 | 原子力発電工作物の保安に関する命令 | 経済産業省 原子力規制委員会 | 第4条第2項第9号 | 保安規程 | 目視規制 |
| 別表1 | 1604 | 原子力発電工作物の保安に関する命令 | 経済産業省 原子力規制委員会 | 第4条第3項第4号 | 保安規程 | 目視規制 |
| 別表1 | 1605 | 原子力発電工作物の保安に関する命令 | 経済産業省 原子力規制委員会 | 第4条第4項第4号 | 保安規程 | 目視規制 |
| 別表1 | 1606 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 | 農林水産省 国土交通省 | 第7条 | 災害復旧事業費の決定 | 目視規制 |
| 別表1 | 1607 | 工業用水法 | 経済産業省 環境省 | 第22条第1項 | 土地の立入り | 目視規制 |
| 別表1 | 1608 | 工場立地法 | 経済産業省 環境省 | 第2条第2項 | 工場立地に関する調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1609 | 工場立地法 | 経済産業省 環境省 | 第2条第4項 | 工場立地に関する調査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1610 | 災害対策基本法 | 内閣府 総務省 | 第88条第1項 | 災害復旧事業費の決定 | 目視規制 |
| 別表1 | 1611 | 石油コンビナート等災害防止法 | 総務省 経済産業省 | 第8条第6項 | 新設等の計画に係る指示 | 目視規制 |
| 別表1 | 1612 | 石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令 | 総務省 経済産業省 国土交通省 | 第7条第1項第1号 | 保安作業従事者 | 目視規制 |
| 別表1 | 1613 | 石油パイプライン事業法 | 総務省 経済産業省 国土交通省 | 第34条第1項 | 土地の立入り | 目視規制 |
| 別表1 | 1614 | 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法 | 警察庁 総務省 文部科学省 | 第98条第1項 | 追加費用に関する総務大臣の権限 | 目視規制 |
| 別表1 | 1615 | 電子署名及び認証業務に関する法律 | デジタル庁 法務省 | 第6条第2項 | 認定の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1616 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 | 総務省 経済産業省 | 第5条第2項 | 認定の基準 | 目視規制 |
| 別表1 | 1617 | 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令 | 金融庁 財務省 | 第3条第5号 | 支援支出金管理団体との協定の締結 | 目視規制 |
| 別表2 | 1 | 火薬類の運搬に関する内閣府令 | 警察庁 | 第15条第1項 | 運搬方法 | 目視規制 |
| 別表2 | 2 | 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令 | 警察庁 | 第4条第1項第6号 | 指示 | 目視規制 |
| 別表2 | 3 | 地域警察運営規則 | 警察庁 | 第18条第2項 | 立番、見張及び在所 | 目視規制 |
| 別表2 | 4 | 地域警察運営規則 | 警察庁 | 第27条第4項 | 警備派出所 | 目視規制 |
| 別表2 | 5 | 地域警察運営規則 | 警察庁 | 第28条第4項 | 検問所 | 目視規制 |
| 別表2 | 6 | 特定物質の運搬の届出等に関する規則 | 警察庁 | 第3条第4号 | 指示 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|------------|-----------------|------------|
| 別表2 | 7 | 届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則 | 警察庁 | 第3条第4号 | 指示 | 目視規制 |
| 別表2 | 8 | 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令 | 警察庁 | 第3条第1項第6号 | 指示 | 目視規制 |
| 別表2 | 9 | 被収容者処遇規則 | 法務省 | 第2条の2 | 意見聴取等 | 目視規制 |
| 別表2 | 10 | 被収容者処遇規則 | 法務省 | 第14条第1項 | 事故の防止等 | 目視規制 |
| 別表2 | 11 | 調査報告に関する規則 | 外務省 | 第1条 | 調査報告書の作成 | 目視規制 |
| 別表2 | 12 | 私立学校教職員共済法 | 文部科学省 | 第46条第1項 | 報告の請求及び検査 | 目視規制 |
| 別表2 | 13 | 私立学校教職員共済法 | 文部科学省 | 第46条第2項 | 報告の請求及び検査 | 目視規制 |
| 別表2 | 14 | 文化財保護法 | 文部科学省 | 第55条第1項 | 立入り調査 | 目視規制 |
| 別表2 | 15 | 文化財保護法 | 文部科学省 | 第131条第1項 | 立入り調査 | 目視規制 |
| 別表2 | 16 | 文化財保護法 | 文部科学省 | 第171条 | 実地調査 | 目視規制 |
| 別表2 | 17 | 文化財保護法 | 文部科学省 | 第191条第2項 | 文化財保護指導委員 | 目視規制 |
| 別表2 | 18 | 文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令 | 文部科学省 | 第5条第1項第12号 | 貸付条件 | 目視規制 |
| 別表2 | 19 | 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令 | 厚生労働省 | 第17条第2項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表2 | 20 | 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令 | 厚生労働省 | 第17条第3項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表2 | 21 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第172条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表2 | 22 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第197条第4項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表2 | 23 | 健康保険法 | 厚生労働省 | 第198条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 別表2 | 24 | 建設業附属寄宿舍規程 | 厚生労働省 | 第3条の2第1項 | 寄宿舍管理者の職務 | 目視規制 |
| 別表2 | 25 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | 厚生労働省 | 第16条第1項 | 報告の請求及び検査 | 目視規制 |
| 別表2 | 26 | 高齢者の医療の確保に関する法律 | 厚生労働省 | 第134条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表2 | 27 | 高齢者の医療の確保に関する法律 | 厚生労働省 | 第134条第2項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表2 | 28 | 高齢者の医療の確保に関する法律 | 厚生労働省 | 第152条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表2 | 29 | 国民健康保険法 | 厚生労働省 | 第106条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表2 | 30 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第21条の3第1項 | 療育の給付 | 目視規制 |
| 別表2 | 31 | 児童福祉法施行令 | 厚生労働省 | 第35条の4 | 事業、養育里親及び児童福祉施設 | 目視規制 |
| 別表2 | 32 | 児童福祉法施行令 | 厚生労働省 | 第38条 | 事業、養育里親及び児童福祉施設 | 目視規制 |
| 別表2 | 33 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第27条第1項第2号 | 食鳥検査の方法及び手続 | 目視規制 |
| 別表2 | 34 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令 | 厚生労働省 | 第5条第1項第12号 | 貸付条件 | 目視規制 |
| 別表2 | 35 | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 | 厚生労働省 | 第85条第1項 | 報告の請求及び検査 | 目視規制 |
| 別表2 | 36 | 生活保護法 | 厚生労働省 | 第54条第1項 | 実地検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------------|-------|--------------|--------------------|------------|
| 別表2 | 37 | 石綿障害予防規則 | 厚生労働省 | 第3条第7項 | 事前調査及び分析調査 | 目視規制 |
| 別表2 | 38 | 戦傷病者特別援護法 | 厚生労働省 | 第16条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 別表2 | 39 | 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 | 厚生労働省 | 第31条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表2 | 40 | 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 | 厚生労働省 | 第31条第2項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表2 | 41 | 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 | 厚生労働省 | 第37条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表2 | 42 | 調剤業務のあり方について(平成31年4月2日薬生総発0402第1号) | 厚生労働省 | 1、2 | 調剤の目視義務 | 目視規制 |
| 別表2 | 43 | 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 | 厚生労働省 | 第24条第1項 | 保険医療機関等に対する報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表2 | 44 | 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 | 厚生労働省 | 第35条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 別表2 | 45 | 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 | 厚生労働省 | 第7条第2項 | 許可の基準等 | 目視規制 |
| 別表2 | 46 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第11条第1項 | 衛生管理者の定期巡視及び権限の付与 | 目視規制 |
| 別表2 | 47 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第15条第1号 | 産業医の定期巡視 | 目視規制 |
| 別表2 | 48 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第6条第1項 | 安全管理者の巡視及び権限の付与 | 目視規制 |
| 別表2 | 49 | 核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則 | 国土交通省 | 第1項第2号 | 立入禁止措置 | 目視規制 |
| 別表2 | 50 | 核燃料物質等車両運搬規則 | 国土交通省 | 第16条 | 見張人 | 目視規制 |
| 別表2 | 51 | 核燃料物質等車両運搬規則 | 国土交通省 | 第17条の2第5項 | 特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等 | 目視規制 |
| 別表2 | 52 | 核燃料物質等車両運搬規則 | 国土交通省 | 第17条の2第8項第5号 | 特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等 | 目視規制 |
| 別表2 | 53 | 航空法施行規則 | 国土交通省 | 第92条第7号 | 空港等の機能の確保に関する基準 | 目視規制 |
| 別表2 | 54 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第7条第3項二 | 船舶指標対応措置 | 目視規制 |
| 別表2 | 55 | 国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令 | 国土交通省 | 第4条第1項第12号 | 貸付条件 | 目視規制 |
| 別表2 | 56 | 水防法 | 国土交通省 | 第9条 | 河川等の巡視 | 目視規制 |
| 別表2 | 57 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の6第2項 | 巡視制度 | 目視規制 |
| 別表2 | 58 | 船舶設備規程 | 国土交通省 | 第146条の46第2項 | 監視装置 | 目視規制 |
| 別表2 | 59 | 道路法施行規則 | 国土交通省 | 第4条の5の5 | 占用物件の維持管理に関する基準 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|---------------------------|--------------|-----------------------------|------------|
| 別表2 | 60 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 国土交通省 | 第14条 | 認定都道府県等の指示等 | 目視規制 |
| 別表2 | 61 | 放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則 | 国土交通省 | 第1条第1項第5号 | 応急の措置 | 目視規制 |
| 別表2 | 62 | 放射性同位元素等車両運搬規則 | 国土交通省 | 第15条 | 見張人 | 目視規制 |
| 別表2 | 63 | 放射性同位元素等車両運搬規則 | 国土交通省 | 第16条の2第1項第6号 | 特定放射性同位元素の運搬に係る措置等 | 目視規制 |
| 別表2 | 64 | 無軌条電車運転規則 | 国土交通省 | 第10条第2項 | 電力設備の巡視 | 目視規制 |
| 別表2 | 65 | 環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則 | 環境省 | 第4条第1項 | 特定評価書についての関係都道府県知事等の意見提出の期間 | 目視規制 |
| 別表2 | 66 | 大気汚染防止法 | 環境省 | 第18条の15第1項 | 解体等工事に係る調査及び説明等 | 目視規制 |
| 別表2 | 67 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第16条の5第1号 | 解体等工事に係る調査の方法 | 目視規制 |
| 別表2 | 68 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 | 法務省 厚生労働省 | 第14条第1項第2号 | 機構による事務の実施 | 目視規制 |
| 別表2 | 69 | 社会福祉に関する科目を定める省令 | 文部科学省 厚生労働省 | 第9条第2項 | 資料の提出等 | 目視規制 |
| 別表2 | 70 | 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令 | 文部科学省 厚生労働省 | 第7条第2項 | 資料の提出等 | 目視規制 |
| 別表2 | 71 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 環境省 | 第14条第1項 | フロン類の充填に関する基準 | 目視規制 |
| 新規 | 1 | 国家公務員法 | 内閣官房 | 第18条の3第2項 | 内閣総理大臣の調査 | 目視規制 |
| 新規 | 2 | 人事院規則13-1 (不利益処分についての審査請求) | 人事院 | 第62条第1項 | 実地調査 | 目視規制 |
| 新規 | 3 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 | 内閣府 | 第128条第1項 | 認可行政庁の職員による移行法人への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 4 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 | 内閣府 | 第128条第2項 | 認可行政庁の職員による移行法人への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 5 | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 | 内閣府 | 第27条第1項 | 所管行政庁の職員による公益法人への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 6 | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 | 内閣府 | 第27条第2項 | 所管行政庁の職員による公益法人への立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------------------------------|---------|------------|---|------------|
| 新規 | 7 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第41条第1項 | 特定非営利活動法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由がある場合の、所轄庁による報告徴収及び立入検査を定めるもの | 目視規制 |
| 新規 | 8 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第41条第2項 | 特定非営利活動法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由がある場合の、所轄庁による報告徴収及び立入検査を定めるもの | 目視規制 |
| 新規 | 9 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第41条第3項 | 特定非営利活動法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由がある場合の、所轄庁による報告徴収及び立入検査を定めるもの | 目視規制 |
| 新規 | 10 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第64条第1項 | 認定特定非営利活動法人等が法令等に違反、またはその運営が著しく適性を欠いている疑いがあると認める場合の、所轄庁等による報告徴収及び立入検査を定めるもの | 目視規制 |
| 新規 | 11 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第64条第2項 | 認定特定非営利活動法人等が法令等に違反、またはその運営が著しく適性を欠いている疑いがあると認める場合の、所轄庁等による報告徴収及び立入検査を定めるもの | 目視規制 |
| 新規 | 12 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第64条第3項 | 認定特定非営利活動法人等が法令等に違反、またはその運営が著しく適性を欠いている疑いがあると認める場合の、所轄庁等による報告徴収及び立入検査を定めるもの | 目視規制 |
| 新規 | 13 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第64条第5項 | 認定特定非営利活動法人等が法令等に違反、またはその運営が著しく適性を欠いている疑いがあると認める場合の、所轄庁等による報告徴収及び立入検査を定めるもの | 目視規制 |
| 新規 | 14 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 | 内閣府 | 第63条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 15 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 | 内閣府 | 第63条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 16 | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 | 公正取引委員会 | 第47条第1項第4号 | 調査のための強制処分 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------------------------------------|---------|-------------|--------------|------------|
| 新規 | 17 | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 | 公正取引委員会 | 第102条第1項 | 令状に基づく犯則調査権限 | 目視規制 |
| 新規 | 18 | 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 | 警察庁 | 第19条 | 指名する職員による巡察 | 目視規制 |
| 新規 | 19 | 警衛要則 | 警察庁 | 第9条 | 実地踏査 | 目視規制 |
| 新規 | 20 | 警護要則 | 警察庁 | 第11条 | 実地踏査 | 目視規制 |
| 新規 | 21 | 警備業法 | 警察庁 | 第38条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 22 | 警備業法 | 警察庁 | 第47条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 23 | 警備実施要則 | 警察庁 | 第41条第2号 | 事前の措置 | 目視規制 |
| 新規 | 24 | 警備実施要則 | 警察庁 | 第45条第2号 | 事前の措置 | 目視規制 |
| 新規 | 25 | 古物営業法 | 警察庁 | 第22条第1項 | 立入り及び調査 | 目視規制 |
| 新規 | 26 | 国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 | 警察庁 | 第8条第1項 | 業務の監督 | 目視規制 |
| 新規 | 27 | 国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 | 警察庁 | 第8条第2項 | 業務の監督 | 目視規制 |
| 新規 | 28 | 自動車安全運転センター法 | 警察庁 | 第38条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 29 | 自動車安全運転センター法 | 警察庁 | 第38条第2項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 30 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 | 警察庁 | 第21条第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 31 | 質屋営業法 | 警察庁 | 第24条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 32 | 銃砲刀剣類所持等取締法 | 警察庁 | 第10条の6第2項 | 報告徴収、立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 33 | 銃砲刀剣類所持等取締法 | 警察庁 | 第27条の2第2項 | 報告徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 34 | 探偵業の業務の適正化に関する法律 | 警察庁 | 第13条第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 35 | 探偵業の業務の適正化に関する法律 | 警察庁 | 第13条第2項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 36 | 道路交通法 | 警察庁 | 第51条の11第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 37 | 道路交通法 | 警察庁 | 第51条の11第2項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 38 | 道路交通法 | 警察庁 | 第99条の6第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 39 | 道路交通法 | 警察庁 | 第99条の6第2項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 40 | 道路交通法 | 警察庁 | 第108条の21第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 41 | 道路交通法 | 警察庁 | 第108条の21第2項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 42 | 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律 | 警察庁 | 第12条第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 43 | 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律 | 警察庁 | 第12条第3項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 44 | 犯罪による収益の移転防止に関する法律 | 警察庁 | 第16条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|------------------------|-------|----------------|--|------------|
| 新規 | 45 | 犯罪による収益の移転防止に関する法律 | 警察庁 | 第19条第3項 | 国家公安委員会の意見の陳述 | 目視規制 |
| 新規 | 46 | 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則 | 警察庁 | 第8条第1項、 第2項 | 巡察 | 目視規制 |
| 新規 | 47 | 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則 | 警察庁 | 第12条第1項 | 指導等 | 目視規制 |
| 新規 | 48 | 被留置者の留置に関する規則 | 警察庁 | 第11条 | 留置主任官の巡視 | 目視規制 |
| 新規 | 49 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 | 警察庁 | 第32条の11第1項 | 報告及び立入り | 目視規制 |
| 新規 | 50 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 | 警察庁 | 第32条の11第2項 | 報告及び立入り | 目視規制 |
| 新規 | 51 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 | 警察庁 | 第33条第1項 | 報告及び立入り | 目視規制 |
| 新規 | 52 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 | 警察庁 | 第33条第2項 | 報告及び立入り | 目視規制 |
| 新規 | 53 | 銀行法 | 金融庁 | 第25条第1項 | 銀行に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 54 | 銀行法 | 金融庁 | 第25条第2項 | 銀行の子法人等・業務委託先に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 55 | 銀行法 | 金融庁 | 第25条第3項 | 銀行、銀行の子法人等・業務委託先に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 56 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の8第1項 | 銀行議決権大量保有者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 57 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の8第2項 | 銀行議決権大量保有者に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 58 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の12第1項 | 銀行主要株主に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 59 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の12第2項 | 銀行主要株主に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 60 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の32第1項 | 銀行持株会社に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 61 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の32第2項 | 銀行持株会社の子法人等・業務委託先に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 62 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の32第3項 | 銀行持株会社、銀行持株会社の子法人等・業務委託先に対する立入検査身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 63 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の54第1項 | 銀行代理業者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 64 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の54第2項 | 銀行代理業者に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証券書 | 目視規制 |
| 新規 | 65 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の60の21第1項 | 電子決済等取扱業者に対する立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-----------------|-------|---------------|---|------------|
| 新規 | 66 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の60の21第2項 | 電子決済等取扱業者の取引先・業務委託先に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 67 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の60の21第3項 | 電子決済等取扱業者、電子決済等取扱業者の取引先・業務委託先に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 68 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の60の33第1項 | 認定電子決済等取扱事業者協会に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 69 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の60の33第2項 | 認定電子決済等取扱事業者協会に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 70 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の81第1項 | 指定紛争解決機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 71 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の81第2項 | 加入銀行・指定紛争解決機関の業務委託先に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 72 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の81第3項 | 指定紛争解決機関、加入銀行・指定紛争解決機関の業務委託先に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 73 | 金融サービスの提供に関する法律 | 金融庁 | 第36条第1項 | 内閣総理大臣の求めによる、国による金融サービス仲介業者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 74 | 金融サービスの提供に関する法律 | 金融庁 | 第36条第2項 | 内閣総理大臣の求めによる、国による、金融サービス仲介業者の取引先・委託先・保証業者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 75 | 金融サービスの提供に関する法律 | 金融庁 | 第36条第3項 | 金融サービス仲介業者等に対して立入検査を行う場合における、検査職員の身分証の携帯・提示義務 | 目視規制 |
| 新規 | 76 | 金融サービスの提供に関する法律 | 金融庁 | 第49条第1項 | 内閣総理大臣の求めによる、国による認定金融サービス仲介業協会に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 77 | 金融サービスの提供に関する法律 | 金融庁 | 第49条第2項 | 内閣総理大臣の求めによる、国による、認定金融サービス仲介業協会の委託先業者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 78 | 金融サービスの提供に関する法律 | 金融庁 | 第49条第3項 | 認定金融サービス仲介業協会等に対して立入検査を行う場合における、検査職員の身分証の携帯・提示義務 | 目視規制 |
| 新規 | 79 | 金融サービスの提供に関する法律 | 金融庁 | 第70条第1項 | 内閣総理大臣の求めによる、国による指定紛争解決機関に対する立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-----------------|-------|-------------|---|------------|
| 新規 | 80 | 金融サービスの提供に関する法律 | 金融庁 | 第70条第2項 | 内閣総理大臣の求めによる、国による、指定紛争解決機関の加入金融サービス仲介業者・委託先に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 81 | 金融サービスの提供に関する法律 | 金融庁 | 第70条第3項 | 指定紛争解決機関等に対して立入検査を行う場合における、検査職員の身分証の携帯・提示義務 | 目視規制 |
| 新規 | 82 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第79条の4 | 内閣総理大臣の求めによる、当局職員による認定協会等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 83 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第177条第1項第3号 | 内閣総理大臣の求めによる、当局職員による課徴金に関する調査のための立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 84 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第185条の5 | 審判手続における立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 85 | 資産の流動化に関する法律 | 金融庁 | 第217条第1項 | 内閣総理大臣の求めによる、当局職員による特定目的会社に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 86 | 信託業法 | 金融庁 | 第42条第1項 | 信託会社に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 87 | 信託業法 | 金融庁 | 第42条第2項 | 信託会社の主要株主、当該信託会社を子会社とする株主会社に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 88 | 信託業法 | 金融庁 | 第42条第3項 | 信託会社の業務委託先に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 89 | 信託業法 | 金融庁 | 第42条第5項 | 信託会社、信託会社主要株主等・業務委託先に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 90 | 信託業法 | 金融庁 | 第51条第6項 | 同一の会社集団に属する者の間における信託を行う者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 91 | 信託業法 | 金融庁 | 第51条第7項 | 同一の会社集団に属する者の間における信託を行う者に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 92 | 信託業法 | 金融庁 | 第58条第1項 | 外国信託会社に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 93 | 信託業法 | 金融庁 | 第58条第2項 | 外国信託会社の業務委託先に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 94 | 信託業法 | 金融庁 | 第58条第4項 | 外国信託会社、当該外国信託会社の業務委託先に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 95 | 信託業法 | 金融庁 | 第80条第1項 | 信託契約代理店、当該信託契約代理店の取引先に対する立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|------------------|-------|------------|---|------------|
| 新規 | 96 | 信託業法 | 金融庁 | 第80条第2項 | 信託契約代理店、当該信託契約代理店の取引先に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 97 | 信託業法 | 金融庁 | 第85条の21第1項 | 指定紛争解決機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 98 | 信託業法 | 金融庁 | 第85条の21第2項 | 指定紛争解決機関の加入信託会社等、当該指定紛争解決機関の業務委託先に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 99 | 信託業法 | 金融庁 | 第85条の21第3項 | 指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入信託会社等、当該指定紛争解決機関の業務委託先に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 100 | 投資信託及び投資法人に関する法律 | 金融庁 | 第22条第1項 | 内閣総理大臣の求めによる、当局職員による投資信託委託会社等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 101 | 投資信託及び投資法人に関する法律 | 金融庁 | 第213条第1項 | 内閣総理大臣の求めによる、当局職員による設立企画人等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 102 | 投資信託及び投資法人に関する法律 | 金融庁 | 第213条第2項 | 内閣総理大臣の求めによる、当局職員による投資法人に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 103 | 投資信託及び投資法人に関する法律 | 金融庁 | 第213条第3項 | 内閣総理大臣の求めによる、当局職員による資産保管会社等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 104 | 投資信託及び投資法人に関する法律 | 金融庁 | 第213条第4項 | 内閣総理大臣の求めによる、当局職員による執行役員等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 105 | 預金保険法 | 金融庁 | 第46条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 106 | 預金保険法 | 金融庁 | 第46条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 107 | 預金保険法 | 金融庁 | 第46条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 108 | 預金保険法 | 金融庁 | 第137条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 109 | 預金保険法 | 金融庁 | 第137条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 110 | 預金保険法 | 金融庁 | 第137条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 111 | 預金保険法 | 金融庁 | 第137条第6項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 112 | 預金保険法 | 金融庁 | 第137条第7項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 113 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第63条の6 | 内閣総理大臣の求めによる、当局職員による特例業務届出者等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 114 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第63条の14 | 内閣総理大臣の求めによる、当局職員による海外投資家等特例業務届出者等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 115 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第156条の58 | 内閣総理大臣の求めによる、当局職員による指定紛争解決機関等に対する立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」（法令約10,000条項）

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|-------------------|---|------------|
| 新規 | 116 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第190条 | 立入検査時の検査証票携帯・ 掲示 | 目視規制 |
| 新規 | 117 | 銀行等の株式等の保有の制限等 に関する法律 | 金融庁 | 第55条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 118 | 銀行等の株式等の保有の制限等 に関する法律 | 金融庁 | 第55条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 119 | 銀行等の株式等の保有の制限等 に関する法律 | 金融庁 | 第55条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 120 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の61の 15第1項 | 内閣総理大臣の求めによる、 監督当局職員による電子決済 等代行業者に対する立入検査 等 | 目視規制 |
| 新規 | 121 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の61の 15第2項 | 内閣総理大臣の求めによる、 監督当局職員による電子決済 等代行業者の委託先等に対す る立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 122 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の61の 15第3項 | 立入検査時における身分証の 提示 | 目視規制 |
| 新規 | 123 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の61の 27第1項 | 内閣総理大臣の求めによる、 監督当局職員による認定電子 決済等代行業者協会に対す る立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 124 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の61の 27第2項 | 立入検査時における身分証の 提示 | 目視規制 |
| 新規 | 125 | 公認会計士法 | 金融庁 | 第33条 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 126 | 公認会計士法 | 金融庁 | 第34条の51 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 127 | 公認会計士法 | 金融庁 | 第46条の12 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 128 | 公認会計士法 | 金融庁 | 第49条の3 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 129 | 公認会計士法 | 金融庁 | 第49条の3の2 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 130 | 公認会計士法の一部を改正する 法律（平成15年法律第67号）附 則第2条の規定によりなおその 効力を有するものとされる同法 第2条の規定による改正前の公 認会計士法 | 金融庁 | 第33条 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 131 | 公認会計士法の一部を改正する 法律（平成15年法律第67号）附 則第2条の規定によりなおその 効力を有するものとされる同法 第2条の規定による改正前の公 認会計士法 | 金融庁 | 第49条の3 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 132 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第24条 | 内閣総理大臣の求めによる、 監督当局職員による前払式支 払手段発行者に対する立入検 査 | 目視規制 |
| 新規 | 133 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第54条 | 内閣総理大臣の求めによる、 監督当局職員による資金移動 業者に対する立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|----------------------|-------|------------------|---|------------|
| 新規 | 134 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第62条の20 | 内閣総理大臣の求めによる、 監督当局職員による電子決済 手段等取引業者に対する立入 検査 | 目視規制 |
| 新規 | 135 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第63条の15 | 内閣総理大臣の求めによる、 監督当局職員による暗号資産 交換業者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 136 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第63条の35第1 項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 137 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第63条の35第2 項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 138 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第80条 | 内閣総理大臣の求めによる、 監督当局職員による資金清算 機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 139 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第95条 | 内閣総理大臣の求めによる、 監督当局職員による認定資金 決済事業者協会に対する立入 検査 | 目視規制 |
| 新規 | 140 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第102条 | 立入検査時における身分証の 提示 | 目視規制 |
| 新規 | 141 | 船主相互保険組合法 | 金融庁 | 第50条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 142 | 船主相互保険組合法 | 金融庁 | 第50条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 143 | 損害保険料率算出団体に関する 法律 | 金融庁 | 第13条 | 内閣総理大臣の求めによる、 監督当局による料率団体に対 する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 144 | 損害保険料率算出団体に関する 法律 | 金融庁 | 第13条第2項 | 立入検査時の証票の提示等 | 目視規制 |
| 新規 | 145 | 貸金業法 | 金融庁 | 第24条の6の10 第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 146 | 貸金業法 | 金融庁 | 第24条の6の10 第4項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 147 | 貸金業法 | 金融庁 | 第24条の6の10 第5項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 148 | 貸金業法 | 金融庁 | 第24条の17第1 項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 149 | 貸金業法 | 金融庁 | 第24条の17第2 項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 150 | 貸金業法 | 金融庁 | 第24条の17第3 項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 151 | 貸金業法 | 金融庁 | 第24条の49第1 項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 152 | 貸金業法 | 金融庁 | 第24条の49第2 項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 153 | 貸金業法 | 金融庁 | 第41条の5第1 項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 154 | 貸金業法 | 金融庁 | 第41条の5第2 項 | 立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|------------------------------------|-------|------------|---|------------|
| 新規 | 155 | 貸金業法 | 金融庁 | 第41条の5第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 156 | 貸金業法 | 金融庁 | 第41条の30第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 157 | 貸金業法 | 金融庁 | 第41条の30第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 158 | 貸金業法 | 金融庁 | 第41条の30第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 159 | 貸金業法 | 金融庁 | 第41条の58第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 160 | 貸金業法 | 金融庁 | 第41条の58第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 161 | 貸金業法 | 金融庁 | 第41条の58第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 162 | 担保付社債信託法 | 金融庁 | 第10条第1項 | 信託会社に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 163 | 担保付社債信託法 | 金融庁 | 第10条第2項 | 信託会社に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 164 | 担保付社債信託法 | 金融庁 | 第16条第2項 | 担保付社債専門信託会社に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 165 | 担保付社債信託法 | 金融庁 | 第16条第3項 | 担保付社債専門信託会社に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 166 | 担保付社債信託法 | 金融庁 | 第57条第2項 | 前受託会社、新受託会社に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 167 | 担保付社債信託法 | 金融庁 | 第57条第3項 | 前受託会社、新受託会社に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 168 | 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 | 金融庁 | 第36条 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 169 | 保険業法 | 金融庁 | 第122条の2第4項 | 内閣総理大臣の求めによる、監督当局による指定法人（一般社団法人）に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 170 | 保険業法 | 金融庁 | 第129条 | 内閣総理大臣の求めによる、監督当局による保険会社等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 171 | 保険業法 | 金融庁 | 第201条 | 内閣総理大臣の求めによる、監督当局による外国保険会社等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 172 | 保険業法 | 金融庁 | 第227条 | 内閣総理大臣の求めによる、監督当局による免許特定法人等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 173 | 保険業法 | 金融庁 | 第265条の46 | 内閣総理大臣及び財務大臣の求めによる、監督当局による保険契約者保護機構に対する立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|-------------|---|------------|
| 新規 | 174 | 保険業法 | 金融庁 | 第271条の9第1項 | 内閣総理大臣の求めによる、 監督当局による保険議決権大 量保有者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 175 | 保険業法 | 金融庁 | 第271条の13第1項 | 内閣総理大臣の求めによる、 監督当局による保険主要株主 に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 176 | 保険業法 | 金融庁 | 第271条の28 | 内閣総理大臣の求めによる、 監督当局による保険持株会社 等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 177 | 保険業法 | 金融庁 | 第272条の23 | 内閣総理大臣の求めによる、 監督当局職員による少額短期 保険業者等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 178 | 保険業法 | 金融庁 | 第305条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 179 | 保険業法 | 金融庁 | 第305条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 180 | 保険業法 | 金融庁 | 第308条の21 | 内閣総理大臣の求めによる、 監督当局職員による指定紛争 解決機関等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 181 | 保険業法 | 金融庁 | 第311条第1項 | 立入検査時の証票の提示等 | 目視規制 |
| 新規 | 182 | 家庭用品品質表示法 | 消費者庁 | 第19条第2項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 183 | 割賦販売法 | 消費者庁 | 第41条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 184 | 国民生活安定緊急措置法 | 消費者庁 | 第30条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 185 | 国民生活安定緊急措置法 | 消費者庁 | 第30条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 186 | 国民生活安定緊急措置法 | 消費者庁 | 第30条第3項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 187 | 国民生活安定緊急措置法 | 消費者庁 | 第30条第4項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 188 | 消費者の財産的被害等の集団的 な回復のための民事の裁判手続 の特例に関する法律 | 消費者庁 | 第111条第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 189 | 消費者の財産的被害等の集団的 な回復のための民事の裁判手続 の特例に関する法律 | 消費者庁 | 第111条第2項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 190 | 消費者安全法 | 消費者庁 | 第11条の24第1項 | 報告、立入調査等 | 目視規制 |
| 新規 | 191 | 消費者安全法 | 消費者庁 | 第11条の24第2項 | 報告、立入調査等 | 目視規制 |
| 新規 | 192 | 消費者安全法 | 消費者庁 | 第23条第2項第2号 | 事故等原因調査 | 目視規制 |
| 新規 | 193 | 消費者安全法 | 消費者庁 | 第45条第1項 | 報告、立入調査等 | 目視規制 |
| 新規 | 194 | 消費生活用製品安全法 | 消費者庁 | 第41条第3項 | 主管省庁による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 195 | 生活関連物資等の買占め及び売 惜しみに対する緊急措置に関す る法律 | 消費者庁 | 第5条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 196 | 生活関連物資等の買占め及び売 惜しみに対する緊急措置に関す る法律 | 消費者庁 | 第5条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 197 | 生活関連物資等の買占め及び売 惜しみに対する緊急措置に関す る法律 | 消費者庁 | 第5条第3項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 198 | 特定商取引に関する法律 | 消費者庁 | 第66条第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|----------------------------------|-------|------------|------------------|------------|
| 新規 | 199 | 特定商取引に関する法律 | 消費者庁 | 第66条第2項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 200 | 特定商取引に関する法律 | 消費者庁 | 第66条第5項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 201 | 特定商取引に関する法律 | 消費者庁 | 第66条第7項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 202 | 不当景品類及び不当表示防止法 | 消費者庁 | 第29条第1項 | 報告の徴収及び立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 203 | 不当景品類及び不当表示防止法 | 消費者庁 | 第29条第2項 | 報告の徴収及び立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 204 | 物価統制令 | 消費者庁 | 第30条第1項 | 臨検検査 | 目視規制 |
| 新規 | 205 | 預託等取引に関する法律 | 消費者庁 | 第18条第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 206 | 預託等取引に関する法律 | 消費者庁 | 第18条第2項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 207 | デジタル庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関するデジタル庁令 | デジタル庁 | 第4条第1項第12号 | 貸付条件 | 目視規制 |
| 新規 | 208 | 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律 | デジタル庁 | 第10条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 209 | 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法 | 総務省 | 第39条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 210 | 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法 | 総務省 | 第39条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 211 | 消防法 | 総務省 | 第4条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 212 | 消防法 | 総務省 | 第4条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 213 | 消防法 | 総務省 | 第16条の5第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 214 | 独立行政法人通則法 | 総務省 | 第64条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 215 | 民間事業者による信書の送達に関する法律 | 総務省 | 第37条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 216 | 民間事業者による信書の送達に関する法律 | 総務省 | 第37条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 217 | 郵便法 | 総務省 | 第65条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 218 | 郵便法 | 総務省 | 第65条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 219 | 債権管理回収業に関する特別措置法 | 法務省 | 第22条第1項 | 報告の徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 220 | 債権管理回収業に関する特別措置法 | 法務省 | 第22条第4項 | 報告の徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 221 | 更生保護事業費補助金交付規則 | 法務省 | 第12条第1項 | 補助金の額の確定のための現地調査 | 目視規制 |
| 新規 | 222 | 更生保護事業法 | 法務省 | 第44条第1項 | 更生保護法人の立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 223 | 更生保護事業法 | 法務省 | 第44条第2項 | 更生保護法人の立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 224 | 更生保護事業法 | 法務省 | 第55条第1項 | 認可事業者の立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 225 | 更生保護事業法 | 法務省 | 第55条第2項 | 認可事業者の立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 226 | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 | 法務省 | 第21条第1項 | 報告の請求及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 227 | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 | 法務省 | 第21条第2項 | 報告の請求及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 228 | 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律 | 法務省 | 第6条第2項 | 実地調査 | 目視規制 |
| 新規 | 229 | 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律 | 法務省 | 第6条第3項 | 実地調査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--------------------------------------|-------|-----------|-------------------------|------------|
| 新規 | 230 | 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律 | 法務省 | 第6条第7項 | 実地調査 | 目視規制 |
| 新規 | 231 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第93条 | 測量及び実地調査 | 目視規制 |
| 新規 | 232 | 国家公務員共済組合法 | 財務省 | 第117条第3項 | 保険医療機関等に対する財務大臣の権限 | 目視規制 |
| 新規 | 233 | 国家公務員共済組合法施行規則 | 財務省 | 第64条第1項 | たな卸資産の実地確認 | 目視規制 |
| 新規 | 234 | ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律 | 文部科学省 | 第15条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 235 | 学校施設の確保に関する政令 | 文部科学省 | 第16条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 236 | 私立学校法 | 文部科学省 | 第63条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 237 | 私立学校法 | 文部科学省 | 第63条第2項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 238 | 著作権等管理事業法 | 文部科学省 | 第19条第1項 | 報告徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 239 | 著作権等管理事業法 | 文部科学省 | 第19条第2項 | 報告徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 240 | あへん法 | 厚生労働省 | 第44条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 241 | あへん法 | 厚生労働省 | 第44条第2項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 242 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 | 厚生労働省 | 第3条の15第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 243 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 | 厚生労働省 | 第10条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 244 | クリーニング業法 | 厚生労働省 | 第7条の13第1項 | 指定試験機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 245 | クリーニング業法 | 厚生労働省 | 第7条の13第2項 | 指定試験機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 246 | クリーニング業法 | 厚生労働省 | 第7条の13第3項 | 指定試験機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 247 | クリーニング業法 | 厚生労働省 | 第10条第1項 | クリーニング所又は業務用の車両に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 248 | クリーニング業法 | 厚生労働省 | 第10条第2項 | クリーニング所又は業務用の車両に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 249 | と畜場法 | 厚生労働省 | 第17条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 250 | と畜場法 | 厚生労働省 | 第17条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 251 | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十九条に規定する援護に関する政令 | 厚生労働省 | 第2条第10項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 252 | 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第24条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 253 | 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第24条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 254 | 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律 | 厚生労働省 | 第24条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 255 | 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律 | 厚生労働省 | 第24条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 256 | 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律 | 厚生労働省 | 第38条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 257 | 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律 | 厚生労働省 | 第38条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 258 | 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律 | 厚生労働省 | 第48条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---------------------------------|-------|-----------|-----------------------|------------|
| 新規 | 259 | 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律 | 厚生労働省 | 第48条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 260 | 医師法 | 厚生労働省 | 第7条の3第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 261 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第69条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 262 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第69条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 263 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第69条第3項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 264 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第69条第4項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 265 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第69条第5項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 266 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第69条第6項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 267 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第69条第7項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 268 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第76条の8第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 269 | 医療法 | 厚生労働省 | 第6条の8第1項 | 医療広告に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 270 | 医療法 | 厚生労働省 | 第6条の8第3項 | 医療広告に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 271 | 医療法 | 厚生労働省 | 第6条の24第1項 | 医療事故に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 272 | 医療法 | 厚生労働省 | 第6条の24第2項 | 医療事故に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 273 | 医療法 | 厚生労働省 | 第25条第1項 | 病院等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 274 | 医療法 | 厚生労働省 | 第25条第2項 | 病院等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 275 | 医療法 | 厚生労働省 | 第25条第3項 | 病院等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 276 | 医療法 | 厚生労働省 | 第25条第5項 | 病院等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 277 | 医療法 | 厚生労働省 | 第63条第1項 | 都道府県知事による医療法人に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 278 | 医療法 | 厚生労働省 | 第63条第2項 | 都道府県知事による医療法人に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 279 | 化製場等に関する法律 | 厚生労働省 | 第6条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 280 | 化製場等に関する法律 | 厚生労働省 | 第6条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 281 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第23条 | 文書の提出等 | 目視規制 |
| 新規 | 282 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第24条第1項 | 帳簿書類の提示等 | 目視規制 |
| 新規 | 283 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第24条第2項 | 帳簿書類の提示等 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------|-------|------------|--|------------|
| 新規 | 284 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第42条第4項 | 市町村が、特例居宅介護サービス費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 285 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第42条の3第3項 | 市町村が、特例地域密着型介護サービス費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 286 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第45条第8項 | 市町村が、居宅介護住宅改修費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 287 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第47条第4項 | 市町村が、特例居宅介護サービス計画費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 288 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第49条第3項 | 市町村が、特例施設介護サービス費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 289 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第54条第4項 | 市町村が、特例介護予防サービス費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 290 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第54条の3第3項 | 市町村が、特例介護予防サービス費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 291 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第57条第8項 | 市町村が、特例介護予防住宅改修費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 292 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第59条第4項 | 市町村が、特例介護予防サービス計画費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 293 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第69条の22第1項 | 登録試験問題作成機関が、適正にその試験問題作成事務を遂行していることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 294 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第69条の22第2項 | 登録試験問題作成機関が、適正にその試験問題作成事務を遂行していることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------|-------|-------------|--|------------|
| 新規 | 295 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第69条の30第1項 | 指定試験実施機関が、適正にその試験事務を遂行していることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 296 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第76条第1項 | 都道府県等が、居宅介護サービス費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 297 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第78条の7第1項 | 市町村が、地域密着型介護サービス費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 298 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第83条第1項 | 市町村が、居宅介護支援事業者が行う運営内容等について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 299 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第90条第1項 | 都道府県等が、介護老人福祉施設が行う運営内容等について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 300 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第100条第1項 | 都道府県等が、介護老人保健施設が行う運営内容等について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 301 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第114条の2第1項 | 都道府県等が、介護医療院が行う運営内容等について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 302 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第115条の7第1項 | 都道府県等が、介護予防サービス費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 303 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第115条の17第1項 | 都道府県等が、地域密着型介護予防サービス費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 304 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第115条の27第1項 | 市町村が、介護予防支援事業者が行う運営内容等について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 305 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第115条の33第1項 | 厚生労働大臣等が業務管理体制の整備に関して、適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|------------------------------------|-------|---------------|--|------------|
| 新規 | 306 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第115条の40第1項 | 介護サービス事業所が報告する内容について調査を行う指定調査機関が、適正にその調査事務を遂行していることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 307 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第115条の45の7第1項 | 市町村長が、第一号事業支給費の支給に関して必要があると認める場合、指定事業者等に対して行う、第一号事業が適切に実施されたかを確認するための立ち入り検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 308 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第118条の8第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 309 | 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律 | 厚生労働省 | 第21条の9第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 310 | 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律 | 厚生労働省 | 第21条の9第2項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 311 | 確定給付企業年金法 | 厚生労働省 | 第90条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 312 | 確定給付企業年金法 | 厚生労働省 | 第90条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 313 | 確定給付企業年金法 | 厚生労働省 | 第101条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 314 | 確定拠出年金法 | 厚生労働省 | 第51条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 315 | 確定拠出年金法 | 厚生労働省 | 第51条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 316 | 覚醒剤取締法 | 厚生労働省 | 第32条第1項 | 立入検査、収去及び質問 | 目視規制 |
| 新規 | 317 | 覚醒剤取締法 | 厚生労働省 | 第32条第2項 | 立入検査、収去及び質問 | 目視規制 |
| 新規 | 318 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 厚生労働省 | 第35条第1項 | 質問及び調査 | 目視規制 |
| 新規 | 319 | 義肢装具士法 | 厚生労働省 | 第28条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 320 | 救急救命士法 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 指定登録機関への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 321 | 救急救命士法 | 厚生労働省 | 第21条第2項 | 指定登録機関への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 322 | 興行場法 | 厚生労働省 | 第5条第1項 | 興行場に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 323 | 興行場法 | 厚生労働省 | 第5条第2項 | 興行場に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 324 | 勤労者財産形成促進法 | 厚生労働省 | 第7条の29第2項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 325 | 健康増進法 | 厚生労働省 | 第24条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 326 | 健康増進法 | 厚生労働省 | 第24条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 327 | 健康増進法 | 厚生労働省 | 第38条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 328 | 健康増進法 | 厚生労働省 | 第38条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 329 | 健康増進法等の一部を改正する法律 | 厚生労働省 | 附則第2条第5項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 330 | 健康増進法等の一部を改正する法律 | 厚生労働省 | 附則第3条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 331 | 健康保険法 | 厚生労働省 | 第150条の7第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 332 | 健康保険法 | 厚生労働省 | 第194条の3第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|----------|--|------------|
| 新規 | 333 | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法 | 厚生労働省 | 第23条第1項 | 文書の提出等 | 目視規制 |
| 新規 | 334 | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法 | 厚生労働省 | 第24条第1項 | 帳簿書類の提示等 | 目視規制 |
| 新規 | 335 | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法 | 厚生労働省 | 第24条第2項 | 帳簿書類の提示等 | 目視規制 |
| 新規 | 336 | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法 | 厚生労働省 | 第42条第1項 | 市町村が、特例居宅介護サービス費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 337 | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法 | 厚生労働省 | 第49条第3項 | 市町村が、特例施設介護サービス費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 338 | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法 | 厚生労働省 | 第54条第3項 | 市町村が、特例介護予防サービス費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 339 | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法 | 厚生労働省 | 第76条第1項 | 都道府県等が、居宅介護サービス費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 340 | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法 | 厚生労働省 | 第112条第1項 | 都道府県等が、介護療養型医療施設が行う運営内容等について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|-------------|---|------------|
| 新規 | 341 | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法 | 厚生労働省 | 第115条の7第2項 | 都道府県等が、介護予防サービス費の支給について適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 342 | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法 | 厚生労働省 | 第115条の33第1項 | 厚生労働大臣等が業務管理体制の整備に関して、適正に遂行されていることを確認するための立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 343 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 | 厚生労働省 | 第7条の15第1項 | 登録講習機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 344 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 | 厚生労働省 | 第7条の15第2項 | 登録講習機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 345 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 | 厚生労働省 | 第9条の12第1項 | 指定試験機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 346 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 | 厚生労働省 | 第11条第1項 | 報告、検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 347 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 | 厚生労働省 | 第11条第2項 | 報告、検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 348 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 | 厚生労働省 | 第12条の5第1項 | 報告、検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 349 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 | 厚生労働省 | 第12条の5第2項 | 報告、検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 350 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 | 厚生労働省 | 第12条の9第1項 | 指定団体に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 351 | 言語聴覚士法 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 352 | 公衆浴場法 | 厚生労働省 | 第6条第1項 | 公衆浴場に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 353 | 公衆浴場法 | 厚生労働省 | 第6条第2項 | 公衆浴場に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 354 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ、同条第二項で読み替えられた第1条の規定による改正前の厚生年金保険法 | 厚生労働省 | 第148条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|---|----------------------------|------------|
| 新規 | 355 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ、同条第二項で読み替えられた第1条の規定による改正前の厚生年金保険法 | 厚生労働省 | 第178条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 356 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ、同条第二項で読み替えられた第1条の規定による改正前の厚生年金保険法 | 厚生労働省 | 第178条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 357 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第1条の規定による改正前の厚生年金保険法 | 厚生労働省 | 第168条第3項 において準用 する改正前厚 生年金保険法 第148条 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 358 | 厚生年金保険法 | 厚生労働省 | 第100条 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 359 | 高齢者の医療の確保に関する法律 | 厚生労働省 | 第16条の7第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 360 | 高齢者の医療の確保に関する法律 | 厚生労働省 | 第16条の7第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 361 | 国家戦略特別区域法 | 厚生労働省 | 第13条第9項 | 認定事業の用に供する施設その他の施設に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 362 | 国家戦略特別区域法 | 厚生労働省 | 第13条第10項 | 認定事業の用に供する施設その他の施設に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 363 | 国民年金法 | 厚生労働省 | 第92条の5第3項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 364 | 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第24条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 365 | 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第24条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 366 | 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第24条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 367 | 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第52条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 368 | 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第52条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 369 | 歯科医師法 | 厚生労働省 | 第7条の3第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|----------------|-------|--------------|--|------------|
| 新規 | 370 | 歯科衛生士法 | 厚生労働省 | 第8条の11第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 371 | 歯科技工士法 | 厚生労働省 | 第9条の11第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 372 | 歯科技工士法 | 厚生労働省 | 第27条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 373 | 児童虐待の防止等に関する法律 | 厚生労働省 | 第8条の2第3項 | 児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、当該児童の保護者に対して当該児童を同伴して出頭することを求め、必要な調査又は質問をする | 目視規制 |
| 新規 | 374 | 児童虐待の防止等に関する法律 | 厚生労働省 | 第9条第1項 | 児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をする | 目視規制 |
| 新規 | 375 | 児童虐待の防止等に関する法律 | 厚生労働省 | 第9条の3第1項 | 児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、当該児童の安全を確保するため、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検、または捜索をする | 目視規制 |
| 新規 | 376 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第18条の16第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 377 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第18条の16第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 378 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第21条の5の22第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 379 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第21条の5の27第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 380 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第21条の14第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 381 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第24条の15第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 382 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第24条の34第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 383 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第24条の39第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 384 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第29条 | 虐待が行われた児童の施設入所措置に係り、当該児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をする | 目視規制 |
| 新規 | 385 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第34条の5 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 386 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第34条の8の3第1項 | 立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|--------------|----------|------------|
| 新規 | 387 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第34条の14第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 388 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第34条の17第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 389 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第34条の18の2第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 390 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第46条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 391 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第56条の8第7項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 392 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第57条の3の2第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 393 | 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律 | 厚生労働省 | 第9条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 394 | 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律 | 厚生労働省 | 第9条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 395 | 社会福祉士及び介護福祉士法 | 厚生労働省 | 第20条 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 396 | 社会福祉施設職員等退職手当共済法 | 厚生労働省 | 第23条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 397 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第56条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 398 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第56条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 399 | 柔道整復師法 | 厚生労働省 | 第8条の11第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 400 | 柔道整復師法 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 401 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 厚生労働省 | 第10条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 402 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 厚生労働省 | 第48条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 403 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 厚生労働省 | 第51条の3第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 404 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 厚生労働省 | 第51条の27第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 405 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 厚生労働省 | 第51条の32第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 406 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 厚生労働省 | 第81条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 407 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 厚生労働省 | 第85条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 408 | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 | 厚生労働省 | 第11条第1項 | 立入調査 | 目視規制 |
| 新規 | 409 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 | 厚生労働省 | 第16条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 410 | 職業能力開発促進法 | 厚生労働省 | 第30条の17第1項 | 立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------------------------------------|-------|------------|--|------------|
| 新規 | 411 | 職業能力開発促進法 | 厚生労働省 | 第30条の17第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 412 | 職業能力開発促進法 | 厚生労働省 | 第48条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 413 | 職業能力開発促進法 | 厚生労働省 | 第48条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 414 | 職業能力開発促進法 | 厚生労働省 | 第74条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 415 | 職業能力開発促進法 | 厚生労働省 | 第74条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 416 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 | 厚生労働省 | 第38条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 417 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 | 厚生労働省 | 第38条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 418 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令 | 厚生労働省 | 第20条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 419 | 食品衛生法 | 厚生労働省 | 第47条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 420 | 食品衛生法施行令 | 厚生労働省 | 第33条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 421 | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 | 厚生労働省 | 第97条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 422 | 身体障害者福祉法 | 厚生労働省 | 第39条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 423 | 身体障害者福祉法 | 厚生労働省 | 第39条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 424 | 身体障害者福祉法 | 厚生労働省 | 第39条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 425 | 水道法 | 厚生労働省 | 第17条第1項 | 需要者における水道事業者による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 426 | 水道法 | 厚生労働省 | 第17条第2項 | 需要者における水道事業者による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 427 | 水道法 | 厚生労働省 | 第20条の15第1項 | 登録水質検査機関における厚生労働大臣による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 428 | 水道法 | 厚生労働省 | 第20条の15第2項 | 登録水質検査機関における厚生労働大臣による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 429 | 水道法 | 厚生労働省 | 第25条の22第1項 | 指定試験機関における厚生労働大臣による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 430 | 水道法 | 厚生労働省 | 第25条の22第2項 | 指定試験機関における厚生労働大臣による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 431 | 水道法 | 厚生労働省 | 第39条第1項 | 水道事業者等における厚生労働大臣による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 432 | 水道法 | 厚生労働省 | 第39条第2項 | 専用水道における都道府県による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 433 | 水道法 | 厚生労働省 | 第39条第3項 | 簡易専用水道における都道府県による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 434 | 水道法 | 厚生労働省 | 第39条第4項 | 立入検査における証明書の提示 | 目視規制 |
| 新規 | 435 | 水道法 | 厚生労働省 | 第40条第8項 | 災害その他非常の場合の水の緊急応援に関する水道事業者及び水道用水供給事業者における都道府県による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 436 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 | 厚生労働省 | 第60条第1項 | 報告、検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 437 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 | 厚生労働省 | 第60条第2項 | 報告、検査等 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------------------------------|-------|--------------|----------------|------------|
| 新規 | 438 | 生活保護法 | 厚生労働省 | 第28条第1項 | 保護実施機関による立入調査 | 目視規制 |
| 新規 | 439 | 生活保護法 | 厚生労働省 | 第28条第3項 | 保護実施機関による立入調査 | 目視規制 |
| 新規 | 440 | 生活保護法 | 厚生労働省 | 第44条第1項 | 調査 | 目視規制 |
| 新規 | 441 | 生活保護法 | 厚生労働省 | 第44条第2項 | 調査 | 目視規制 |
| 新規 | 442 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 厚生労働省 | 第19条の6の16第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 443 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 厚生労働省 | 第38条の6第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 444 | 精神保健福祉士法 | 厚生労働省 | 第20条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 445 | 石綿障害予防規則 | 厚生労働省 | 第3条第2項第2号 | 事前調査及び分析調査 | 目視規制 |
| 新規 | 446 | 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律 | 厚生労働省 | 第13条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 447 | 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律 | 厚生労働省 | 第13条第2項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 448 | 船員保険法 | 厚生労働省 | 第143条の3第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 449 | 船員保険法 | 厚生労働省 | 第146条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 450 | 臓器の移植に関する法律 | 厚生労働省 | 第15条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 451 | 臓器の移植に関する法律 | 厚生労働省 | 第15条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 452 | 大麻取締法 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 453 | 中小企業退職金共済法 | 厚生労働省 | 第78条の2第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 454 | 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 | 厚生労働省 | 第23条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 455 | 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 | 厚生労働省 | 第23条第2項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 456 | 毒物及び劇物取締法 | 厚生労働省 | 第18条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 457 | 独立行政法人福祉医療機構法 | 厚生労働省 | 第25条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 458 | 独立行政法人福祉医療機構法施行令 | 厚生労働省 | 第19条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 459 | 独立行政法人福祉医療機構法施行令 | 厚生労働省 | 第19条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 460 | 日本赤十字社法 | 厚生労働省 | 第36条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 461 | 日本年金機構法 | 厚生労働省 | 第48条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 462 | 美容師法 | 厚生労働省 | 第4条の13第1項 | 指定試験機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 463 | 美容師法 | 厚生労働省 | 第4条の13第2項 | 指定試験機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 464 | 美容師法 | 厚生労働省 | 第14条第1項 | 美容所に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 465 | 美容師法 | 厚生労働省 | 第14条第2項 | 美容所に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 466 | 保健師助産師看護師法 | 厚生労働省 | 第27条の9第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 467 | 墓地、埋葬等に関する法律 | 厚生労働省 | 第18条第1項 | 火葬場に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 468 | 墓地、埋葬等に関する法律 | 厚生労働省 | 第18条第2項 | 火葬場に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 469 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法 | 厚生労働省 | 第22条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------------------------------------|-------|------------|----------------------------|------------|
| 新規 | 470 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法 | 厚生労働省 | 第22条第2項 | 母子家庭日常生活支援事業を行う者の事務所への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 471 | 麻薬及び向精神薬取締法 | 厚生労働省 | 第50条の38第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 472 | 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 | 厚生労働省 | 第39条第2項 | 民間あっせん機関の事業所等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 473 | 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 | 厚生労働省 | 第39条第3項 | 民間あっせん機関の事業所等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 474 | 理容師法 | 厚生労働省 | 第4条の13第1項 | 指定試験機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 475 | 理容師法 | 厚生労働省 | 第4条の13第2項 | 指定試験機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 476 | 理容師法 | 厚生労働省 | 第13条第1項 | 理容所に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 477 | 理容師法 | 厚生労働省 | 第13条第2項 | 理容所に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 478 | 旅館業法 | 厚生労働省 | 第7条第1項 | 旅館に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 479 | 旅館業法 | 厚生労働省 | 第7条第2項 | 旅館に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 480 | 旅館業法 | 厚生労働省 | 第7条第3項 | 旅館に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 481 | 臨床検査技師等に関する法律 | 厚生労働省 | 第20条の5第1項 | 衛生検査所への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 482 | 臨床検査技師等に関する法律 | 厚生労働省 | 第20条の5第2項 | 衛生検査所への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 483 | 臨床研究法 | 厚生労働省 | 第35条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 484 | 臨床研究法 | 厚生労働省 | 第35条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 485 | 臨床工学技士法 | 厚生労働省 | 第28条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 486 | 労働安全衛生法 | 厚生労働省 | 第91条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 487 | 老人福祉法 | 厚生労働省 | 第18条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 488 | 老人福祉法 | 厚生労働省 | 第18条第2項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 489 | 老人福祉法 | 厚生労働省 | 第18条第3項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 490 | 家畜改良増殖法 | 農林水産省 | 第35条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 491 | 家畜改良増殖法 | 農林水産省 | 第35条第2項 | 立入検査等（身分証明書の携帯及び提示） | 目視規制 |
| 新規 | 492 | 家畜改良増殖法 | 農林水産省 | 第35条の2第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 493 | 家畜改良増殖法 | 農林水産省 | 第35条の2第5項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 494 | 家畜取引法 | 農林水産省 | 第29条第2項 | 都道府県による家畜市場への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 495 | 家畜取引法 | 農林水産省 | 第29条第3項 | 都道府県による家畜市場への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 496 | 家畜商法 | 農林水産省 | 第11条の3第1項 | 都道府県による家畜商の事業所の立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 497 | 家畜商法 | 農林水産省 | 第11条の3第2項 | 都道府県による家畜商の事業所の立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 498 | 家畜伝染病予防法 | 農林水産省 | 第51条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 499 | 家畜伝染病予防法 | 農林水産省 | 第51条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 500 | 家畜伝染病予防法 | 農林水産省 | 第51条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|------------------------------|-------|-----------|-----------------------------|------------|
| 新規 | 501 | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 | 農林水産省 | 第6条第1項 | 報告の徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 502 | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 | 農林水産省 | 第6条第2項 | 報告の徴収及び立入検査(身分証明書の携帯及び提示) | 目視規制 |
| 新規 | 503 | 外国人漁業の規制に関する法律 | 農林水産省 | 第6条の2第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 504 | 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 | 農林水産省 | 第39条第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 505 | 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 | 農林水産省 | 第39条第2項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 506 | 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 | 農林水産省 | 第19条第1項 | 農林水産大臣による事務所等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 507 | 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 | 農林水産省 | 第19条第2項 | 農林水産大臣による事務所等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 508 | 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 | 農林水産省 | 第19条第3項 | 農林水産大臣による事務所等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 509 | 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 | 農林水産省 | 第19条第4項 | 農林水産大臣による事務所等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 510 | 漁業法 | 農林水産省 | 第176条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 511 | 漁業法 | 農林水産省 | 第176条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 512 | 漁港漁場整備法 | 農林水産省 | 第19条の2第1項 | 立入調査等 | 目視規制 |
| 新規 | 513 | 漁港漁場整備法 | 農林水産省 | 第19条の2第2項 | 立入調査等 | 目視規制 |
| 新規 | 514 | 漁港漁場整備法 | 農林水産省 | 第41条第1項 | 立入調査等 | 目視規制 |
| 新規 | 515 | 漁港漁場整備法 | 農林水産省 | 第41条第2項 | 立入調査等 | 目視規制 |
| 新規 | 516 | 漁港漁場整備法 | 農林水産省 | 第41条第3項 | 立入調査等 | 目視規制 |
| 新規 | 517 | 漁船法 | 農林水産省 | 第50条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 518 | 漁船法 | 農林水産省 | 第50条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 519 | 漁船法 | 農林水産省 | 第50条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 520 | 競馬法 | 農林水産省 | 第25条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 521 | 競馬法 | 農林水産省 | 第25条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 522 | 競馬法 | 農林水産省 | 第25条第4項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 523 | 国有林野の管理経営に関する法律 | 農林水産省 | 第6条の13第1項 | 国の職員による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 524 | 国有林野の管理経営に関する法律 | 農林水産省 | 第6条の13第2項 | 国の職員による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 525 | 国有林野の管理経営に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第19条 | 立会 | 目視規制 |
| 新規 | 526 | 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 | 農林水産省 | 第39条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 527 | 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 | 農林水産省 | 第39条第2項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 528 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 | 農林水産省 | 第56条第1項 | 農林水産大臣及び都道府県知事による事業場等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 529 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 | 農林水産省 | 第56条第2項 | 農林水産大臣及び都道府県知事による事業場等への立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|------------------------|-------|------------|-----------------------------|------------|
| 新規 | 530 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 | 農林水産省 | 第56条第3項 | 農林水産大臣及び都道府県知事による事業場等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 531 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 | 農林水産省 | 第56条第4項 | 農林水産大臣及び都道府県知事による事業場等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 532 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 | 農林水産省 | 第57条第1項 | センターによる事業場等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 533 | 飼料需給安定法 | 農林水産省 | 第9条第1項 | 立入調査 | 目視規制 |
| 新規 | 534 | 飼料需給安定法 | 農林水産省 | 第9条第2項 | 立入調査 | 目視規制 |
| 新規 | 535 | 持続的養殖生産確保法 | 農林水産省 | 第10条第1項 | 都道府県知事による養殖漁場等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 536 | 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 | 農林水産省 | 第52条第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 537 | 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 | 農林水産省 | 第52条第2項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 538 | 獣医療法 | 農林水産省 | 第8条第1項 | 農林水産大臣又は都道府県知事による診療施設への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 539 | 獣医療法 | 農林水産省 | 第8条第3項 | 農林水産大臣又は都道府県知事による診療施設への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 540 | 植物防疫法 | 農林水産省 | 第4条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 541 | 植物防疫法 | 農林水産省 | 第10条の18第1項 | 農林水産大臣による登録検査機関への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 542 | 植物防疫法 | 農林水産省 | 第10条の18第2項 | 農林水産大臣による登録検査機関への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 543 | 植物防疫法 | 農林水産省 | 第24条の4第1項 | 都道府県知事による農作物の栽培地への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 544 | 植物防疫法 | 農林水産省 | 第24条の4第2項 | 都道府県知事による農作物の栽培地への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 545 | 水産資源保護法 | 農林水産省 | 第16条第1項 | 農林水産大臣による事業場等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 546 | 地力増進法 | 農林水産省 | 第9条第1項 | 立入調査 | 目視規制 |
| 新規 | 547 | 地力増進法 | 農林水産省 | 第9条第2項 | 立入調査 | 目視規制 |
| 新規 | 548 | 地力増進法 | 農林水産省 | 第16条第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 549 | 地力増進法 | 農林水産省 | 第16条第2項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 550 | 地力増進法 | 農林水産省 | 第17条第1項 | センターによる立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 551 | 地力増進法 | 農林水産省 | 第17条第4項 | センターによる立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 552 | 畜産経営の安定に関する法律 | 農林水産省 | 第29条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 553 | 畜産経営の安定に関する法律 | 農林水産省 | 第29条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 554 | 畜産経営の安定に関する法律 | 農林水産省 | 第29条第4項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 555 | 畜産経営の安定に関する法律施行令 | 農林水産省 | 第16条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 556 | 畜産経営の安定に関する法律施行令 | 農林水産省 | 第16条第4項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 557 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第118条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|------------|---------------------|------------|
| 新規 | 558 | 動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第9条第5項第3号口 | 市場への出荷の管理 | 目視規制 |
| 新規 | 559 | 動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第10条第2項第2号 | 適正な製造管理及び品質管理の確保 | 目視規制 |
| 新規 | 560 | 動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第10条第3項第1号 | 適正な製造管理及び品質管理の確保 | 目視規制 |
| 新規 | 561 | 動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第11条第1項第5号 | 品質等に関する情報及び品質不良等の処理 | 目視規制 |
| 新規 | 562 | 動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第9条第5項第3号口 | 市場への出荷の管理 | 目視規制 |
| 新規 | 563 | 動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第10条第2項第2号 | 適正な製造管理及び品質管理の確保 | 目視規制 |
| 新規 | 564 | 動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第10条第3項第1号 | 適正な製造管理及び品質管理の確保 | 目視規制 |
| 新規 | 565 | 動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第11条第1項第5号 | 品質等に関する情報及び品質不良等の処理 | 目視規制 |
| 新規 | 566 | 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 | 農林水産省 | 第12条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 567 | 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 | 農林水産省 | 第12条第2項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 568 | 内水面漁業の振興に関する法律 | 農林水産省 | 第31条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 569 | 内水面漁業の振興に関する法律 | 農林水産省 | 第31条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 570 | 肉用子牛生産安定等特別措置法 | 農林水産省 | 第17条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 571 | 肉用子牛生産安定等特別措置法 | 農林水産省 | 第17条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 572 | 日本中央競馬会法 | 農林水産省 | 第34条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 573 | 日本中央競馬会法 | 農林水産省 | 第34条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 574 | 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 | 農林水産省 | 第7条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 575 | 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 | 農林水産省 | 第7条第2項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 576 | 農産物検査法 | 農林水産省 | 第31条第1項 | 調査 | 目視規制 |
| 新規 | 577 | 農産物検査法 | 農林水産省 | 第31条第2項 | 調査 | 目視規制 |
| 新規 | 578 | 農産物検査法 | 農林水産省 | 第31条第3項 | 調査 | 目視規制 |
| 新規 | 579 | 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律 | 農林水産省 | 第15条の2第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 580 | 肥料の品質の確保等に関する法律 | 農林水産省 | 第30条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-----------------------|-------|-----------|---|------------|
| 新規 | 581 | 肥料の品質の確保等に関する法律 | 農林水産省 | 第30条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 582 | 肥料の品質の確保等に関する法律 | 農林水産省 | 第30条第3項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 583 | 肥料の品質の確保等に関する法律 | 農林水産省 | 第30条の2第1項 | センターによる立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 584 | 肥料の品質の確保等に関する法律 | 農林水産省 | 第33条の3第1項 | 国内管理人に係る立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 585 | 肥料の品質の確保等に関する法律 | 農林水産省 | 第33条の3第2項 | 国内管理人に係る立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 586 | 牧野法 | 農林水産省 | 第6条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 587 | 牧野法 | 農林水産省 | 第6条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 588 | 牧野法 | 農林水産省 | 第12条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 589 | 牧野法 | 農林水産省 | 第12条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 590 | 輸出水産業の振興に関する法律 | 農林水産省 | 第21条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 591 | 輸出水産業の振興に関する法律 | 農林水産省 | 第21条第2項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 592 | 遊漁船業の適正化に関する法律 | 農林水産省 | 第24条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 593 | 遊漁船業の適正化に関する法律 | 農林水産省 | 第24条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 594 | 養鶏振興法 | 農林水産省 | 第16条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 595 | 養鶏振興法 | 農林水産省 | 第16条第2項 | 立入検査等（身分証明書の携帯及び提示） | 目視規制 |
| 新規 | 596 | 養蜂振興法 | 農林水産省 | 第9条第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 597 | 養蜂振興法 | 農林水産省 | 第9条第2項 | 報告及び立入検査（身分証明書の携帯及び提示） | 目視規制 |
| 新規 | 598 | 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 | 農林水産省 | 第25条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 599 | 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 | 農林水産省 | 第25条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 600 | 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律 | 農林水産省 | 第24条第1項 | 国又は県の職員が行う立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 601 | 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律 | 農林水産省 | 第24条第2項 | 国又は県の職員が行う立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 602 | 林業種苗法 | 農林水産省 | 第28条第1項 | 生産事業者及び配付事業者に対する検査 | 目視規制 |
| 新規 | 603 | 林業種苗法 | 農林水産省 | 第28条第2項 | 生産事業者及び配付事業者に対する検査 | 目視規制 |
| 新規 | 604 | アルコール事業法 | 経済産業省 | 第40条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 605 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第162条第1項 | 経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する | 目視規制 |
| 新規 | 606 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第162条第2項 | 経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---------------------|-------|-----------|---|------------|
| 新規 | 607 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第162条第3項 | 経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する | 目視規制 |
| 新規 | 608 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第162条第4項 | 経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する | 目視規制 |
| 新規 | 609 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第162条第5項 | 経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する | 目視規制 |
| 新規 | 610 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第162条第6項 | 経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する | 目視規制 |
| 新規 | 611 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第162条第7項 | 経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する | 目視規制 |
| 新規 | 612 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第162条第8項 | 経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する | 目視規制 |
| 新規 | 613 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第162条第9項 | 経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する | 目視規制 |
| 新規 | 614 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第162条第10項 | 経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する | 目視規制 |
| 新規 | 615 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第162条第11項 | 経済産業大臣に、工場等に職員を立ち入らせ、エネルギーを消費する設備、帳簿、その他書類等を検査する権限を付与する | 目視規制 |
| 新規 | 616 | ガス事業法 | 経済産業省 | 第172条第1項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |
| 新規 | 617 | ガス事業法 | 経済産業省 | 第172条第3項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |
| 新規 | 618 | ガス事業法 | 経済産業省 | 第172条第4項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|----------------------------|-------|------------|----------------|------------|
| 新規 | 619 | ガス事業法 | 経済産業省 | 第172条第5項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |
| 新規 | 620 | ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第17条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 621 | ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第17条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 622 | ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第17条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 623 | 電気工事業の業務の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第29条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 624 | 電気工事士法 | 経済産業省 | 第7条の11第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 625 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第107条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 626 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第107条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 627 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第107条第4項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 628 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第107条第5項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 629 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第107条第6項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 630 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第107条第7項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 631 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第107条第8項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 632 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第107条第9項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 633 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第107条第10項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 634 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第107条第12項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 635 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第107条第16項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 636 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第83条第1項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |
| 新規 | 637 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第83条第2項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |
| 新規 | 638 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第83条第3項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |
| 新規 | 639 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第83条第4項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |
| 新規 | 640 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第83条第5項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |
| 新規 | 641 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第83条第6項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |
| 新規 | 642 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第83条第7項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |
| 新規 | 643 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第83条第8項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |
| 新規 | 644 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 | 経済産業省 | 第30条第1項 | 国際機関の指定する者の検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 645 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 | 経済産業省 | 第33条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 646 | 火薬類取締法 | 経済産業省 | 第43条第1項 | 立入検査等の実施 | 目視規制 |
| 新規 | 647 | 火薬類取締法 | 経済産業省 | 第43条第2項 | 立入検査等の実施 | 目視規制 |
| 新規 | 648 | 火薬類取締法 | 経済産業省 | 第43条第3項 | 立入検査等の実施 | 目視規制 |
| 新規 | 649 | 火薬類取締法 | 経済産業省 | 第45条の21第1項 | 立入検査等の実施 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------------------------------------|-------|------------|------------------------------------|------------|
| 新規 | 650 | 火薬類取締法 | 経済産業省 | 第45条の21第2項 | 立入検査等の実施 | 目視規制 |
| 新規 | 651 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第44条の7第2項 | 完成検査に係る認定の基準 | 目視規制 |
| 新規 | 652 | 割賦販売法 | 経済産業省 | 第41条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 653 | 割賦販売法 | 経済産業省 | 第41条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 654 | 割賦販売法 | 経済産業省 | 第41条第4項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 655 | 割賦販売法 | 経済産業省 | 第41条第5項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 656 | 割賦販売法 | 経済産業省 | 第41条第6項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 657 | 株式会社海外需要開拓支援機構法 | 経済産業省 | 第38条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 658 | 株式会社海外需要開拓支援機構法 | 経済産業省 | 第38条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 659 | 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 | 経済産業省 | 第23条 | 指定発給機関に対する立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 660 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 | 経済産業省 | 第27条第1項 | 登録情報処理機関の事務所への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 661 | 工業用水道事業法 | 経済産業省 | 第24条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 662 | 工業用水道事業法 | 経済産業省 | 第24条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 663 | 航空機工業振興法 | 経済産業省 | 第26条第1項 | 経済産業省職員による指定開発促進機関又は開発事業者等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 664 | 航空機製造事業法 | 経済産業省 | 第17条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 665 | 鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令 | 経済産業省 | 第12条 | 認証に係る審査の方法 | 目視規制 |
| 新規 | 666 | 鋳山保安法 | 経済産業省 | 第47条第1項 | 立入検査等の実施 | 目視規制 |
| 新規 | 667 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第59条の35第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 668 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第62条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 669 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第62条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 670 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第62条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 671 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第62条第4項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 672 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第62条第5項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 673 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律 | 国土交通省 | 第42条第1項 | 認証型式住宅部分等製造者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 674 | 産業標準化法 | 経済産業省 | 第64条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 675 | 自転車競技法 | 経済産業省 | 第53条第1項 | 競輪場等への立ち入り | 目視規制 |
| 新規 | 676 | 自転車競技法 | 経済産業省 | 第53条第2項 | 競輪場等への立ち入り | 目視規制 |
| 新規 | 677 | 商工会法 | 経済産業省 | 第50条第1項 | 商工会の立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 678 | 商工会法 | 経済産業省 | 第50条第2項 | 商工会の立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 679 | 小型自動車競走法 | 経済産業省 | 第57条第1項 | 小型自動車競走場等への立ち入り | 目視規制 |
| 新規 | 680 | 小型自動車競走法 | 経済産業省 | 第57条第2項 | 小型自動車競走場等への立ち入り | 目視規制 |
| 新規 | 681 | 小売商業調整特別措置法 | 経済産業省 | 第19条第1項 | 小売市場開設者等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 682 | 消費生活用製品安全法 | 経済産業省 | 第41条第1項 | 主管省庁による立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|------------------------------------|-------|---------|-------------------------------------|------------|
| 新規 | 683 | 消費生活用製品安全法 | 経済産業省 | 第41条第2項 | 主管省庁による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 684 | 中小企業支援法 | 経済産業省 | 第19条第1項 | 指定試験機関への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 685 | 中小企業投資育成株式会社法 | 経済産業省 | 第11条第1項 | 中小企業投資育成株式会社に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 686 | 中小企業投資育成株式会社法 | 経済産業省 | 第11条第2項 | 中小企業投資育成株式会社に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 687 | 電気用品安全法 | 経済産業省 | 第46条第1項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |
| 新規 | 688 | 電気用品安全法 | 経済産業省 | 第46条第2項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |
| 新規 | 689 | 電気用品安全法 | 経済産業省 | 第46条第3項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |
| 新規 | 690 | 電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令 | 経済産業省 | 第12条 | 認証に係る審査の方法 | 目視規制 |
| 新規 | 691 | 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律 | 経済産業省 | 第3条 | 実地での監督義務 | 目視規制 |
| 新規 | 692 | 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律 | 経済産業省 | 第12条第1項 | デジタルプラットフォーム提供者に対する立入検査（身分証の携帯及び提示） | 目視規制 |
| 新規 | 693 | 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律 | 経済産業省 | 第12条第2項 | デジタルプラットフォーム提供者に対する立入検査（身分証の携帯及び提示） | 目視規制 |
| 新規 | 694 | 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律 | 経済産業省 | 第12条第4項 | デジタルプラットフォーム提供者に対する立入検査（身分証の携帯及び提示） | 目視規制 |
| 新規 | 695 | 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律 | 経済産業省 | 第33条第1項 | 指定金融機関に対する報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 696 | 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 | 経済産業省 | 第26条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 697 | 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 | 経済産業省 | 第23条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 698 | 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 | 経済産業省 | 第23条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 699 | 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 | 経済産業省 | 第70条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 700 | 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 | 経済産業省 | 第84条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 701 | 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 | 経済産業省 | 第84条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 702 | 日本アルコール産業株式会社法 | 経済産業省 | 第11条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 703 | 日本アルコール産業株式会社法 | 経済産業省 | 第11条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 704 | 熱供給事業法 | 経済産業省 | 第28条第1項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |
| 新規 | 705 | 熱供給事業法 | 経済産業省 | 第28条第2項 | 立入検査等の方法について | 目視規制 |
| 新規 | 706 | 武器等製造法 | 経済産業省 | 第25条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 707 | 武器等製造法 | 経済産業省 | 第25条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 708 | 役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令 | 経済産業省 | 第12条 | 認証に係る審査の方法 | 目視規制 |
| 新規 | 709 | タクシー業務適正化特別措置法施行規則 | 国土交通省 | 第51条第1項 | 国土交通大臣による一般乗用旅客自動車運送事業経営者等の立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|----------------------------|-------|------------|---|------------|
| 新規 | 710 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律 | 国土交通省 | 第22条第1項 | 指定試験機関の事務所への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 711 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律 | 国土交通省 | 第41条の17第1項 | 登録講習機関の事務所への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 712 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律 | 国土交通省 | 第86条 | マンション管理業者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 713 | モーターボート競走法 | 国土交通省 | 第61条第1項 | 国による施行者、競走実施機関、船舶等振興機関、競走場設置者若しくは場外発売場設置者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 714 | モーターボート競走法 | 国土交通省 | 第61条第2項 | 国による施行者、競走実施機関、船舶等振興機関、競走場設置者若しくは場外発売場設置者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 715 | 運輸安全委員会設置法 | 国土交通省 | 第18条第2項第4号 | 事故等調査 | 目視規制 |
| 新規 | 716 | 屋外広告物法 | 国土交通省 | 第23条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 717 | 屋外広告物法 | 国土交通省 | 第23条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 718 | 下水道法 | 国土交通省 | 第13条第1項 | 排水設備等の検査 | 目視規制 |
| 新規 | 719 | 下水道法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の10第1号 | 雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準 | 目視規制 |
| 新規 | 720 | 河川法 | 国土交通省 | 第78条第1項 | 報告の徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 721 | 河川法 | 国土交通省 | 第78条第2項 | 報告の徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 722 | 貨物自動車運送事業法 | 国土交通省 | 第60条第4項 | 事業場等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 723 | 貨物自動車運送事業法 | 国土交通省 | 第60条第5項 | 事業場等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 724 | 貨物利用運送事業法 | 国土交通省 | 第55条第2項 | 事業場等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 725 | 海上運送法 | 国土交通省 | 第25条第1項 | 国による船舶運航事業者の海上運送法施行に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 726 | 海上運送法 | 国土交通省 | 第39条の4第1項 | 国による認定日本船舶・船員確保計画に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 727 | 海上運送法 | 国土交通省 | 第39条の4第2項 | 国による認定日本船舶・船員確保計画に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 728 | 海上運送法 | 国土交通省 | 第39条の9第1項 | 国による認定対外船舶運行事業者等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 729 | 海上運送法 | 国土交通省 | 第39条の9第2項 | 国による認定対外船舶運行事業者等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 730 | 海上運送法 | 国土交通省 | 第39条の37第1項 | 国による指定金融機関の営業所又は事務所に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 731 | 海上運送法 | 国土交通省 | 第39条の37第2項 | 国による指定金融機関の営業所又は事務所に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 732 | 海上保安庁法 | 国土交通省 | 第17条第1項 | 海上保安官による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 733 | 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第22条第1項 | 国による認定船舶所有者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 734 | 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第22条第2項 | 国による認定船舶所有者に対する立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|-----------------------|---|------------|
| 新規 | 735 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 附則(平成16年法律第36号)第9条第6項 | 書類の検査 | 目視規制 |
| 新規 | 736 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第9条の18第1項 | 報告徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 737 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第42条の25第1項 | 報告徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 738 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第48条第6項 | 国による有害水バラスト処理設備製造者等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 739 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第48条第7項 | 廃油処理設備への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 740 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第48条第9項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 741 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第48条第10項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 742 | 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律 | 国土交通省 | 第6条第1項 | 国による外航船舶運航事業を行う者若しくは外航船舶運航事業に関し海運代理店業を行う者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 743 | 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律 | 国土交通省 | 第6条第2項 | 国による外航船舶運航事業を行う者若しくは外航船舶運航事業に関し海運代理店業を行う者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 744 | 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第8条第5号ホ | 沿道地区計画の区域内において届出が不要な行為 | 目視規制 |
| 新規 | 745 | 気象業務法 | 国土交通省 | 第41条第4項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 746 | 気象業務法 | 国土交通省 | 第41条第5項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 747 | 気象業務法 | 国土交通省 | 第41条第6項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 748 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第4条第1項 | 調査 | 目視規制 |
| 新規 | 749 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第5条第1項 | 調査のための立入り | 目視規制 |
| 新規 | 750 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第5条第5項 | 調査のための立入り(身分証明書の携帯) | 目視規制 |
| 新規 | 751 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第11条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 752 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第17条第1項 | 土地の立入り等 | 目視規制 |
| 新規 | 753 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第17条第2項 | 土地の立入り等 | 目視規制 |
| 新規 | 754 | 景観法 | 国土交通省 | 第17条第7項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 755 | 景観法 | 国土交通省 | 第17条第8項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 756 | 景観法 | 国土交通省 | 第71条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 757 | 景観法 | 国土交通省 | 第71条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 758 | 建設業法 | 国土交通省 | 第25条の21第1項 | 建設工事紛争審査会による仲裁の相手方への立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|------------------------|-------|---------------|---------------------------------|------------|
| 新規 | 759 | 建設業法 | 国土交通省 | 第26条の21第1項 | 国土交通大臣による登録講習実施機関への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 760 | 建設業法 | 国土交通省 | 第27条の12第1項 | 国土交通大臣による指定試験機関への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 761 | 建設業法 | 国土交通省 | 第31条第1項 | 国土交通大臣又は都道府県知事による建設業を営む者への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 762 | 建設業法 | 国土交通省 | 第41条の2第4項 | 国土交通大臣又は都道府県知事による建設資材製造業者への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 763 | 建設業法 | 国土交通省 | 第42条の2第1項 | 中小企業庁長官による元請負人又は下請負人への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 764 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | 国土交通省 | 第37条 | 都道府県知事による解体工事業を営む者への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 765 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第12条第7項 | 建築主事等による建築物等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 766 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第15条の2第1項 | 国の職員による建築物等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 767 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第77条の13第1項 | 建築基準適合判定資格者検定機関に対する検定事務に関する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 768 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第77条の31第1項 | 指定確認検査機関への立ち入りによる監査 | 目視規制 |
| 新規 | 769 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第77条の31第2項 | 指定確認検査機関への立ち入りによる監査 | 目視規制 |
| 新規 | 770 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第77条の35の17第1項 | 指定構造計算適合性判定機関への立ち入りによる監査 | 目視規制 |
| 新規 | 771 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第77条の49第1項 | 国の職員による指定認定機関の事務所への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 772 | 建築士法 | 国土交通省 | 第10条の2第1項 | 一級建築士の業務に関する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 773 | 建築士法 | 国土交通省 | 第10条の2第2項 | 二級・木造建築士の業務に関する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 774 | 建築士法 | 国土交通省 | 第10条の13第1項 | 中央指定登録機関に対する一級建築士登録業務に関する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 775 | 建築士法 | 国土交通省 | 第10条の34第1項 | 登録講習機関に対する定期講習事務に関する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 776 | 建築士法 | 国土交通省 | 第26条の2第1項 | 建築士事務所に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 777 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 国土交通省 | 附則第3条第10号 | 特定増改築に係る特定建築物の省エネ適合に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 778 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 国土交通省 | 第17条 | 特定建築物の届出義務に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 779 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 国土交通省 | 第21条 | 建築物の適合義務に関する立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-----------------------------|-------|------------------------|--------------------------------|------------|
| 新規 | 780 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 国土交通省 | 第30条第4項 | 特定建築主に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 781 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 国土交通省 | 第33条第4項 | 特定建設工事業者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 782 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 国土交通省 | 第43条第1項 | 基準適合認定建築物に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 783 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 国土交通省 | 第58条第1項 | 省エネ判定機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 784 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 国土交通省 | 第61条第2項 (第58条の読み替え) | 省エネ評価機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 785 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 | 国土交通省 | 附則第3条第2項 | 特定増改築に係る特定建築物に係る立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 786 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第6条第2項 | 特定建築物の適合義務に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 787 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第9条第2項 | 建築物に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 788 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第12条第2項 | 分譲型一戸建て規格住宅に係る立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 789 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第14条第2項 | 請負型規格住宅に係る報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 790 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第16条第2項 | 基準適合認定建築物に係る立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 791 | 港湾運送事業法 | 国土交通省 | 第33条第2項 | 港湾運送事業者等に対する検査 | 目視規制 |
| 新規 | 792 | 港湾法 | 国土交通省 | 第43条の23第1項 | 対象議決権保有届出書の提出者に対する検査 | 目視規制 |
| 新規 | 793 | 港湾法 | 国土交通省 | 第55条の2の2第1項 | 他人の土地への立入り | 目視規制 |
| 新規 | 794 | 港湾法 | 国土交通省 | 第56条の5第1項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 795 | 港湾法 | 国土交通省 | 第56条の5第2項 | 港湾運営会社に対する検査 | 目視規制 |
| 新規 | 796 | 港湾法 | 国土交通省 | 第56条の5第3項 | 特定技術基準対象施設への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 797 | 航路標識法 | 国土交通省 | 第23条第2項 | 書類・物件等の検査 | 目視規制 |
| 新規 | 798 | 国際観光ホテル整備法 | 国土交通省 | 第44条第3項 | 観光庁長官又は都道府県知事による登録ホテル等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 799 | 国際観光ホテル整備法 | 国土交通省 | 第44条第4項 | 観光庁長官による登録実施機関等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 800 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 | 国土交通省 | 第23条第2項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 801 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 | 国土交通省 | 第23条第3項 | 報告の徴収等 | 目視規制 |
| 新規 | 802 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 | 国土交通省 | 第35条第2項 | 国際埠頭施設等への立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|------------------|----------------------------|------------|
| 新規 | 803 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 | 国土交通省 | 第45条第1項 | 国際航海船舶の入港に係る規制 | 目視規制 |
| 新規 | 804 | 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第3条第1項第2号 | 北朝鮮特定貨物船への検査 | 目視規制 |
| 新規 | 805 | 国土調査法 | 国土交通省 | 第24条第1項 | 立入り | 目視規制 |
| 新規 | 806 | 国土利用計画法 | 国土交通省 | 第41条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 807 | 国土利用計画法 | 国土交通省 | 第41条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 808 | 砂防法 | 国土交通省 | 第23条第1項 | 立入 | 目視規制 |
| 新規 | 809 | 自動車ターミナル法 | 国土交通省 | 第22条第2項 | 国土交通大臣による自動車ターミナル事業者への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 810 | 自動車ターミナル法 | 国土交通省 | 第22条第3項 | 国土交通大臣による自動車ターミナル事業者への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 811 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 | 国土交通省 | 第21条第2項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 812 | 自動車損害賠償保障法 | 国土交通省 | 第23条の2第1項 | 国土交通省職員による保険会社への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 813 | 自動車損害賠償保障法 | 国土交通省 | 第23条の2第2項 | 国土交通省職員による保険会社への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 814 | 自動車損害賠償保障法 | 国土交通省 | 第82条の2第1項 | 国土交通省職員による保険会社若しくは組合への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 815 | 自動車損害賠償保障法 | 国土交通省 | 第82条の2第2項 | 国土交通省職員による保険会社若しくは組合への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 816 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律 | 国土交通省 | 第22条 | 登録住宅性能評価機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 817 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律 | 国土交通省 | 第25条第2項で準用する第22条 | 登録講習機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 818 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律 | 国土交通省 | 第44条第3項で準用する第22条 | 登録住宅型式性能認定等機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 819 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律 | 国土交通省 | 第61条第3項で準用する第22条 | 登録試験機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 820 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律 | 国土交通省 | 第82条第3項で準用する第22条 | 住宅紛争処理支援センターに対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 821 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第6条 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 822 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第8条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 823 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第8条第3項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 824 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第13条第5項 | 収用委員会の立入調査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--------------------------|-------|---------|---|------------|
| 新規 | 825 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第13条第6項 | 収用委員会の立入調査 | 目視規制 |
| 新規 | 826 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第26条第1項 | 第三章第一節第二款（裁定による特定所有者不明土地の使用）の規定の施行のための立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 827 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第26条第2項 | 第三章第一節第二款（裁定による特定所有者不明土地の使用）の規定の施行のための立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 828 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第32条第5項 | 収用委員会の立入調査 | 目視規制 |
| 新規 | 829 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第32条第6項 | 収用委員会の立入調査 | 目視規制 |
| 新規 | 830 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第36条第1項 | 第三章第二節第一款（収用適格事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例）の規定の施行のための立入調査 | 目視規制 |
| 新規 | 831 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第36条第2項 | 第三章第二節第一款（収用適格事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例）の規定の施行のための立入調査 | 目視規制 |
| 新規 | 832 | 小型船造船業法 | 国土交通省 | 第19条第1項 | 国による小型船造船業者に対する小型船造船事業に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 833 | 小型船舶の登録等に関する法律 | 国土交通省 | 第28条第1項 | 国による小型船舶の所有若しくは業務に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 834 | 小型船舶の登録等に関する法律 | 国土交通省 | 第28条第2項 | 国による小型船舶の所有若しくは業務に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 835 | 水害予防組合法 | 国土交通省 | 第24条第1項 | 実地検査 | 目視規制 |
| 新規 | 836 | 水先法 | 国土交通省 | 第26条第1項 | 国による登録水先人養成実施機関に対する事業状況に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 837 | 水先法 | 国土交通省 | 第26条第2項 | 国による登録水先人養成実施機関に対する事業状況に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 838 | 水先法 | 国土交通省 | 第69条第1項 | 国による水先人、水先人会又は日本水先人会連合会に対する事業状況に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 839 | 水先法 | 国土交通省 | 第69条第2項 | 国による水先人、水先人会又は日本水先人会連合会に対する事業状況に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 840 | 生産緑地法 | 国土交通省 | 第17条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 841 | 積立式宅地建物販売業法 | 国土交通省 | 第51条 | 積立式宅地建物販売業者に対する立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---------------------|-------|-------------|---|------------|
| 新規 | 842 | 船員の雇用の促進に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第22条第1項 | 国による船員雇用促進センターに対する事業状況に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 843 | 船員災害防止活動の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第56条第1項 | 国による船員災害防止協会への事業状況に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 844 | 船員災害防止活動の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第61条第3項 | 船員労務官によるの安全衛生管理体制等に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 845 | 船員職業安定法 | 国土交通省 | 第102条第2項 | 国による船員職業安定法の施行のための立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 846 | 船員法 | 国土交通省 | 第100条の25第1項 | 国による登録検査機関への業務状況等に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 847 | 船員法 | 国土交通省 | 第107条第1項 | 船員労務官による船員法及び労働基準法の施行のための立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 848 | 船員法 | 国土交通省 | 第120条の3第1項 | 国による外国船舶に対する労働条件等が条約で定める水準に適合しているか検査するための立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 849 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の6第1項 | 巡視制度 | 目視規制 |
| 新規 | 850 | 船舶のトン数の測度に関する法律 | 国土交通省 | 第12条第1項 | 船舶への臨検 | 目視規制 |
| 新規 | 851 | 船舶のトン数の測度に関する法律 | 国土交通省 | 第12条第2項 | 国による船舶に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 852 | 船舶のトン数の測度に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第61条第1項 | 船舶への臨検 | 目視規制 |
| 新規 | 853 | 船舶安全法 | 国土交通省 | 第25条の40第1項 | 国による船舶安全法、海洋汚染等防止法又は小型船舶登録法の施行のための立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 854 | 船舶安全法 | 国土交通省 | 第25条の40第2項 | 国による小型船舶の所有若しくは業務に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 855 | 船舶安全法 | 国土交通省 | 第25条の61第1項 | 国による船舶安全法の施行のための立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 856 | 船舶安全法 | 国土交通省 | 第25条の61第2項 | 国による船舶安全法の施行のための立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 857 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 国土交通省 | 第17条の13第1項 | 国による講習等実施機関（登録海技免許講習実施機関）に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 858 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 国土交通省 | 第17条の13第2項 | 国による講習等実施機関（登録海技免許講習実施機関）に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 859 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 国土交通省 | 第23条の21第1項 | 国による指定試験機関に対する立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 860 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 国土交通省 | 第23条の21第2項 | 国による指定試験機関に対する立ち入り検査 | 目視規制 |
| 新規 | 861 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 国土交通省 | 第29条の2 | 国による船所有者、船舶職員、小型船舶操縦者その他の関係者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 862 | 船舶法 | 国土交通省 | 第21条の2 | 船舶への臨検 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---------------------------------|-------|-----------|---|------------|
| 新規 | 863 | 船舶法施行細則 | 国土交通省 | 第12条 | 船舶への臨検 | 目視規制 |
| 新規 | 864 | 船舶油濁等損害賠償法 | 国土交通省 | 第59条第1項 | 国による本邦内の港又は係留施設にある特定船舶に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 865 | 全国新幹線鉄道整備法 | 国土交通省 | 第12条第1項 | 国土交通大臣により指名を受けた法人等による新幹線鉄道建設に関する調査等のための立ち入り又は一時使用 | 目視規制 |
| 新規 | 866 | 倉庫業法 | 国土交通省 | 第27条第1項 | 点検整備等 | 目視規制 |
| 新規 | 867 | 倉庫業法 | 国土交通省 | 第27条第2項 | 点検整備等 | 目視規制 |
| 新規 | 868 | 造船法 | 国土交通省 | 第32条第1項 | 国による指定金融機関に対する事業基盤強化促進業務に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 869 | 測量法 | 国土交通省 | 第57条の3第1項 | 国土交通大臣による測量業登録業者への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 870 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第63条第1項 | 測量及び調査のための土地の立入り | 目視規制 |
| 新規 | 871 | 宅地建物取引業法 | 国土交通省 | 第16条の13 | 指定試験機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 872 | 宅地建物取引業法 | 国土交通省 | 第17条の17 | 登録講習機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 873 | 宅地建物取引業法 | 国土交通省 | 第50条の12 | 指定流通機構に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 874 | 宅地建物取引業法 | 国土交通省 | 第63条の2 | 指定保証機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 875 | 宅地建物取引業法 | 国土交通省 | 第72条 | 宅地建物取引業者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 876 | 宅地造成等規制法 | 国土交通省 | 第4条第1項 | 測量又は調査のための土地の立入り | 目視規制 |
| 新規 | 877 | 宅地造成等規制法 | 国土交通省 | 第18条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 878 | 駐車場法 | 国土交通省 | 第18条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 879 | 駐車場法 | 国土交通省 | 第18条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 880 | 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律 | 国土交通省 | 第26条第1項 | 賃貸住宅管理業者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 881 | 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律 | 国土交通省 | 第36条第1項 | 特定転貸事業者等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 882 | 津波防災地域づくりに関する法律 | 国土交通省 | 第89条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 883 | 通訳案内士法 | 国土交通省 | 第49条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 884 | 鉄道事業法 | 国土交通省 | 第56条第1項 | 鉄道事業者又は索道事業者の事業場への立入検査 (軌道法第二十六条において準用する場合は、軌道経営者の事業場への立入検査) | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-----------------------------------|-------|-------------|---|------------|
| 新規 | 885 | 鉄道事業法 | 国土交通省 | 第56条第2項 | 鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた者（許可受託者を除く。）の事業場への立入検査 （軌道法第二十六条において準用する場合は、軌道経営者の受託を受けた者（許可受託者を除く。）の事業場への立入検査） | 目視規制 |
| 新規 | 886 | 鉄道事業法 | 国土交通省 | 第56条第3項 | 専用鉄道設置者の事業場への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 887 | 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令 | 国土交通省 | 第30条第5号 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 888 | 都市計画法 | 国土交通省 | 第25条第1項 | 調査のための立入り | 目視規制 |
| 新規 | 889 | 都市計画法 | 国土交通省 | 第82条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 890 | 都市計画法 | 国土交通省 | 第82条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 891 | 都市再開発法 | 国土交通省 | 第60条第1項 | 測量及び調査のための土地の立入り | 目視規制 |
| 新規 | 892 | 都市鉄道等利便増進法 | 国土交通省 | 第25条第1項 | 認定速達性向上事業者若しくは認定駅施設利用円滑化事業者への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 893 | 都市緑地法 | 国土交通省 | 第11条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 894 | 都市緑地法 | 国土交通省 | 第38条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 895 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 国土交通省 | 第5条第1項 | 基礎調査のための土地の立入り等 | 目視規制 |
| 新規 | 896 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 国土交通省 | 第5条第5項 | 土地の立入り等（身分証明書の携帯） | 目視規制 |
| 新規 | 897 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 国土交通省 | 第22条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 898 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 国土交通省 | 第30条第1項 | 緊急調査のための土地の立入り等 | 目視規制 |
| 新規 | 899 | 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第16条第2項 | 国土交通大臣による土砂等運搬大型自動車を使用する者への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 900 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第72条第1項 | 測量及び調査のための土地の立入り等 | 目視規制 |
| 新規 | 901 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第117条の14第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 902 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第117条の14第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 903 | 土地収用法 | 国土交通省 | 第11条第1項 | 事業の準備のための立入権 | 目視規制 |
| 新規 | 904 | 土地収用法 | 国土交通省 | 第35条第1項 | 土地物件調査権 | 目視規制 |
| 新規 | 905 | 土地収用法 | 国土交通省 | 第65条第1項第3号 | 審理又は調査のための権限等 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|---------------|--|------------|
| 新規 | 906 | 東京地下鉄株式会社法 | 国土交通省 | 第10条第1項 | 東京地下鉄株式会社への立入 検査 | 目視規制 |
| 新規 | 907 | 道路運送車両法 | 国土交通省 | 第63条の4第1 項 | 改善措置に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 908 | 道路運送車両法 | 国土交通省 | 第75条の6第1 項 | 型式指定に関する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 909 | 道路運送車両法 | 国土交通省 | 第100条第2項 | 道路運送車両等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 910 | 道路運送法 | 国土交通省 | 第94条第4項 | 事業場等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 911 | 道路運送法 | 国土交通省 | 第94条第5項 | 事業場等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 912 | 道路法 | 国土交通省 | 第72条の2第1 項 | 道路管理者による 占用物件の維持管理義務に係 る立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 913 | 道路法 | 国土交通省 | 第72条の2第2 項 | 道路管理者による 限度超過車両の通行に関する 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 914 | 特定外貿埠頭の管理運営に關する法律 | 国土交通省 | 第4条の3第1項 | 対象議決権保有届出書の提出 者に対する検査 | 目視規制 |
| 新規 | 915 | 特定外貿埠頭の管理運営に關する法律 | 国土交通省 | 第13条第1項 | 指定会社に対する検査 | 目視規制 |
| 新規 | 916 | 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 | 国土交通省 | 第28条 | 住宅瑕疵担保責任保険法人に 対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 917 | 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第17条第2項 | 国土交通大臣による一般乗用 旅客自動車運送事業者の立入 検査 | 目視規制 |
| 新規 | 918 | 特定都市河川浸水被害対策法 | 国土交通省 | 第42条第1項 | 立ち入り検査（雨水浸透阻害 行為） | 目視規制 |
| 新規 | 919 | 特定都市河川浸水被害対策法 | 国土交通省 | 第42条第2項 | 立ち入り検査（雨水浸透阻害 行為） | 目視規制 |
| 新規 | 920 | 特定都市河川浸水被害対策法 | 国土交通省 | 第74条第1項 | 立ち入り検査（特定開発行 為） | 目視規制 |
| 新規 | 921 | 特定都市河川浸水被害対策法 | 国土交通省 | 第74条第2項 | 立ち入り検査（特定開発行 為） | 目視規制 |
| 新規 | 922 | 特定都市河川浸水被害対策法施行規則 | 国土交通省 | 第10条第1項 | 雨水貯留浸透施設の管理の方 法の基準 | 目視規制 |
| 新規 | 923 | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 | 国土交通省 | 第24条第1項 | 国土交通大臣の認可を受けて 機構から業務の委託を受けた 金融機関への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 924 | 内航海運業法 | 国土交通省 | 第25条 | 国による内航海運業法施行の ための内航海運事業者等に対 する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 925 | 内航海運組合法 | 国土交通省 | 第67条第1項 | 国による内航海運事業を営む 者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 926 | 日本下水道事業団法 | 国土交通省 | 第50条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 927 | 日本下水道事業団法 | 国土交通省 | 第50条第2項 | 報告及び検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|------------|--|------------|
| 新規 | 928 | 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律 | 国土交通省 | 第12条第1項 | 特定離島港湾区域内において水域の占用等許可を受けた者に対する事務所等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 929 | 不動産の鑑定評価に関する法律 | 国土交通省 | 第14条の20第1項 | 実務修習機関への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 930 | 不動産の鑑定評価に関する法律 | 国土交通省 | 第45条 | 不動産鑑定業者への報告聴取・立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 931 | 放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令 | 国土交通省 | 第6条 | 放射性同位元素の運搬に係る基準適合性の確認審査 | 目視規制 |
| 新規 | 932 | 離島航路整備法 | 国土交通省 | 第17条第1項 | 国による離島航路整備法の施行のための離島航路事業者に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 933 | 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 | 国土交通省 | 第15条第1項 | 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 934 | 旅行業法 | 国土交通省 | 第12条の26第1項 | 観光庁による登録研修機関への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 935 | 旅行業法 | 国土交通省 | 第70条第3項 | 観光庁による旅行業者等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 936 | 領海等における外国船舶の航行に関する法律 | 国土交通省 | 第6条第1項 | 外国船舶に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 937 | ダイオキシン類対策特別措置法 | 環境省 | 第34条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 938 | ダイオキシン類対策特別措置法 | 環境省 | 第34条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 939 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 | 環境省 | 第25条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 940 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 | 環境省 | 第25条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 941 | 悪臭防止法 | 環境省 | 第20条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 942 | 悪臭防止法 | 環境省 | 第20条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 943 | 悪臭防止法 | 環境省 | 第20条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 944 | 温泉法 | 環境省 | 第28条第1項 | 登録分析機関における都道府県による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 945 | 温泉法 | 環境省 | 第28条第2項 | 登録分析機関における都道府県による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 946 | 温泉法 | 環境省 | 第35条第1項 | 掘削・採取場所、温泉利用施設における都道府県による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 947 | 温泉法 | 環境省 | 第35条第2項 | 掘削・採取場所、温泉利用施設における都道府県による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 948 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 環境省 | 第48条第8項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 949 | 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 | 環境省 | 第14条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|------------|-----------------------------------|------------|
| 新規 | 950 | 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 | 環境省 | 第14条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 951 | 湖沼水質保全特別措置法 | 環境省 | 第32条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 952 | 湖沼水質保全特別措置法 | 環境省 | 第32条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 953 | 広域臨海環境整備センター法 | 環境省 | 第33条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 954 | 広域臨海環境整備センター法 | 環境省 | 第33条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 955 | 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 | 環境省 | 第22条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 956 | 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 | 環境省 | 第22条第2項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 957 | 浄化槽法 | 環境省 | 第12条の12第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 958 | 振動規制法 | 環境省 | 第17条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 959 | 振動規制法 | 環境省 | 第17条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 960 | 水質汚濁防止法 | 環境省 | 第22条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 961 | 水質汚濁防止法 | 環境省 | 第22条第4項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 962 | 騒音規制法 | 環境省 | 第20条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 963 | 騒音規制法 | 環境省 | 第20条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 964 | 大気汚染防止法 | 環境省 | 第26条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 965 | 大気汚染防止法 | 環境省 | 第26条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 966 | 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令 | 環境省 | 第2条第4号イ | 動物の疾病等に係る措置に関する事項 | 目視規制 |
| 新規 | 967 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 環境省 | 第75条第2項 | 環境大臣又は都道府県知事による報告徴収と立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 968 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 環境省 | 第75条第3項 | 環境大臣又は都道府県知事による報告徴収と立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 969 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 環境省 | 第75条第4項 | 環境大臣又は都道府県知事による報告徴収と都道府県知事による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 970 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 環境省 | 第75条第5項 | 環境大臣又は都道府県知事による報告徴収と立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 971 | 土壌汚染対策法 | 環境省 | 第54条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 972 | 土壌汚染対策法 | 環境省 | 第54条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 973 | 土壌汚染対策法 | 環境省 | 第54条第4項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 974 | 土壌汚染対策法 | 環境省 | 第54条第5項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 975 | 土壌汚染対策法 | 環境省 | 第54条第6項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 976 | 土壌汚染対策法 | 環境省 | 第54条第7項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 977 | 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 | 環境省 | 第18条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 978 | 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 | 環境省 | 第18条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 979 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第8条の2第5項 | 許可の基準等 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|-------------|--|------------|
| 新規 | 980 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第8条の2の2第1項 | 定期検査 | 目視規制 |
| 新規 | 981 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第9条第5項 | 変更の許可等 | 目視規制 |
| 新規 | 982 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第13条の9第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 983 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第13条の9第2項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 984 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第15条の2第5項 | 産業廃棄物処理施設の使用前検査 | 目視規制 |
| 新規 | 985 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第15条の2の2第1項 | 定期検査 | 目視規制 |
| 新規 | 986 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第15条の13第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 987 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第15条の13第2項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 988 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第19条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 989 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第19条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 990 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第19条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 991 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第1条の8 | 市町村が一般廃棄物の処理を市町村以外の者に委託する場合の処分又は再生の実施状況の確認 | 目視規制 |
| 新規 | 992 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 | 環境省 | 第18条第4項 | 廃棄物の指定申請に係る立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 993 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 | 環境省 | 第27条第3項 | 除染特別地域内の汚染の状況の調査測定に係る立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 994 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 | 環境省 | 第34条第3項 | 汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定に係る立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|----------|------------|----------------------------------|------------|
| 新規 | 995 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 | 環境省 | 第34条第5項 | 汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定に係る立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 996 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 | 環境省 | 第50条第1項 | 関係原子力事業者の事務所等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 997 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 | 環境省 | 第50条第2項 | 指定廃棄物の保管を行う者の事務所等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 998 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 | 環境省 | 第50条第3項 | 特定廃棄物の処理を行った者の事務所等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 999 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 | 環境省 | 第50条第4項 | 除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者の事務所等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1000 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 | 環境省 | 第50条第5項 | 除染実施区域に係る除染等の措置等を行った者の事務所等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1001 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 | 環境省 | 第50条第6項 | 除染実施区域に係る除染等の措置等を行った者の事務所等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1002 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第32条第1項第2号 | 定期確認の方法等 | 目視規制 |
| 新規 | 1003 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第46条第1号口 | 運搬物確認の方法等 | 目視規制 |
| 新規 | 1004 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第46条第2号口 | 運搬物確認の方法等 | 目視規制 |
| 新規 | 1005 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第60条第1号 | 埋設確認の方法等 | 目視規制 |
| 新規 | 1006 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第74条第1号 | 濃度確認の方法等 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--------------------------------------|------------------------|----------|---|------------|
| 新規 | 1007 | 国家公務員災害補償法 | 内閣官房 人事院 | 第27条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1008 | 国家公務員法 | 内閣官房 人事院 | 第17条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1009 | 郵政民営化法 | 内閣官房 金融庁 総務省 | 第118条第1項 | 郵便貯金銀行（銀行代理業者を含む）に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1010 | 郵政民営化法 | 内閣官房 金融庁 総務省 | 第118条第2項 | 郵便貯金銀行の子法人等・業務委託先に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1011 | 郵政民営化法 | 内閣官房 金融庁 総務省 | 第118条第3項 | 郵便貯金銀行、郵便貯金銀行の子法人等・業務委託先に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 1012 | 郵政民営化法 | 内閣官房 金融庁 総務省 | 第146条第1項 | 郵便保険会社に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1013 | 郵政民営化法 | 内閣官房 金融庁 総務省 | 第146条第2項 | 郵便保険会社の子法人等・業務委託先に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1014 | 郵政民営化法 | 内閣官房 金融庁 総務省 | 第146条第3項 | 郵便保険会社、郵便保険会社の子法人等・業務委託先に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 1015 | 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法 | 内閣官房 総務省 | 第31条第1項 | 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1016 | 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法 | 内閣官房 総務省 | 第31条第2項 | 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 1017 | 日本郵政株式会社法 | 内閣官房 総務省 | 第14条第1項 | 日本郵政株式会社に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1018 | 日本郵政株式会社法 | 内閣官房 総務省 | 第14条第2項 | 日本郵政株式会社に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 1019 | 日本郵便株式会社法 | 内閣官房 総務省 | 第16条第1項 | 日本郵便株式会社に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1020 | 日本郵便株式会社法 | 内閣官房 総務省 | 第16条第2項 | 日本郵便株式会社に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書 | 目視規制 |
| 新規 | 1021 | アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 | 内閣官房 文部科学省 国土交通省 | 第28条第1項 | 報告の徴収及び立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--------------------------------------|------------------------------|----------|---|------------|
| 新規 | 1022 | アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 | 内閣官房 文部科学省 国土交通省 | 第28条第2項 | 報告の徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1023 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第107条第4項 | カジノ管理委員会によるカジノ事業若しくはカジノ施設に関する広告又は勧誘をした者に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1024 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第107条第5項 | カジノ管理委員会によるカジノ事業若しくはカジノ施設に関する広告又は勧誘をした者に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1025 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第197条第2項 | カジノ管理委員会によるカジノ事業者に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1026 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第197条第3項 | カジノ管理委員会によるカジノ事業者に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1027 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第198条第2項 | カジノ管理委員会によるカジノ施設供用事業者に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1028 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第198条第3項 | カジノ管理委員会によるカジノ施設供用事業者に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1029 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第199条第2項 | カジノ管理委員会による認可主要株主等に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1030 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第199条第3項 | カジノ管理委員会による認可主要株主等に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1031 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第200条第2項 | カジノ管理委員会による認可施設土地権利者に対する監査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|-----------------------------------|------------------------------|----------|--------------------------------|------------|
| 新規 | 1032 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第200条第3項 | カジノ管理委員会による認可施設土地権利者に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1033 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第201条第2項 | カジノ管理委員会によるカジノ関連機器等製造業者等に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1034 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第201条第3項 | カジノ管理委員会によるカジノ関連機器等製造業者等に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1035 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第202条第2項 | カジノ管理委員会による指定試験機関に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1036 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第202条第3項 | カジノ管理委員会による指定試験機関に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1037 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第203条第1項 | カジノ管理委員会によるカジノ事業者に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1038 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第203条第2項 | カジノ管理委員会によるカジノ事業者に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1039 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 国土交通省 | 第29条第2項 | 国土交通大臣による認定設置運営事業者等に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1040 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 国土交通省 | 第29条第3項 | 国土交通大臣による認定設置運営事業者等に対する監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1041 | 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 | 内閣府 金融庁 | 第44条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|------------------------------|-----------------|------------------------|------------|
| 新規 | 1042 | 民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用 に関する法律 | 内閣府 金融庁 | 第44条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1043 | 民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用 に関する法律 | 内閣府 金融庁 | 第44条第7項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1044 | 災害対策基本法 | 内閣府 総務省 | 第90条の2第1 項 | 罹災証明書の交付 | 目視規制 |
| 新規 | 1045 | 沖縄振興開発金融公庫法 | 内閣府 財務省 | 第33条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1046 | 下請代金支払遅延等防止法 | 公正取引委員 会 経済産業省 | 第9条第1項 | 調査のための強制処分 | 目視規制 |
| 新規 | 1047 | 下請代金支払遅延等防止法 | 公正取引委員 会 経済産業省 | 第9条第2項 | 調査のための強制処分 | 目視規制 |
| 新規 | 1048 | 下請代金支払遅延等防止法 | 公正取引委員 会 経済産業省 | 第9条第3項 | 調査のための強制処分 | 目視規制 |
| 新規 | 1049 | 下請代金支払遅延等防止法 | 公正取引委員 会 経済産業省 | 第9条第4項 | 調査のための強制処分 | 目視規制 |
| 新規 | 1050 | 地方公務員等共済組合法 | 警察庁 総務省 文部科学省 | 第144条の28第 3項 | 保険医療機関等に対する主務 大臣の権限 | 目視規制 |
| 新規 | 1051 | 地方公務員等共済組合法施行規 程 | 警察庁 総務省 文部科学省 | 第69条第1項 | たな卸資産の実地確認 | 目視規制 |
| 新規 | 1052 | 化学兵器の禁止及び特定物質の 規制等に関する法律 | 警察庁 経済産業省 | 第33条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1053 | 自動車運転代行業の業務の適正 化に関する法律 | 警察庁 国土交通省 | 第21条第3項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1054 | 放射性同位元素等の規制に関す る法律 | 警察庁 国土交通省 原子力規制委 員会 | 第43条の2第1 項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1055 | 放射性同位元素等の規制に関す る法律 | 警察庁 国土交通省 原子力規制委 員会 | 第43条の3第1 項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1056 | 放射性同位元素等の規制に関す る法律 | 警察庁 国土交通省 原子力規制委 員会 | 第48条の2第5 項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1057 | 放射性同位元素等の規制に関す る法律 | 警察庁 原子力規制委 員会 | 第43条の2第2 項 | 立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|-------------------|---------------------|------------------|--|------------|
| 新規 | 1058 | 放射性同位元素等の規制に関する法律 | 警察庁 原子力規制委員会 | 第48条の2第4項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1059 | 貸金業法 | 金融庁 消費者庁 | 第24条の6の11 第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1060 | 電子記録債権法 | 金融庁 法務省 | 第73条第1項 | 内閣総理大臣の求めによる、 監督当局職員による電子債権 記録機関等に対する立入検査 等 | 目視規制 |
| 新規 | 1061 | 電子記録債権法 | 金融庁 法務省 | 第73条第2項 | 立入検査時における身分証の 提示 | 目視規制 |
| 新規 | 1062 | 社債、株式等の振替に関する法律 | 金融庁 法務省 財務省 | 第20条第1項 | 振替機関に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1063 | 金融商品取引法 | 金融庁 財務省 | 第79条の77 | 内閣総理大臣の求めによる、 当局職員による基金等に対する 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1064 | 株式会社商工組合中央金庫法 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第11条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1065 | 株式会社商工組合中央金庫法 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第58条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1066 | 株式会社商工組合中央金庫法 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第58条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1067 | 株式会社商工組合中央金庫法 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第60条の17第1 項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1068 | 株式会社商工組合中央金庫法 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第60条の17第2 項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1069 | 株式会社商工組合中央金庫法 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第60条の29第1 項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1070 | 確定拠出年金法 | 金融庁 厚生労働省 | 第103条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 1071 | 信用保証協会法 | 金融庁 経済産業省 | 第35条第1項 | 信用保証協会に対する報告徴 収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1072 | 信用保証協会法 | 金融庁 経済産業省 | 第43条第1項 | 信用業務支援機関に対する報 告徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1073 | 自動車損害賠償保障法 | 金融庁 国土交通省 | 第23条の17第1 項 | 国土交通省職員及び金融庁職 員による指定紛争処理機関へ の立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1074 | 自動車損害賠償保障法 | 金融庁 国土交通省 | 第23条の17第2 項 | 国土交通省職員及び金融庁職 員による指定紛争処理機関へ の立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--------------------------------|----------------------|----------|-------------|------------|
| 新規 | 1075 | 不動産特定共同事業法 | 金融庁 国土交通省 | 第40条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1076 | 不動産特定共同事業法 | 金融庁 国土交通省 | 第40条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1077 | 不動産特定共同事業法 | 金融庁 国土交通省 | 第58条第9項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1078 | 不動産特定共同事業法 | 金融庁 国土交通省 | 第58条第10項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1079 | 消費者契約法 | 消費者庁 法務省 | 第32条第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1080 | 消費者契約法 | 消費者庁 法務省 | 第32条第2項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1081 | 食品表示法 | 消費者庁 財務省 農林水産省 | 第8条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 1082 | 食品表示法 | 消費者庁 財務省 農林水産省 | 第8条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 1083 | 食品表示法 | 消費者庁 財務省 農林水産省 | 第8条第3項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 1084 | 食品表示法 | 消費者庁 財務省 農林水産省 | 第8条第4項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 1085 | 食品表示法 | 消費者庁 財務省 農林水産省 | 第9条第1項 | センターによる立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1086 | 食品表示法 | 消費者庁 財務省 農林水産省 | 第9条第5項 | センターによる立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1087 | 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 | 消費者庁 財務省 農林水産省 | 第10条第1項 | 主管省庁による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1088 | 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 | 消費者庁 財務省 農林水産省 | 第10条第2項 | 主管省庁による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1089 | 健康増進法 | 消費者庁 厚生労働省 | 第59条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1090 | 健康増進法 | 消費者庁 厚生労働省 | 第61条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1091 | 食品衛生法 | 消費者庁 厚生労働省 | 第28条第1項 | 臨検 | 目視規制 |
| 新規 | 1092 | 食品衛生法 | 消費者庁 厚生労働省 | 第28条第2項 | 臨検検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1093 | 日本農林規格等に関する法律 | 消費者庁 農林水産省 | 第65条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1094 | 日本農林規格等に関する法律 | 消費者庁 農林水産省 | 第65条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|---|-----------|--------------------|------------|
| 新規 | 1095 | 日本農林規格等に関する法律 | 消費者庁 農林水産省 | 第65条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1096 | 日本農林規格等に関する法律 | 消費者庁 農林水産省 | 第65条第4項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1097 | 日本農林規格等に関する法律 | 消費者庁 農林水産省 | 第65条第5項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1098 | 日本農林規格等に関する法律 | 消費者庁 農林水産省 | 第65条第6項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1099 | 日本農林規格等に関する法律 | 消費者庁 農林水産省 | 第66条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1100 | 日本農林規格等に関する法律 | 消費者庁 農林水産省 | 第66条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1101 | 日本農林規格等に関する法律 | 消費者庁 農林水産省 | 第66条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1102 | 日本農林規格等に関する法律 | 消費者庁 農林水産省 | 第66条第4項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1103 | 日本農林規格等に関する法律 | 消費者庁 農林水産省 | 第66条第5項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1104 | 日本農林規格等に関する法律 | 消費者庁 農林水産省 | 第66条第9項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1105 | 家庭用品品質表示法 | 消費者庁 経済産業省 | 第19条第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1106 | 家庭用品品質表示法 | 消費者庁 経済産業省 | 第19条第3項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1107 | 消費生活用製品安全法 | 消費者庁 経済産業省 | 第41条第4項 | 主管省庁による立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1108 | 国立研究開発法人情報通信研究機構法 | 総務省 財務省 | 第20条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1109 | 地方公共団体金融機構法 | 総務省 財務省 | 附則第20条第1項 | 公庫債権管理業務に係る報告及び検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 1110 | 地方公共団体金融機構法 | 総務省 財務省 | 第50条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1111 | 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律 | 総務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第12条第1項 | 報告の徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1112 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 総務省 文部科学省 国土交通省 | 第53条第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1113 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 総務省 文部科学省 国土交通省 | 第53条第2項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1114 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 総務省 文部科学省 国土交通省 | 第53条第3項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|------------------------------------|--|------------|--------------------------------|------------|
| 新規 | 1115 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 総務省 文部科学省 国土交通省 | 第53条第6項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1116 | 産業標準化法 | 総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第29条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1117 | 産業標準化法 | 総務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第35条第4項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1118 | 産業標準化法 | 総務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第54条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1119 | 石油コンビナート等災害防止法 | 総務省 経済産業省 | 第40条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1120 | 医療法施行令 | 法務省 厚生労働省 | 第2条第1項 | 刑事施設、少年院等に設けられた医療機関への立入の際の立ち会い | 目視規制 |
| 新規 | 1121 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第30条第3項第2号 | 指定外部役員を置く場合の措置 | 目視規制 |
| 新規 | 1122 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第52条第1号 | 監理団体による通常監査 | 目視規制 |
| 新規 | 1123 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第52条第3号 | 監理団体による訪問指導 | 目視規制 |
| 新規 | 1124 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第52条第8号 | 技能実習計画の作成指導に関するもの | 目視規制 |
| 新規 | 1125 | 独立行政法人国際協力機構法 | 外務省 財務省 | 第38条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1126 | 独立行政法人国際協力機構法 | 外務省 財務省 | 第38条第2項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1127 | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 | 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第22条第1項 | 主務大臣による登録検査機関に対する立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|------------------------------------|--|---------|--|------------|
| 新規 | 1128 | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 | 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第31条第1項 | 主務大臣による遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1129 | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 | 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第32条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1130 | 株式会社日本政策金融公庫法 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 | 第59条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1131 | 資源の有効な利用の促進に関する法律 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第37条第1項 | 特定省資源事業者又は特定再利用事業者への立入り | 目視規制 |
| 新規 | 1132 | 資源の有効な利用の促進に関する法律 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第37条第2項 | 特定省資源事業者、特定再利用事業者、指定省資源化事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者への立入り | 目視規制 |
| 新規 | 1133 | 資源の有効な利用の促進に関する法律 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第37条第4項 | 指定再資源化事業者への立入り | 目視規制 |
| 新規 | 1134 | 資源の有効な利用の促進に関する法律 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第37条第5項 | 指定副産物事業者への立入り | 目視規制 |
| 新規 | 1135 | 資源の有効な利用の促進に関する法律 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第37条第6項 | 特定省資源事業者又は特定再利用事業者への立入り | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|-----------------------------|--|---------|------------------------|------------|
| 新規 | 1136 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第24条第1項 | 報告徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1137 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第24条第3項 | 報告徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1138 | 資源の有効な利用の促進に関する法律 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第37条第3項 | 認定指定再資源化事業者への立入り | 目視規制 |
| 新規 | 1139 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第24条第2項 | 報告徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1140 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第30条第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1141 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第30条第2項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1142 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第40条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1143 | 独立行政法人農林漁業信用基金法 | 財務省 農林水産省 | 第20条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1144 | 株式会社日本政策金融公庫法 | 財務省 農林水産省 経済産業省 | 第59条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1145 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構法 | 財務省 経済産業省 | 第26条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1146 | 奄美群島振興開発特別措置法 | 財務省 国土交通省 | 第57条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1147 | 奄美群島振興開発特別措置法施行令 | 財務省 国土交通省 | 第25条第3項 | 独立行政法人からの業務委託者に対する立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|-------------------------|-----------------------|------------|-----------------------------------|------------|
| 新規 | 1148 | 独立行政法人住宅金融支援機構法 | 財務省 国土交通省 | 第26条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1149 | 独立行政法人住宅金融支援機構法 | 財務省 国土交通省 | 第26条第2項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1150 | 公認心理師法 | 文部科学省 厚生労働省 | 第20条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1151 | 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 | 厚生労働省 農林水産省 | 第24条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1152 | 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 | 厚生労働省 農林水産省 | 第24条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1153 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 | 厚生労働省 経済産業省 環境省 | 第44条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1154 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 | 厚生労働省 経済産業省 環境省 | 第44条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1155 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 | 厚生労働省 経済産業省 環境省 | 第44条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1156 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 厚生労働省 国土交通省 | 第24条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1157 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 厚生労働省 国土交通省 | 第24条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1158 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 厚生労働省 国土交通省 | 第36条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1159 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 厚生労働省 国土交通省 | 第36条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1160 | 住宅宿泊事業法 | 厚生労働省 国土交通省 | 第17条第1項 | 報告徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1161 | 住宅宿泊事業法 | 厚生労働省 国土交通省 | 第45条第1項 | 報告徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1162 | 住宅宿泊事業法 | 厚生労働省 国土交通省 | 第66条第1項 | 報告徴収及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1163 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第86条の3第1項 | 対象議決権保有届出書の提出者に対して報告徴収及び立入検査を行うもの | 目視規制 |
| 新規 | 1164 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第86条の3第2項 | 対象議決権保有届出書の提出者に対して報告徴収及び立入検査を行うもの | 目視規制 |
| 新規 | 1165 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第96条の21第1項 | 株式会社商品取引所の主要株主に対して報告徴収及び立入検査を行うもの | 目視規制 |
| 新規 | 1166 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第96条の30第1項 | 対象議決権保有届出書の提出者に対して報告徴収及び立入検査を行うもの | 目視規制 |
| 新規 | 1167 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第96条の33第1項 | 商品取引所持株会社の主要株主に対して報告徴収及び立入検査を行うもの | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---------|----------------|-------------|---|------------|
| 新規 | 1168 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第96条の39第1項 | 商品取引所持株会社若しくはその子会社に対して報告徴収及び立入検査を行うもの | 目視規制 |
| 新規 | 1169 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第157条第1項 | 商品取引所、その子会社若しくはその会員等に対して報告聴取及び立入検査を行うもの | 目視規制 |
| 新規 | 1170 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第157条第2項 | 商品取引所、その子会社若しくはその会員等に対して報告聴取及び立入検査を行うもの | 目視規制 |
| 新規 | 1171 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第157条第3項 | 商品取引所、その子会社若しくはその会員等に対して報告聴取及び立入検査を行うもの | 目視規制 |
| 新規 | 1172 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第184条第1項 | 商品取引清算機関若しくはその清算参加者に対して報告徴収及び商品取引清算機関に対して立入検査を行うもの | 目視規制 |
| 新規 | 1173 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第231条第1項 | ・商品先物取引業者に対して報告徴収及び立入検査を行うもの ・商品先物取引業者と取引をする者に対して報告徴収を行うもの | 目視規制 |
| 新規 | 1174 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第231条第3項 | ・商品先物取引業者に対して報告徴収及び立入検査を行うもの ・商品先物取引業者と取引をする者に対して報告徴収を行うもの | 目視規制 |
| 新規 | 1175 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第240条の22第1項 | 商品先物取引仲介業者への報告徴収及び立入検査、商品先物取引業者と取引をする者に対する報告徴収 | 目視規制 |
| 新規 | 1176 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第263条第1項 | 商品先物取引協会若しくはその協会員に対して報告徴収及び立入検査を行うもの | 目視規制 |
| 新規 | 1177 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第322条第1項 | 委託者保護基金若しくはその会員に対して報告徴収及び立入検査を行うもの | 目視規制 |
| 新規 | 1178 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第338条第1項 | 第一種特定施設開設者に対して報告徴収及び立入検査を行うもの | 目視規制 |
| 新規 | 1179 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第349条第5項 | 特定店頭商品デリバティブ取引業者に対して報告徴収及び立入検査を行うもの | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|-------------------------|-------------------------|------------------|--|------------|
| 新規 | 1180 | 商品投資に係る事業の規制に関する法律 | 農林水産省 経済産業省 | 第30条第1項 | ・商品投資顧問業者又はこれと取引する者に対して報告をさせるもの ・商品投資顧問業者の営業所へ立入検査を行うもの | 目視規制 |
| 新規 | 1181 | 商品投資に係る事業の規制に関する法律 | 農林水産省 経済産業省 | 第30条第2項 | ・商品投資顧問業者又はこれと取引する者に対して報告をさせるもの ・商品投資顧問業者の営業所へ立入検査を行うもの | 目視規制 |
| 新規 | 1182 | 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 | 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第33条第1項 | 主務大臣による木材関連事業者への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1183 | 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 | 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第33条第2項 | 主務大臣による登録実施機関への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1184 | 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 | 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第33条第3項 | 主務大臣による木材関連事業者又は登録実施機関への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1185 | 産業標準化法 | 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第35条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1186 | 産業標準化法 | 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第35条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1187 | 産業標準化法 | 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第35条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1188 | 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 | 農林水産省 国土交通省 | 第14条第4項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1189 | 海岸法 | 農林水産省 国土交通省 | 第20条第1項 | 他の管理者の管理する海岸保全施設への立ち入り | 目視規制 |
| 新規 | 1190 | 海岸法 | 農林水産省 国土交通省 | 第20条第2項 | 他の管理者の管理する海岸保全施設への立ち入り | 目視規制 |
| 新規 | 1191 | 海岸法施行令 | 農林水産省 国土交通省 | 第1条の5第1項 第21号 | 土地等への立ち入り、他の管理者の管理する海岸保全施設への立ち入り | 目視規制 |
| 新規 | 1192 | 地すべり等防止法 | 農林水産省 国土交通省 | 第5条第1項 | 地すべり防止区域指定のための現地調査 | 目視規制 |
| 新規 | 1193 | 地すべり等防止法 | 農林水産省 国土交通省 | 第6条第1項 | 調査のための立入 | 目視規制 |
| 新規 | 1194 | 地すべり等防止法 | 農林水産省 国土交通省 | 第6条第5項 | 調査のための立入 | 目視規制 |
| 新規 | 1195 | 地すべり等防止法 | 農林水産省 国土交通省 | 第16条第1項 | 調査等のための土地の立入等 | 目視規制 |
| 新規 | 1196 | 地すべり等防止法 | 農林水産省 国土交通省 | 第22条第1項 | 都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設に対する立入検査等 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|-----------------------------|-----------------------|-----------|--|------------|
| 新規 | 1197 | 地すべり等防止法 | 農林水産省 国土交通省 | 第22条第2項 | 都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設に対する立入検査等（身分証明書の携帯） | 目視規制 |
| 新規 | 1198 | 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 | 農林水産省 国土交通省 | 第14条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1199 | 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 | 農林水産省 環境省 | 第12条第1項 | 農林水産大臣又は環境大臣による事業場等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1200 | 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 | 農林水産省 環境省 | 第13条第1項 | センターによる事業場等への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1201 | 愛玩動物看護師法 | 農林水産省 環境省 | 第21条第1項 | 農林水産大臣及び環境大臣による事務所への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1202 | 愛玩動物看護師法 | 農林水産省 環境省 | 第21条第2項 | 農林水産大臣及び環境大臣による事務所への立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1203 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 | 農林水産省 環境省 | 第10条第2項 | 主務大臣による特定外来生物の飼養等をしている者等に対する立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1204 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 | 農林水産省 環境省 | 第24条の2第1項 | 主務大臣による特定外来生物等が付着しているおそれがある輸入品等に対する検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1205 | 農薬取締法 | 農林水産省 環境省 | 第29条第1項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1206 | 農薬取締法 | 農林水産省 環境省 | 第29条第3項 | 報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1207 | 農薬取締法 | 農林水産省 環境省 | 第30条第1項 | センターによる検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1208 | 農薬取締法 | 農林水産省 環境省 | 第35条第1項 | 国内管理人に係る報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1209 | 農薬取締法 | 農林水産省 環境省 | 第35条第2項 | 国内管理人に係る報告及び検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1210 | 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 | 農林水産省 環境省 | 第13条第1項 | 立入調査等 | 目視規制 |
| 新規 | 1211 | 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 | 農林水産省 環境省 | 第13条第2項 | 立入調査等 | 目視規制 |
| 新規 | 1212 | 砂利採取法 | 経済産業省 国土交通省 | 第34条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 1213 | 砂利採取法 | 経済産業省 国土交通省 | 第34条第2項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 1214 | 砂利採取法 | 経済産業省 国土交通省 | 第34条第3項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 1215 | 砂利採取法 | 経済産業省 国土交通省 | 第34条第4項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 1216 | 砂利採取法 | 経済産業省 国土交通省 | 第34条第5項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 1217 | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 | 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第24条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|-----------------------|----------|----------|------------|
| 新規 | 1218 | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 | 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第24条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1219 | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 | 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第30条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1220 | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 | 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第30条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1221 | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 | 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第30条第5項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1222 | 工業用水法 | 経済産業省 環境省 | 第25条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1223 | 工業用水法 | 経済産業省 環境省 | 第25条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1224 | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第17条 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1225 | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第26条第1項 | 立入検査等 | 目視規制 |
| 新規 | 1226 | 特定家庭用機器再商品化法 | 経済産業省 環境省 | 第40条第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1227 | 特定家庭用機器再商品化法 | 経済産業省 環境省 | 第40条第2項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1228 | 特定家庭用機器再商品化法 | 経済産業省 環境省 | 第53条第1項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1229 | 特定家庭用機器再商品化法 | 経済産業省 環境省 | 第53条第2項 | 報告及び立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1230 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第11条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1231 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第11条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1232 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第11条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1233 | 電気事業法 | 経済産業省 原子力規制委員会 | 第107条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1234 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 環境省 | 第48条第11項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1235 | 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 | 国土交通省 環境省 | 第41条第1項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1236 | 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 | 国土交通省 環境省 | 第41条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|------|--|--------------|------------|--------------------------------------|------------|
| 新規 | 1237 | 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 | 国土交通省 環境省 | 第41条第3項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1238 | 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 | 国土交通省 環境省 | 第41条第4項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1239 | 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 | 国土交通省 環境省 | 第41条第5項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 新規 | 1240 | 浄化槽法 | 国土交通省 環境省 | 第53条第2項 | 立入検査 | 目視規制 |
| 別表1 | 1 | 人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持) | 人事院 | 第32条 | 設備の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 2 | 人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持) | 人事院 | 別表第8 | 小型ボイラー等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 3 | 人事院規則10-5 (職員の放射線障害の防止) | 人事院 | 第11条 | エックス線装置等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 4 | 人事院規則10-5 (職員の放射線障害の防止) | 人事院 | 第23条第1項 | 管理区域の線量当量率等の測定等 | 定期検査 |
| 別表1 | 5 | 人事院規則10-5 (職員の放射線障害の防止) | 人事院 | 第23条第2項 | 管理区域の線量当量率等の測定等 | 定期検査 |
| 別表1 | 6 | 人事院規則10-5 (職員の放射線障害の防止) | 人事院 | 第24条第2項 | 職員の線量の測定結果等の記録 | 定期検査 |
| 別表1 | 7 | 人事院規則10-5 (職員の放射線障害の防止) | 人事院 | 第26条 | 定期健康診断 (放射線業務従事職員) | 定期検査 |
| 別表1 | 8 | 人事院規則10-5 (職員の放射線障害の防止) | 人事院 | 第26条の2 | 定期健康診断 (放射線業務従事職員) | 定期検査 |
| 別表1 | 9 | 構造改革特別区域法 | 内閣府 | 第48条第1項 | 構造改革特別区域における規制の特例措置の適用状況についての定期調査・報告 | 定期検査 |
| 別表1 | 10 | 子ども・子育て支援法施行規則 | 内閣府 | 第1条第1号へ(2) | 給付の対象となる認可外保育施設の基準 (発育状態の定期観察) | 定期検査 |
| 別表1 | 11 | 国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則 | 警察庁 | 第13条第1項 | 特定秘密の指定理由の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 12 | 国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則 | 警察庁 | 第39条 | 特定秘密の保護状況の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 13 | 特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則 | 個人情報保護委員会 | 第2条 | 特定個人情報の取扱状況についての定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 14 | 特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則 | 個人情報保護委員会 | 第3条 | 特定個人情報の取扱状況についての随時検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 15 | 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令 | 消費者庁 | 第9条第2項第4号二 | 外部精度管理調査の定期的な受検 (登録試験機関) | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-----------------------------------|-------|------------|---------------------|------------|
| 別表1 | 16 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 | デジタル庁 | 第29条の3 | 特定個人情報の取扱状況に関する定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 17 | 電波法 | 総務省 | 第35条第1項第2号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 18 | 電波法 | 総務省 | 第73条 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 19 | 電波法施行規則 | 総務省 | 第41条の2の6 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 20 | 電波法施行規則 | 総務省 | 第41条の3 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 21 | 電波法施行規則 | 総務省 | 第41条の4 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 22 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第1号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 23 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第2号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 24 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第3号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 25 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第4号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 26 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第5号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 27 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第6号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 28 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第7号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 29 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第8号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 30 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第9号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 31 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第10号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 32 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第11号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 33 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第12号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 34 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第13号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 35 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第14号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 36 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第15号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 37 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第16号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 38 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第17号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 39 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第18号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 40 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第19号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------|-------|-------------|-----------------|------------|
| 別表1 | 41 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第20号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 42 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第21号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 43 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第22号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 44 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第23号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 45 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第24号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 46 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第25号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 47 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第26号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 48 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第27号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 49 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第28号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 50 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第29号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 51 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第30号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 52 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第32号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 53 | 電波法施行規則 | 総務省 | 別表第5号第33号 | 無線設備等の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 54 | 消防法 | 総務省 | 第8条の2の2第1項 | 防火対象物の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 55 | 消防法 | 総務省 | 第14条の3の2第1項 | 危険物を扱う製造所等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 56 | 消防法 | 総務省 | 第17条の3の3 | 消防用設備等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 57 | 消防法施行令 | 総務省 | 第36条第2項 | 消防用設備等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 58 | 消防法施行規則 | 総務省 | 第4条の2の4第1項 | 防火対象物の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 59 | 消防法施行規則 | 総務省 | 第31条の6第1項 | 消防用設備等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 60 | 消防法施行規則 | 総務省 | 第31条の6第2項 | 消防用設備等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 61 | 消防法施行規則 | 総務省 | 第31条の6第3項 | 消防用設備等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 62 | 消防法施行規則 | 総務省 | 第31条の6第4項 | 消防用設備等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 63 | 危険物の規制に関する政令 | 総務省 | 第8条の5 | 危険物を扱う製造所等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 64 | 危険物の規制に関する規則 | 総務省 | 第9条の2 | 危険物を扱う製造所等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 65 | 危険物の規制に関する規則 | 総務省 | 第62条の4第2項 | 危険物を扱う製造所等の定期点検 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------------------------------|-------|-------------|---------------------------------|------------|
| 別表1 | 66 | 危険物の規制に関する規則 | 総務省 | 第62条の5第1項 | 危険物を扱う製造所等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 67 | 危険物の規制に関する規則 | 総務省 | 第62条の5の2第1項 | 危険物を扱う製造所等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 68 | 危険物の規制に関する規則 | 総務省 | 第62条の5の3第1項 | 危険物を扱う製造所等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 69 | 危険物の規制に関する規則 | 総務省 | 第62条の5の4 | 危険物を扱う製造所等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 70 | 危険物の規制に関する規則 | 総務省 | 第62条の5の5 | 危険物を扱う製造所等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 71 | 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令 | 総務省 | 第15条第1項 | 石油コンビナート等の防災施設又は設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 72 | 公証人法施行規則 | 法務省 | 第39条 | 公証人の執務状況等の定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 73 | 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則 | 法務省 | 第105条第1項 | 保護観察の仮解除中における保護観察付執行猶予者の行状の定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 74 | 物品管理法 | 財務省 | 第39条 | 各省各庁の長の所管に属する物品の管理に関する定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 75 | いじめ防止対策推進法 | 文部科学省 | 第16条第1項 | いじめ早期発見のための定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 76 | 学校保健安全法施行規則 | 文部科学省 | 第1条 | 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 77 | 展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則 | 文部科学省 | 第7条第1項第1号ハ | 展覧会の開催施設の設備の定期的な点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 78 | クレーン等安全規則 | 厚生労働省 | 第34条 | クレーンの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 79 | クレーン等安全規則 | 厚生労働省 | 第35条 | クレーンの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 80 | クレーン等安全規則 | 厚生労働省 | 第76条 | クレーンの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 81 | クレーン等安全規則 | 厚生労働省 | 第77条 | クレーンの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 82 | クレーン等安全規則 | 厚生労働省 | 第119条 | クレーンの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 83 | クレーン等安全規則 | 厚生労働省 | 第120条 | クレーンの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 84 | クレーン等安全規則 | 厚生労働省 | 第154条 | クレーンの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 85 | クレーン等安全規則 | 厚生労働省 | 第155条 | クレーンの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 86 | クレーン等安全規則 | 厚生労働省 | 第192条 | クレーンの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 87 | クレーン等安全規則 | 厚生労働省 | 第208条 | クレーンの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 88 | クレーン等安全規則 | 厚生労働省 | 第209条 | クレーンの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 89 | ゴンドラ安全規則 | 厚生労働省 | 第21条 | ゴンドラの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 90 | と畜場法施行規則 | 厚生労働省 | 第3条第1項第7号イ | と畜場の衛生管理のための検査・点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 91 | と畜場法施行規則 | 厚生労働省 | 第3条第1項第7号ハ | と畜場の衛生管理のための検査・点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 92 | と畜場法施行規則 | 厚生労働省 | 第3条第1項第17号二 | と畜場の衛生管理のための検査・点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 93 | と畜場法施行規則 | 厚生労働省 | 第3条第1項第17号ホ | と畜場の衛生管理のための検査・点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 94 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 厚生労働省 | 第25条第1項第5号 | ボイラーの水面測定装置の機能点検 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------------------------|-------|-------------|---------------------------------------|------------|
| 別表1 | 95 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 厚生労働省 | 第25条第2項 | ボイラーの水面測定装置の機能点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 96 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 厚生労働省 | 第32条 | ボイラーの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 97 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 厚生労働省 | 第67条 | 第一種圧力容器の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 98 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 厚生労働省 | 第88条 | 第二種圧力容器の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 99 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 厚生労働省 | 第94条 | 小型ボイラー・小型圧力容器の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 100 | 医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第13条第1項第1号 | 医薬品の製造販売業者が行う品質管理業務についての定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 101 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第114条の33第2項 | 再製造単回使用医療機器定期確認調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 102 | 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第10条第1項第9号 | 医薬品の製造業者等による製造所設備の定期点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 103 | 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第11条第1項第7号 | 医薬品の製造業者等による試験検査に関する設備及び器具の定期点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 104 | 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第18条第1項第1号 | 医薬品の製造業者等による製造・品質関連業務についての定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 105 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第30条の21 | エックス線装置等の放射線量測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 106 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第30条の22 | 放射線障害が発生するおそれのある場所の線量等の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 107 | 鉛中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第34条第3号 | 鉛作業主任者による局所排気装置等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 108 | 鉛中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第35条第2項 | 局所排気装置等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 109 | 鉛中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第52条第1項 | 屋内作業場の鉛濃度の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 110 | 鉛中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第52条第2項 | 屋内作業場の鉛濃度の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 111 | 家内労働法施行規則 | 厚生労働省 | 別表第1 | プレス機械又はシャワーの定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 112 | 高気圧作業安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第22条 | 高圧室の設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 113 | 高気圧作業安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第34条 | 潜水器具等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 114 | 高気圧作業安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第45条 | 再圧室の設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 115 | 再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第11条第1項第7号 | 再生医療等製品の製造業者等による製造所設備の定期点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 116 | 再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第12条第2項第3号 | 再生医療等製品の製造業者等による試験検査に関する設備及び器具の定期点検整備 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|----------------------------------|-------|--------------------------|--|------------|
| 別表1 | 117 | 再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第20条第1項 | 再生医療等製品の製造業者等による製造管理・品質管理業務に関する定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 118 | 再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第8条第1項 | 再生医療等製品の製造販売業者等による製造販売後調査等業務の定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 119 | 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第99条第1項第7号 | 特定細胞加工物製造事業者による製造設備の定期点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 120 | 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第100条第1項第3号 | 特定細胞加工物製造事業者による品質管理のための試験検査に関する設備及び器具の定期点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 121 | 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第108条第1項第1号 | 特定細胞加工物製造事業者による製造管理及び品質管理の定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 122 | 採血の業務の管理及び構造設備に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第1項第4号 | 採血事業者等による構造設備、試薬等及び資材の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 123 | 採血の業務の管理及び構造設備に関する基準 | 厚生労働省 | 第7条第1項第1号 | 採血事業者等による採血所における業務の定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 124 | 事務所衛生基準規則 | 厚生労働省 | 第7条第1項 | 事務所の温度等の作業環境測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 125 | 事務所衛生基準規則 | 厚生労働省 | 第9条第1項 | 換気設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 126 | 事務所衛生基準規則 | 厚生労働省 | 第9条の2第2号 | 冷却塔の汚れの状況の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 127 | 事務所衛生基準規則 | 厚生労働省 | 第9条の2第3号 | 加湿装置の汚れの状況の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 128 | 事務所衛生基準規則 | 厚生労働省 | 第9条の2第4号 | 空気調和設備内の排水受けの定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 129 | 事務所衛生基準規則 | 厚生労働省 | 第10条第3項 | 事務所の照明設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 130 | 事務所衛生基準規則 | 厚生労働省 | 第15条第2号 | 事務所のねずみ等による被害状況の定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 131 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 別表第3(第4条第1項関係)第1項第1号へ(1) | 食鳥処理場で使用する水の水質検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 132 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 別表第3(第4条第1項関係)第1項第1号へ(3) | 食鳥処理場の給水設備等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 133 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 別表第3(第4条第1項関係)第1項第1号へ(6) | 食鳥処理場の給水設備等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 134 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 別表第3(第4条第1項関係)第1項第1号へ(7) | 食鳥処理場の給水設備等の定期点検 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|------------------------|---------------------------------------|------------|
| 別表1 | 135 | 食品衛生法施行規則 | 厚生労働省 | 第37条第1項第2号 | 食品衛生検査施設の検査等の業務の管理に関する内部点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 136 | 食品衛生法施行規則 | 厚生労働省 | 第37条第1項第4号 | 外部精度管理調査の定期的な受検（食品衛生検査施設） | 定期検査 |
| 別表1 | 137 | 食品衛生法施行規則 | 厚生労働省 | 第40条第1項第3号イ | 登録検査機関の検査等の業務の管理に関する内部点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 138 | 食品衛生法施行規則 | 厚生労働省 | 別表第13（第37条、第40条関係） | 検査機関が行う機械器具の定期保守点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 139 | 食品衛生法施行規則 | 厚生労働省 | 別表第17（第66条の2第1項関係）第3号ニ | 食品等事業者が行う計器類の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 140 | 食品衛生法施行規則 | 厚生労働省 | 別表第17（第66条の2第1項関係）第4号ロ | 食品等事業者が行う使用水（水道事業等により供給される水以外の水）の水質検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 141 | 水道法 | 厚生労働省 | 第20条 | 水道事業者等が行う定期の水質検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 142 | 水道法 | 厚生労働省 | 第34条の2 | 簡易専用水道の定期の検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 143 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第15条第1項第1号イ | 水道事業者等が行う定期の水質検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 144 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第15条第1項第3号イ | 水道事業者等が行う定期の水質検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 145 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第15条第1項第3号ロ | 水道事業者等が行う定期の水質検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 146 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第15条第1項第3号ハ | 水道事業者等が行う定期の水質検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 147 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第17条の2第1項 | 水道施設の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 148 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第56条第1項 | 簡易専用水道の定期の検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 149 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第56条の4第2号ロ | 簡易専用水道の定期の検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 150 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第56条の4第5号ト | 簡易専用水道の定期の検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 151 | 石綿障害予防規則 | 厚生労働省 | 第20条第1項第2号 | 石綿作業主任者による局所排気装置等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 152 | 石綿障害予防規則 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 局所排気装置等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 153 | 石綿障害予防規則 | 厚生労働省 | 第22条第1項 | 局所排気装置等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 154 | 石綿障害予防規則 | 厚生労働省 | 第22条第2項 | 局所排気装置等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 155 | 石綿障害予防規則 | 厚生労働省 | 第23条第1項 | 局所排気装置等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 156 | 石綿障害予防規則 | 厚生労働省 | 第36条第1項 | 空気中の石綿濃度の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 157 | 電離放射線障害防止規則 | 厚生労働省 | 第18条の5 | 透過写真撮影用ガンマ線照射装置の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 158 | 電離放射線障害防止規則 | 厚生労働省 | 第18条の6 | 透過写真撮影用ガンマ線照射装置の定期自主検査 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------|---------------|---|------------|
| 別表1 | 159 | 電離放射線障害防止規則 | 厚生労働省 | 第18条の9 | 透過写真撮影用ガンマ線照射装置の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 160 | 電離放射線障害防止規則 | 厚生労働省 | 第29条第1項 | 放射性物質取扱作業室内の汚染検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 161 | 電離放射線障害防止規則 | 厚生労働省 | 第41条の10第1項第4号 | 放射性物質の表面密度の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 162 | 電離放射線障害防止規則 | 厚生労働省 | 第54条 | 管理区域の線量当量率等の測定等 | 定期検査 |
| 別表1 | 163 | 電離放射線障害防止規則 | 厚生労働省 | 第55条第1項 | 空気中の放射性物質の濃度の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 164 | 電離放射線障害防止規則 | 厚生労働省 | 第56条 | 健康診断（放射線業務） | 定期検査 |
| 別表1 | 165 | 電離放射線障害防止規則 | 厚生労働省 | 第56条の2 | 健康診断（放射線業務） | 定期検査 |
| 別表1 | 166 | 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則 | 厚生労働省 | 第20条第1項 | 健康診断（除染等業務） | 定期検査 |
| 別表1 | 167 | 特定化学物質障害予防規則 | 厚生労働省 | 第28条第2号 | 特定化学物質作業主任者による局所排気装置等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 168 | 特定化学物質障害予防規則 | 厚生労働省 | 第29条第1項 | 局所排気装置等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 169 | 特定化学物質障害予防規則 | 厚生労働省 | 第30条第1項 | 局所排気装置等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 170 | 特定化学物質障害予防規則 | 厚生労働省 | 第31条第1項 | 特定化学設備等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 171 | 特定化学物質障害予防規則 | 厚生労働省 | 第32条第1項 | 局所排気装置等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 172 | 特定化学物質障害予防規則 | 厚生労働省 | 第36条第1項 | 空気中の特定化学物質の濃度の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 173 | 粉じん障害防止規則 | 厚生労働省 | 第6条の3 | 坑内作業場の粉じん濃度の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 174 | 粉じん障害防止規則 | 厚生労働省 | 第17条第2項 | 局所排気装置等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 175 | 粉じん障害防止規則 | 厚生労働省 | 第26条第1項 | 屋内作業場の粉じん濃度の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 176 | 放射性医薬品の製造及び取扱規則 | 厚生労働省 | 第2条第5項第4号二 | 陽電子断層撮影用放射性物質を製造する装置の不純物除去機能が保持されていることの定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 177 | 放射性医薬品の製造及び取扱規則 | 厚生労働省 | 第5条第1項第4号 | 製造業者が行う放射性物質による汚染状況の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 178 | 有機溶剤中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第19条の2第2号 | 有機溶剤作業主任者による局所排気装置等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 179 | 有機溶剤中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第20条第2項 | 局所排気装置の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 180 | 有機溶剤中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第20条の2 | プッシュプル型換気装置の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 181 | 有機溶剤中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第28条第2項 | 屋内作業場の有機溶剤濃度の定期測定 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|-----------|---------------------------------|------------|
| 別表1 | 182 | 労働安全衛生法 | 厚生労働省 | 第45条第1項 | ボイラーその他の機械等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 183 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第52条の9 | 心理的な負担の程度を把握するための定期検査(ストレスチェック) | 定期検査 |
| 別表1 | 184 | 労働安全衛生法施行令 | 厚生労働省 | 第15条 | ボイラーその他の機械等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 185 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第134条の3 | 動力プレスの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 186 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第135条第1項 | 動力により駆動されるシヤアの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 187 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第141条 | 動力により駆動される遠心機械の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 188 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第151条の21 | フオークリフトの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 189 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第151条の22 | フオークリフトの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 190 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第151条の31 | シヨベルローダー等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 191 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第151条の32 | シヨベルローダー等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 192 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第151条の38 | ストラドルキヤリヤアの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 193 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第151条の39 | ストラドルキヤリヤアの定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 194 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第151条の53 | 不整地運搬車の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 195 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第151条の54 | 不整地運搬車の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 196 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第151条の108 | 車両系木材伐出機械の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 197 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第151条の109 | 車両系木材伐出機械の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 198 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第167条 | 車両系建設機械の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 199 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第168条 | 車両系建設機械の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 200 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第194条の23 | 高所作業車の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 201 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第194条の24 | 高所作業車の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 202 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第228条 | 電気機関車等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 203 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第229条 | 電気機関車等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 204 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第230条 | 電気機関車等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 205 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第276条 | 化学設備及びその附属設備の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 206 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第299条 | 乾燥設備及びその附属設備の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 207 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第315条第4号 | ガス溶接作業主任者が行う安全器の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 208 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第316条第5号 | ガス溶接作業主任者が行う安全器の定期点検 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------------------|-------|---------------------|----------------------------------|------------|
| 別表1 | 209 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第317条 | アセチレン溶接装置・ガス集合溶接装置の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 210 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第351条 | 絶縁用保護具等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 211 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第353条 | 電気機械器具の囲い等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 212 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第373条 | 土止め支保工の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 213 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第590条第1項 | 屋内作業場の等価騒音レベルの定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 214 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第592条第1項 | 坑内作業場の炭酸ガス濃度の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 215 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第592条の2第1項 | 作業場のダイオキシン濃度の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 216 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第603条 | 坑内の通気量の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 217 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第605条第2項 | 照明設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 218 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第607条 | 暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場の気温、湿度及びふく射熱の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 219 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第612条 | 坑内作業場の気温の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 220 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第619条第2号 | ねずみ等による被害状況等の定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 221 | 家畜改良増殖法 | 農林水産省 | 第4条 | 家畜改良センターの種畜証明検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 222 | 家畜改良増殖法 | 農林水産省 | 第6条 | 家畜改良センターの種畜証明検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 223 | 家畜改良増殖法施行規則 | 農林水産省 | 第1条 | 家畜改良センターの種畜証明検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 224 | 家畜伝染病予防法施行規則 | 農林水産省 | 第56条の8第1項第8号 | 家畜伝染病等病原体取扱施設の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 225 | 家畜伝染病予防法施行規則 | 農林水産省 | 第56条の9第1項第7号 | 家畜伝染病等病原体取扱施設の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 226 | 家畜伝染病予防法施行規則 | 農林水産省 | 第56条の32第1項第6号 | 家畜伝染病等病原体取扱施設の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 227 | 家畜伝染病予防法施行規則 | 農林水産省 | 別表第2(第21条関係)第1号第1の2 | 農場の防疫・衛星管理の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 228 | 家畜伝染病予防法施行規則 | 農林水産省 | 別表第2(第21条関係)第2号第1の2 | 農場の防疫・衛星管理の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 229 | 家畜伝染病予防法施行規則 | 農林水産省 | 別表第2(第21条関係)第3号第1の2 | 農場の防疫・衛星管理の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 230 | 家畜伝染病予防法施行規則 | 農林水産省 | 別表第2(第21条関係)第4号第1の2 | 農場の防疫・衛星管理の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 231 | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第1条第1項第2号口 | 家畜排せつ物管理施設の定期点検 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|----------------------------|------------------------------|------------|
| 別表1 | 232 | 漁業法 | 農林水産省 | 第74条第2項 | 漁業生産力の発展に関する計画の定期点検（漁業協同組合等） | 定期検査 |
| 別表1 | 233 | 漁業法施行規則 | 農林水産省 | 第26条第3項 | 漁業生産力の発展に関する計画の定期点検（漁業協同組合等） | 定期検査 |
| 別表1 | 234 | 漁業災害補償法 | 農林水産省 | 第70条 | 業務・会計状況の検査（漁業共済団体） | 定期検査 |
| 別表1 | 235 | 漁船損害等補償法 | 農林水産省 | 第85条第3項 | 業務・会計状況の定期検査（漁船保険組合） | 定期検査 |
| 別表1 | 236 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 別表第3（第16条関係）基準の段1項目第5号イ（カ） | 飼料製造業者の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 237 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 別表第3（第16条関係）基準の段2項目第2号ア（エ） | 飼料製造業者の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 238 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 別表第3（第16条関係）基準の段4項目第5号イ（カ） | 飼料製造業者の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 239 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 別表第3（第16条関係）基準の段5項目第2号ア（エ） | 飼料製造業者の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 240 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 別表第6（第49条関係）基準の段2項目第2号ア（エ） | 飼料製造業者の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 241 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 別表第6（第49条関係）基準の段1項目第4号イ（オ） | 飼料製造業者の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 242 | 獣医療法施行規則 | 農林水産省 | 第14条第1項第6号 | 内部被ばくによる線量の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 243 | 獣医療法施行規則 | 農林水産省 | 第17条第1項 | 診療施設のエックス線装置の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 244 | 獣医療法施行規則 | 農林水産省 | 第18条第1項 | 診療施設の放射線量の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 245 | 森林組合法 | 農林水産省 | 第111条第4項 | 業務・会計状況の定期検査（森林組合） | 定期検査 |
| 別表1 | 246 | 動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第10条第1項 | 動物用医薬品等の製造業者等の定期自己点検 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------|----------------|--|------------|
| 別表1 | 247 | 動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第13条第1項第1号 | 動物用医薬品等の製造業者等の定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 248 | 動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第7条第2号へ | 動物用医薬品等の製造業者等の定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 249 | 動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第9条第1号二 | 動物用医薬品等の試験検査設備の定期点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 250 | 動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第14条第1項 | 動物医薬品等製造業者等の定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 251 | 動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第8条第1項第1号 | 動物用医薬品等の製造業者等の定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 252 | 動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第13条第1項 | 動物用医療機器の製造業者等の定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 253 | 動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第23条第1項第9号 | 動物医薬品等製造業者等の定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 254 | 動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第24条第1項第5号 | 動物医薬品等製造業者等の定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 255 | 動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第30条第1項 | 動物用医療機器の製造業者等の定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 256 | 動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第7条第1項第2号へ | 動物医薬品等製造業者等の定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 257 | 動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第11条第1項第1号ハ | 動物医薬品等製造業者等の定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 258 | 動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第16条 | 動物医薬品等製造業者等の定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 259 | 動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第8条 | 動物医薬品等製造業者等の定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 260 | 特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令 | 農林水産省 | 第10条第2項第5号 | 農薬の試験施設の設備及び管理に関する定期的な点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 261 | 特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令 | 農林水産省 | 第12条第2項 | 農薬の試験施設における定期的な機器の保守点検等 | 定期検査 |
| 別表1 | 262 | 日本農林規格等に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第48条第1項第1号ニ(9) | 登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準 | 定期検査 |
| 別表1 | 263 | 農業保険法 | 農林水産省 | 第209条第2項 | 業務・会計状況の定期検査(農業共済団体等) | 定期検査 |
| 別表1 | 264 | 農地法 | 農林水産省 | 第30条第1項 | 農地の利用状況調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 265 | 農林水産省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令 | 農林水産省 | 第4項 | 構造改革特別区域内の事業実施に関する定期調査(家畜排せつ物を利用した昆虫の飼育事業の実施による環境影響) | 定期検査 |
| 別表1 | 266 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第16条第1項 | エネルギー使用状況の定期報告 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------|-------|---------------|----------------------|------------|
| 別表1 | 267 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第61条 | 登録調査機関の業務管理に係る定期内部点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 268 | ガス工作物の技術上の基準を定める省令 | 経済産業省 | 第51条第1項第2号(1) | 道路に埋設されている導管の定期漏えい検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 269 | ガス工作物の技術上の基準を定める省令 | 経済産業省 | 第51条第1項第2号(2) | 道路に埋設されている導管の定期漏えい検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 270 | ガス工作物の技術上の基準を定める省令 | 経済産業省 | 第51条第1項第2号(3) | 道路に埋設されている導管の定期漏えい検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 271 | ガス工作物の技術上の基準を定める省令 | 経済産業省 | 第51条第2項第4号(1) | ガス工作物の定期漏えい検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 272 | ガス工作物の技術上の基準を定める省令 | 経済産業省 | 第51条第2項第4号(2) | ガス工作物の定期漏えい検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 273 | ガス工作物の技術上の基準を定める省令 | 経済産業省 | 第51条第2項第4号(3) | ガス工作物の定期漏えい検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 274 | ガス工作物の技術上の基準を定める省令 | 経済産業省 | 第51条第3項第4号(1) | ガス工作物の定期漏えい検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 275 | ガス工作物の技術上の基準を定める省令 | 経済産業省 | 第51条第3項第4号(2) | ガス工作物の定期漏えい検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 276 | ガス工作物の技術上の基準を定める省令 | 経済産業省 | 第63条 | 昇圧供給装置の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 277 | ガス事業法 | 経済産業省 | 第34条 | ガス工作物の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 278 | ガス事業法 | 経済産業省 | 第71条 | ガス工作物の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 279 | ガス事業法 | 経済産業省 | 第104条 | ガス工作物の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 280 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第17条第1項第1号 | 熱量等の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 281 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第17条第1項第3号 | 熱量等の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 282 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第17条第2項 | 熱量等の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 283 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第22条第1号 | ガス小売事業者の成分の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 284 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第48条 | ガス工作物の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 285 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第50条 | ガス工作物の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 286 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第78条第1項第1号 | 熱量等の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 287 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第78条第1項第3号 | 熱量等の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 288 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第78条第2項第1号 | 熱量等の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 289 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第107条 | ガス工作物の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 290 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第109条 | ガス工作物の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 291 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第126条第1項第1号 | 熱量等の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 292 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第126条第1項第3号 | 熱量等の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 293 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第144条第1項第1号 | 熱量等の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 294 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第144条第1項第3号 | 熱量等の定期測定 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|--------------------|-------------------------|------------|
| 別表1 | 295 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第163条 | ガス工作物の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 296 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第165条 | ガス工作物の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 297 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第200条第1項 第1号イ | 消費機器に関する定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 298 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第200条第1項 第1号ロ | 消費機器に関する定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 299 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第209条第2号 | ガス工作物の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 300 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第209条第3号 | ガス工作物の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 301 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第210条 | ガス工作物の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 302 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 第5条第2項第5 号 | 高圧ガス製造設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 303 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 第37条第2項第 2号 | 高圧ガス製造施設の定期保安 検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 304 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 第38条第3項 | 製造又は消費のための施設の 定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 305 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 第38条第4項 | 製造又は消費のための施設の 定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 306 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 第38条第5項 | 製造又は消費のための施設の 定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 307 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 第6条第1項第4 号 | 高圧ガス製造設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 308 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 第55条第1項第 11号 | 特定高圧ガス消費施設の定期 点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 309 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 第55条第2項第 3号 | 特定高圧ガス消費施設の定期 点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 310 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 第60条第1項第 18号 | 特定高圧ガス消費施設の定期 点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 311 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 第82条 | 高圧ガス製造施設の定期保安 検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 312 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 第83条第3項 | 製造又は消費のための施設の 定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 313 | 液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第37条の6 | 充てん設備の定期保安検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 314 | 液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律施行 規則 | 経済産業省 | 第29条第1号 | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 315 | 液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律施行 規則 | 経済産業省 | 第29条第2号 | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 316 | 液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律施行 規則 | 経済産業省 | 第29条第3号 | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 317 | 液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律施行 規則 | 経済産業省 | 第29条第4号 | 消費設備の定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 318 | 液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律施行 規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第 1号イ(1) | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------------------|-------|----------------|-----------|------------|
| 別表1 | 319 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第1号イ(2) | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 320 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第1号イ(3) | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 321 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第1号イ(4) | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 322 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第1号ロ(1) | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 323 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第1号ロ(2) | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 324 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第1号ロ(3) | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 325 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第1号ロ(4) | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 326 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第1号ハ(1) | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 327 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第1号ハ(2) | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 328 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第1号ハ(3) | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 329 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第1号ハ(4) | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 330 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第1号ニ(1) | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 331 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第1号ニ(2) | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 332 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第1号ニ(3) | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 333 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第1号ニ(4) | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 334 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第37条第1項第1号イ(1) | 消費設備の定期調査 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------------------|-------|----------------|-----------------|------------|
| 別表1 | 335 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第37条第1項第1号イ(2) | 消費設備の定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 336 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第37条第1項第1号ロ(2) | 消費設備の定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 337 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第37条第1項第1号ロ(3) | 消費設備の定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 338 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第50条第1項第2号 | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 339 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第50条第1項第3号 | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 340 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第50条第1項第4号 | 消費設備の定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 341 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第50条第1項第5号 | 消費設備の定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 342 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第74条第1項 | 充てん設備の定期保安検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 343 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第74条第1項(バルク) | 充てん設備の定期保安検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 344 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第81条第1項 | 充てん設備の定期保安検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 345 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第131条第2項第1号 | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 346 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第131条第2項第3号 | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 347 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第131条第2項第3号の2 | 供給設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 348 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第131条第2項第4号 | 消費設備の定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 349 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 第6条第2項第4号 | 液化石油ガス製造設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 350 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 第53条第2項第2号 | 特定高圧ガス消費施設の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 351 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 第80条第2項 | 高圧ガス製造施設の定期保安検査 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-----------------|--|------------|
| 別表1 | 352 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 第81条第4項 | 製造又は消費のための施設の 定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 353 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 第81条第5項 | 製造又は消費のための施設の 定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 354 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 第81条第6項 | 製造又は消費のための施設の 定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 355 | 化学兵器の禁止及び特定物質の 規制等に関する法律 | 経済産業省 | 第25条 | 化学兵器の製造に供される可 能性がある化学物質の製造実 績の届出 | 定期検査 |
| 別表1 | 356 | 火薬類取締法 | 経済産業省 | 第35条第1項 | 火薬類製造施設等の保安検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 357 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第16条第1項第 3号ホ | 自動警報装置の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 358 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第16条第1項第 4号ニ | 自動警報装置の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 359 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第67条の8 | 火薬類製造施設等の定期自主 検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 360 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第67条の9第1 号 | 火薬類製造施設等の定期自主 検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 361 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第67条の9第2 号 | 火薬類製造施設等の定期自主 検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 362 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第67条の9第3 号 | 火薬類製造施設等の定期自主 検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 363 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第67条の10 | 火薬類製造施設等の定期自主 検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 364 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第67条の11 | 火薬類製造施設等の定期自主 検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 365 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第70条の2第4 号 | 火薬類製造施設の定期自主検 査 | 定期検査 |
| 別表1 | 366 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第70条の2第7 号 | 火薬類製造施設の定期自主検 査 | 定期検査 |
| 別表1 | 367 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第70条の4第4 号 | 火薬類貯蔵施設の定期自主検 査 | 定期検査 |
| 別表1 | 368 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 第70条の4第8 号 | 火薬類貯蔵施設の定期自主検 査 | 定期検査 |
| 別表1 | 369 | 火薬類取締法施行規則 | 経済産業省 | 別表第6 | 火薬類製造施設等の保安検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 370 | 割賦販売法施行規則 | 経済産業省 | 第133条の7第1 項 | クレジットカード番号等取扱 契約締結事業者の定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 371 | 基準器検査規則 | 経済産業省 | 第2条 | 計量器の基準器検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 372 | 経済産業省関係構造改革特別区 域法第二条第三項に規定する省 令の特例に関する措置及びその 適用を受ける特定事業を定める 省令 | 経済産業省 | 第18条第2項第 3号 | 海水等温度差発電設備の定期 事業者検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 373 | 経済産業省関係構造改革特別区 域法第二条第三項に規定する省 令の特例に関する措置及びその 適用を受ける特定事業を定める 省令 | 経済産業省 | 第18条第2項第 4号 | 海水等温度差発電設備の定期 事業者検査 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|----------------|---------------------|------------|
| 別表1 | 374 | 計量法 | 経済産業省 | 第19条 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 375 | 計量法 | 経済産業省 | 第20条 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 376 | 計量法 | 経済産業省 | 第21条 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 377 | 計量法 | 経済産業省 | 第22条 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 378 | 計量法 | 経済産業省 | 第23条第1項第3号、第3項 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 379 | 計量法 | 経済産業省 | 第24条 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 380 | 計量法 | 経済産業省 | 第25条 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 381 | 計量法 | 経済産業省 | 第29条 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 382 | 計量法 | 経済産業省 | 第31条 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 383 | 計量法 | 経済産業省 | 第39条 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 384 | 計量法 | 経済産業省 | 第102条 | 計量器の基準器検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 385 | 計量法 | 経済産業省 | 第116条 | 特定計量器の計量証明検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 386 | 計量法 | 経済産業省 | 第128条 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 387 | 計量法施行令 | 経済産業省 | 第10条 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 388 | 計量法施行令 | 経済産業省 | 第11条 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 389 | 計量法施行令 | 経済産業省 | 第21条 | 特定計量器の装置検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 390 | 鉱山保安法 | 経済産業省 | 第16条 | 鉱業権者による定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 391 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第18条第17号 | 鉱業廃棄物の処理に係る定期水質測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 392 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第21条第1項第3号 | 石綿粉じんの処理に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 393 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1号 | 保安上重要な施設等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 394 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第3号 | 保安上重要な施設等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 395 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第29条第1項第13号イ | 放射線障害の防止に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 396 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第29条第1項第13号ロ | 放射線障害の防止に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 397 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第29条第1項第16号 | 放射線障害の防止に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 398 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第29条第1項第17号 | 放射線障害の防止に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 399 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第29条第1項第19号 | 放射線障害の防止に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 400 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第34条第2項 | 鉱業権者による定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 401 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第34条第4項 | 鉱業権者による定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 402 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第34条第5項 | 鉱業権者による定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 403 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第35条 | 高圧ガス製造施設の定期保安検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 404 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第35条の2 | 製造又は消費のための施設の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 405 | 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令 | 経済産業省 | 第2条第1項 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|--------------|------------------------------------|------------|
| 別表1 | 406 | 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令 | 経済産業省 | 第4条 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 407 | 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令 | 経済産業省 | 第17条 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 410 | 中小企業等協同組合法 | 経済産業省 | 第105条の4第3項 | 業務又は会計の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 411 | 電気関係報告規則 | 経済産業省 | 第2条第3号 | 一般用電気工作物の定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 412 | 電気関係報告規則 | 経済産業省 | 第2条第6号 | ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 413 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第55条第1項 | 特定電気工作物の定期事業者検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 414 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第55条第2項 | 特定電気工作物の定期事業者検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 415 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第55条第3項 | 特定電気工作物の定期事業者検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 416 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第55条第4項 | 特定電気工作物の定期事業者検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 417 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第55条第5項 | 特定電気工作物の定期事業者検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 418 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第50条第2項第14号 | 保安規程の定期的な点検（事業用電気工作物設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 419 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第50条第3項第8号 | 電気工作物の定期事業者検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 420 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第94条の2第1項 | 電気工作物の定期事業者検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 421 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第94条の2第2項 | 電気工作物の定期事業者検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 422 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第94条の2第3項 | 電気工作物の定期事業者検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 423 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第94条の3第1項第1号 | 電気工作物の定期事業者検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 424 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第94条の4第1項第2号 | 電気工作物の定期事業者検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 425 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第94条の5第1項 | 電気工作物の定期事業者検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 426 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第94条の5第2項 | 電気工作物の定期事業者検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 427 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第94条の7第1項 | 電気工作物の定期事業者検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 428 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第96条第2項第1号口 | 一般用電気工作物の定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 429 | 特定計量器検定検査規則 | 経済産業省 | 第37条第1項 | 特定計量器の定期検査の事前調査 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------------|-------|--------------|--------------------------|------------|
| 別表1 | 430 | 特定計量器検定検査規則 | 経済産業省 | 第39条第1項 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 431 | 特定計量器検定検査規則 | 経済産業省 | 第39条第2項 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 432 | 特定計量器検定検査規則 | 経済産業省 | 第40条第1項 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 433 | 特定計量器検定検査規則 | 経済産業省 | 第48条第1項第1号 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 434 | 特定計量器検定検査規則 | 経済産業省 | 第73条第2項 | 特定計量器の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 435 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 第9条第1項第2号 | 高圧ガス製造設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 436 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 第40条第2項 | 高圧ガス製造施設の定期保安検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 437 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 第40条第3項 | 製造又は消費のための施設の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 438 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 第44条第3項 | 製造又は消費のための施設の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 439 | 下水道法 | 国土交通省 | 第25条の25第2号 | 下水道の排水施設の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 440 | 下水道法施行令 | 国土交通省 | 第5条の12第1項第3号 | 下水道の排水施設の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 441 | 下水道法施行令 | 国土交通省 | 第12条第1項 | 下水道の水質の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 442 | 下水道法施行規則 | 国土交通省 | 第15条第2号 | 下水道の水質の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 443 | 河川法施行令 | 国土交通省 | 第9条の3第1項第3号 | 河川管理施設等の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 444 | 貨物自動車運送事業法 | 国土交通省 | 第17条第2号 | 自動車の点検整備（事業用自動車） | 定期検査 |
| 別表1 | 445 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則 | 国土交通省 | 第3条の2 | 自動車の点検整備（事業用自動車） | 定期検査 |
| 別表1 | 446 | 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令 | 国土交通省 | 第4条第4項 | 船舶の定期検査、中間検査等（船舶検査証書） | 定期検査 |
| 別表1 | 447 | 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令 | 国土交通省 | 第5条第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等（船舶検査証書） | 定期検査 |
| 別表1 | 448 | 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令 | 国土交通省 | 第5条の2第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等（船舶検査証書） | 定期検査 |
| 別表1 | 449 | 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令 | 国土交通省 | 第6条第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等（船舶検査証書） | 定期検査 |
| 別表1 | 450 | 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令 | 国土交通省 | 第6条第3項 | 船舶の定期検査、中間検査等（船舶検査証書） | 定期検査 |
| 別表1 | 451 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第19条の36 | 船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書） | 定期検査 |
| 別表1 | 452 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第19条の42 | 船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書） | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------|------------|------------------------------|------------|
| 別表1 | 453 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第4条第2項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 454 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第5条第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 455 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第6条第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 456 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第6条第2項へ | 船舶の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 457 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第8条 | 船舶の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 458 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第12条第2項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 459 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第13条 | 船舶の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 460 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第15条第6項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 461 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第20条の2 | 船舶の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 462 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第21条第1項第1号 | 船舶の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 463 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第21条の2第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 464 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第21条の2第3項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書) | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------|-------------|------------------------------|------------|
| 別表1 | 465 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第21条の2第4項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 466 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第22条第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 467 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第28条の2第4項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 468 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第21条第1項第10号 | 廃油処理時の排水中の油分濃度の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 469 | 官公庁施設の建設等に関する法律 | 国土交通省 | 第12条第1項 | 国家機関の建築物の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 470 | 官公庁施設の建設等に関する法律 | 国土交通省 | 第12条第2項 | 国家機関の建築物の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 471 | 官公庁施設の建設等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第1条 | 国家機関の建築物の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 472 | 危険物船舶運送及び貯蔵規則 | 国土交通省 | 第39条第2項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 473 | 危険物船舶運送及び貯蔵規則 | 国土交通省 | 第383条 | 船舶の設備の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 474 | 軌道運転規則 | 国土交通省 | 第17条第1項 | 軌道(路面電車)の施設・車両の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 475 | 軌道運転規則 | 国土交通省 | 第17条第2項 | 軌道(路面電車)の施設・車両の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 476 | 軌道運転規則 | 国土交通省 | 第22条 | 軌道(路面電車)の施設・車両の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 477 | 軌道運転規則 | 国土交通省 | 第27条 | 軌道(路面電車)の施設・車両の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 478 | 軌道運転規則 | 国土交通省 | 第28条第1項 | 軌道(路面電車)の施設・車両の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 479 | 軌道運転規則 | 国土交通省 | 第28条第2項 | 鉄道の車両検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 480 | 軌道運転規則 | 国土交通省 | 第29条第1項 | 軌道(路面電車)の施設・車両の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 481 | 軌道運転規則 | 国土交通省 | 第29条第2項 | 軌道(路面電車)の施設・車両の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 482 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第12条第1項 | 特定建築物等の定期調査・検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 483 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第12条第2項 | 特定建築物等の定期調査・検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 484 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第12条第3項 | 特定建築物等の定期調査・検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 485 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第12条第4項 | 特定建築物等の定期調査・検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 486 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第5条第2項 | 特定建築物等の定期調査・検査 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------------|-------|------------------|----------------------------|------------|
| 別表1 | 487 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第5条第3項 | 特定建築物等の定期調査・検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 488 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第5条第4項 | 特定建築物等の定期調査・検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 489 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第6条の3第1項 第1号イ | 特定建築物等の定期調査・検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 490 | 港湾法 | 国土交通省 | 第56条の2の2 第2項 | 港湾施設の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 491 | 港湾法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の9第2項 第1号 | 洋上風力発電施設等の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 492 | 港湾の施設の技術上の基準を定める省令 | 国土交通省 | 第4条第3項 | 港湾施設の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 493 | 航空法 | 国土交通省 | 第47条第3項 | 空港等・航空保安施設の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 494 | 航空法施行規則 | 国土交通省 | 第151条 | 航空機の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 495 | 高速自動車国道法施行規則 | 国土交通省 | 第10条 | 道路に連結する利便施設等の定期自主点検 (高速道路) | 定期検査 |
| 別表1 | 496 | 国際観光ホテル整備法施行規則 | 国土交通省 | 第11条第1項第 1号 | ホテルの設備の定期点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 497 | 国際観光ホテル整備法施行規則 | 国土交通省 | 第11条第1項第 2号 | ホテルの設備の定期点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 498 | 国際観光ホテル整備法施行規則 | 国土交通省 | 第11条第1項第 3号 | ホテルの設備の定期点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 499 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 | 国土交通省 | 第12条 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶保安証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 500 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 | 国土交通省 | 第14条 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶保安証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 501 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第31条 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶保安証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 502 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第23条第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶保安証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 503 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第23条第2項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶保安証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 504 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第25条第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶保安証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 505 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第25条第2項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶保安証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 506 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第26条 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶保安証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 507 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第28条 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶保安証書) | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------------|-------|------------|---------------------------|------------|
| 別表1 | 508 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第29条の2第3項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶保安証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 509 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第29条の2第5項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶保安証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 510 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第30条 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶保安証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 511 | 索道施設に関する技術上の基準を定める省令 | 国土交通省 | 第41条 | 索道(ロープウェイ等)の使用前の始業点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 512 | 自動車点検基準 | 国土交通省 | 第2条第1項 | 自動車の点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 513 | 自動車点検基準 | 国土交通省 | 別表第3 | 自動車の点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 514 | 自動車点検基準 | 国土交通省 | 別表第4 | 自動車の点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 515 | 自動車点検基準 | 国土交通省 | 別表第5 | 自動車の点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 516 | 自動車点検基準 | 国土交通省 | 別表第5の2 | 自動車の点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 517 | 自動車点検基準 | 国土交通省 | 別表第6 | 自動車の点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 518 | 自動車点検基準 | 国土交通省 | 別表第7 | 自動車の点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 519 | 船員の労働条件等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第4条第1項 | 船員の労働条件等に関する定期検査(海上労働証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 520 | 船員の労働条件等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第5条第1項第1号 | 船員の労働条件等に関する定期検査(海上労働証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 521 | 船員の労働条件等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第5条第1項第2号 | 船員の労働条件等に関する定期検査(海上労働証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 522 | 船員の労働条件等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第7条第1項 | 船員の労働条件等に関する定期検査(海上労働証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 523 | 船員の労働条件等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第12条第2項第4号 | 船員の労働条件等に関する定期検査(海上労働証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 524 | 船員の労働条件等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第12条の2第1項 | 船員の労働条件等に関する定期検査(海上労働証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 525 | 船員の労働条件等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第12条の2第2項 | 船員の労働条件等に関する定期検査(海上労働証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 526 | 船員の労働条件等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第12条の2第3項 | 船員の労働条件等に関する定期検査(海上労働証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 527 | 船員の労働条件等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第12条の2第5項 | 船員の労働条件等に関する定期検査(海上労働証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 528 | 船員の労働条件等の検査等に関する規則 | 国土交通省 | 第13条第1項 | 船員の労働条件等に関する定期検査(海上労働証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 529 | 船員法 | 国土交通省 | 第100条の2 | 船員の労働条件等に関する定期検査(海上労働証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 530 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の8第1項 | 旅客船の水密度等の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 531 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の9 | 船員の安全に関する定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 532 | 船員労働安全衛生規則 | 国土交通省 | 第40条の2第1項 | 船員の飲用水の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 533 | 船員労働安全衛生規則 | 国土交通省 | 第40条の2第3項 | 船員の飲用水の定期検査 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------|-------|------------|---------------------------|------------|
| 別表1 | 534 | 船員労働安全衛生規則 | 国土交通省 | 第45条第2項 | 船員の安全に関する定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 535 | 船舶安全法 | 国土交通省 | 第5条 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 536 | 船舶安全法 | 国土交通省 | 第6条の3第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 537 | 船舶安全法 | 国土交通省 | 第9条第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 538 | 船舶安全法 | 国土交通省 | 第10条 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 539 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の5第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 540 | 船舶安全法 | 国土交通省 | 第10条の2第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 541 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第16条第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 542 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第16条第3項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 543 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第17条第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 544 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第18条第2項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 545 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第19条第1項第6号 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 546 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第19条の3第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 547 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第20条第1項第3号 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 548 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第24条第1項第1号 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 549 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第25条第1項第3号 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 550 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第30条第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 551 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第30条第2項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 552 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第31条第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 553 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第32条第1項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 554 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第32条第2項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 555 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第36条 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 556 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第45条 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 557 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第46条第7項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------|-------------------|--------------------------------------|------------|
| 別表1 | 558 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第46条の2 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 559 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第46条の3 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 560 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第60条の2第1 項 | 船舶の設備の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 561 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第60条の3第1 項 | 船舶の設備の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 562 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第60条の5第1 項第1号 | 船舶の無線設備の保守(陸上 保守・船上保守) | 定期検査 |
| 別表1 | 563 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第60条の7第1 項第1号 | 船舶の無線設備の保守(陸上 保守・船上保守) | 定期検査 |
| 別表1 | 564 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第60条の7第1 項第2号 | 船舶の無線設備の保守(陸上 保守・船上保守) | 定期検査 |
| 別表1 | 565 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第60条の7第1 項第3号 | 船舶の無線設備の保守(陸上 保守・船上保守) | 定期検査 |
| 別表1 | 566 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第65条の6第5 項 | 船舶の定期検査、中間検査等 (船舶検査証書) | 定期検査 |
| 別表1 | 567 | 鉄道に関する技術上の基準を定 める省令 | 国土交通省 | 第90条 | 鉄道の施設・車両の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 568 | 都市公園法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の2第1号 | 都市公園の遊戯施設等の定期 自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 569 | 道路運送車両法 | 国土交通省 | 第47条の2第2 項 | 自動車の点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 570 | 道路運送車両法 | 国土交通省 | 第48条第1項 | 自動車の点検整備 | 定期検査 |
| 別表1 | 571 | 道路運送車両法 | 国土交通省 | 第61条第1項 | 車検(自動車検査証) | 定期検査 |
| 別表1 | 572 | 道路運送車両法 | 国土交通省 | 第61条第2項 | 車検(自動車検査証) | 定期検査 |
| 別表1 | 573 | 道路法施行規則 | 国土交通省 | 第4条の5の6第 1項第1号 | トンネル等の定期自主点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 574 | 道路法施行規則 | 国土交通省 | 第4条の13の6 | 道路に連結する利便施設等の 定期自主点検(自動車専用道 路) | 定期検査 |
| 別表1 | 575 | 旅客自動車運送事業運輸規則 | 国土交通省 | 第45条第1項第 1号 | 自動車の点検整備(事業用自 動車) | 定期検査 |
| 別表1 | 576 | ダイオキシン類対策特別措置法 | 環境省 | 第28条第1項 | ダイオキシン類による汚染の 状況の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 577 | ダイオキシン類対策特別措置法 施行令 | 環境省 | 第4条 | ダイオキシン類の量の定期測 定 | 定期検査 |
| 別表1 | 578 | ダイオキシン類対策特別措置法 に基づく廃棄物の最終処分場の 維持管理の基準を定める省令 | 環境省 | 第1条第1項第1 号ロ | 一般廃棄物の最終処分場の維 持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 579 | ダイオキシン類対策特別措置法 に基づく廃棄物の最終処分場の 維持管理の基準を定める省令 | 環境省 | 第1条第1項第3 号 | 一般廃棄物の最終処分場の維 持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 580 | 一般廃棄物の最終処分場及び産 業廃棄物の最終処分場に係る技 術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第1条第2項第7 号 | 一般廃棄物の最終処分場の維 持管理に係る定期検査 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------|----------------|-------------------------|------------|
| 別表1 | 581 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第1条第2項第9号 | 一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 582 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第1条第2項第10号ロ | 一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 583 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第1条第2項第10号ハ | 一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 584 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第1条第2項第14号ロ | 一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 585 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第1条第2項第14号ハ(1) | 一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 586 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第1条第2項第14号ハ(2) | 一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 587 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第1条第2項第14の2号 | 一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 588 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第1条第2項第19号 | 一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 589 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第1条の2第2項第3号 | 一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 590 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第1条の2第2項第5号 | 一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 591 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第1条の2第3項第6号イ | 一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準 | 定期検査 |
| 別表1 | 592 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第1条の2第3項第6号ロ | 一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準 | 定期検査 |
| 別表1 | 593 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第2条第2項第2号ハ(2) | 産業廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 594 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第2条第2項第2号ホ(1) | 産業廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 595 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第2条第2項第2号ホ(2) | 産業廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 596 | 汚染土壌処理業に関する省令 | 環境省 | 第5条第20号 | 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 597 | 汚染土壌処理業に関する省令 | 環境省 | 第5条第21号ロ | 大気有害物質の量の定期測定 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------|-------|----------------------|---|------------|
| 別表1 | 598 | 汚染土壌処理業に関する省令 | 環境省 | 第5条第27号 | 汚染土壌処理施設の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 599 | 温泉法施行規則 | 環境省 | 第6条の3第1項 第8号 | 温泉の採取に係るガス分離設備等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 600 | 環境省関係構造改革特別区域法施行規則 | 環境省 | 第2条 | 構造改革特別区域法施行令第七条に規定する地中空間を利用した熔融一般廃棄物埋立処分事業実施時の定期水質検査の回数 | 定期検査 |
| 別表1 | 601 | 浄化槽法 | 環境省 | 第10条第1項 | 浄化槽の定期保守点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 602 | 浄化槽法 | 環境省 | 第11条第1項 | 浄化槽の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 603 | 環境省関係浄化槽法施行規則 | 環境省 | 第6条 | 浄化槽の定期保守点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 604 | 環境省関係浄化槽法施行規則 | 環境省 | 第9条 | 浄化槽の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 605 | 環境省関係浄化槽法施行規則 | 環境省 | 第9条の2 | 浄化槽の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 606 | 水質汚濁防止法 | 環境省 | 第14条第5項 | 排出水の汚染状態の測定等 | 定期検査 |
| 別表1 | 607 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 第9条第1項第1号 | 排出水の汚染状態の測定等 | 定期検査 |
| 別表1 | 608 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 第9条第1項第4号 | 排出水の汚染状態の測定等 | 定期検査 |
| 別表1 | 609 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 第9条の2第1項 第2号 | 排出水の汚濁負荷量の測定等 | 定期検査 |
| 別表1 | 610 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 第9条の2の2第1項 | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 611 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 第9条の2の2第2項 | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 612 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 別表第1(第9条の2の2関係) | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 613 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 別表第1(第9条の2の2関係)第1号上段 | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 614 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 別表第1(第9条の2の2関係)第1号下段 | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 615 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 別表第1(第9条の2の2関係)第3号上段 | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 616 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 別表第1(第9条の2の2関係)第3号下段 | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------|----------------------|--|------------|
| 別表1 | 617 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 別表第1(第9条の2の2関係)第4号上段 | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 618 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 別表第1(第9条の2の2関係)第4号下段 | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 619 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 別表第1(第9条の2の2関係)第5号上段 | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 620 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 別表第1(第9条の2の2関係)第5号中段 | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 621 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 別表第1(第9条の2の2関係)第5号下段 | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 622 | 瀬戸内海環境保全特別措置法 | 環境省 | 第19条の4 | 瀬戸内海の環境の定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 623 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第6条第1項第4号 | 大気汚染物質の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 624 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第15条第1項第1号 | ばい煙量又はばい煙濃度の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 625 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第15条第1項第2号 | ばい煙量又はばい煙濃度の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 626 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第15条第1項第3号 | ばい煙量又はばい煙濃度の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 627 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第15条第1項第4号イ | ばい煙量又はばい煙濃度の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 628 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第15条の3 | 揮発性有機化合物濃度の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 629 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第16条の3第1項第1号 | 特定粉じんの濃度の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 630 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第16条の18第1項第1号ハ | 水銀濃度の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 631 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第16条の18第1項第1号ニ | 水銀濃度の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 632 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第16条の18第1項第2号 | 水銀濃度の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 633 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第16条の18第1項第3号 | 水銀濃度の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 634 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第16条の18第1項第4号 | 水銀濃度の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 635 | 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令 | 環境省 | 第2条第1項第1号イ(2) | 飼育施設の定期保守点検 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------|--------------------|-----------------------|------------|
| 別表1 | 636 | 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令 | 環境省 | 第3条第1項第1号イ(3) | 飼育施設の定期保守点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 637 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 環境省 | 第78条の2第1項 | 鳥獣保護管理に係る定期調査 | 定期検査 |
| 別表1 | 638 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 | 環境省 | 第19条の4第1項第1号ハ | 猟具の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 639 | 土壤汚染対策法施行規則 | 環境省 | 別表第8(第40条関係)第1号1イ | 地下水の水質の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 640 | 土壤汚染対策法施行規則 | 環境省 | 別表第8(第40条関係)第1号2ニ | 地下水の水質の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 641 | 土壤汚染対策法施行規則 | 環境省 | 別表第8(第40条関係)第2号リ | 地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 642 | 土壤汚染対策法施行規則 | 環境省 | 別表第8(第40条関係)第3号リ | 地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 643 | 土壤汚染対策法施行規則 | 環境省 | 別表第8(第40条関係)第4号1ハ | 地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 644 | 土壤汚染対策法施行規則 | 環境省 | 別表第8(第40条関係)第4号2ニ | 地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 645 | 土壤汚染対策法施行規則 | 環境省 | 別表第8(第40条関係)第5号第1ホ | 地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 646 | 土壤汚染対策法施行規則 | 環境省 | 別表第8(第40条関係)第5号二ニ | 地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 647 | 土壤汚染対策法施行規則 | 環境省 | 別表第8(第40条関係)第6号リ | 地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 648 | 土壤汚染対策法施行規則 | 環境省 | 別表第8(第40条関係)第7号第1ヘ | 地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 649 | 土壤汚染対策法施行規則 | 環境省 | 別表第8(第40条関係)第7号2ヘ | 地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 650 | 動物の愛護及び管理に関する法律 | 環境省 | 第31条 | 特定動物に係る特定飼養施設の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 651 | 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 | 環境省 | 第20条 | 特定動物に係る特定飼養施設の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 652 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 | 環境省 | 第5条第1項第5号 | 特定外来生物に係る特定飼養等施設の定期点検 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」（法令約10,000条項）

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------------|-------|---------------------|---------------------------------|------------|
| 別表1 | 653 | 特定外来生物による生態系等に 係る被害の防止に関する法律施行規則 | 環境省 | 第8条第1項第1号 | 特定外来生物に係る特定飼養 等施設の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 654 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律 | 環境省 | 第8条の2の2 | 一般廃棄物処理施設の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 655 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律 | 環境省 | 第15条の2の2 | 産業廃棄物処理施設の定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 656 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第1条の7の2第1号ハ | 一般廃棄物の熱分解を行う熱 分解設備の構造に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 657 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第4条第8項口 (3) | 電気炉等を用いた焼却施設に 係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 658 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第4条の4の3第1項 | 一般廃棄物処理施設の定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 659 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第4条の5第1項 第2号ル | 一般廃棄物処理施設の維持管理 に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 660 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第4条の5第1項 第2号カ | 一般廃棄物処理施設の維持管理 に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 661 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第4条の5第1項 第3号イ(9) | 一般廃棄物処理施設の維持管理 に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 662 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第4条の5第1項 第3号ロ(2) | 一般廃棄物処理施設の維持管理 に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 663 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第4条の5第1項 第3号ロ(5) | 一般廃棄物処理施設の維持管理 に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 664 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第4条の5第1項 第9号へ | 一般廃棄物処理施設の維持管理 に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 665 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第4条の5第1項 第14号 | 一般廃棄物処理施設の維持管理 に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 666 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第4条の5第2項 第12号 | 一般廃棄物処理施設の維持管理 に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 667 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第5条 | ごみ処理施設及びし尿処理施設 の精密機能検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 668 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第7条の9第2項 第2号 | 産業廃棄物の埋立処分に係る 定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 669 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第12条の6第4 項 | 産業廃棄物の処理施設の維持管理 に係る定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 670 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第12条の6第8 項 | 産業廃棄物処理施設の維持管理 に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 671 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第3 項第2号 | 産業廃棄物処理施設の維持管理 に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 672 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第4 項 | 産業廃棄物処理施設の維持管理 に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 673 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第5 項第2号ロ | 産業廃棄物処理施設の維持管理 に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 674 | 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第5 項第2号ハ | 産業廃棄物処理施設の維持管理 に係る定期検査等 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-----------------|------------------------|------------|
| 別表1 | 675 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第5項第3号 | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 676 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第14項第5号 | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 677 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第14項第11号ハ | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 678 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第15項第1号 | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 679 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第15項第2号ニ | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 680 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第15項第3号ホ | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 681 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第15項第4号チ | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 682 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第15項第4号ル | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 683 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第15項第5号ヘ | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 684 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第15項第6号リ | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 685 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第15項第6号ヲ | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 686 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第16項第1号 | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 687 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第16項第2号ヘ | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 688 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第16項第3号リ | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 689 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第16項第3号ヲ | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 690 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第16項第4号ト | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 691 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第16項第4号ヌ | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 692 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第16項第5号ヌ | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 693 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第16項第5号ワ | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 694 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第12条の7第17項第1号 | 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 695 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第24条第1項第3号ロ | 特定廃棄物の保管に係る定期測定 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-------------------|--------------------|------------|
| 別表1 | 696 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第24条第4号 | 特定廃棄物の保管に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 697 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第25条第1項第3号ハ | 特定廃棄物の処分に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 698 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第25条第1項第5号ロ | 特定廃棄物の処分に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 699 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第25条第1項第6号ロ | 特定廃棄物の処分に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 700 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第25条第1項第7号 | 特定廃棄物の処分に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 701 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第26条第1項第3号イ(2)(イ) | 特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 702 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第26条第1項第3号イ(2)(ロ) | 特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 703 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第26条第1項第3号イ(2)(ハ) | 特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-----------------------|----------------------------|------------|
| 別表1 | 704 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第26条第1項第3号イ(3) | 特定廃棄物の埋立処分に係る 定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 705 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第26条第1項第4号 | 特定廃棄物の埋立処分に係る 定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 706 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第26条第2項第4号ハ(1) | 特定廃棄物の埋立処分に係る 定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 707 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第26条第2項第4号ハ(2) | 特定廃棄物の埋立処分に係る 定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 708 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第26条第2項第4号ハ(3) | 特定廃棄物の埋立処分に係る 定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 709 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第26条第4項第2号イ(2) (イ) | 基準適合特定廃棄物の埋立処 分に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 710 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第26条第4項第2号イ(2) (ロ) | 基準適合特定廃棄物の埋立処 分に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 711 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第26条第4項第2号ハ(1) | 基準適合特定廃棄物の埋立処 分に係る定期検査等 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|----------------|-------------------------|------------|
| 別表1 | 712 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第26条第4項第2号ハ(2) | 基準適合特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 713 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第26条第4項第2号ハ(3) | 基準適合特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 別表1 | 714 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第33条第1号イ(2) | 特定一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 715 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第33条第1号ロ(2) | 特定一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 716 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第33条第1号ハ | 特定一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 717 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第33条第2号イ | 特定一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 718 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第33条第2号ホ | 特定一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 719 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第35条第4号ロ(2) | 特定産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|----------|--------------|--|------------|
| 別表1 | 720 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第35条第4号二 | 特定産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 721 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第43条第4号 | 汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定に使用する放射性測定器の定期較正 | 定期検査 |
| 別表1 | 722 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第58条第4号ロ | 除去土壌の保管に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 723 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第58条第5号 | 除去土壌の保管に係る定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 724 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第16条の5第1項 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 725 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第16条の5第2項 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 726 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第16条の5第3項 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 727 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第22条第1項 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 728 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第29条第1項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 729 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第29条第2項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 730 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第29条第3項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 731 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第37条第1項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 732 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第43条の3の16第1項 | 定期事業者検査（発電用原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 733 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第43条の3の16第2項 | 定期事業者検査（発電用原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 734 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第43条の3の16第3項 | 定期事業者検査（発電用原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 735 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第43条の3の16第4項 | 定期事業者検査（発電用原子炉設置者） | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------|----------|--------------|-------------------------------|------------|
| 別表1 | 736 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第43条の3の24第1項 | 定期事業者検査（発電用原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 737 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第43条の11第1項 | 定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 738 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第43条の11第2項 | 定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 739 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第43条の11第3項 | 定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 740 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第43条の20第1項 | 定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 741 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第46条の2の2第1項 | 定期事業者検査（再処理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 742 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第46条の2の2第2項 | 定期事業者検査（再処理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 743 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第46条の2の2第3項 | 定期事業者検査（再処理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 744 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第50条第1項 | 定期事業者検査（再処理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 745 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第51条の10第1項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 746 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第51条の10第2項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 747 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第51条の10第3項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 748 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第51条の18第1項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 749 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第61条の2の2第1号口 | 原子力規制検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 750 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第61条の8の2第1項 | IAEAとの保障措置協定に基づく保障措置検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 751 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条の9第1項 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 752 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条の9第2項 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 753 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条の9第3項 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 754 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条の9第4項 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 755 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条の9第5項 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 756 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条の10 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 757 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条の11 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|----------|------------|-------------------------------|------------|
| 別表1 | 758 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条の12 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 759 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条の13第2項 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 760 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条の13第3項 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 761 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第8条第1項第16号 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 762 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第8条第2項第19号 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 763 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第9条の3の2 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 764 | 核燃料物質の加工の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第9条の13第3項 | 定期事業者検査（加工事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 765 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第26条第1項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 766 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第26条第2項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 767 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第26条第3項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 768 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第26条第4項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 769 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第27条第1項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 770 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第27条第2項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 771 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第27条第5項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 772 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第27条第6項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 773 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第28条 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 774 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第29条 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 775 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第30条第1項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|----------|-------------|-------------------------------|------------|
| 別表1 | 776 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第30条第2項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 777 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第30条第3項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 778 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第63条第1項第15号 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 779 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第63条第1項第17号 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 780 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第88条の2第3項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 781 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第12条第1項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 782 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第12条第2項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 783 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第12条第3項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 784 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第12条第4項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 785 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第12条第5項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 786 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第13条第2項 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 787 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 788 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第15条 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 789 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 790 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第34条第1項第15号 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |
| 別表1 | 791 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第34条第1項第17号 | 定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者） | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------------------|----------|--------------|-------------------------------|------------|
| 別表1 | 792 | 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第35条の15の2第3項 | 定期事業者検査(第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者) | 定期検査 |
| 別表1 | 793 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第51条 | 定期事業者検査(発電用原子炉設置者) | 定期検査 |
| 別表1 | 794 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第52条 | 定期事業者検査(発電用原子炉設置者) | 定期検査 |
| 別表1 | 795 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第53条 | 定期事業者検査(発電用原子炉設置者) | 定期検査 |
| 別表1 | 796 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第54条 | 定期事業者検査(発電用原子炉設置者) | 定期検査 |
| 別表1 | 797 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第55条 | 定期事業者検査(発電用原子炉設置者) | 定期検査 |
| 別表1 | 798 | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第121条第3項 | 定期事業者検査(発電用原子炉設置者) | 定期検査 |
| 別表1 | 799 | 原子力規制検査等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条第1項 | 原子力規制検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 800 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の9 | 定期事業者検査(再処理事業者) | 定期検査 |
| 別表1 | 801 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の10 | 定期事業者検査(再処理事業者) | 定期検査 |
| 別表1 | 802 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の11 | 定期事業者検査(再処理事業者) | 定期検査 |
| 別表1 | 803 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の12 | 定期事業者検査(再処理事業者) | 定期検査 |
| 別表1 | 804 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第7条の12の2 | 定期事業者検査(再処理事業者) | 定期検査 |
| 別表1 | 805 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第1項第17号 | 定期事業者検査(再処理事業者) | 定期検査 |
| 別表1 | 806 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第17条第2項第20号 | 定期事業者検査(再処理事業者) | 定期検査 |
| 別表1 | 807 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第19条の3の2 | 定期事業者検査(再処理事業者) | 定期検査 |
| 別表1 | 808 | 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第19条の15第3項 | 定期事業者検査(再処理事業者) | 定期検査 |
| 別表1 | 809 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第12条 | 定期事業者検査(使用済燃料貯蔵事業者) | 定期検査 |
| 別表1 | 810 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第13条 | 定期事業者検査(使用済燃料貯蔵事業者) | 定期検査 |
| 別表1 | 811 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条 | 定期事業者検査(使用済燃料貯蔵事業者) | 定期検査 |
| 別表1 | 812 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第15条 | 定期事業者検査(使用済燃料貯蔵事業者) | 定期検査 |
| 別表1 | 813 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条 | 定期事業者検査(使用済燃料貯蔵事業者) | 定期検査 |
| 別表1 | 814 | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第43条の12の2第3項 | 定期事業者検査(使用済燃料貯蔵事業者) | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|----------|--------------|-----------------------|------------|
| 別表1 | 815 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条の8 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 816 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条の9 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 817 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条の10 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 818 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条の11 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 819 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第3条の12 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 820 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第15条第1項第17号 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 821 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第15条第2項第18号 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 822 | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第16条の13の2第3項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 823 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第55条 | 定期事業者検査（発電用原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 824 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第56条 | 定期事業者検査（発電用原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 825 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第57条 | 定期事業者検査（発電用原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 826 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第57条の3 | 定期事業者検査（発電用原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 827 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第58条第2項 | 定期事業者検査（発電用原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 828 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第92条第1項第18号 | 定期事業者検査（発電用原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 829 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第92条第3項第18号 | 定期事業者検査（発電用原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 830 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第99条の3 | 定期事業者検査（発電用原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 831 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第126条第3項 | 定期事業者検査（発電用原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 832 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第13条第1項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 833 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第13条第2項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 834 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第13条第3項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 835 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第13条第4項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|----------|--------------|----------------------------|------------|
| 別表1 | 836 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第13条第5項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 837 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条第1項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 838 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条第2項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 839 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条第5項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 840 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条第6項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 841 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の2第1項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 842 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の2第2項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 843 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の4第1項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 844 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の4第2項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 845 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の4第3項 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 846 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第29条第1項第17号 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 847 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第29条第2項第18号 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 848 | 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第34条の2第1項第3号 | 定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 849 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第18条第1項第2号口 | 施設検査等の方法等 | 定期検査 |
| 別表1 | 850 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第12条第1項第8号 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|--|-----------------|--------------------------------|------------|
| 別表1 | 851 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第12条第1項第9号 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安 | 定期検査 |
| 別表1 | 852 | 放射性同位元素等の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第12条の9第3項 | 定期検査の方法 | 定期検査 |
| 別表1 | 853 | 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 | 原子力規制委員会 | 第14条の3第3項第2号 | 設計認証等の基準 | 定期検査 |
| 別表1 | 854 | 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 | 原子力規制委員会 | 第15条第1項第10号の2 | 陽電子断層撮影用放射性同位元素を製造する機器の使用の基準 | 定期検査 |
| 別表1 | 855 | 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 | 原子力規制委員会 | 第20条第2項第2号 | 放射線量の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 856 | 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 | 原子力規制委員会 | 第20条第1項第4号イ | 放射線量の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 857 | 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 | 原子力規制委員会 | 第20条第1項第4号ロ | 放射線量の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 858 | 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 | 原子力規制委員会 | 第20条第1項第4号ハ | 放射線量の測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 859 | 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 | 原子力規制委員会 | 第24条の2の2第2項第7号二 | 事業所等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置 | 定期検査 |
| 別表1 | 860 | 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令 | 原子力規制委員会 | 第14条第1項第1号 | 定期検査の期間 | 定期検査 |
| 別表1 | 861 | 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令 | 原子力規制委員会 | 第14条第1項第2号 | 定期検査の期間 | 定期検査 |
| 別表1 | 862 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第16条第1項 | 管理第一種特定製品の簡易点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 863 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第16条第1項 | 管理第一種特定製品の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 864 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 環境省 | 第73条第1項第3号 | 排ガス中のフロン類の濃度及び分解効率の定期測定 | 定期検査 |
| 別表1 | 865 | 遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 別表(第3条関係)第2号ホ | 遺伝子組換え微生物の拡散防止のための定期検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 866 | 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令 | 内閣府 総務省 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 防衛省 | 第4条 | 温室効果ガス算定排出量の定期報告 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|--|-----------------|---------------------------------|------------|
| 別表1 | 867 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項又はPFOA又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令 | 総務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省 | 第5条第1項 | 泡消火剤等の容器等の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 868 | 火薬類取締法 | 経済産業省 国土交通省 | 第35条の2 | 火薬類製造施設等の定期自主検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 869 | 海岸法施行規則 | 農林水産省 国土交通省 | 第5条の8第1項 第3号 | 海岸保全施設の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 870 | 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則 | 経済産業省 国土交通省 | 第5条第2項第1号 | 海洋再生可能エネルギー発電設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 871 | 原子力発電工作物の保安に関する命令 | 経済産業省 原子力規制委員会 | 第4条第2項第14号 | 保安規程の定期的な点検（事業用電気工作物設置者） | 定期検査 |
| 別表1 | 872 | 水産業協同組合法 | 金融庁 農林水産省 | 第123条第4項 | 業務・会計状況の定期検査（水産業協同組合） | 定期検査 |
| 別表1 | 873 | 石油コンビナート等災害防止法 | 総務省 経済産業省 | 第15条第3項 | 石油コンビナート等の防災施設又は設備の定期点検 | 定期検査 |
| 別表1 | 874 | 中小漁業融資保証法 | 金融庁 農林水産省 | 第66条第3項 | 業務・会計状況の定期検査（漁業信用基金協会） | 定期検査 |
| 別表1 | 875 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第5条第2項 | 排出量等の把握及び届出 | 定期検査 |
| 別表1 | 876 | 農業協同組合法 | 金融庁 農林水産省 | 第94条第4項 | 業務・会計状況の定期検査（農業協同組合及び農業協同組合連合会） | 定期検査 |
| 別表1 | 877 | 農業信用保証保険法 | 金融庁 農林水産省 | 第56条第3項 | 業務・会計状況の定期検査（農業信用基金協会） | 定期検査 |
| 別表2 | 1 | 人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持） | 人事院 | 第20条 | 定期健康診断 | 定期検査 |
| 別表2 | 2 | 人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持） | 人事院 | 別表第4第2項 | 指導区分の決定を受けた職員の経過観察のための検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 3 | 道路交通法 | 警察庁 | 第101条第5項 | 運転免許証更新申請時の適性検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 4 | 貸金業法 | 金融庁 | 第13条の3 | 基準額超過極度方式基本契約への該当の定期調査 | 定期検査 |
| 別表2 | 5 | 貸金業法施行規則 | 金融庁 | 第1条の2の4第4項第3号 | 特定非営利活動貸付けに係る契約相手方等の財務状況の定期調査 | 定期検査 |
| 別表2 | 6 | 貸金業法施行規則 | 金融庁 | 第10条の25 | 基準額超過極度方式基本契約への該当の定期調査 | 定期検査 |
| 別表2 | 7 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第34条 | 住民票記載事項の定期調査 | 定期検査 |
| 別表2 | 8 | 地方公営企業法施行令 | 総務省 | 第22条の5 | 地方公営企業の会計事務の定期検査 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|----------------------------|---------------------------------------|------------|
| 別表2 | 9 | 地方自治法施行令 | 総務省 | 第158条の2 | 地方公共団体の会計事務の定期検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 10 | 地方自治法施行令 | 総務省 | 第168条の4 | 地方公共団体の会計事務の定期検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 11 | 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律 | 外務省 | 第7条第1項 | 在外公館所在地の物価情報当に関する調査報告 | 定期検査 |
| 別表2 | 12 | 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第11条第1項 | 製造販売後安全管理に関する業務についての定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表2 | 13 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第68条の14 | 再生医療等製品に関する感染症定期報告 | 定期検査 |
| 別表2 | 14 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第68条の24 | 生物由来製品に関する感染症定期報告 | 定期検査 |
| 別表2 | 15 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第228条の25 | 再生医療等製品の感染症定期報告 | 定期検査 |
| 別表2 | 16 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第63条 | 医療用医薬品の市販後の安全性定期報告 | 定期検査 |
| 別表2 | 17 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第241条 | 生物由来製品の感染症定期報告 | 定期検査 |
| 別表2 | 18 | 医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第8条第1項第1号 | 製造販売後調査等業務についての定期自己点検 | 定期検査 |
| 別表2 | 19 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 別表第1の3 (第9条の8関係) | 検体検査の業務委託を受ける機関の定期保守点検 | 定期検査 |
| 別表2 | 20 | 鉛中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第53条第1項 | 健康診断(鉛業務) | 定期検査 |
| 別表2 | 21 | 鉛中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第53条第3項 | 健康診断(鉛業務) | 定期検査 |
| 別表2 | 22 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第115条の45の2第2項 | 事業の実施状況の定期的な調査・分析・評価(介護予防・日常生活支援総合事業) | 定期検査 |
| 別表2 | 23 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第7条の4第1項 | 五類感染症の患者の検体等の検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 24 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第7条の4第2項第2号 | 五類感染症の患者の検体等の検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 25 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第8条第5項第2号(機械器具保守管理標準作業書の項) | 感染症の検体、病原体の検査に係る定期的な保守点検 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------------------|-------|-----------------|-----------------------------------|------------|
| 別表2 | 26 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第31条の27第1項第12号イ | 一種病原体等取扱施設の機能維持のための定期点検 | 定期検査 |
| 別表2 | 27 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第31条の28第1項第7号 | 二種病原体等取扱施設の機能維持のための定期点検 | 定期検査 |
| 別表2 | 28 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第31条の29第1項第7号 | 三種病原体等取扱施設の機能維持のための定期点検 | 定期検査 |
| 別表2 | 29 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第31条の30第1項第7号 | 四種病原体等取扱施設の機能維持のための定期点検 | 定期検査 |
| 別表2 | 30 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 別表第1第2号 | 施設内の動物に対する感染性の疾病の病原体の有無に関する定期的な検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 31 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第3条の18第1項第2号 | 冷却塔の汚れの状況の定期点検 | 定期検査 |
| 別表2 | 32 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第3条の18第1項第3号 | 加湿装置の汚れの状況の定期点検 | 定期検査 |
| 別表2 | 33 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第3条の18第1項第4号 | 空気調和設備内の排水受けの定期点検 | 定期検査 |
| 別表2 | 34 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第3条の2第3項 | 空気環境の定期測定 | 定期検査 |
| 別表2 | 35 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第4条第1項第3号イ | 飲料水の水質検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 36 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第4条第1項第3号ロ | 飲料水の水質検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 37 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第4条第1項第4号ロ | 飲料水の水質検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 38 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第4条第1項第4号ハ | 飲料水の水質検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 39 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第4条第1項第4号ニ | 飲料水の水質検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 40 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第4条第1項第7号 | 飲料水の水質検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 41 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第4条の2第1項第3号ハ | 雑用水の水質検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 42 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第4条の2第1項第4号ロ | 雑用水の水質検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 43 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第4条の2第1項第5号 | 雑用水の水質検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 44 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第4条の5第2項第1号 | ねずみ等の発生防止のための生息調査等 | 定期検査 |
| 別表2 | 45 | 高気圧作業安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第38条 | 健康診断（高気圧業務） | 定期検査 |
| 別表2 | 46 | 四アルキル鉛中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第22条第1項 | 健康診断（四アルキル鉛等業務） | 定期検査 |
| 別表2 | 47 | 四アルキル鉛中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第22条第3項 | 健康診断（四アルキル鉛等業務） | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------------------------|-------|---------------------------------------|---|------------|
| 別表2 | 48 | 児童福祉法施行令 | 厚生労働省 | 第35条の4第1項 | 家庭的保育事業等の基準遵守状況の現地検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 49 | 児童福祉法施行令 | 厚生労働省 | 第38条第1項 | 児童福祉施設の基準遵守状況の現地検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 50 | 児童福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第1条の29 | 小規模住居型児童養育事業者における委託児童の状況の定期調査 | 定期検査 |
| 別表2 | 51 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第107条第3項 | 計画の定期的な調査・分析・評価（市町村地域福祉計画） | 定期検査 |
| 別表2 | 52 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第108条第3項 | 計画の定期的な調査・分析・評価（都道府県地域福祉支援計画） | 定期検査 |
| 別表2 | 53 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 厚生労働省 | 第88条の2第1項 | 市町村障害福祉計画の定期調査 | 定期検査 |
| 別表2 | 54 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第15条の4第2号 | 水道事業者等が行う定期の水質検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 55 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第15条の4第4号口 | 水道事業者等が行う定期の水質検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 56 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第15条の4第6号 | 水道事業者等が行う定期の水質検査 | 定期検査 |
| 別表2 | 57 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第16条第3項 | 定期健康診断（水道事業者） | 定期検査 |
| 別表2 | 58 | 石綿障害予防規則 | 厚生労働省 | 第40条第1項 | 健康診断（石綿等取扱業務） | 定期検査 |
| 別表2 | 59 | 有機溶剤中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第29条第2項第1号 | 健康診断（有機溶剤業務） | 定期検査 |
| 別表2 | 60 | 有機溶剤中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第29条第2項第2号 | 健康診断（有機溶剤業務） | 定期検査 |
| 別表2 | 61 | 有機溶剤中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第29条第2項第3号 | 健康診断（有機溶剤業務） | 定期検査 |
| 別表2 | 62 | 有機溶剤中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第29条第2項第4号 | 健康診断（有機溶剤業務） | 定期検査 |
| 別表2 | 63 | 臨床検査技師等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 別表第5（第12条関係）検査機器保守管理標準作業書の項第2号 | 衛生検査所における検査機器の定期的な保守点検 | 定期検査 |
| 別表2 | 64 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第44条 | 定期健康診断 | 定期検査 |
| 別表2 | 65 | 労働基準法施行規則 | 厚生労働省 | 別表第1（第34条の3関係）年少者労働基準規則第8条第33号の項下欄第3号 | 訓練生を危険有害業務等に就かせる場合のガス検知器具等による定期測定 | 定期検査 |
| 別表2 | 67 | 航空法施行規則 | 国土交通省 | 第5条の5第1項第2号 | 整備手順書の設定（設計上、安全性維持のために必要不可欠な航空機の定期点検等を記載すること） | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------|-------------------|-------------------------------------|------------|
| 別表2 | 70 | 明治四十一年内務省令第十三号 (水害予防組合法ニ依ル予算調 製ノ式及費目流用其ノ他財務ニ 関スル件) | 国土交通省 | 第19条 | 業務・会計状況の定期検査 (水害予防組合) | 定期検査 |
| 新規 | 1 | 警察用航空機の運用等に関する 規則 | 警察庁 | 第22条 | 航空機等の整備の状況等に係 る定期検査 | 定期検査 |
| 新規 | 2 | 警察用航空機の運用等に関する 規則 | 警察庁 | 第23条 | 航空機事故の防止に関する計 画等の定期査察 | 定期検査 |
| 新規 | 3 | 道路交通法 | 警察庁 | 第101条の2第3 項 | 運転免許証の更新に係る適性 検査 | 定期検査 |
| 新規 | 4 | 道路交通法 | 警察庁 | 第101条の2の2 第2項 | 運転免許証の更新に係る適性 検査 | 定期検査 |
| 新規 | 5 | 道路交通法 | 警察庁 | 第101条の4第2 項 | 運転免許証の更新に係る適性 検査 | 定期検査 |
| 新規 | 6 | 危険物の規制に関する政令 | 総務省 | 第8条の4第1項 | 屋外タンク貯蔵所又は移送取 扱所の定期保安検査 | 定期検査 |
| 新規 | 7 | 危険物の規制に関する政令 | 総務省 | 第8条の4第2項 第1号 | 屋外タンク貯蔵所又は移送取 扱所の定期保安検査 | 定期検査 |
| 新規 | 8 | 危険物の規制に関する政令 | 総務省 | 第8条の4第2項 第2号 | 屋外タンク貯蔵所又は移送取 扱所の定期保安検査 | 定期検査 |
| 新規 | 9 | 危険物の規制に関する政令 | 総務省 | 第8条の4第2項 第3号 | 屋外タンク貯蔵所又は移送取 扱所の定期保安検査 | 定期検査 |
| 新規 | 10 | 危険物の規制に関する政令 | 総務省 | 第8条の4第2項 第4号 | 屋外タンク貯蔵所又は移送取 扱所の定期保安検査 | 定期検査 |
| 新規 | 11 | 危険物の規制に関する政令 | 総務省 | 第8条の4第3項 第1号 | 屋外タンク貯蔵所又は移送取 扱所の定期保安検査 | 定期検査 |
| 新規 | 12 | 危険物の規制に関する政令 | 総務省 | 第8条の4第3項 第2号 | 屋外タンク貯蔵所又は移送取 扱所の定期保安検査 | 定期検査 |
| 新規 | 13 | 危険物の規制に関する政令 | 総務省 | 第8条の4第3項 第3号 | 屋外タンク貯蔵所又は移送取 扱所の定期保安検査 | 定期検査 |
| 新規 | 14 | 消防法 | 総務省 | 第14条の3第1 項 | 屋外タンク貯蔵所又は移送取 扱所の定期保安検査 | 定期検査 |
| 新規 | 15 | 消防法 | 総務省 | 第36条第1項 | 防災管理対象物の定期点検 | 定期検査 |
| 新規 | 16 | 地方自治法 | 総務省 | 第235条の2第1 項 | 現金出納の検査及び公金の収 納等の監査 | 定期検査 |
| 新規 | 17 | 学校保健安全法施行規則 | 文部科学省 | 第28条第1項 | 学校の施設及び設備の安全点 検 | 定期検査 |
| 新規 | 18 | 医療機器の製造販売後の調査及 び試験の実施の基準に関する省 令 | 厚生労働省 | 第8条第1項第1 号 | 製造販売後調査等業務の定期 点検 | 定期検査 |
| 新規 | 19 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第30条の18第 2項第4号 | 放射線診療従事者等の被ばく 防止のための内部被ばくの測 定 | 定期検査 |
| 新規 | 20 | 消費生活協同組合法 | 厚生労働省 | 第94条第4項 | 業務又は会計状況の定期検査 | 定期検査 |
| 新規 | 21 | 障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律 | 厚生労働省 | 第89条の2 | 都道府県障害福祉計画の定期 調査 | 定期検査 |
| 新規 | 22 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第33条の21 | 市町村障害児福祉計画の定期 調査 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|-------------|--------------------------------------|------------|
| 新規 | 23 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第33条の23 | 都道府県障害児福祉計画の定期調査 | 定期検査 |
| 新規 | 24 | 動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第9条第5項第1号二 | 市場への出荷に係る業務の定期的確認 | 定期検査 |
| 新規 | 25 | 動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第10条第1項第1号 | 製造管理及び品質管理の定期的確認 | 定期検査 |
| 新規 | 26 | 動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第31条第1項 | 市場への出荷に係る業務の定期的確認 | 定期検査 |
| 新規 | 27 | 動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第31条第1項 | 体外診断用医薬品の製造販売業者における製造管理及び品質管理の定期自己点検 | 定期検査 |
| 新規 | 28 | 動物用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第8条第1項第1号 | 製造販売後調査等業務の定期自己点検 | 定期検査 |
| 新規 | 29 | 動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第9条第5項第1号二 | 市場への出荷に係る業務の定期的確認 | 定期検査 |
| 新規 | 30 | 動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第10条第1項第1号 | 製造管理及び品質管理の定期的確認 | 定期検査 |
| 新規 | 31 | 動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第20条第1項 | 市場への出荷に係る業務の定期的確認 | 定期検査 |
| 新規 | 32 | 動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第20条第1項 | 製造管理及び品質管理の定期的確認 | 定期検査 |
| 新規 | 33 | 動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第12条第1項 | 製造販売後安全管理に関する業務の定期自己点検 | 定期検査 |
| 新規 | 34 | 日本農林規格等に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第48条第1項第2号ハ | 農林物資に係る認証事業者の技術的基準適合確認 | 定期検査 |
| 新規 | 35 | 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 | 農林水産省 | 第16条第3項 | 適合区域の定期的な確認 | 定期検査 |
| 新規 | 36 | 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 | 農林水産省 | 第17条第4項 | 適合施設の定期的な確認 | 定期検査 |
| 新規 | 37 | 役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令 | 経済産業省 | 第10条第1項 | 国内登録認証機関による定期審査 | 定期検査 |
| 新規 | 38 | 役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令 | 経済産業省 | 第10条第2項 | 国内登録認証機関による定期審査 | 定期検査 |
| 新規 | 39 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第90条第1項第1号 | 一般ガス導管事業者のガス成分の定期検査 | 定期検査 |
| 新規 | 40 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第90条第1項第2号 | 一般ガス導管事業者のガス成分の定期検査 | 定期検査 |
| 新規 | 41 | 計量法 | 経済産業省 | 第16条第2項 | 変成器付電気計器検査 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|-----------------|-------------------------------------|------------|
| 新規 | 42 | 計量法 | 経済産業省 | 第16条第3項 | 車両等装置用計量器の装置検査 | 定期検査 |
| 新規 | 43 | 計量法 | 経済産業省 | 第75条第3項 | 車両等装置用計量器の装置検査 | 定期検査 |
| 新規 | 44 | 計量法 | 経済産業省 | 第116条第1項 第1号 | 計量証明に使用する特定計量器の計量証明検査 | 定期検査 |
| 新規 | 45 | 計量法 | 経済産業省 | 第116条第1項 第2号 | 計量証明に使用する特定計量器の計量証明検査 | 定期検査 |
| 新規 | 46 | 計量法 | 経済産業省 | 第116条第2項 | 計量証明に使用する特定計量器の計量証明検査 | 定期検査 |
| 新規 | 47 | 計量法 | 経済産業省 | 第119条第2項 | 計量証明に使用する特定計量器の計量証明検査 | 定期検査 |
| 新規 | 48 | 計量法 | 経済産業省 | 第120条第1項 | 計量証明に使用する特定計量器の計量証明検査 | 定期検査 |
| 新規 | 49 | 計量法 | 経済産業省 | 第120条第2項 | 計量証明に使用する特定計量器の計量証明検査 | 定期検査 |
| 新規 | 50 | 計量法施行令 | 経済産業省 | 第20条 | 車両等装置用計量器の装置検査 | 定期検査 |
| 新規 | 51 | 鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令 | 経済産業省 | 第10条第1項 | 国内登録認証機関による定期審査 | 定期検査 |
| 新規 | 52 | 鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令 | 経済産業省 | 第10条第2項 | 国内登録認証機関による定期審査 | 定期検査 |
| 新規 | 53 | 電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令 | 経済産業省 | 第10条第1項 | 国内登録認証機関による定期審査 | 定期検査 |
| 新規 | 54 | 電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令 | 経済産業省 | 第10条第2項 | 国内登録認証機関による定期審査 | 定期検査 |
| 新規 | 55 | 明治四十一年内務省令第十三号 (水害予防組合法ニ依ル予算調製ノ式及費目流用其ノ他財務ニ関スル件) | 国土交通省 | 第14条第1項 | 組合の出納の定期検査 | 定期検査 |
| 新規 | 56 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第19条の38 | 海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書の中間検査 | 定期検査 |
| 新規 | 57 | 河川法施行規則 | 国土交通省 | 第7条の2第1項 第1号 | 河川管理施設等の定期点検 | 定期検査 |
| 新規 | 58 | 河川法施行規則 | 国土交通省 | 第7条の2第1項 第2号 | 河川管理施設等の定期点検 | 定期検査 |
| 新規 | 59 | 河川法施行規則 | 国土交通省 | 第7条の2第1項 第3号 | 河川管理施設等の定期点検 | 定期検査 |
| 新規 | 60 | 河川法施行規則 | 国土交通省 | 第7条の2第1項 第4号 | 河川管理施設等の定期点検 | 定期検査 |
| 新規 | 61 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第6条第2項 | 特定建築物等の定期調査・検査 | 定期検査 |
| 新規 | 62 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第6条第3項 | 特定建築物等の定期調査・検査 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|---------------|-------------------------|------------|
| 新規 | 63 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第6条第4項 | 特定建築物等の定期調査・検査 | 定期検査 |
| 新規 | 64 | 下水道法施行令 | 国土交通省 | 第18条第3号 | 都市下水路の維持管理に係る定期点検 | 定期検査 |
| 新規 | 65 | 下水道法施行規則 | 国土交通省 | 第4条の5第2項第1号 | 公共下水道又は流域下水道の定期点検 | 定期検査 |
| 新規 | 66 | 自動車道事業規則 | 国土交通省 | 第24条の2 | 一般自動車道の定期検査 | 定期検査 |
| 新規 | 67 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第2条第2項第1号ハ | 産業廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 新規 | 68 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 | 環境省 | 第2条第2項第1号ホ | 産業廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査 | 定期検査 |
| 新規 | 69 | 温泉法施行規則 | 環境省 | 第6条の3第3項第11号ロ | 温泉の採取に係るガス分離設備等の定期点検 | 定期検査 |
| 新規 | 70 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第1条の8 | 一般廃棄物の処分又は再生の状況の定期確認 | 定期検査 |
| 新規 | 71 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第24条第2項第1号 | 特定廃棄物の保管に係る定期測定 | 定期検査 |
| 新規 | 72 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第25条第2項 | 特定廃棄物の処分に係る定期測定 | 定期検査 |
| 新規 | 73 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第26条第2項第4号ニ | 特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 新規 | 74 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第26条第3項第1号 | 特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等 | 定期検査 |
| 新規 | 75 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第26条第4項第1号 | 特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|--------------|-------------|--------------------------------------|------------|
| 新規 | 76 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第33条第2号ロ(2) | 特定一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定 | 定期検査 |
| 新規 | 77 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第35条第1号イ | 特定産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定 | 定期検査 |
| 新規 | 78 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第35条第2号 | 特定産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定 | 定期検査 |
| 新規 | 79 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第35条第3号イ | 特定産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定 | 定期検査 |
| 新規 | 80 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第35条第4号イ | 特定産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定 | 定期検査 |
| 新規 | 81 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第35条第5号イ | 特定産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定 | 定期検査 |
| 新規 | 82 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第26条第5項 | 特定第一種廃棄物埋設施設の定期事業者検査 | 定期検査 |
| 新規 | 83 | 放射性同位元素等の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第12条の9第1項 | 特定使用者・許可廃棄業者に対する定期検査 | 定期検査 |
| 新規 | 84 | 放射性同位元素等の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第12条の9第2項 | 特定使用者・許可廃棄業者に対する定期検査 | 定期検査 |
| 新規 | 85 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第30条第3項 | 監理団体の指定外部役員による団体監理型実習実施者に対する定期監査等の確認 | 定期検査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-----------------------|------------|------------------------------------|------------|
| 新規 | 86 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第30条第6項第1号 | 団体監理型実習実施者に対する定期監査等の外部監査 | 定期検査 |
| 新規 | 87 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第30条第6項第2号 | 団体監理型実習実施者に対する定期監査等の外部監査 | 定期検査 |
| 新規 | 88 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第52条第1号 | 団体監理型実習実施者に対する監理団体の定期監査 | 定期検査 |
| 新規 | 89 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第52条第3号 | 団体監理型実習実施者に対する監理団体の定期訪問指導 | 定期検査 |
| 新規 | 90 | 石油パイプライン事業法 | 総務省 経済産業省 国土交通省 | 第29条 | 石油パイプライン事業用施設の定期保安検査 | 定期検査 |
| 新規 | 91 | 石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令 | 総務省 経済産業省 国土交通省 | 第6条第2項第1号 | 石油パイプライン事業用施設の定期保安検査 | 定期検査 |
| 新規 | 92 | 石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令 | 総務省 経済産業省 国土交通省 | 第6条第2項第2号 | 石油パイプライン事業用施設の定期保安検査 | 定期検査 |
| 別表1 | 1 | 人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持) | 人事院 | 第2条 | 人事院による職員の保健及び安全保持実施状況監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 2 | 人事院規則14-17 (研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業) | 人事院 | 第10条第1項 | 人事院による技術移転兼業に関する事務実施状況監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 3 | 人事院規則14-18 (研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業) | 人事院 | 第10条第1項 | 人事院による研究成果活用兼業に関する事務実施状況監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 4 | 人事院規則14-19 (研究職員の株式会社の監査役との兼業) | 人事院 | 第10条第1項 | 人事院による監査役兼業に関する事務の実施状況監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 5 | 人事院規則16-0 (職員の災害補償) | 人事院 | 第4条 | 人事院による実施機関の補償の実施状況監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 6 | 人事院規則16-3 (災害を受けた職員の福祉事業) | 人事院 | 第3条 | 人事院による実施機関の福祉事業実施状況監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 7 | 都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令 | 警察庁 | 第16条第1項 | 警察庁長官による都道府県警察に無償使用させる警察用国有財産等実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 8 | 自動車安全運転センター法 | 警察庁 | 第17条第3項 | 自動車安全運転センターにおける監事による業務監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 9 | 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 | 警察庁 | 第18条 | 警察本部長による留置施設実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 10 | 婦人補導院法 | 法務省 | 第20条 | 法務大臣による婦人補導院実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 11 | 少年院法 | 法務省 | 第6条 | 法務大臣による少年院実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 12 | 少年鑑別所法 | 法務省 | 第5条 | 法務大臣による少年鑑別所実地監査 | 実地監査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-----------------------------|-------|------------------|------------------------------------|------------|
| 別表1 | 13 | 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 | 法務省 | 第5条 | 法務大臣による刑事施設実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 14 | 更生保護事業法 | 法務省 | 第19条第1号及び第2号 | 更生保護法人における監事による理事の業務執行状況等監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 15 | 会計法 | 財務省 | 第46条第1項 | 財務大臣による各省庁に係る予算執行状況実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 16 | 支出負担行為等取扱規則 | 財務省 | 第22条第1項 | 財務大臣による各省庁に係る予算執行状況実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 17 | 国有財産法 | 財務省 | 第10条第1項及び第4項 | 財務大臣による各省庁に対する国有財産実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 18 | 国有財産法 | 財務省 | 第28条の5 | 各省庁による国有信託財産実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 19 | 国有財産法施行令 | 財務省 | 第6条第8項及び第9項 | 各省庁による国有財産管理事務を行う都道府県及び市町村に対する実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 20 | 国家公務員宿舎法 | 財務省 | 第6条第2項 | 財務大臣による各省庁に対する省庁別宿舎実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 21 | 政府契約の支払遅延防止等に関する法律 | 財務省 | 第12条第1項 | 財務大臣による各省庁に対する支払状況実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 22 | 沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律 | 財務省 | 第22条 | 財務大臣による沖縄振興開発金融公庫予算執行状況実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 23 | 物品管理法 | 財務省 | 第12条第2項 | 財務大臣による各省庁所管物品実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 24 | 物品管理法施行規則 | 財務省 | 第45条第1項 | 財務大臣による各省庁所管物品実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 25 | 国の債権の管理等に関する法律 | 財務省 | 第9条第2項 | 財務大臣による各省庁に対する債権管理事務状況実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 26 | 債権管理事務取扱規則 | 財務省 | 第43条第1項 | 財務大臣による各省庁に対する債権管理事務状況実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 27 | 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法 | 財務省 | 第3条の2 | 財務大臣による各省庁による庁舎等使用状況実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 28 | たばこ耕作組合法 | 財務省 | 第29条の3第1号及び第2号 | たばこ耕作組合における監事による財産状況等監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 29 | 土地改良法施行令 | 農林水産省 | 第66条 | 農林水産大臣による委託に係る土地改良財産管理状況実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 30 | 動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第2条第19項及び第22条第1項 | 治験依頼者の監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 31 | 動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第47条第1項 | 自ら治験を実施する者についての監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 32 | 動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第2条第19項及び第22条第1項 | 治験依頼者の監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 33 | 動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第47条第1項 | 自ら治験を実施する者についての監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 34 | 動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第2条第19項及び第22条第1項 | 治験依頼者の監査 | 実地監査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-----------------|--|------------|
| 別表1 | 35 | 動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第47条第1項 | 自ら治験を実施する者についての監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 36 | ガス事業法 | 経済産業省 | 第170条 | 経済産業大臣による一般ガス導管事業者等に係る事業監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 37 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第105条 | 経済産業大臣による一般送配電事業者等に係る経理監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 38 | 港湾法施行令 | 国土交通省 | 第17条の9 | 国土交通大臣による委託に係る港湾施設管理状況実地監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 39 | 自動車運送事業等監査規則 | 国土交通省 | 第7条第1項 | 国土交通大臣等による自動車運送事業及び自動車整備事業についての監査並びに自家用自動車の使用についての監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 40 | 軌道法 | 国土交通省 | 第13条 | 国土交通大臣による軌道経営内容の監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 41 | 船舶安全法 | 国土交通省 | 第25条の17第3項 | 監事による小型船舶検査機構の業務に関する監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 42 | 港湾法 | 国土交通省 | 第23条第3項 | 港務局委員会における監事による業務監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 43 | 公共工事の前払金保証事業に関する法律 | 国土交通省 | 第27条 | 保証事業会社における請負者の前払金使途監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 44 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第28条第3項 | 土地区画整理組合における監事による業務執行状況等監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 45 | 地方住宅供給公社法 | 国土交通省 | 第12条第3項 | 地方住宅供給公社における監事による業務監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 46 | 日本勤労者住宅協会法 | 国土交通省 | 第13条第4項 | 日本勤労者住宅協会における監事による業務監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 47 | 船員災害防止活動の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第40条第4項 | 船員災害防止協会における監事による業務等監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 48 | 都市再開発法 | 国土交通省 | 第27条第4項第2号 | 市街地再開発組合における監事による財産状況等監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 49 | 地方道路公社法 | 国土交通省 | 第12条第4項 | 地方道路公社における監事による業務監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 50 | 日本下水道事業団法 | 国土交通省 | 第15条第4項 | 日本下水道事業団における監事による業務監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 51 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第66条の7第1号及び第2号 | 計画整備組合における監事による財産状況等監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 52 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律 | 国土交通省 | 第24条第3項第1号及び第2号 | マンション建替組合における監事による財産状況等監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 53 | 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令 | 国土交通省 | 第2条第2項第1号 | 国土交通大臣による軌道経営内容の監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 54 | 動力車操縦者運転免許に関する省令 | 国土交通省 | 第18条の2 | 動力車操縦者養成所の指定を受けた者における国土交通大臣等による講習業務実施状況等監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 55 | 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 | 国土交通省 | 第28条 | 海上保安庁長官による海上保安留置施設実地監査 | 実地監査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------------------------|------------------------------|----------------|--|------------|
| 別表1 | 56 | 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 | 原子力規制委員会 | 第46条第1項 | 原子力事業者等における内部監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 57 | 沖縄振興開発金融公庫法 | 内閣府 財務省 | 第9条第4項 | 沖縄振興開発金融公庫における監事による業務監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 58 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 | 内閣府 文部科学省 経済産業省 | 第24条第4項 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構における監事による業務監査 | 実地監査 |
| 別表1 | 59 | 農住組合法 | 農林水産省 国土交通省 | 第33条の7第1号及び第2号 | 農住組合における監事による財産状況等監査 | 実地監査 |
| 別表2 | 1 | 国家公務員共済組合法 | 財務省 | 第28条第3項 | 国家公務員共済組合連合会における監事による業務監査 | 実地監査 |
| 別表2 | 2 | 国家公務員共済組合法 | 財務省 | 第116条第3項 | 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会における財務省職員による業務等監査 | 実地監査 |
| 別表2 | 3 | 国民年金法施行令 | 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 | 第17条第1項 | 共済払いの基礎年金支払事務を行う共済組合等を所管する省庁の長による共済組合等資金受払状況実地監査 | 実地監査 |
| 別表2 | 4 | 国民年金法施行令 | 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 | 第17条第2項 | 共済払いの基礎年金支払事務を行う共済組合等を所管する省庁の長による共済組合等資金受払状況実地監査 | 実地監査 |
| 新規 | 1 | 漁港漁場整備法施行令 | 農林水産省 | 第16条 | 農林水産大臣による委託に係る漁港施設財産管理状況監査 | 実地監査 |
| 新規 | 2 | 動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第29条第1項 | モニタリング等への協力 | 実地監査 |
| 新規 | 3 | 動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第29条第1項 | モニタリング等への協力 | 実地監査 |
| 新規 | 4 | 動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第29条第1項 | モニタリング等への協力 | 実地監査 |
| 新規 | 5 | 独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令 | 国土交通省 | 第2条第2項 | 監事の監査 | 実地監査 |
| 新規 | 6 | 独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令 | 国土交通省 | 第2条第5項第1号及び第5号 | 監事の監査 | 実地監査 |
| 新規 | 7 | 独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令 | 国土交通省 | 第13条第2項 | 会計監査人の監査 | 実地監査 |
| 新規 | 8 | 独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令 | 国土交通省 | 第13条第3項第1号 | 会計監査人の監査 | 実地監査 |
| 新規 | 9 | 独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令 | 国土交通省 | 第13条第3項第2号 | 会計監査人の監査 | 実地監査 |
| 新規 | 10 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第30条第6項 | 外部監査で措置する場合の基準 | 実地監査 |
| 新規 | 11 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第52条第1項第2号 | 監理団体による臨時監査 | 実地監査 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-----------------------------|-------|---------------|-----------------------------------|------------|
| 別表1 | 1 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 | 警察庁 | 第24条第1項 | 風俗営業所における管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 2 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 | 警察庁 | 第37条第1項 | 風俗営業所における管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 3 | 警備業法施行規則 | 警察庁 | 第39条第1項 | 警備業を行う事業所における警備員指導教育責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 4 | 警備業法 | 警察庁 | 第22条第1項 | 警備業を行う事業所における警備員指導教育責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 5 | 古物営業法 | 警察庁 | 第13条第1項 | 古物商の営業所における管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 6 | 道路交通法 | 警察庁 | 第108条の4第1項第1号 | 取消処分者講習を行う指定講習機関における運転適性指導員の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 7 | 道路交通法 | 警察庁 | 第108条の4第1項第2号 | 初心運転者講習を行う指定講習機関における運転習熟指導員の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 8 | 犯罪による収益の移転防止に関する法律 | 警察庁 | 第11条第3号 | 特定事業者における取引時確認等の監査等を統括管理する者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 9 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 | 警察庁 | 第32条の3第1項第2号 | 暴力追放運動推進センターにおける暴力追放相談委員の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 10 | 公認会計士法施行規則 | 金融庁 | 第25条第7号 | 監査法人の従たる事務所における社員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 11 | 貸金業法 | 金融庁 | 第12条の3第1項 | 貸金業務を取り扱う営業所又は事務所における貸金業務取扱主任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 12 | 行政書士法 | 総務省 | 第13条の14第1項 | 行政書士事務所における行政書士の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 13 | 消防法 | 総務省 | 第21条の46第1項第4号 | 消防法における管理責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 14 | 電気通信主任技術者規則 | 総務省 | 第3条第1項 | 電気事業における電気通信主任技術者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 15 | 電気通信主任技術者規則 | 総務省 | 第3条第3項 | 電気事業における電気通信主任技術者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 16 | 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則 | 総務省 | 第31条第2項第1号 | 事業場における信書便管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 17 | 消防法 | 総務省 | 第12条の7第1項 | 危険物を取り扱う製造所等における危険物保安統括管理者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 18 | 消防法 | 総務省 | 第13条第1項 | 危険物を取り扱う製造所等における危険物保安監督者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 19 | 石油コンビナート等災害防止法 | 総務省 | 第17条第1項 | 特定事業所における防災管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 20 | 石油コンビナート等災害防止法 | 総務省 | 第17条第3項 | 第一種事業所における副防災管理者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------------|-------|--------------|---------------------------------------|------------|
| 別表1 | 21 | 石油コンビナート等災害防止法 | 総務省 | 第16条第3項 | 特定事業所における防災要員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 22 | 司法書士法 | 法務省 | 第39条 | 司法書士法人の事務所における社員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 23 | 土地家屋調査士法 | 法務省 | 第36条 | 土地家屋調査士法人の事務所における社員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 24 | 弁護士法 | 法務省 | 第30条の17第1項 | 弁護士法人における社員の常駐義務 | 常駐専任 |
| 別表1 | 25 | 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律 | 法務省 | 第67条第2項 | 外国法事務弁護士法人における社員の常駐義務 | 常駐専任 |
| 別表1 | 26 | 税理士法 | 財務省 | 第48条の12 | 税理士法人の事務所における税理士会の会員である社員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 27 | 通関業法 | 財務省 | 第13条 | 通関業における通関士の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 28 | 通関業法施行令 | 財務省 | 第5条 | 通関業における通関士の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 29 | 社会保険労務士法 | 厚生労働省 | 第25条の16 | 社会保険労務士法人の事務所における社員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 30 | 健康増進法 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 特定給食施設における管理栄養士の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 31 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 | 厚生労働省 | 第12条第1項 | 食鳥処理施設における食鳥処理衛生管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 32 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第17条第1項 | 医薬品等の製造販売業者における医薬品等総括製造販売責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 33 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の2の14第1項 | 医療機器等の製造販売業者における医療機器等総括製造販売責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 34 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の34第1項 | 再生医療等製品の製造販売業者における再生医療等製品総括製造販売責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 35 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第39条の2第1項 | 営業所における高度管理医療機器等営業所管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 36 | 歯科技工士法 | 厚生労働省 | 第22条第1項 | 歯科技工所における管理者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 37 | と畜場法 | 厚生労働省 | 第7条第1項 | と畜場における衛生管理責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 38 | と畜場法 | 厚生労働省 | 第10条第1項 | と畜場における作業衛生責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 39 | 食品衛生法 | 厚生労働省 | 第48条第1項 | 食品加工施設における食品衛生管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 40 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第23条第1項 | 家庭的保育事業所における嘱託医の配置 | 常駐専任 |
| 別表1 | 41 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第29条第1項 | 小規模保育事業所A型における嘱託医の配置 | 常駐専任 |
| 別表1 | 42 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第31条第1項 | 小規模保育事業所B型における嘱託医の配置 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------------|-------|-------------|--|------------|
| 別表1 | 43 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第34条第1項 | 小規模保育事業所C型における嘱託医の配置 | 常駐専任 |
| 別表1 | 44 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第44条第1項 | 保育所型事業所内保育事業所における嘱託医の配置 | 常駐専任 |
| 別表1 | 45 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第47条第1項 | 小規模型事業所内保育事業所における嘱託医の配置 | 常駐専任 |
| 別表1 | 46 | 再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第7条第1項 | 再生医療等製品の製造業者等における責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 47 | 移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第2条 | 臍帯血供給事業を行う事業所における管理監督技術者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 48 | 移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第4条第1項 | 臍帯血供給事業を行う事業所における責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 49 | 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第21条第2項 | 採血所における採血統括者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 50 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第6条第1項 | 指定訪問介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 51 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第46条第1項 | 指定訪問入浴介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 52 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第60条第1項第1号 | 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所における理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 53 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第121条第1項第6号 | 指定短期入所生活介護事業所における短期入所生活介護従業者(調理員等)の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 54 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第195条第1項 | 指定福祉用具貸与事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 55 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第209条第1項 | 指定特定福祉用具販売事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 56 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条第1項 | 指定居宅介護支援事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 57 | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第1項第7号 | 特別養護老人ホームにおける調理員、事務員その他の職員の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 58 | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第56条第1項第7号 | 地域密着型特別養護老人ホームにおける調理員、事務員その他の職員の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 59 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第5条第1項 | 食鳥処理施設における食鳥処理衛生管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 60 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第141条第1項 | 店舗における薬剤師の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 61 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 乳児院における医師又は嘱託医の配置 | 常駐専任 |
| 別表1 | 62 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第22条第1項 | 乳幼児十人未満を入所させる乳児院における嘱託医の配置 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------|-------|----------------|--|------------|
| 別表1 | 63 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第27条第1項 | 母子生活支援施設における嘱託医の配置 | 常駐専任 |
| 別表1 | 64 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第33条第1項 | 保育所における嘱託医の配置 | 常駐専任 |
| 別表1 | 65 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第42条第1項 | 児童養護施設における嘱託医の配置 | 常駐専任 |
| 別表1 | 66 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第80条第1項 | 児童自立支援施設における嘱託医の配置 | 常駐専任 |
| 別表1 | 67 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第80条第1項 | 児童自立支援施設における医師又は嘱託医の配置 | 常駐専任 |
| 別表1 | 68 | 障害者の雇用の促進等に関する法律 | 厚生労働省 | 第74条の3第4項第2号 | 在宅就業障害者の就業機会に係る業務における従事経験者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 69 | 食品衛生法 | 厚生労働省 | 第33条第1項第2号 | 食品の製品検査における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 70 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第7条第1項第5号 | 事業場における衛生管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 71 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第7条第1項第6号 | 事業場における衛生管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 72 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第3条の5第1項第3号 | 登録校正機関における精度管理のため管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 73 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の20の2第1項第1号 | 特定機能病院における医療安全管理責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 74 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の25第2号 | 臨床研究中核病院における特定臨床研究の実施の支援に係る業務に従事する者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 75 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の25第3号 | 臨床研究中核病院における統計的な解析等に用いるデータの管理を行う者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 76 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の25第4号 | 臨床研究中核病院における特定臨床研究において用いられる医薬品等の管理を行う者及び特定臨床研究に係る安全管理を行う者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 77 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の25第7号 | 臨床研究中核病院における知的財産の管理及び技術の移転に係る業務を行う者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 78 | 労働安全衛生法 | 厚生労働省 | 第13条第1項 | 事業所における産業医の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 79 | 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | 厚生労働省 | 第5条第1項 | 建設事業を行う事業所における雇用管理責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 80 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第5条第1項 | 特定建築物における建築物環境衛生管理技術者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 81 | 水道法 | 厚生労働省 | 第25条の4第1項 | 水道事業における給水装置工事主任技術者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 82 | 障害者の雇用の促進等に関する法律 | 厚生労働省 | 第79条第1項 | 障害者の勤務する事業所における障害者職業生活相談員の選任 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------------------------|-------|--------------|--|------------|
| 別表1 | 83 | 障害者の雇用の促進等に関する法律 | 厚生労働省 | 第79条第2項 | 障害者の勤務する事業所における障害者職業生活相談員の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 84 | 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第6条第1項 | 医薬品の製造業者等における責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 85 | 医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第15条第1号 | 医薬品の製造販売業者における医薬品の貯蔵業務に係る責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 86 | 麻薬及び向精神薬取締法 | 厚生労働省 | 第33条第1項 | 二人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設における麻薬管理者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 87 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第18条の8第3項 | 都道府県における試験委員の配置 | 常駐専任 |
| 別表1 | 88 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条の6第1項第4号 | 臨床研究中核病院における臨床研究の実施に係る支援を行う業務に関する相当の経験及び識見を有する者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 89 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条の6第1項第5号 | 臨床研究中核病院における臨床研究に関するデータの管理に関する相当の経験及び識見を有する者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 90 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条の6第1項第6号 | 臨床研究中核病院における生物統計に関する相当の経験及び識見を有する者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 91 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条の6第1項第7号 | 臨床研究中核病院における薬事に関する審査に関する相当の経験及び識見を有する者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 92 | 医療法 | 厚生労働省 | 第12条第1項・第2項 | 病院等における管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 93 | 医療法 | 厚生労働省 | 第16条第1項 | 病院における宿直を行う医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 94 | 医療法 | 厚生労働省 | 第18条第1項 | 病院等における薬剤師の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 95 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第1条の11第2項第2号 | 病院等における医薬品安全管理責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 96 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第1条の11第2項第3号 | 病院等における医療機器安全管理責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 97 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の24第1項第5号 | 臨床研究中核病院における責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 98 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の24第1項第5号 | 臨床研究中核病院における担当者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 99 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の8第1項第1号 | 病院等における指導監督医の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 100 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の8第1項第2号 | 病院等における医師又は臨床検査技師の選任 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------|-------|-----------------|---|------------|
| 別表1 | 101 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の8第1項 第4号 | 病院等における責任者（医師若しくは臨床検査技師）の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 102 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の9第1項 第1号 | 医療機器等の滅菌消毒を受託する業務における責任者（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、臨床検査技師又は臨床工学技士）の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 103 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の9第1項 第2号 | 医療機器等の滅菌消毒を受託する業務における指導及び助言を行う者（医師等）の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 104 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の9第1項 第3号 | 医療機器等の滅菌消毒を受託する業務における知識及び技能を有する者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 105 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の10第1 号 | 病院の調理業務を受託する事業者における責任者（知識及び経験を有する者）の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 106 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の10第2 号 | 病院の調理業務を受託する事業者における指導及び助言を行う者（医師、管理栄養士）の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 107 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の10第3 号 | 病院の調理業務を受託する事業者における栄養士の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 108 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の10第4 号 | 病院の調理業務を受託する事業者における知識及び技能を有する者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 109 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の10第5 号 | 病院の調理業務を受託する事業者における調理業務に従事する者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 110 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の11第1 号 | 妊婦等の搬送を受託する業務における責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 111 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の11第2 号 | 妊婦等の搬送を受託する業務における知識及び技能を有する者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 112 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の12第1 号 | 医療機器の保守点検を受託する業務における責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 113 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の12第2 号 | 医療機器の保守点検を受託する業務における知識及び技術を有する者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 114 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の13第1 号 | 医療用のガスの供給設備の保守点検を受託する業務における責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 115 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の13第2 号 | 医療用のガスの供給設備の保守点検を受託する業務における有識者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 116 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の14第1 号 | 妊婦等の寝具類の洗濯を受託する業務における従事者の選任 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------|----------------|------------|---|------------|
| 別表1 | 117 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の15第1号 | 助産施設の清掃を受託する業務における責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 118 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の15第2号 | 助産施設の清掃を受託する業務における有識者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 119 | 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令 | 厚生労働省 | 第6条第1項第9号 | 基幹型臨床研修病院におけるプログラム責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 120 | 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令 | 厚生労働省 | 第6条第1項第9号 | 単独型臨床研修施設におけるプログラム責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 121 | 診療放射線技師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第4号 | 診療放射線技師学校養成所における教員（診療放射線技師等）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 122 | 診療放射線技師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第5号 | 診療放射線技師学校養成所における教員（業務経験5年以上の診療放射線技師）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 123 | 診療放射線技師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第12号 | 診療放射線技師学校養成所における事務職員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 124 | 臨床検査技師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第4号 | 臨床検査技師学校養成所における教員（診療放射線技師等）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 125 | 臨床検査技師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第5号 | 臨床検査技師学校養成所における教員（業務経験5年以上の診療放射線技師）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 126 | 臨床検査技師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第11号 | 臨床検査技師学校養成所における事務職員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 127 | 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第1項第4号 | 理学療法士学校養成施設における教員（理学療法士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 128 | 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第2項第4号 | 理学療法士学校養成施設における教員（理学療法士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 129 | 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第3条第1項第3号 | 作業療法士学校養成施設における教員（作業療法士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 130 | 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第3条第2項第3号 | 作業療法士学校養成施設における教員（作業療法士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 131 | 視能訓練士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第1項第4号 | 視能訓練士学校養成所における教員（機能訓練士等）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 132 | 視能訓練士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第1項第5号 | 視能訓練士学校養成所における教員（5年以上業務に従事した機能訓練士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 133 | 視能訓練士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第1項第12号 | 視能訓練士学校養成所における事務職員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 134 | 視能訓練士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第2項第4号 | 視能訓練士学校養成所における教員（機能訓練士等）の専任 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-----------------|----------------|------------|---------------------------------------|------------|
| 別表1 | 135 | 視能訓練士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第2項第5号 | 視能訓練士学校養成所における教員（5年以上業務に従事した機能訓練士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 136 | 言語聴覚士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第1項第4号 | 言語聴覚士学校養成所における教員（医師等）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 137 | 言語聴覚士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第1項第5号 | 言語聴覚士学校養成所における教員（業務経験5年以上の言語聴覚士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 138 | 言語聴覚士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第1項第12号 | 言語聴覚士学校養成所における事務職員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 139 | 言語聴覚士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第2項第4号 | 言語聴覚士学校養成所における教員（医師等）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 140 | 言語聴覚士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第2項第5号 | 言語聴覚士学校養成所における教員（業務経験5年以上の言語聴覚士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 141 | 言語聴覚士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第3項第3号 | 言語聴覚士学校養成所における教員（医師等）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 142 | 言語聴覚士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第3項第4号 | 言語聴覚士学校養成所における教員（業務経験5年以上の言語聴覚士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 143 | 臨床工学技士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第1項4号 | 臨床工学技士学校養成所における教員（医師等）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 144 | 臨床工学技士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第1項5号 | 臨床工学技士学校養成所における教員（業務経験5年以上の臨床工学技士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 145 | 臨床工学技士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第1項12号 | 臨床工学技士学校養成所における事務職員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 146 | 臨床工学技士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第2項4号 | 臨床工学技士学校養成所における教員（医師等）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 147 | 臨床工学技士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第2項5号 | 臨床工学技士学校養成所における教員（業務経験5年以上の臨床工学技士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 148 | 臨床工学技士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第3項4号 | 臨床工学技士学校養成所における教員（医師等）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 149 | 臨床工学技士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第3項5号 | 臨床工学技士学校養成所における教員（業務経験5年以上の臨床工学技士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 150 | 義肢装具士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第1項第4号 | 義肢装具士学校養成所における教員（医師又は義肢装具士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 151 | 義肢装具士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第1項第5号 | 義肢装具士学校養成所における教員（業務経験5年以上の義肢装具士等）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 152 | 義肢装具士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第1項第11号 | 義肢装具士学校養成所における事務職員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 153 | 義肢装具士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第2項第4号 | 義肢装具士学校養成所における教員（医師又は義肢装具士）の専任 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------------------------------|----------------|-------------|--------------------------------------|------------|
| 別表1 | 154 | 義肢装具士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第2項第5号 | 義肢装具士学校養成所における教員（業務経験5年以上の義肢装具士等）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 155 | 義肢装具士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第3項第4号 | 義肢装具士学校養成所における教員（医師又は義肢装具士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 156 | 義肢装具士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第3項第5号 | 義肢装具士学校養成所における教員（業務経験5年以上の義肢装具士等）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 157 | 歯科衛生士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第4号 | 歯科衛生士学校養成所における教員（歯科医師）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 158 | 歯科衛生士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第4号の2 | 歯科衛生士学校養成所における教員（歯科医師又は歯科衛生士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 159 | 歯科衛生士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第4号の3 | 歯科衛生士学校養成所における教員（業務経験4年以上の歯科衛生士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 160 | 歯科技工士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第4号 | 歯科技工士学校養成所における教員（歯科医師又は歯科技工士）の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 161 | あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第4号 | あん摩マッサージ指圧師学校養成所における学校又は養成施設の長の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 162 | あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第5号 | あん摩マッサージ指圧師学校養成所における教員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 163 | あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第7号 | あん摩マッサージ指圧師学校養成所における教員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 164 | あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第17号 | あん摩マッサージ指圧師学校養成所における事務職員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 165 | 柔道整復師学校養成施設指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第4号 | 柔道整復師学校養成所における学校又は養成施設の長の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 166 | 柔道整復師学校養成施設指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第5号 | 柔道整復師学校養成所における教員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 167 | 柔道整復師学校養成施設指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第7号 | 柔道整復師学校養成所における教員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 168 | 柔道整復師学校養成施設指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第17号 | 柔道整復師学校養成所における事務職員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 169 | 臨床検査技師等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第12条第1項第9号 | 衛生検査所における指導監督医の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 170 | 臨床検査技師等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第12条第1項第10号 | 衛生検査所における医師又は臨床検査技師の選任 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-------------|--|------------|
| 別表1 | 171 | 臨床検査技師等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第12条第1項第12号 | 衛生検査所における遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者（医師又は臨床検査技師又は有識者）の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 172 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第31条の2第1項 | 医薬品、医療機器等の配置販売業者における区域管理者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 173 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第2条第12号 | 実習実施事業所における実習指導者、訓練評価者及び管理責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 174 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第2条第14号 | 職業訓練施設におけるキャリアコンサルティング担当者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 175 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第2条第15号 | 職業訓練施設における就職支援責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 176 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第2条第18号 | 職業訓練機関が外部委託した教科を行う事業者における講師、訓練評価者及び管理責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 177 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第1項第1号 | 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所における理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 178 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第1項第6号 | 指定介護予防短期入所生活介護事業所の事業における介護予防短期入所生活介護従業者（調理員等）の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 179 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第8号 | 介護老人保健施設における調理員、事務員の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 180 | 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第9号 | 介護医療院における調理員、事務員の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 181 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 | 農林水産省 | 第25条第1項 | 飼料製造事業所における飼料製造管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 182 | 家畜改良増殖法 | 農林水産省 | 第28条 | 家畜人工授精所における獣医師の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 183 | 動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第3条第1項 | 動物用再生医療等製品の製造所における製造管理責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 184 | 動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第3条第1項 | 動物用再生医療等製品の製造所における品質管理責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 185 | 動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第4条第1項 | 動物用再生医療等製品の製造販売所における製造販売後調査等管理責任者の選任 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------------------|-------|-------------|-----------------------------------|------------|
| 別表1 | 186 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第132条第1項 | 動物用の管理医療機器の営業所における管理医療機器営業所管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 187 | 動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第3条第1項 | 動物用医薬品の製造所における製造管理責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 188 | 動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令 | 農林水産省 | 第3条第1項 | 動物用医薬品の製造所における品質管理責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 189 | 家畜伝染病予防法 | 農林水産省 | 第12条の3の2第1項 | 衛生管理区域における飼養衛生管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 190 | 鉱山保安法 | 経済産業省 | 第22条第1項 | 鉱山における保安統括者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 191 | 鉱山保安法 | 経済産業省 | 第22条第3項 | 鉱山における保安管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 192 | 電気工事業の業務の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第19条第1項 | 一般用電気工事を行う事業所における主任電気工事士の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 193 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第43条第1項 | 電気事業を行う事業所における主任技術者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 194 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第52条第1項 | 電気事業を行う事業所における主任技術者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 195 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第22条第1項 | 液化石油ガス販売所における業務主任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 196 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第25条第1項 | 液化石油ガス販売所における業務主任者の代理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 197 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 第23条第1項 | 特定液化石油ガスの製造施設における保安統括者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 198 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 第24条第1項 | 特定液化石油ガスの製造施設における保安技術管理者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 199 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 第25条第2項 | 特定液化石油ガスの製造施設における保安係員の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 200 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 第28条第3項 | 特定液化石油ガスの製造施設における保安主任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 201 | コンビナート等保安規則 | 経済産業省 | 第29条第1項 | 特定液化石油ガスの製造施設における保安企画推進員の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 202 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第11条第1項 | 第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 203 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第12条第1項 | 第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 204 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第14条第1項 | 第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の専任 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------|-------|---------|------------------------------------|------------|
| 別表1 | 205 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第22条第1項 | 第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 206 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第23条第1項 | 第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 207 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第25条第1項 | 第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 208 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第33条第1項 | 第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 209 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第34条第1項 | 第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 210 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第36条第1項 | 第二種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 211 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第41条第1項 | 第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 212 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第42条第1項 | 第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 213 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第44条第1項 | 第二種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 214 | 冷凍保安規則 | 経済産業省 | 第36条第1項 | 製造施設における冷凍保安責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 215 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 第62条第1項 | 液化石油ガスを取り扱う製造施設における保安統括者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 216 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 第63条第1項 | 液化石油ガスを取り扱う製造施設における保安技術管理者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 217 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 第64条第2項 | 液化石油ガス製造施設における保安係員の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 218 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 第67条第3項 | 液化石油ガス製造施設における保安主任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 219 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 第68条第1項 | 液化石油ガス製造施設における保安企画推進員の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 220 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 第64条第1項 | 一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安統括者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 221 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 第65条第1項 | 一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安技術管理者の選任 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|----------------------|-------|-------------|-------------------------------|------------|
| 別表1 | 222 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 第66条第2項 | 一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安係員の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 223 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 第69条第3項 | 一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安主任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 224 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 第70条第1項 | 一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安企画推進員の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 225 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 第72条第2項 | 一般高圧ガスを取り扱う販売所における販売主任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 226 | 鉱山保安法 | 経済産業省 | 第26条第1項 | 鉱山における作業監督者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 227 | 浄化槽法 | 国土交通省 | 第29条第1項 | 浄化槽工事業者の営業所における浄化槽設備士の設置 | 常駐専任 |
| 別表1 | 228 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則 | 国土交通省 | 第18条第1項 | 貨物自動車運送事業の営業所における運行管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 229 | 不動産の鑑定評価に関する法律 | 国土交通省 | 第35条第1項 | 不動産事業所における不動産鑑定士の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 230 | 気象業務法 | 国土交通省 | 第19条の2 | 気象予報を行う事業所における気象予報士の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 231 | 建築士法 | 国土交通省 | 第24条第1項 | 建築士事務所における管理建築士の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 232 | 建設業法 | 国土交通省 | 第26条第1項・第3項 | 工事現場における主任技術者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 233 | 建設業法 | 国土交通省 | 第26条第2項・第3項 | 工事現場における監理技術者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 234 | 倉庫業法施行規則 | 国土交通省 | 第8条第1項 | 倉庫業者における倉庫管理主任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 235 | 気象業務法施行規則 | 国土交通省 | 第11条の2第1項 | 気象予報を行う事業所における気象予報士の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 236 | 建設業法 | 国土交通省 | 第7条第2号 | 一般建設業許可業者の営業所における実務経験者等の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 237 | 建設業法 | 国土交通省 | 第15条第2号 | 特定建設業許可業者の営業所における実務経験者等の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 238 | 鉄道事業法施行規則 | 国土交通省 | 第36条の7第1項 | 鉄道事業所における乗務員指導管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 239 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第8条の2第4項 | タンカーにおける船舶間貨物油積替作業管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 240 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第17条の3第1項 | 船舶における有害水バラスト汚染防止管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 241 | 旅客自動車運送事業運輸規則 | 国土交通省 | 第47条の9第1項 | 旅客自動車運送事業の営業所における運行管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 242 | 道路運送法 | 国土交通省 | 第23条第1項 | 旅客自動車運送事業の営業所における運行管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 243 | 道路運送車両法 | 国土交通省 | 第50条第1項 | 自動車の整備事業所における整備管理者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 244 | 道路運送車両法 | 国土交通省 | 第94条の4第1項 | 自動車の整備事業所における自動車検査員の専任 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------------------------------|----------------|----------------|--|------------|
| 別表1 | 245 | 道路運送車両法施行規則 | 国土交通省 | 第15条第1項 | 封印取りつけ受託者の事業場における封印取りつけ責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 246 | 自動車登録番号標交付代行者規則 | 国土交通省 | 第7条第1項 | 自動車登録番号標交付代行の事業所における管理責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 247 | 旅行業法 | 国土交通省 | 第11条の2第1項 | 旅行業の営業所における旅行業務取扱管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 248 | 道路運送車両法施行規則 | 国土交通省 | 第62条の2の2第1項第7号 | 自動車特定整備事業者の事業所における整備主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 249 | 動物の愛護及び管理に関する法律 | 環境省 | 第22条第1項 | 動物を取り扱う事業所における動物取扱責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 250 | 浄化槽法 | 環境省 | 第10条第2項 | 大型の浄化槽における技術管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 251 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第12条第8項 | 産業廃棄物処理施設における産業廃棄物処理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 252 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第12条の2第8項 | 産業廃棄物処理施設における特別管理産業廃棄物管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 253 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第21条第1項 | 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設における技術管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 254 | 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 | 環境省 | 第15条第1項 | 産業廃棄物処理施設における産業廃棄物処理責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 255 | 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 | 環境省 | 第15条第2項 | 特別管理産業廃棄物を生ずる特定施設における特別管理産業廃棄物管理責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 256 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 | 法務省 厚生労働省 | 第9条第1項第7号 | 外国人の技能実習を行う事業所における責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 257 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第13条第1項 | 外国人の技能実習を行う事業所における責任者の選任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 258 | 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 国土交通省 | 第11条第1号 | サービス付き高齢者向け住宅における有資格者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 259 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第4条第1項 | 特定工場における公害防止管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表1 | 260 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 | 経済産業省 環境省 | 第8条第1項 | 特定工場における公害防止管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 1 | 警備業法施行規則 | 警察庁 | 第60条第1項 | 基地局における機械警備業務管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 2 | 警備業法 | 警察庁 | 第42条第1項 | 基地局における機械警備業務管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 3 | 道路交通法 | 警察庁 | 第74条の3第1項 | 一定台数以上の自動車を使用する事業所等における安全運転管理者の専任 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------------|-------|--------------|------------------------------------|------------|
| 別表2 | 4 | 道路交通法 | 警察庁 | 第74条の3第4項 | 一定台数以上の自動車を使用する事業所等における副安全運転管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 5 | 道路交通法 | 警察庁 | 第99条第1項第1号 | 指定自動車教習所における管理者の選任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 6 | 道路交通法 | 警察庁 | 第99条第1項第2号 | 指定自動車教習所における技能検定員の選任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 7 | 道路交通法 | 警察庁 | 第99条第1項第3号 | 指定自動車教習所における教習指導員の選任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 8 | 電波法 | 総務省 | 第39条第1項 | 無線局における主任無線従事者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 9 | 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 | 財務省 | 第86条の9第1項 | 酒類の販売小売場における酒類販売管理者の選任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 10 | 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第43条第1項 | 特定細胞加工物の加工施設における管理者の設置 | 常駐専任 |
| 別表2 | 11 | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 | 厚生労働省 | 第86条第1項 | 指定医療機関における精神保健指定医の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 12 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第17条第3項 | 製造所における管理薬剤師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 13 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の2の14第5項 | 医療機器の製造業における責任技術者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 14 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の34第5項 | 製造所における再生医療等製品製造管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 15 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第35条第1項 | 営業所における管理薬剤師の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 16 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第35条第2項 | 営業所における医薬品営業所管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 17 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第40条の6第1項 | 営業所における再生医療等製品営業所管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 18 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第68条の16第1項 | 製造所における生物由来製品の製造管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 19 | 美容師法 | 厚生労働省 | 第12条の3第1項 | 美容所における管理美容師の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 20 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 厚生労働省 | 第19条の5第1項 | 精神科病院における指定医の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 21 | クリーニング業法 | 厚生労働省 | 第4条第1項 | クリーニング所におけるクリーニング師の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 22 | 理容師法 | 厚生労働省 | 第11条の4第1項 | 理容所における管理理容師の専任 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------------|-------|-----------|--|------------|
| 別表2 | 23 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第23条第1項 | 家庭的保育事業所における家庭的保育者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 24 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第23条第1項 | 家庭的保育事業所における調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 25 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第29条第1項 | 小規模保育事業所A型における保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 26 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第29条第1項 | 小規模保育事業所A型における調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 27 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第31条第1項 | 小規模保育事業所B型における保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 28 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第31条第1項 | 小規模保育事業所B型における調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 29 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第34条第1項 | 小規模保育事業所C型における家庭的保育者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 30 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第34条第1項 | 小規模保育事業所C型における調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 31 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第44条第1項 | 保育所型事業所内保育事業所における保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 32 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第44条第1項 | 保育所型事業所内保育事業所における調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 33 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第47条第1項 | 小規模型事業所内保育事業所における保育従事者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 34 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第47条第1項 | 小規模型事業所内保育事業所における調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 35 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第1項第1号 | 指定児童発達支援事業所における児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 36 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第1項第2号 | 指定児童発達支援事業所における児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 37 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第2項 | 指定児童発達支援事業所における機能訓練指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 38 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第3項第1号 | 指定児童発達支援事業所における嘱託医の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 39 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第3項第2号 | 指定児童発達支援事業所における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 40 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第3項第3号 | 指定児童発達支援事業所における児童指導員又は保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 41 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第3項第4号 | 指定児童発達支援事業所における機能訓練担当職員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------------|-------|-----------|-------------------------------|------------|
| 別表2 | 42 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第3項第5号 | 指定児童発達支援事業所における児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 43 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第6項 | 指定児童発達支援事業所における児童指導員又は保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 44 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第6条第1項第1号 | 児童発達支援センターにおける嘱託医の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 45 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第6条第1項第2号 | 児童発達支援センターにおける児童指導員及び保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 46 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第6条第1項第3号 | 児童発達支援センターにおける栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 47 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第6条第1項第4号 | 児童発達支援センターにおける調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 48 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第6条第1項第5号 | 児童発達支援センターにおける児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 49 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第6条第2項 | 児童発達支援センターにおける機能訓練担当職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 50 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第6条第3項第1号 | 児童発達支援センターにおける言語聴覚士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 51 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第6条第3項第2号 | 児童発達支援センターにおける機能訓練担当職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 52 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第6条第4項第1号 | 児童発達支援センターにおける看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 53 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第6条第4項第2号 | 児童発達支援センターにおける機能訓練担当職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 54 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第1号 | 指定福祉型障害児入所施設における嘱託医の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 55 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第2号 | 指定福祉型障害児入所施設における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 56 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第3号 | 指定福祉型障害児入所施設における児童指導員及び保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 57 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第4号 | 指定福祉型障害児入所施設における栄養士の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|------------|---|------------|
| 別表2 | 58 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第5号 | 指定福祉型障害児入所施設における調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 59 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第6号 | 指定福祉型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 60 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第2項 | 指定福祉型障害児入所施設における医師、心理指導担当職員、職業指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 61 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第52条第1項第1号 | 指定医療型障害児入所施設における病院従業者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 62 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第52条第1項第2号 | 指定医療型障害児入所施設における児童指導員及び保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 63 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第52条第1項第3号 | 指定医療型障害児入所施設における心理指導担当職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 64 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第52条第1項第4号 | 指定医療型障害児入所施設における理学療法士又は作業療法士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 65 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第52条第1項第5号 | 指定医療型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 66 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第52条第2項 | 指定医療型障害児入所施設における職業指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 67 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第1項第1号 | 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 68 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第1項第2号 | 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における看護職員又は介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 69 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第1項第3号 | 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における機能訓練指導員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|----------|---|------------|
| 別表2 | 70 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第6条第1項 | 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 71 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第44条第1項 | 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 72 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第44条第4項 | 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者（看護師または准看護師）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 73 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第44条第10項 | 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者における介護支援専門員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 74 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第45条第1項 | 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 75 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第70条第1項 | 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における介護従業者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 76 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第70条第5項 | 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 77 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第70条第7項 | 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者（介護支援専門員）の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|------------|---|------------|
| 別表2 | 78 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第71条第1項 | 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 79 | 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項 | 指定介護予防支援事業所における保健師等の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 80 | 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条第1項 | 指定介護予防支援事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 81 | 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第72条第1項 | 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者における国内品質業務運営責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 82 | 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 採血所における採血責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 83 | 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条第1項 | 指定訪問看護ステーションにおける管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 84 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第1項 | 指定訪問介護事業所における訪問介護員等の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 85 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第2項 | 指定訪問介護事業所におけるサービス提供責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 86 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第45条第1項第1号 | 指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者（看護職員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 87 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第45条第1項第2号 | 指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者（介護職員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 88 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第60条第1項第1号 | 指定訪問看護ステーションにおける看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 89 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第60条第1項第2号 | 病院又は診療所である指定訪問看護事業所における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 90 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第61条第1項 | 指定訪問看護ステーションにおける管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 91 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第76条第1項第2号 | 指定訪問リハビリテーション事業所における理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 92 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第85条第1項第1号 | 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所における居宅療養管理指導従業者（医師又は歯科医師）の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------------------------|-------|-------------|---|------------|
| 別表2 | 93 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第85条第1項第1号 | 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所における居宅療養管理指導従業者（薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 94 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第85条第1項第2号 | 薬局である指定居宅療養管理指導事業所における居宅療養管理指導従業者（薬剤師）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 95 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第93条第1項第1号 | 指定通所介護事業所における通所介護従業者（生活相談員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 96 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第93条第1項第2号 | 指定通所介護事業所における通所介護従業者（看護職員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 97 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第93条第1項第3号 | 指定通所介護事業所における通所介護従業者（介護職員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 98 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第93条第1項第4号 | 指定通所介護事業所における通所介護従業者（機能訓練指導員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 99 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第94条第1項 | 指定通所介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 100 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第111条第1項第1号 | 指定通所リハビリテーション事業所における通所リハビリテーション従業者（医師）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 101 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第111条第1項第2号 | 指定通所リハビリテーション事業所における通所リハビリテーション従業者（理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 102 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第121条第1項第1号 | 指定短期入所生活介護事業所における短期入所生活介護従業者（医師）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 103 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第121条第1項第2号 | 指定短期入所生活介護事業所における短期入所生活介護従業者（生活相談員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 104 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第121条第1項第3号 | 指定短期入所生活介護事業所における短期入所生活介護従業者（介護職員又は看護職員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 105 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第121条第1項第4号 | 指定短期入所生活介護事業所における短期入所生活介護従業者（栄養士）の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------------------------|-------|-------------------|--|------------|
| 別表2 | 106 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第121条第1項 第5号 | 指定短期入所生活介護事業所における短期入所生活介護従業者（機能訓練指導員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 107 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第121条第4項 | 指定短期入所生活介護事業所であって、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおける短期入所生活介護従業者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 108 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第122条第1項 | 指定短期入所生活介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 109 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第175条第1項 第1号 | 指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 110 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第175条第1項 第2号 | 指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における看護職員又は介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 111 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第175条第1項 第3号 | 指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における機能訓練指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 112 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第175条第1項 第4号 | 指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における計画作成担当者（介護支援専門員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 113 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第175条第2項 第1号 | 特定施設における生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 114 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第175条第2項 第2号 | 特定施設における看護職員又は介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 115 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第175条第2項 第3号 | 特定施設における機能訓練指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 116 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第175条第2項 第4号 | 特定施設における計画作成担当者（介護支援専門員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 117 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第176条第1項 | 指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 118 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第192条の4第1 項第1号 | 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 119 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第192条の4第1 項第2号 | 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における介護職員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------------------------|-------|---------------|--|------------|
| 別表2 | 120 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第192条の4第1項第3号 | 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における計画作成担当者（介護支援専門員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 121 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第192条の4第2項第1号 | 外部サービス利用型特定施設における生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 122 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第192条の4第2項第2号 | 外部サービス利用型特定施設における介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 123 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第192条の4第2項第3号 | 外部サービス利用型特定施設における計画作成担当者（介護支援専門員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 124 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第192条の5第1項 | 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 125 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第194条第1項 | 指定福祉用具貸与事業所における福祉用具専門相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 126 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第208条第1項 | 指定特定福祉用具販売事業所における福祉用具専門相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 127 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項 | 指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 128 | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第1項第1号 | 特別養護老人ホームにおける施設長の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 129 | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第1項第2号 | 特別養護老人ホームにおける医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 130 | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第1項第3号 | 特別養護老人ホームにおける生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 131 | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第1項第4号 | 特別養護老人ホームにおける介護職又は看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 132 | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第1項第5号 | 特別養護老人ホームにおける栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 133 | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第1項第6号 | 特別養護老人ホームにおける機能訓練指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 134 | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第56条第1項第1号 | 地域密着型特別養護老人ホームにおける施設長の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 135 | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第56条第1項第2号 | 地域密着型特別養護老人ホームにおける医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 136 | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第56条第1項第3号 | 地域密着型特別養護老人ホームにおける生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 137 | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第56条第1項第4号 | 地域密着型特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 138 | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第56条第1項第5号 | 地域密着型特別養護老人ホームにおける栄養士の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------------|-------|-------------|---|------------|
| 別表2 | 139 | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第56条第1項第6号 | 地域密着型特別養護老人ホームにおける機能訓練指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 140 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第91条第1項 | 医薬部外品の製造所における責任技術者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 141 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第91条第2項 | 化粧品の製造所における責任技術者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 142 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第114条の52第1項 | 医療機器の製造所における医療機器責任技術者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 143 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第175条第1項 | 営業所における特定管理医療機器営業所管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 144 | 児童福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第1条の7第1号 | 地域子育て支援拠点事業における知識・経験を有する者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 145 | 児童福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第1条の14第1項 | 小規模住居型児童養育事業を行う住居における①養育者及び②補助者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 146 | 児童福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第36条の8第1項 | 児童自立生活援助事業所における①指導員及び②管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 147 | 児童福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第48条の5第1項 | 市町村等事務受託事務所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 148 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第1項 | 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における嘱託医の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 149 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第1項 | 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における児童指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 150 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第1項 | 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 151 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第1項 | 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 152 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第1項 | 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 153 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第1項 | 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------|-------|----------|---|------------|
| 別表2 | 154 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第4項 | 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設における嘱託医の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 155 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第4項 | 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設における児童指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 156 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第4項 | 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設における保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 157 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第4項 | 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設における栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 158 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第4項 | 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設における調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 159 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第4項 | 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 160 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第4項 | 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 161 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第4項 | 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 162 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第9項 | 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における嘱託医の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 163 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第9項 | 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における児童指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 164 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第9項 | 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 165 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第9項 | 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 166 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第9項 | 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 167 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第9項 | 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 168 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第12項 | 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における嘱託医の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------|-------|----------|--|------------|
| 別表2 | 169 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第12項 | 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における児童指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 170 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第12項 | 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 171 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第12項 | 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 172 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第12項 | 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 173 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第12項 | 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 174 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第12項 | 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 175 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第14項 | 福祉型障害児入所施設における心理指導担当職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 176 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第1項 | 福祉型児童発達支援センターにおける嘱託医の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 177 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第1項 | 福祉型児童発達支援センターにおける児童指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 178 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第1項 | 福祉型児童発達支援センターにおける保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 179 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第1項 | 福祉型児童発達支援センターにおける栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 180 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第1項 | 福祉型児童発達支援センターにおける調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 181 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第1項 | 福祉型児童発達支援センターにおける児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 182 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第1項 | 福祉型児童発達支援センターにおける機能訓練担当職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 183 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第4項 | 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける嘱託医の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 184 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第4項 | 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける児童指導員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------|-------|---------|---|------------|
| 別表2 | 185 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第4項 | 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 186 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第4項 | 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 187 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第4項 | 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 188 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第4項 | 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 189 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第4項 | 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける機能訓練担当職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 190 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第4項 | 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける言語聴覚士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 191 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第7項 | 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける嘱託医の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 192 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第7項 | 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける児童指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 193 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第7項 | 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 194 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第7項 | 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 195 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第7項 | 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 196 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第7項 | 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 197 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第7項 | 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける機能訓練担当職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 198 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第7項 | 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける看護職員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------|-------|---------|---------------------------------------|------------|
| 別表2 | 199 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第17条第1項 | 第二種助産施設における助産師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 200 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 乳児院における看護師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 201 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 乳児院における個別対応職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 202 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 乳児院における家庭支援専門相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 203 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 乳児院における栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 204 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 乳児院における調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 205 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第21条第3項 | 乳児院における心理療法担当職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 206 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第21条第6項 | 乳児院における看護師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 207 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第21条第7項 | 乳児院における保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 208 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第22条第1項 | 乳幼児十人未満を入所させる乳児院における看護師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 209 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第22条第1項 | 乳幼児十人未満を入所させる乳児院における家庭支援専門相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 210 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第22条第1項 | 乳幼児十人未満を入所させる乳児院における調理員又はこれに代わるべき者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 211 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第27条第1項 | 母子生活支援施設における母子支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 212 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第27条第1項 | 母子生活支援施設における少年を指導する職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 213 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第27条第1項 | 母子生活支援施設における調理員又はこれに代わるべき者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 214 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第27条第2項 | 母子生活支援施設における心理療法担当職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 215 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第27条第4項 | 母子生活支援施設における個別対応職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 216 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第33条第1項 | 保育所における保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 217 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第33条第1項 | 保育所における調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 218 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第38条第1項 | 児童厚生施設における児童の遊びを指導する者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 219 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第42条第1項 | 児童養護施設における児童指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 220 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第42条第1項 | 児童養護施設における保育士の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------|-------|----------|--|------------|
| 別表2 | 221 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第42条第1項 | 児童養護施設における個別対応職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 222 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第42条第1項 | 児童養護施設における家庭支援専門相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 223 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第42条第1項 | 児童養護施設における栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 224 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第42条第1項 | 児童養護施設における調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 225 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第42条第1項 | 乳児が入所している児童養護施設における看護師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 226 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第42条第3項 | 児童養護施設における心理療法担当職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 227 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第42条第5項 | 児童養護施設における職業指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 228 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条第14項 | 福祉型障害児入所施設における職業指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 229 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第58条第1項 | 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における病院従業員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 230 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第58条第1項 | 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における児童指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 231 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第58条第1項 | 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 232 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第58条第1項 | 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 233 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第58条第3項 | 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設における病院従業員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 234 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第58条第3項 | 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設における児童指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 235 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第58条第3項 | 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設における保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 236 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第58条第3項 | 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------|-------|---------|---|------------|
| 別表2 | 237 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第58条第3項 | 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設における理学療法士又は作業療法士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 238 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第58条第6項 | 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設における病院従業員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 239 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第58条第6項 | 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設における児童指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 240 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第58条第6項 | 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設における保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 241 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第58条第6項 | 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設における児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 242 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第58条第6項 | 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設における理学療法士又は作業療法士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 243 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第58条第6項 | 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設における心理指導を担当する職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 244 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第69条第1項 | 医療型児童発達支援センターにおける診療所従業員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 245 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第69条第1項 | 医療型児童発達支援センターにおける児童指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 246 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第69条第1項 | 医療型児童発達支援センターにおける保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 247 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第69条第1項 | 医療型児童発達支援センターにおける看護師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 248 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第69条第1項 | 医療型児童発達支援センターにおける理学療法士又は作業療法士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 249 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第69条第1項 | 医療型児童発達支援センターにおける児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 250 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第73条第1項 | 児童心理治療施設における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 251 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第73条第1項 | 児童心理治療施設における心理療法担当職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 252 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第73条第1項 | 児童心理治療施設における児童指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 253 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第73条第1項 | 児童心理治療施設における保育士の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------|-------|--------------|----------------------------------|------------|
| 別表2 | 254 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第73条第1項 | 児童心理治療施設における看護師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 255 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第73条第1項 | 児童心理治療施設における個別対応職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 256 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第73条第1項 | 児童心理治療施設における家庭支援専門相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 257 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第73条第1項 | 児童心理治療施設における栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 258 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第73条第1項 | 児童心理治療施設における調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 259 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第80条第1項 | 児童自立支援施設における児童自立支援専門員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 260 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第80条第1項 | 児童自立支援施設における児童生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 261 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第80条第1項 | 児童自立支援施設における個別対応職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 262 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第80条第1項 | 児童自立支援施設における家庭支援専門相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 263 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第80条第1項 | 児童自立支援施設における栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 264 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第80条第1項 | 児童自立支援施設における調理員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 265 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第80条第3項 | 児童自立支援施設における心理療法担当職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 266 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第80条第5項 | 児童自立支援施設における職業指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 267 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第80条の3第1項 | 児童家庭支援センターにおける支援を担当する職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 268 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第94条第1項 | 保育所における保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 269 | 障害者の雇用の促進等に関する法律 | 厚生労働省 | 第74条の3第4項第3号 | 在宅就業障害者の就業機会に係る業務における管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 270 | 美容師養成施設指定規則 | 厚生労働省 | 第3条第1項第3号 | 美容師養成施設における教員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 271 | 理容師養成施設指定規則 | 厚生労働省 | 第4条第1項第3号 | 理容師養成施設における教員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 272 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第4条第1項第4号 | 事業場における安全管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 273 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条第3号 | 栄養士養成施設における教員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 274 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条第4号 | 栄養士養成施設における教員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 275 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条第5号 | 栄養士養成施設における助手(管理栄養士)の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 276 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条第7号 | 栄養士養成施設における教員(医師)の専任 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|----------------|--------------------|--|------------|
| 別表2 | 277 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条第8号 | 栄養士養成施設における教員 (管理栄養士等)の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 278 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第11条第2号 | 管理栄養士養成施設における 教員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 279 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第11条第3号 | 管理栄養士養成施設における 教員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 280 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第11条第4号 | 管理栄養士養成施設における 教員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 281 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第11条第5号 | 管理栄養士養成施設における 助手(管理栄養士)の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 282 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第11条第6号 | 管理栄養士養成施設における 教員(医師)の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 283 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第11条第7号 | 管理栄養士養成施設における 教員(管理栄養士等)の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 284 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の20の2 第1項第2号 | 特定機能病院における院内感 染対策を行う者の配置 | 常駐専任 |
| 別表2 | 285 | 民間あっせん機関による養子縁 組のあっせんに係る児童の保護 等に関する法律 | 厚生労働省 | 第36条第1項 | 養子縁組あっせんを行う事業 所における責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 286 | 労働安全衛生法 | 厚生労働省 | 第15条の3第1 項 | 建設業の事業所における店社 安全衛生管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 287 | 労働安全衛生法 | 厚生労働省 | 第15条の3第2 項 | 建設業の事業所における店社 安全衛生管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 288 | 高気圧作業安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第10条第1項 | 高圧室内作業における高圧室 内作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 289 | 電離放射線障害防止規則 | 厚生労働省 | 第46条第1項 | 管理区域におけるエックス線 作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 290 | 電離放射線障害防止規則 | 厚生労働省 | 第52条の2第1 項 | 管理区域におけるガンマ線透 過写真撮影作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 291 | 管理栄養士学校指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第1項第2 号 | 管理栄養士学校における教員 の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 292 | 管理栄養士学校指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第1項第3 号 | 管理栄養士学校における教員 の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 293 | 管理栄養士学校指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第1項第4 号 | 管理栄養士学校における助手 (管理栄養士)の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 294 | 管理栄養士学校指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第1項第5 号 | 管理栄養士学校における教員 (医師)の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 295 | 管理栄養士学校指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第1項第6 号 | 管理栄養士学校における教員 (管理栄養士等)の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 296 | 調理師法施行規則 | 厚生労働省 | 第6条第2号 | 調理師養成施設における施設 長の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 297 | 調理師法施行規則 | 厚生労働省 | 第6条第3号 | 調理師養成施設における教員 の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 298 | 調理師法施行規則 | 厚生労働省 | 第6条第4号 | 調理師養成施設における教員 (認定書の交付を受けた者 等)の専任 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------------|-------|------------|---|------------|
| 別表2 | 299 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第56条第1項第1号 | 指定医療型児童発達支援の事業所における診療所として必要とされる従業者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 300 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第56条第1項第2号 | 指定医療型児童発達支援の事業所における児童指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 301 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第56条第1項第3号 | 指定医療型児童発達支援の事業所における保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 302 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第56条第1項第4号 | 指定医療型児童発達支援の事業所における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 303 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第56条第1項第5号 | 指定医療型児童発達支援の事業所における理学療法士又は作業療法士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 304 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第56条第1項第6号 | 指定医療型児童発達支援の事業所における児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 305 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第56条第2項 | 指定医療型児童発達支援事業所における機能訓練担当職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 306 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第66条第1項第1号 | 指定放課後等デイサービスの事業所における児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 307 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第66条第1項第2号 | 指定放課後等デイサービスの事業所における児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 308 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第66条第2項 | 指定放課後等デイサービスの事業所における機能訓練担当職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 309 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第66条第3項第1号 | 指定放課後等デイサービスの事業所における嘱託医の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 310 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第66条第3項第2号 | 指定放課後等デイサービスの事業所における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 311 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第66条第3項第3号 | 指定放課後等デイサービスの事業所における児童指導員又は保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 312 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第66条第3項第4号 | 指定放課後等デイサービスの事業所における機能訓練担当職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 313 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第66条第3項第5号 | 指定放課後等デイサービスの事業所における児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|--------------|---|------------|
| 別表2 | 314 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第66条第6項 | 指定放課後等デイサービスの事業所における児童指導員又は保育士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 315 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第71条の8第1項第1号 | 指定居宅訪問型児童発達支援の事業所における訪問支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 316 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第71条の8第1項第2号 | 指定居宅訪問型児童発達支援の事業所における児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 317 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第71条の8第3項 | 指定居宅訪問型児童発達支援の事業所における、専ら当該事業所の職務に従事する者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 318 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第73条第1項第1号 | 指定保育所等訪問支援の事業所における訪問支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 319 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第73条第1項第2号 | 指定保育所等訪問支援の事業所における児童発達支援管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 320 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第73条第2項 | 指定保育所等訪問支援の事業所における、専ら当該事業所の職務に従事する者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 321 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第1項 | 指定居宅介護の事業所における従業者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 322 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第2項 | 指定居宅介護の事業所におけるサービス提供責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 323 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第50条第1項第1号 | 指定療養介護の事業所における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 324 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第50条第1項第2号 | 指定療養介護の事業所における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 325 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第50条第1項第3号 | 指定療養介護の事業所における生活支援員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|------------|---|------------|
| 別表2 | 326 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第50条第1項第4号 | 指定療養介護の事業所におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 327 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第51条第1項 | 指定療養介護の事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 328 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第78条第1項第1号 | 指定生活介護の事業所における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 329 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第78条第1項第2号 | 指定生活介護の事業所における看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 330 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第78条第1項第3号 | 指定生活介護の事業所におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 331 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第115条第1項 | 指定短期入所の事業を行う事業所における従業者（生活支援員等）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 332 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第115条第2項 | 指定短期入所の事業を行う事業所における従業者（生活支援員等）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 333 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第115条第3項 | 指定短期入所の事業を行う事業所における生活支援員等の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 334 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第116条第1項 | 指定短期入所の事業を行う事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-----------------|---|------------|
| 別表2 | 335 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第127条第2項 | 指定重度障害者等包括支援の事業所におけるサービス提供責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 336 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第128条第1項 | 指定重度障害者等包括支援の事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 337 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第156条第1項 第1号 | 指定自立訓練（機能訓練）の事業所における看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 338 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第156条第1項 第2号 | 指定自立訓練（機能訓練）の事業所におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 339 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第156条第2項 | 指定自立訓練（機能訓練）の事業所における生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 340 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第157条第1項 | 指定自立訓練（機能訓練）の事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 341 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第157条第1項 | 指定自立訓練（機能訓練）事業の主たる事業所及び従たる事業所における従業者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 342 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第166条第1項 第1号 | 指定自立訓練（生活訓練）の事業所における生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 343 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第166条第1項 第2号 | 指定自立訓練（生活訓練）の事業所における地域移行支援員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-----------------|---|------------|
| 別表2 | 344 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第166条第1項 第3号 | 指定自立訓練（生活訓練）の事業所におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 345 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第166条第2項 | 指定自立訓練（生活訓練）の事業所における生活支援員及び看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 346 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第166条第3項 | 指定自立訓練（生活訓練）の事業所における生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 347 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第167条第1項 | 指定自立訓練（生活訓練）の事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 348 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第167条第1項 | 指定自立訓練（生活訓練）事業の主たる事業所及び従たる事業所における従業者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 349 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第175条第1項 第1号 | 指定就労移行支援の事業所における職業指導員及び生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 350 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第175条第1項 第2号 | 指定就労移行支援の事業所における就労支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 351 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第175条第1項 第3号 | 指定就労移行支援の事業所におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 352 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第177条第1項 | 指定就労移行支援の事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-----------------|--|------------|
| 別表2 | 353 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第177条第1項 | 指定就労移行支援事業の主たる事業所及び従たる事業所における従業者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 354 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第186条第1項 第1号 | 指定就労継続支援A型の事業所における職業指導員及び生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 355 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第186条第1項 第2号 | 指定就労継続支援A型の事業所におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 356 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第187条第1項 | 指定就労継続支援A型の事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 357 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第187条第1項 | 指定就労継続支援A型事業所の主たる事業所及び従たる事業所における従業者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 358 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第199条第1項 | 指定就労継続支援B型の事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 359 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第199条第1項 | 指定就労継続支援B型事業所の主たる事業所及び従たる事業所における従業者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 360 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第199条第1項 | 指定就労継続支援B型の事業所における職業指導員及び生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 361 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第199条第1項 | 指定就労継続支援B型の事業所におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|----------------|------------------------------|------------|
| 別表2 | 362 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第206条の3第1項 | 指定就労定着支援の事業所における就労定着支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 363 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第206条の3第2項 | 指定就労定着支援の事業所におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 364 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第206条の14第1項第1号 | 指定自立生活援助の事業所における地域生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 365 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第206条の14第1項第2号 | 指定自立生活援助の事業所におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 366 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第206条の15第1項 | 指定自立生活援助の事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 367 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第208条第1項第1号 | 指定共同生活援助の事業所における世話人の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 368 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第208条第1項第2号 | 指定共同生活援助の事業所における生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 369 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第208条第1項第3号 | 指定共同生活援助の事業所におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 370 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第209条第1項 | 指定共同生活援助の事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-----------|--|------------|
| 別表2 | 371 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第1号 | 指定障害者支援施設等における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 372 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第1号 | 指定障害者支援施設等における看護職員、理学療法士又は作業療法士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 373 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第1号 | 指定障害者支援施設等におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 374 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第2号 | 指定障害者支援施設等における看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 375 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第2号 | 指定障害者支援施設等におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 376 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第2号 | 指定障害者支援施設等における自立訓練（機能訓練）に併せて訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する指定障害者支援施設等における生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 377 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第3号 | 指定障害者支援施設等における生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 378 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第3号 | 指定障害者支援施設等におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 379 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第3号 | 指定障害者支援施設等における生活支援員及び看護職員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-----------|-------------------------------|------------|
| 別表2 | 380 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第3号 | 指定障害者支援施設等における生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 381 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第4号 | 指定障害者支援施設等における職業指導員及び生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 382 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第4号 | 指定障害者支援施設等における就労支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 383 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第4号 | 指定障害者支援施設等におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 384 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第4号 | 指定障害者支援施設等における職業指導員及び生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 385 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第4号 | 指定障害者支援施設等におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 386 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第5号 | 指定障害者支援施設等における職業指導員及び生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 387 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第5号 | 指定障害者支援施設等におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 388 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第6号 | 指定障害者支援施設等における生活支援員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|------------|--|------------|
| 別表2 | 389 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第6号 | 指定障害者支援施設等におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 390 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条第1項 | 一般相談支援事業所における指定地域移行支援従事者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 391 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条第2項 | 一般相談支援事業所における指定地域移行支援従事者（相談支援専門員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 392 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項 | 一般相談支援事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 393 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第40条第1項 | 指定障害者支援施設等における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 394 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条第1項 | 特定相談支援事業所における相談支援専門員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 395 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項 | 特定相談支援事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 396 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第1号 | 障害者支援施設における施設長の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 397 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第2号 | 障害者支援施設における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 398 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第2号 | 障害者支援施設における看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 399 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第2号 | 障害者支援施設におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|------------|--|------------|
| 別表2 | 400 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第3号 | 障害者支援施設における看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 401 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第3号 | 障害者支援施設におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 402 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第3号 | 障害者支援施設における生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 403 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第4号 | 障害者支援施設における生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 404 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第4号 | 障害者支援施設におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 405 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第4号 | 障害者支援施設における生活支援員及び看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 406 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第4号 | 障害者支援施設における生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 407 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第5号 | 障害者支援施設における職業指導員及び生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 408 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第5号 | 障害者支援施設における就労支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 409 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第5号 | 障害者支援施設におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 410 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第5号 | 障害者支援施設における職業指導員及び生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 411 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第5号 | 障害者支援施設におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|---------------|------------------------------------|------------|
| 別表2 | 412 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第6号 | 障害者支援施設における職業指導員及び生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 413 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第6号 | 障害者支援施設におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 414 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第7号 | 障害者支援施設における生活支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 415 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第7号 | 障害者支援施設におけるサービス管理責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 416 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第10条第1項 | 福祉ホームにおける管理人の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 417 | 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第16条第1項 | 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売事業者における管理責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 418 | 医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第4条第3項 | 医薬品の製造販売業者における品質保証責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 419 | 医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第17条第1項 | 医薬部外品及び化粧品の製造販売業者における品質保証責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 420 | 医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 再生医療等製品の製造販売業者における品質保証責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 421 | 麻薬及び向精神薬取締法 | 厚生労働省 | 第50条の20第1項 | 向精神薬営業所における向精神薬取扱責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 422 | 覚醒剤取締法 | 厚生労働省 | 第22条第2項 | 覚醒剤保管営業所における薬剤師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 423 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第40条の3第1項 | 医療機器の修理業における医療機器修理責任技術者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 424 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第23条の2の14第10項 | 体外診断用医薬品の製造業における体外診断用医薬品製造管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 425 | 毒物及び劇物取締法 | 厚生労働省 | 第7条第1項 | 毒物劇物営業者における毒物劇物取扱責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 426 | 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第8条第1項 | 婦人保護施設における施設長、入所者を指導する職員、調理員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|--------------|---------------------------------------|------------|
| 別表2 | 427 | 婦人相談所に関する政令 | 厚生労働省 | 第2条第1項 | 婦人相談所における判定をつかさどる職員、相談及び調査をつかさどる職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 428 | 母子保健法施行規則 | 厚生労働省 | 第7条の4第2号 | 産後ケア事業における助産師、保健師又は看護師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 429 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条の6第1項第1号 | 臨床研究中核病院における医師又は歯科医師の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 430 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条の6第1項第2号 | 臨床研究中核病院における薬剤師の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 431 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条の6第1項第3号 | 臨床研究中核病院における看護師の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 432 | 医療法 | 厚生労働省 | 第10条第1項 | 病院等における管理者の選任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 433 | 医療法 | 厚生労働省 | 第10条の2第1項 | 特定機能病院における管理者の選任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 434 | 医療法 | 厚生労働省 | 第11条第1項 | 助産所における管理者の選任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 435 | 医療法 | 厚生労働省 | 第21条第1項第1号 | 病院における医師等の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 436 | 医療法 | 厚生労働省 | 第21条第2項第1号 | 療養病床を有する診療所における医師等の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 437 | 医療法 | 厚生労働省 | 第22条の2第1項第1号 | 特定機能病院における医師、歯科医師、薬剤師、看護師の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 438 | 医療法 | 厚生労働省 | 第22条の3第1項第1号 | 臨床研究中核病院における医師、歯科医師、薬剤師、看護師の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 439 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条第1項第1号 | 病院における医師の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 440 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条第1項第2号 | 病院における歯科医師の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 441 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条第2項第1号 | 病院等における薬剤師の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 442 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条第2項第2号 | 病院等における看護師及び准看護師の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 443 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条第2項第3号 | 病院等における看護補助者の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 444 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条第2項第4号 | 病院等における栄養士の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 445 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条第3項第1号 | 病院等における診療放射線技師等の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 446 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条第3項第2号 | 病院等における理学療法士及び作業療法士の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 447 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条の2第1項第1号 | 特定機能病院における医師の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 448 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条の2第1項第2号 | 特定機能病院における歯科医師の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 449 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条の2第1項第3号 | 特定機能病院における薬剤師の人員配置標準 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|----------------------------------|----------------|--------------|----------------------------------|------------|
| 別表2 | 450 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条の2第1項第4号 | 特定機能病院における看護師及び准看護師の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 451 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条の2第1項第5号 | 特定機能病院における管理栄養士の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 452 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条の2第1項第6号 | 特定機能病院における診療放射線技師、事務員の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 別表2 | 453 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の8第1項第1号 | 病院等における責任者（医師又は臨床検査技師）の選任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 454 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の8第1項第3号 | 病院等における精度管理を職務とする者（医師、臨床検査技師）の選任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 455 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第4号 | 保健師学校養成所における教員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 456 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第2条第10号 | 保健師学校養成所における事務職員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 457 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第3条第4号 | 助産師学校養成所における教員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 458 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第3条第10号 | 助産師学校養成所における事務職員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 459 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第1項第4号 | 看護師学校養成所における教員（看護師）の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 460 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第1項第10号 | 看護師学校養成所における事務職員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 461 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第2項第4号 | 看護師学校養成所における教員（看護師）の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 462 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第2項第10号 | 看護師学校養成所における事務職員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 463 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第3項第4号 | 看護師学校養成所における教員（看護師）の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 464 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第3項第10号 | 看護師学校養成所における事務職員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 465 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第5条第4号 | 准看護師学校養成所における教員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 466 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第5条第10号 | 准看護師学校養成所における事務職員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 467 | 臨床検査技師等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第12条第1項第9号 | 衛生検査所における管理者（医師又は臨床検査技師）の選任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 468 | 臨床検査技師等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第12条第1項第11号 | 衛生検査所における精度管理責任者（医師又は臨床検査技師）の選任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 469 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第2条第1号 | 職業訓練施設における責任者の専任 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|------------|--|------------|
| 別表2 | 470 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第47条第1項第1号 | 指定介護予防訪問入浴介護事業所における介護予防訪問入浴介護従業者（看護職員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 471 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第47条第1項第2号 | 指定介護予防訪問入浴介護事業所における介護予防訪問入浴介護従業者（介護職員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 472 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第48条第1項 | 指定介護予防訪問入浴介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 473 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第1項第1号 | 指定介護予防訪問看護ステーションにおける看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 474 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第1項第2号 | 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 475 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第64条第1項 | 指定介護予防訪問看護ステーションにおける管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 476 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第79条第1項第2号 | 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 477 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第88条第1項第1号 | 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所における医師又は歯科医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 478 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第88条第1項第1号 | 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所における薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-------------|--|------------|
| 別表2 | 479 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第88条第1項第2号 | 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所における薬剤師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 480 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第117条第1項第1号 | 指定介護予防通所リハビリテーション事業所における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 481 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第117条第1項第2号 | 指定介護予防通所リハビリテーション事業所における理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 482 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第1項第1号 | 指定介護予防短期入所生活介護事業所における介護予防短期入所生活介護従業者（医師）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 483 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第1項第2号 | 指定介護予防短期入所生活介護事業所における介護予防短期入所生活介護従業者（生活相談員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 484 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第1項第3号 | 指定介護予防短期入所生活介護事業所における介護予防短期入所生活介護従業者（介護職員又は看護職員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 485 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第1項第4号 | 指定介護予防短期入所生活介護事業所における介護予防短期入所生活介護従業者（栄養士）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 486 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第1項第5号 | 指定介護予防短期入所生活介護事業所における介護予防短期入所生活介護従業者（機能訓練指導員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 487 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第2項 | 特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行う指定介護予防短期入所生活介護事業における介護予防短期入所生活介護従業者（医師）の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|----------|--|------------|
| 別表2 | 488 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第2項 | 特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行う指定介護予防短期入所生活介護事業における介護予防短期入所生活介護従業者（生活相談員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 489 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第2項 | 特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行う指定介護予防短期入所生活介護事業における介護予防短期入所生活介護従業者（介護職員又は看護職員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 490 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第2項 | 特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行う指定介護予防短期入所生活介護事業における介護予防短期入所生活介護従業者（栄養士）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 491 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第2項 | 特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行う指定介護予防短期入所生活介護事業における介護予防短期入所生活介護従業者（機能訓練指導員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 492 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第2項 | 特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行う指定介護予防短期入所生活介護事業における介護予防短期入所生活介護従業者（調理員等）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 493 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第4項 | 指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおける介護予防短期入所生活介護従業者（医師）の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-----------------|--|------------|
| 別表2 | 494 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第4項 | 指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおける介護予防短期入所生活介護従業者（生活相談員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 495 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第4項 | 指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおける介護予防短期入所生活介護従業者（介護職員又は看護職員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 496 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第4項 | 指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおける介護予防短期入所生活介護従業者（栄養士）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 497 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第4項 | 指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおける介護予防短期入所生活介護従業者（機能訓練指導員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 498 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第129条第4項 | 指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおける介護予防短期入所生活介護従業者（調理員等）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 499 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第130条第1項 | 指定介護予防短期入所生活介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 500 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第231条第1項 第1号 | 指定介護予防サービス等の事業における生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 501 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第231条第1項 第2号 | 指定介護予防サービス等の事業における看護職員又は介護職員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-------------|---------------------------------|------------|
| 別表2 | 502 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第231条第1項第3号 | 指定介護予防サービス等の事業における機能訓練指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 503 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第231条第1項第4号 | 指定介護予防サービス等の事業における計画作成担当者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 504 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第231条第2項第1号 | 指定介護予防サービス等の事業における生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 505 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第231条第2項第2号 | 指定介護予防サービス等の事業における看護職員又は介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 506 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第231条第2項第3号 | 指定介護予防サービス等の事業における機能訓練指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 507 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第231条第2項第4号 | 指定介護予防サービス等の事業における計画作成担当者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 508 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第232条第1項 | 指定介護予防サービス等の事業における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 509 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第266条第1項 | 指定介護予防サービス等の事業における福祉用具専門相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 510 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第267条第1項 | 指定介護予防サービス等の事業における管理者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-------------|--|------------|
| 別表2 | 511 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第282条第1項 | 指定介護予防サービス等の事業における福祉用具専門相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 512 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第283条第1項 | 指定介護予防サービス等の事業における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 513 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条の4第1項第1号 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者（オペレーター）の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 514 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条の4第1項第2号 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者（定期巡回サービスを行う訪問介護員等）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 515 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条の4第1項第3号 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者（随時訪問サービスを行う訪問介護員等）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 516 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条の4第1項第4号 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者（訪問看護サービスを行う看護師等）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 517 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条の4第3項 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所におけるオペレーター（看護師、介護福祉士等）の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 518 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条の4第9項 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における常勤看護師等（保健師又は看護師）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 519 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条の4第11項 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における計画作成責任者（看護師、介護福祉士等）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 520 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条の5第1項 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------------------|-------|------------|--|------------|
| 別表2 | 521 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第6条第1項第1号 | 指定夜間対応型訪問介護事業所における夜間対応型訪問介護従業者（オペレーションセンター従業者）の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 522 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第6条第1項第2号 | 指定夜間対応型訪問介護事業所における夜間対応型訪問介護従業者（定期巡回サービスを行う訪問介護員等）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 523 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第6条第1項第3号 | 指定夜間対応型訪問介護事業所における夜間対応型訪問介護従業者（随時訪問サービスを行う訪問介護員等）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 524 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第7条第1項 | 指定夜間対応型訪問介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 525 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第20条第1項第1号 | 指定地域密着型通所介護事業所における地域密着型通所介護従業者（生活相談員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 526 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第20条第1項第2号 | 指定地域密着型通所介護事業所における地域密着型通所介護従業者（看護職員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 527 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第20条第1項第3号 | 指定地域密着型通所介護事業所における地域密着型通所介護従業者（介護職員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 528 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第20条第1項第4号 | 指定地域密着型通所介護事業所における地域密着型通所介護従業者（機能訓練指導員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 529 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第20条第3項 | 指定地域密着型通所介護事業所における介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 530 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 指定地域密着型通所介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 531 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第40条第1項 | 指定療養通所介護事業所における療養通所介護従業者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 532 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第40条第2項 | 指定療養通所介護事業所における療養通所介護従業者（看護師）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 533 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第40条の2第1項 | 指定療養通所介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 534 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第42条第1項第1号 | 単独型指定認知症対応型通所介護事業所における生活相談員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------------------|-------|-------------|--|------------|
| 別表2 | 535 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第42条第1項第2号 | 単独型指定認知症対応型通所介護事業所における看護職員又は介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 536 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第42条第1項第3号 | 単独型指定認知症対応型通所介護事業所における機能訓練指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 537 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第42条第2項 | 単独型指定認知症対応型通所介護事業所における看護職員又は介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 538 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第43条第1項 | 単独型指定認知症対応型通所介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 539 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第1項 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護従業者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 540 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第4項 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 541 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第63条第10項 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 542 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第64条第1項 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 543 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第90条第1項 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所における介護従業者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 544 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第90条第5項 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 545 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第90条第7項 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者（介護支援専門員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 546 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第91条第1項 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 547 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第110条第1項第1号 | 指定地域密着型サービスの事業における生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 548 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第110条第1項第2号 | 指定地域密着型サービスの事業における看護職員又は介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 549 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第110条第1項第3号 | 指定地域密着型サービスの事業における機能訓練指導員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------------------|-------|-------------|---|------------|
| 別表2 | 550 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第110条第1項第4号 | 指定地域密着型サービスの事業における計画作成担当者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 551 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第111条第1項 | 指定地域密着型サービスの事業における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 552 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第131条第1項第1号 | 指定地域密着型サービスの事業における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 553 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第131条第1項第2号 | 指定地域密着型サービスの事業における生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 554 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第131条第1項第3号 | 指定地域密着型サービスの事業における介護職員又は看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 555 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第131条第1項第4号 | 指定地域密着型サービスの事業における栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 556 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第131条第1項第5号 | 指定地域密着型サービスの事業における機能訓練指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 557 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第131条第1項第6号 | 指定地域密着型サービスの事業における介護支援専門員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 558 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第146条第1項 | 指定地域密着型サービスの事業における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 559 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第171条第1項 | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における看護小規模多機能型居宅介護従業者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 560 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第171条第3項 | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における看護小規模多機能型居宅介護従業者（保健師又は看護師）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 561 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第171条第4項 | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における看護小規模多機能型居宅介護従業者（看護職員）の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 562 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第171条第5項 | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 563 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第171条第11項 | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 564 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第172条第1項 | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------|-------|-----------|--|------------|
| 別表2 | 565 | 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第1号 | 指定介護老人福祉施設における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 566 | 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第2号 | 指定介護老人福祉施設における生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 567 | 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第3号 | 指定介護老人福祉施設における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 568 | 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第4号 | 指定介護老人福祉施設における栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 569 | 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第5号 | 指定介護老人福祉施設における機能訓練指導員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 570 | 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第6号 | 指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 571 | 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 指定介護老人福祉施設における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 572 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第1号 | 介護老人保健施設における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 573 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第2号 | 介護老人保健施設における薬剤師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 574 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第3号 | 介護老人保健施設における看護・介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 575 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第4号 | 介護老人保健施設における支援相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 576 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第5号 | 介護老人保健施設における理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 577 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第6号 | 介護老人保健施設における栄養士又は管理栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 578 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第7号 | 介護老人保健施設における介護支援専門員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 579 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第7項第1号 | 医療機関併設型小規模介護老人保健施設における医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 580 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第7項第2号 | 医療機関併設型小規模介護老人保健施設における支援相談員又は介護支援専門員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 581 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第23条 | 介護老人保健施設における管理者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------|-----------|---|------------|
| 別表2 | 582 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第1号 | 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）における医師及び薬剤師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 583 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第2号 | 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 584 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第3号 | 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）における介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 585 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第4号 | 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）における理学療法士及び作業療法士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 586 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第6号 | 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）における介護支援専門員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 587 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第2項第1号 | 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 588 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第2項第2号 | 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 589 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第2項第3号 | 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）における介護職員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------|-----------|---|------------|
| 別表2 | 590 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第2項第4号 | 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）における介護支援専門員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 591 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第3項第1号 | 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）における医師及び薬剤師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 592 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第3項第2号 | 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 593 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第3項第3号 | 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）における介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 594 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第3項第4号 | 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）における作業療法士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 595 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第3項第5号 | 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）における精神保健福祉士又はこれに準ずる者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 596 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第3項第7号 | 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）における介護支援専門員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 597 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第6項 | 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設における介護支援専門員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------|-----------|--|------------|
| 別表2 | 598 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第9項 | 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）における指定介護療養施設サービスを担当する医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 599 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第22条第1項 | 指定介護療養型医療施設における施設を管理する医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 600 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第22条第2項 | 指定介護療養型医療施設における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 601 | 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第1号 | 介護医療院における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 602 | 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第2号 | 介護医療院における薬剤師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 603 | 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第3号 | 介護医療院における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 604 | 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第4号 | 介護医療院における介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 605 | 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第5号 | 介護医療院における理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 606 | 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第6号 | 介護医療院における栄養士又は管理栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 607 | 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第7号 | 介護医療院における介護支援専門員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 608 | 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第1項第8号 | 介護医療院における診療放射線技師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 609 | 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第6項 | 医療機関併設型介護医療院における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 610 | 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第7項第1号 | 併設型小規模介護医療院における医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 611 | 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第7項第2号 | 併設型小規模介護医療院における介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 612 | 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第7項第3号 | 併設型小規模介護医療院における介護支援専門員の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 613 | 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第26条 | 介護医療院における管理者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------------------------------|--------------|----------------|--------------------------------------|------------|
| 別表2 | 614 | 介護保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第140条の66第1項第1号 | 地域包括支援センターにおける保健師その他これに準ずる者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 615 | 介護保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第140条の66第1項第1号 | 地域包括支援センターにおける社会福祉士その他これに準ずる者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 616 | 介護保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第140条の66第1項第1号 | 地域包括支援センターにおける主任介護支援専門員その他これに準ずる者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 617 | 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令 | 厚生労働省 | 第11条第1項 | 日常生活支援住居施設における管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 618 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第6条第1項 | 指定訪問介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 619 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第46条第1項 | 指定訪問入浴介護事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 620 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第195条第1項 | 指定福祉用具貸与事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 621 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第209条第1項 | 指定特定福祉用具販売事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 622 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条第1項 | 指定居宅介護支援事業所における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 623 | 測量法 | 国土交通省 | 第55条の13第1項 | 営業所における測量士の配置 | 常駐専任 |
| 別表2 | 624 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律 | 国土交通省 | 第56条第1項 | マンション管理の事業所における管理業務主任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 625 | 小型船造船業法 | 国土交通省 | 第10条第1項 | 小型船の製造事業所における主任技術者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 626 | 宅地建物取引業法 | 国土交通省 | 第31条の3第1項 | 宅地建物取引業者における宅地建物取引士の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 627 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 国土交通省 | 第46条第1項第3号 | 登録建築物エネルギー消費性能判定機関における管理者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 628 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第6条第1項 | 船舶における油濁防止管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 629 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第9条の4第1項 | 船舶における有害液体汚染防止管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表2 | 630 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 | 法務省 厚生労働省 | 第40条第1項 | 外国人技能実習の監理事業を行う事業所における監理責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 631 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第12条第2号 | 外国人の技能実習を行う事業所における技能実習指導員の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 632 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第12条第3号 | 外国人の技能実習を行う事業所における生活指導員の専任 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------------------------------|--------------|---------------|---------------------------------|------------|
| 別表2 | 633 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第53条第1項 | 外国人技能実習の監理事業を行う事業所における監理責任者の専任 | 常駐専任 |
| 別表2 | 634 | 不動産特定共同事業法 | 金融庁 国土交通省 | 第17条第1項 | 不動産特定共同事業者における業務管理者の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 1 | 警備員等の検定等に関する規則 | 警察庁 | 第2条第1項 | 警備業者における警備員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 2 | 警備業法 | 警察庁 | 第43条第1項 | 機械警備業者における警備員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 3 | 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令 | 警察庁 | 第4条第1項第9号 | 核燃料物質等の取扱いに関して知識及び経験を有する者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 4 | 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令 | 警察庁 | 第3条第1項第10号 | 放射性同位元素等の取扱いに関して知識及び経験を有する者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 5 | 届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則 | 警察庁 | 第3条第5号 | 届出対象病原体等の取扱いに関して知識及び経験を有する者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 6 | 特定物質の運搬の届出等に関する規則 | 警察庁 | 第3条第5号 | 特定物質の取扱いに関して知識及び経験を有する者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 7 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の37第1項第3号 | 銀行代理業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 8 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の37第1項第3号 | 法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 9 | 消防法 | 総務省 | 第13条第3項 | 危険物を取り扱う製造所等における危険物取扱者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 10 | 行政書士法 | 総務省 | 第8条第2項 | 事務所における行政書士の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 11 | 消防法施行規則 | 総務省 | 第12条第1項第8号 | 防災センター等における監視員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 12 | 弁護士法 | 法務省 | 第20条第3項 | 事務所における弁護士の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 13 | 司法書士法施行規則 | 法務省 | 第19条 | 事務所における司法書士の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 14 | 土地家屋調査士法施行規則 | 法務省 | 第18条 | 事務所における土地家屋調査士の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 15 | 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律 | 法務省 | 第46条第5項 | 事務所における外国法事務弁護士の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 16 | 税理士法 | 財務省 | 第40条第3項 | 事務所における税理士の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 17 | 有機溶剤中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第19条第2項 | 有機溶剤作業における有機溶剤作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 18 | 地域保健法施行令 | 厚生労働省 | 第5条第1項 | 保健所における地方公共団体の長が必要と認める職員の選任 | 常駐専任 |
| 新規 | 19 | 地域保健法施行令 | 厚生労働省 | 第5条第2項 | 保健所における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 20 | 特定化学物質障害予防規則 | 厚生労働省 | 第27条第1項 | 特定化学物質作業における特定化学物質作業主任者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|----------------|-------|--------------|------------------------------------|------------|
| 新規 | 21 | 鉛中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第33条第1項 | 鉛作業における鉛作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 22 | 四アルキル鉛中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第14条第1項 | 四アルキル鉛等作業における四アルキル鉛等作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 23 | 石綿障害予防規則 | 厚生労働省 | 第19条第1項 | 石綿作業における石綿作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 24 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第314条第1項 | ガス溶接作業におけるガス溶接作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 25 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第428条第1項 | はい作業におけるはい作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 26 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第450条第1項 | 船内荷役作業における船内荷役作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 27 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 厚生労働省 | 第24条第1項 | ボイラー取扱作業におけるボイラー取扱作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 28 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 厚生労働省 | 第62条第1項 | 第一種圧力容器取扱作業における第一種圧力容器取扱作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 29 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第129条第1項 | 木材加工用機械作業における木材加工用機械作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 30 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第133条第1項 | プレス機械作業におけるプレス機械作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 31 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第297条第1項 | 乾燥設備作業における乾燥設備作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 32 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第321条の3第1項 | コンクリート破砕器作業におけるコンクリート破砕器作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 33 | 酸素欠乏症等防止規則 | 厚生労働省 | 第11条第1項 | 酸素欠乏危険作業における酸素欠乏危険作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 34 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第151条の126第1項 | 林業架線作業における林業架線作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 35 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第246条第1項 | 型枠支保工の組立て等作業における型枠支保工の組立て等作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 36 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第359条第1項 | 地山の掘削作業における地山の掘削作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 37 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第374条第1項 | 土止め支保工作業における土止め支保工作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 38 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第383条の2第1項 | ずい道等の掘削等作業におけるずい道等の掘削等作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 39 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第383条の4第1項 | ずい道等の覆工作業におけるずい道等の覆工作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 40 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第403条第1項 | 採石のための掘削作業における採石のための掘削作業主任者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|----------------------|-------|-------------|--|------------|
| 新規 | 41 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第517条の4第1項 | 建築物等の鉄骨の組立て等作業における建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 42 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第517条の8第1項 | 鋼橋架設等作業における鋼橋架設等作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 43 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第517条の12第1項 | 木造建築物の組立て等作業における木造建築物の組立て等作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 44 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第517条の17第1項 | コンクリート造の工作物の解体等作業におけるコンクリート造の工作物の解体等作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 45 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第517条の22第1項 | コンクリート橋架設等作業におけるコンクリート橋架設等作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 46 | 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第1項第1号 | 養護老人ホームにおける施設長の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 47 | 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第1項第2号 | 養護老人ホームにおける医師の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 48 | 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第1項第3号 | 養護老人ホームにおける生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 49 | 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第1項第4号 | 養護老人ホームにおける支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 50 | 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第1項第5号 | 養護老人ホームにおける看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 51 | 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第1項第6号 | 養護老人ホームにおける栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 52 | 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第2項第1号 | 盲養護老人ホーム等における生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 53 | 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第2項第2号 | 盲養護老人ホーム等における支援員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 54 | 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第2項第3号 | 盲養護老人ホーム等における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 55 | 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第11項 | 養護老人ホームにおける職員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 56 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第1号 | 軽費老人ホームにおける施設長の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 57 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第2号 | 軽費老人ホームにおける生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 58 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第3号 | 軽費老人ホームにおける介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 59 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第4号 | 軽費老人ホームにおける栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 60 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第1項第5号 | 軽費老人ホームにおける事務員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 61 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第9項 | 軽費老人ホームにおける生活相談員又は介護職員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|----------------------|-------|--------------|---|------------|
| 新規 | 62 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第13項 | 軽費老人ホームにおける職員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 63 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第37条第1項第1号 | 都市型軽費老人ホームにおける施設長の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 64 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第37条第1項第2号 | 都市型軽費老人ホームにおける生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 65 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第37条第1項第3号 | 都市型軽費老人ホームにおける介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 66 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第37条第1項第4号 | 都市型軽費老人ホームにおける栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 67 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第37条第1項第5号 | 都市型軽費老人ホームにおける事務員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 68 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第37条第7項 | 都市型軽費老人ホームにおける職員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 69 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 附則第6条第1項第1号 | 軽費老人ホームA型における施設長の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 70 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 附則第6条第1項第2号 | 軽費老人ホームA型における生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 71 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 附則第6条第1項第3号 | 軽費老人ホームA型における介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 72 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 附則第6条第1項第4号 | 軽費老人ホームA型における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 73 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 附則第6条第1項第5号 | 軽費老人ホームA型における栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 74 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 附則第6条第1項第6号 | 軽費老人ホームA型における事務員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 75 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 附則第6条第1項第7号 | 軽費老人ホームA型における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 76 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 附則第6条第2項第1号 | 軽費老人ホームA型における生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 77 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 附則第6条第2項第2号 | 軽費老人ホームA型における介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 78 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 附則第6条第2項第3号 | 軽費老人ホームA型における看護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 79 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 附則第6条第11項 | 軽費老人ホームA型における職員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 80 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 附則第14条第1項第1号 | 軽費老人ホームB型における施設長の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 81 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 附則第14条第1項第2号 | 軽費老人ホームB型における管理を行う職員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 82 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 附則第14条第1項第3号 | 軽費老人ホームB型における生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 83 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 附則第14条第4項 | 軽費老人ホームB型における職員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---------------------------------|-------|----------------|--|------------|
| 新規 | 84 | 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令 | 厚生労働省 | 第1条第1項第1号 | 薬局における薬剤師の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 85 | 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令 | 厚生労働省 | 第1条第1項第3号 | 要指導医薬品又は第一類医薬品の販売等を行う薬局における薬剤師の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 86 | 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令 | 厚生労働省 | 第1条第1項第4号 | 第二类医薬品又は第三類医薬品の販売等を行う薬局における薬剤師又は登録販売者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 87 | 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令 | 厚生労働省 | 第2条第1項第1号 | 要指導医薬品又は第一類医薬品の販売等を行う店舗における薬剤師の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 88 | 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令 | 厚生労働省 | 第2条第1項第2号 | 第二类医薬品又は第三類医薬品の販売等を行う店舗における薬剤師又は登録販売者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 89 | 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令 | 厚生労働省 | 第3条第1項第1号 | 第一類医薬品を配置販売する区域における薬剤師の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 90 | 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令 | 厚生労働省 | 第3条第1項第2号 | 第二类医薬品又は第三類医薬品を配置販売する区域における登録販売者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 91 | 児童福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第36条の35第1項第1号 | 一般型一時預かり事業における保育士、その他市町村長が行う研修を修了した者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 92 | 児童福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第36条の35第1項第2号 | 幼稚園型一時預かり事業における保育士、幼稚園教諭普通免許状所有者、その他市町村長が行う研修を修了した者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 93 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第7条第1項 | 薬局における薬剤師の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 94 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第7条第2項 | 薬局における管理薬剤師の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 95 | 美容師養成施設指定規則 | 厚生労働省 | 第3条第1項第1号 | 美容師養成施設における教員の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 96 | 美容師養成施設指定規則 | 厚生労働省 | 第3条第1項第2号 | 美容師養成施設における教員の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 97 | 理容師養成施設指定規則 | 厚生労働省 | 第4条第1項第1号 | 理容師養成施設における教員の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 98 | 理容師養成施設指定規則 | 厚生労働省 | 第4条第1項第2号 | 理容師養成施設における教員の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 99 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の20の2第1項第4号 | 特定機能病院における医療提供に係る説明責任者の配置 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|----------------|--------------|---|------------|
| 新規 | 100 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第79条第2項 | 指定生活介護事業の主たる事業所及び従たる事業所における従業者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 101 | 医療法 | 厚生労働省 | 第10条第2項 | 病院等における臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 102 | 医療法 | 厚生労働省 | 第10条第3項 | 病院等における臨床研修等修了医師の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 103 | 社会保険労務士法 | 厚生労働省 | 第18条第1項 | 事務所における社会保険労務士の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 104 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条第4項 | 病院等における実地修練を行うおうとする者の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 新規 | 105 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第21条の2第1項 | 療養病床を有する診療所における医師の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 新規 | 106 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第21条の2第2項第1号 | 療養病床を有する診療所における看護師及び准看護師の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 新規 | 107 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第21条の2第2項第2号 | 療養病床を有する診療所における看護補助者の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 新規 | 108 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第21条の2第3項 | 療養病床を有する診療所における事務員その他従業者の人員配置標準 | 常駐専任 |
| 新規 | 109 | 救急救命士学校養成所指定規則 | 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第1項第12号 | 救急救命士学校養成所における事務職員の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 110 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第76条第1項第1号 | 指定訪問リハビリテーション事業所における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 111 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第79条第1項第1号 | 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における医師の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 112 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第1項第5号 | 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）における栄養士又は管理栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 113 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第2条第3項第6号 | 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）における栄養士又は管理栄養士の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 114 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第101条第1項第1号 | 指定医薬品の販売等を行う店舗における薬剤師の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--------------------|-------|-----------------|-----------------------------------|------------|
| 新規 | 115 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第101条第1項 第2号 | 指定医薬品以外の販売等を行う店舗における薬剤師又は登録販売者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 116 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第107条第1項 第1号 | 医薬品の常駐販売を行う時間内における薬剤師又は登録販売者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 117 | 家畜取引法 | 農林水産省 | 第13条第1項 | 家畜市場における獣医師の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 118 | 養鶏振興法 | 農林水産省 | 第7条第1項第2 号 | ふ化場における経験を有する従事者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 119 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1項 | ガス小売事業者におけるガス主任技術者の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 120 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第94条第1項 | 一般ガス導管事業者におけるガス主任技術者の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 121 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第150条第1項 | ガス製造事業者におけるガス主任技術者の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 122 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第168条第1項 | 準用事業者におけるガス主任技術者の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 123 | 火薬類取締法 | 経済産業省 | 第30条第1項 | 製造業者における火薬類製造保安責任者の選任 | 常駐専任 |
| 新規 | 124 | 火薬類取締法 | 経済産業省 | 第30条第1項 | 製造業者における火薬類製造副保安責任者の選任 | 常駐専任 |
| 新規 | 125 | 火薬類取締法 | 経済産業省 | 第30条第2項 | 火薬庫の所有者等における火薬類取扱保安責任者の選任 | 常駐専任 |
| 新規 | 126 | 火薬類取締法 | 経済産業省 | 第30条第2項 | 火薬庫の所有者等における火薬類取扱副保安責任者の選任 | 常駐専任 |
| 新規 | 127 | 電気設備に関する技術基準を定める省令 | 経済産業省 | 第46条第1項 | 発電所における知識及び技能を有する者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 128 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第27条の2第1 項 | 事業所における高圧ガス製造保安統括者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 129 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第27条の2第3 項 | 事業所における高圧ガス製造保安技術管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 130 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第27条の2第4 項 | 事業所における高圧ガス製造保安係員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 131 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第27条の3第1 項 | 事業所における高圧ガス製造保安主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 132 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第27条の3第2 項 | 事業所における高圧ガス製造保安企画推進員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 133 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第27条の4第1 項 | 事業所における冷凍保安責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 134 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第28条第1項 | 販売所における高圧ガス販売主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 135 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第28条第2項 | 事業所における特定高圧ガス取扱主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 136 | 液化石油ガス保安規則 | 経済産業省 | 第71条 | 事業所における特定高圧ガス取扱主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 137 | 一般高圧ガス保安規則 | 経済産業省 | 第73条 | 事業所における特定高圧ガス取扱主任者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」（法令約10,000条項）

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------------------------------|-----------------------|--------------|--|------------|
| 新規 | 138 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第52条第1項 | 容器検査所における検査主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 139 | 奄美群島振興開発特別措置法 | 国土交通省 | 第18条第4項 | 観光旅客滞在促進事業を実施しようとする者の営業所における奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 140 | 小笠原諸島振興開発特別措置法 | 国土交通省 | 第18条第4項 | 観光旅客滞在促進事業を実施しようとする者の営業所における小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 141 | 河川法 | 国土交通省 | 第50条第1項 | ダムの設置に係る管理主任技術者の選任 | 常駐専任 |
| 新規 | 142 | 登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令 | 国土交通省 | 第7条第3号 | 登録水先人養成施設における登録水先人養成施設管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 143 | 登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令 | 国土交通省 | 第7条第3号 | 登録水先人養成施設における講師の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 144 | 測量法 | 国土交通省 | 第51条の4第1項第3号 | 測量専門の養成施設における教員の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 145 | 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第12条第4項 | 観光圏内限定旅行者代理業を実施しようとする者の営業所における観光圏内限定旅行業務取扱管理者の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 146 | 建築基準法施行令 | 国土交通省 | 第20条の2第2号 | 中央管理室における監視員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 147 | 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 | 環境省 | 第3条第1項第4号 | 第一種動物取扱業の事務所における動物取扱責任者の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 148 | 住宅宿泊事業法 | 厚生労働省 国土交通省 | 第11条第1項第2号 | 届出住宅における住宅宿泊事業者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 149 | 住宅宿泊事業法施行規則 | 厚生労働省 国土交通省 | 第9条第3項 | 届出住宅における住宅宿泊事業者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 150 | 石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令 | 総務省 経済産業省 国土交通省 | 第4条第1項 | 石油パイプライン事業における保安技術者の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 151 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 | 経済産業省 環境省 | 第8条第1項 | 特定工場における公害防止主任管理者の専任 | 常駐専任 |
| 新規 | 152 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第143条第1項第3号 | 信用金庫代理業務に係る法令等の順守を確保する業務に係る責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 153 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第143条第1項第3号 | 法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 154 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 | 第125条第1項第3号 | 労働金庫代理業務に係る法令等の順守を確保する業務に係る責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 155 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 | 第125条第1項第3号 | 法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|-------------|-------------------------------------|------------|
| 新規 | 156 | 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第83条第1項第3号 | 信用協同組合代理業務に係る法令等の順守を確保する業務に係る責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 157 | 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第83条第1項第3号 | 法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 158 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第255条第1項第1号 | 指定介護予防サービス等の事業における生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 159 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第255条第1項第2号 | 指定介護予防サービス等の事業における介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 160 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第255条第1項第3号 | 指定介護予防サービス等の事業における計画作成担当者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 161 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第255条第2項第1号 | 指定介護予防サービス等の事業における生活相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 162 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第255条第2項第2号 | 指定介護予防サービス等の事業における介護職員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 163 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第255条第2項第3号 | 指定介護予防サービス等の事業における計画作成担当者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 164 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第256条 | 指定介護予防サービス等の事業における管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 165 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第205条の2第1項 | 指定居宅サービス等の事業における福祉用具専門相談員の常駐 | 常駐専任 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」（法令約10,000条項）

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|------------------------------|--------------------------------|------------|
| 新規 | 166 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第279条第1項 | 指定介護予防サービス等の事業における福祉用具専門相談員の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 167 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第565条第1項 | 足場の組立て等作業における足場の組立て等作業主任者の常駐 | 常駐専任 |
| 新規 | 168 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 | 国土交通省 | 第8条第1項 | 国際航海日本船舶における船舶保安管理者の常駐 | 常駐専任 |
| 別表1 | 1 | 銃砲刀剣類所持等取締法 | 警察庁 | 第5条の3第1項 | 狩猟、有害鳥獣駆除等を所持する者に対する講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 2 | 銃砲刀剣類所持等取締法 | 警察庁 | 第9条の14第5項 | 空気銃の所持に関する講習会 | 対面講習 |
| 別表1 | 3 | 道路交通法 | 警察庁 | 第90条の2第1項 | 大型免許等を受けようとする者に対する講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 4 | 道路交通法 | 警察庁 | 第99条の4第1項 | 指定自動車教習所職員講習（技能検定員） | 対面講習 |
| 別表1 | 5 | 道路交通法 | 警察庁 | 第99条の4第1項 | 指定自動車教習所職員講習（教習指導員） | 対面講習 |
| 別表1 | 6 | 道路交通法 | 警察庁 | 第101条の3第1項 | 免許証の更新時講習（優良） | 対面講習 |
| 別表1 | 7 | 道路交通法 | 警察庁 | 第101条の3第1項 | 免許証の更新時講習（一般・違反・初回） | 対面講習 |
| 別表1 | 8 | 道路交通法 | 警察庁 | 第108条の2第1項第1号 | 安全運転管理者に対する講習等 | 対面講習 |
| 別表1 | 9 | 道路交通法 | 警察庁 | 第108条の2第1項第2号、第10号、第12号、第13号 | 取消処分者講習・初心運転者講習・高齢者講習・違反者講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 10 | 道路交通法 | 警察庁 | 第108条の2第1項第3号 | 停止処分者講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 11 | 警備業法 | 警察庁 | 第22条第2項第1号、第22条第8項 | 警備員指導教育責任者に対する講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 12 | 警備業法 | 警察庁 | 第23条第3項 | 警備員又は警備員になろうとする者の講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 13 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 | 警察庁 | 第14条第2項 | 責任者講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 14 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 | 警察庁 | 第24条第6項、第7項 | 管理者講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 15 | 指定講習機関に関する規則 | 警察庁 | 第7条第5号 | 新任運転習熟指導員研修 | 対面講習 |
| 別表1 | 16 | 貸金業法 | 金融庁 | 第24条の25第2項 | 貸金業務取扱主任者登録講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 17 | 公認会計士法 | 金融庁 | 第28条 | 継続的専門研修（CPE） | 対面講習 |
| 別表1 | 18 | 電気通信事業法 | 総務省 | 第49条第4項 | 電気通信主任技術者講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 19 | 電波法 | 総務省 | 第39条第7項 | 主任無線従事者講習 | 対面講習 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------------|-------|---------------------|--|------------|
| 別表1 | 20 | 消防法 | 総務省 | 第13条の23第1項 | 危険物の取扱作業の保安に係る講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 21 | 消防法 | 総務省 | 第17条の10 | 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習(消防設備士講習) | 対面講習 |
| 別表1 | 22 | 消防法施行令 | 総務省 | 第3条第1項第1号イ | 甲種防火管理講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 23 | 消防法施行令 | 総務省 | 第3条第1項第2号イ | 乙種防火管理講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 24 | 消防法施行令 | 総務省 | 第47条第1項第1号 | 防災管理に関する講習(防災管理講習) | 対面講習 |
| 別表1 | 25 | 消防法施行規則 | 総務省 | 第4条の2の4第4項 | 防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習(防火対象物点検資格者講習) | 対面講習 |
| 別表1 | 26 | 消防法施行令 | 総務省 | 第4条の2の8第3項第1号 | 自衛消防組織の業務に関する講習(自衛消防業務講習) | 対面講習 |
| 別表1 | 27 | 消防法施行規則 | 総務省 | 第31条の6第7項 | 消防設備点検資格者講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 28 | 消防法施行規則 | 総務省 | 第51条の12第3項 | 防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習(防災管理点検資格者講習) | 対面講習 |
| 別表1 | 29 | 救急救命士法 | 厚生労働省 | 第34条第1項第4号 | 救急救命士の受験資格に係る講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 30 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第19条第1項第2号 | 社会福祉主事資格取得講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 31 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第162条第1項 | 高度管理医療機器等営業所管理者(販売業・貸与業)講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 32 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第69条の7第2項、第69条の8第2項 | 介護支援専門員更新研修 | 対面講習 |
| 別表1 | 33 | 雇用保険法 | 厚生労働省 | 第63条第1項第3号 | 職業講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 34 | 作業環境測定法 | 厚生労働省 | 第5条第1項 | 作業環境測定士資格取得講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 35 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第13条第3項第1号、第7号 | 児童福祉司講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 36 | 障害者の雇用の促進等に関する法律 | 厚生労働省 | 第24条第2項 | 障害者職業カウンセラー資格取得講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 37 | 障害者の雇用の促進等に関する法律 | 厚生労働省 | 第79条第1項 | 障害者職業生活相談員資格認定講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 38 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 | 厚生労働省 | 第12条第5項第4号 | 食鳥処理衛生管理者認定講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 39 | 労働安全衛生法 | 厚生労働省 | 第19条の2第1項 | 安全管理者等講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 40 | 労働安全衛生法 | 厚生労働省 | 第99条の2第1項 | 労働災害防止業務従事者講習 | 対面講習 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|----------------------|--------------------------------------|------------|
| 別表1 | 41 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第188条第1項第1号イ、第1項第2号イ | 基礎講習（医療機器修理責任技術者） | 対面講習 |
| 別表1 | 42 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第29条の2第1号 | 派遣元責任者講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 43 | 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第13条第3項第4号 | 職業紹介責任者講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 44 | 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第20条第2項第1号リ | 雇用管理責任者講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 45 | 職業安定法施行規則 | 厚生労働省 | 第24条の6第2項1号 | 職業紹介責任者講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 46 | 港湾労働法施行規則 | 厚生労働省 | 第11条第2項第1号ヌ | 港湾労働者派遣事業派遣元責任者講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 47 | 介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成26年7月4日老発0704第2号 厚生労働省老健局長通知） | 厚生労働省 | 4（3）1 | 主任介護支援専門員更新研修 | 対面講習 |
| 別表1 | 48 | 食品衛生法施行規則 | 厚生労働省 | 別表第17第1号ハ（1） | 食品衛生責任者実務講習会 | 対面講習 |
| 別表1 | 49 | と畜場法 | 厚生労働省 | 第7条第5項第3号 | 衛生管理責任者講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 50 | 家畜商法 | 農林水産省 | 第4条の2第1項 | 家畜商になろうとする者の講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 51 | 家畜改良増殖法 | 農林水産省 | 第16条第2項 | 家畜人工授精師の免許取得講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 52 | 林業種苗法 | 農林水産省 | 第11条第1項 | 種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させることを目的として行う講習会 | 対面講習 |
| 別表1 | 53 | 土地改良専門技術者育成対策の実施について（昭和59年11月1日 59構改C第690号） | 農林水産省 | 第3 土地改良専門技術者の育成講習 | 土地改良専門技術者講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 54 | 植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日 43農政B第 699号） | 農林水産省 | 第1 定義 | 植物検疫くん蒸作業主任者専門講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 55 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第9条第1項第1号 | エネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 56 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第27条の2第7項 | 高圧ガスによる災害の防止に関する講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 57 | 電気工事士法 | 経済産業省 | 第4条の3第1項 | 第一種電気工事士定期講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 58 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第19条第3項 | 液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 59 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第37条の5第4項 | 充てん作業講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 60 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第38条の4第2項第2号 | 液化石油ガス設備士講習 | 対面講習 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|----------------------------------|-------|----------------------|---|------------|
| 別表1 | 61 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第38条の9第1項 | 液化石油ガス設備工事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 62 | 情報処理の促進に関する法律 | 経済産業省 | 第26条第1項 | サイバーセキュリティに関する講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 63 | 弁理士法 | 経済産業省 | 第31条の2 | 継続研修(弁理士) | 対面講習 |
| 別表1 | 64 | 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律 | 経済産業省 | 第4条第1項第1号 | ガス消費機器設置工事監督者(再講習) | 対面講習 |
| 別表1 | 65 | 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則 | 経済産業省 | 第1条第2号 ロ、第10条第1号イ | 理論政策更新研修(中小企業診断士) | 対面講習 |
| 別表1 | 66 | 屋外広告物法 | 国土交通省 | 第10条第2項第3号 | 屋外広告物講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 67 | 建築士法 | 国土交通省 | 第22条の2 | 定期講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 68 | 通訳案内士法 | 国土交通省 | 第30条 | 通訳案内研修 | 対面講習 |
| 別表1 | 69 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律 | 国土交通省 | 第41条第1項 | マンション管理士法定講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 70 | 旅行業法 | 国土交通省 | 第11条の2第7項 | 旅行業務取扱管理者定期研修 | 対面講習 |
| 別表1 | 71 | 建設業法 | 国土交通省 | 第26条第5項 | 監理技術者講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 72 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 | 国土交通省 | 第8条第2項 | 船舶の保安の確保に関する講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 73 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律 | 国土交通省 | 第13条 | 評価員講習(住宅性能評価) | 対面講習 |
| 別表1 | 74 | 浄化槽法 | 国土交通省 | 第42条第1項第2号 | 浄化槽工事に関して必要な知識及び技能に関する講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 75 | 水先法 | 国土交通省 | 第10条第3項 | 水先免許更新講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 76 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 国土交通省 | 第4条第2項 | 海技免許講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 77 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 国土交通省 | 第23条の2第2項 | 小型旅客安全講習課程(小型船舶操縦士) | 対面講習 |
| 別表1 | 78 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第69条第1号 | 登録実務講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 79 | 道路運送車両法施行規則 | 国土交通省 | 第31条の4第1号 | 整備管理者選任前研修(自動車) | 対面講習 |
| 別表1 | 80 | 旅客自動車運送事業運輸規則 貨物自動車運送事業輸送安全規則 | 国土交通省 | 第46条第1号 第3条の4第1号 | 整備管理者選任後研修(自動車) | 対面講習 |
| 別表1 | 81 | 道路運送車両法施行規則 | 国土交通省 | 第62条の2の2 第1項第8号 | 整備主任者研修 | 対面講習 |
| 別表1 | 82 | 指定自動車整備事業規則 | 国土交通省 | 第14条 | 自動車検査員の研修 | 対面講習 |
| 別表1 | 83 | 旅客自動車運送事業運輸規則 | 国土交通省 | 第48条の4 | 運行管理者の講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 84 | 航空法施行規則 | 国土交通省 | 第162条の7第6号、第162条の10 | 操縦技能審査初任講習(航空機)・操縦技能審査員定期講習(航空機) | 対面講習 |
| 別表1 | 85 | 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令 | 環境省 | 第7条 | 技術管理者更新講習(土壌汚染) | 対面講習 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」（法令約10,000条項）

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|--------------|---|---|------------|
| 別表1 | 86 | 環境カウンセラー登録制度実施 規程（平成8年環境庁告示第54 号） | 環境省 | 第10条第4項 | 環境カウンセラー研修 | 対面講習 |
| 別表1 | 87 | 放射性同位元素等の規制に関する 法律 | 原子力規制委 員会 | 第35条第2項、 第3項、第4項 | 第一種放射線取扱主任者講 習・第二種放射線取扱主任者 講習・第三種放射線取扱主任 者講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 88 | 放射性同位元素等の規制に関する 法律 | 原子力規制委 員会 | 第36条の2第1 項 | 放射線取扱主任者定期講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 89 | 駐留軍関係離職者等臨時措置法 | 防衛省 | 第10条第3項 | 職業訓練講習（駐留軍関係離 職者） | 対面講習 |
| 別表1 | 90 | 外国人の技能実習の適正な実施 及び技能実習生の保護に関する 法律施行規則 | 厚生労働省 法務省 | 第13条 | 技能実習責任者講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 91 | 外国人の技能実習の適正な実施 及び技能実習生の保護に関する 法律施行規則 | 厚生労働省 法務省 | 第30条第2項第 1号、第30条第 5項第1号、第 53条第2項 | 監理責任者等講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 1 | 道路交通法 | 警察庁 | 第108条の2第1 項第15号 | 自転車運転者に対する講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 2 | 社会教育法 | 文部科学省 | 第9条の5 | 社会教育主事の講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 3 | 図書館法 | 文部科学省 | 第6条第1項 | 司書及び司書補の講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 4 | 学校図書館法 | 文部科学省 | 第5条第2項 | 司書教諭の講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 5 | クリーニング業法 | 厚生労働省 | 第8条の2第1 項、第2項 | クリーニング師の研修 | 対面講習 |
| 別表2 | 6 | クリーニング業法 | 厚生労働省 | 第8条の3第1項 | クリーニング業務従事者に対 する講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 7 | 食品衛生法 | 厚生労働省 | 第48条第6項第 4号 | 食品衛生管理者講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 8 | 美容師法 | 厚生労働省 | 第12条の3第2 項 | 管理美容師講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 9 | 理容師法 | 厚生労働省 | 第11条の4第2 項 | 管理理容師講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 10 | 建築物における衛生的環境の確 保に関する法律 | 厚生労働省 | 第7条第1項第1 号 | 建築物環境衛生管理技術者資 格取得講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 11 | 職業能力開発促進法施行規則 | 厚生労働省 | 第48条の17 | キャリアコンサルタント更新 講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 12 | 精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律施行令 | 厚生労働省 | 第12条第3号 | 精神保健福祉相談員講習会 | 対面講習 |
| 別表2 | 13 | 母体保護法 | 厚生労働省 | 第15条第2項 | 受胎調節の実地指導講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 14 | 労働安全衛生法 | 厚生労働省 | 第14条第1項 | 作業主任者講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 15 | 労働安全衛生法 | 厚生労働省 | 第61条第1項 | 技能講習（クレーンの運転 等） | 対面講習 |
| 別表2 | 16 | 指定障害児相談支援の提供に当 たる者として厚生労働大臣が定 めるもの | 厚生労働省 | 第2号 | 相談支援従事者現任研修 | 対面講習 |
| 別表2 | 17 | 建築物における衛生的環境の確 保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第25条第2号 イ、ロ | 清掃作業監督者講習・清掃作 業監督者再講習 | 対面講習 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------|------------------------|----------------------------|------------|
| 別表2 | 18 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第25条第3号 | 清掃作業従事者研修 | 対面講習 |
| 別表2 | 19 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第26条第2号イ、ロ | 空気環境測定実施者講習・空気環境測定実施者再講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 20 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第26条の3第2号イ、ロ | ダクト清掃作業監督者講習・ダクト清掃作業監督者再講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 21 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第26条の3第3号 | ダクト清掃作業従事者研修 | 対面講習 |
| 別表2 | 22 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第28条第4号イ、ロ | 貯水槽清掃作業監督者講習・貯水槽清掃作業監督者再講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 23 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第28条の3第4号イ、ロ | 排水管清掃作業監督者講習・排水管清掃作業監督者再講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 24 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第28条の3第5号 | 排水管清掃作業従事者研修 | 対面講習 |
| 別表2 | 25 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第28条第5号 | 貯水槽清掃作業従事者研修 | 対面講習 |
| 別表2 | 26 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第29条第3号イ、ロ | 防除作業監督者講習・防除作業監督者再講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 27 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第29条第4号 | 防除作業従事者研修 | 対面講習 |
| 別表2 | 28 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第30条第2号イ、ロ | 統括管理者講習・統括管理者再講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 29 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第30条第5号イ、ロ | 空調給排水管理監督者講習・空調給排水管理監督者再講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 30 | 登録販売者に対する研修の実施について(薬食総発0326第1号平成24年3月26日) | 厚生労働省 | 2. 外部研修の受講対象者、時間数等について | 登録販売者の資質向上のための外部研修 | 対面講習 |
| 別表2 | 31 | 健康サポート薬局に関する基準 | 厚生労働省 | 3. 常駐する薬剤師の資質(基準告示3関係) | 健康サポート薬局に係る研修 | 対面講習 |
| 別表2 | 32 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 厚生労働省 | 第97条第3号イ(3) | 二級ボイラー技士免許 | 対面講習 |
| 別表2 | 33 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第12条の2第1項第1号 | 調査及び点検に関する講習(建築物調査員) | 対面講習 |
| 別表2 | 34 | 建築士法 | 国土交通省 | 第10条の3第1項、第2項 | 構造一級建築士及び設備一級建築士の講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 35 | タクシー業務適正化特別措置法 | 国土交通省 | 第18条の2第1項 | 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 36 | 宅地建物取引業法 | 国土交通省 | 第16条第3項 | 登録講習(宅地建物取引士) | 対面講習 |
| 別表2 | 37 | 宅地建物取引業法 | 国土交通省 | 第22条の2第2項 | 法定講習(宅地建物取引士) | 対面講習 |
| 別表2 | 38 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 国土交通省 | 第7条の2第3項第3号 | 海技免状更新講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 39 | 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第12条第4項第2号 | 観光圏内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修 | 対面講習 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------|--|--|------------|
| 別表2 | 40 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第77条の7第4 項第2号 | 危険物等取扱責任者（タン カー）講習 | 対面講習 |
| 別表2 | 41 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第10号表（第 77条の6、第77 条の6の22—第 77条の6の24、 第77の7関係） | 危険物等取扱責任者（低引火 点燃料船） | 対面講習 |
| 別表2 | 42 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第15号表（第 77条の11、第 77条の11の2— 第77条の11の 4、第77条の12 関係） | 特定海域運航責任者 | 対面講習 |
| 別表2 | 43 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第77条の14第2 項 | 旅客船に乗り組む船員の教育 訓練 | 対面講習 |
| 別表2 | 44 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 施行規則 | 国土交通省 | 第65条の2第1 号ハ | 承認を受けてなろうとする船 舶職員が有すべき海事法令に 関する知識の不足を補うため の講習（国内海事法令講習） | 対面講習 |
| 別表2 | 45 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律 | 環境省 | 第51条第4項 | 狩猟免許の更新講習 | 対面講習 |
| 新規 | 1 | 警備業法 | 警察庁 | 第42条第2項第 1号 | 機械警備業務管理者に対する 講習 | 対面講習 |
| 新規 | 2 | 道路交通法 | 警察庁 | 第97条の2第1 項第3号、第5 号 | 運転免許試験免除のための講 習 | 対面講習 |
| 新規 | 3 | 道路交通法 | 警察庁 | 第108条の2第2 項 | 車両の運転者に対する講習 | 対面講習 |
| 新規 | 4 | 道路交通法 | 警察庁 | 第51条の13 | 駐車監視員資格者講習 | 対面講習 |
| 新規 | 5 | 確認事務の委託の手続等に関す る規則 | 警察庁 | 第8条 | 駐車監視員資格者講習 | 対面講習 |
| 新規 | 6 | 地域交通安全活動推進委員及び 地域交通安全活動推進委員協議 会に関する規則 | 警察庁 | 第8条 | 推進委員講習 | 対面講習 |
| 新規 | 7 | 貸金業法施行規則 | 金融庁 | 第26条の63 | 貸金業務取扱主任者登録講習 | 対面講習 |
| 新規 | 8 | 貸金業法施行規則 | 金融庁 | 第26条の65 | 貸金業務取扱主任者登録講習 | 対面講習 |
| 新規 | 9 | 公認会計士法第二十八条に規定 する研修に関する内閣府令 | 金融庁 | 第1条第1項 | 継続的専門研修（CPE） | 対面講習 |
| 新規 | 10 | 公認会計士法 | 金融庁 | 第3条 | 公認会計士の資格要件の1つ として実務補習の修了を求め るもの | 対面講習 |
| 新規 | 11 | 実務補習規則 | 金融庁 | 第3条 | 実務補習の方法等を定めるも の | 対面講習 |
| 新規 | 12 | 実務補習規則 | 金融庁 | 第4条 | 実務補習団体の認定の基準を 定めるもの | 対面講習 |
| 新規 | 13 | 実務補習規則 | 金融庁 | 第7条第2項、 第3項、第7項 | 実務補習に係る修了の証明書 等について定めるもの | 対面講習 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|--|--------------------------|------------|
| 新規 | 14 | 著作権法施行規則 | 文部科学省 | 第1条の4第4号、第5号 第2条第1項、第2項 | 司書に相当する職員の講習 | 対面講習 |
| 新規 | 15 | 指定居宅介護等の提供に当た る者として厚生労働大臣が定め るもの | 厚生労働省 | 第1条第3号 | 居宅介護職員初任者研修 等 | 対面講習 |
| 新規 | 16 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 別表第9 | 計画作成者参画研修 | 対面講習 |
| 新規 | 17 | 理学療法士作業療法士専任教員 養成講習会の開催指針について (医政医発0325第6号令和3年 3月25日付) | 厚生労働省 | 第2 2 | 理学療法士作業療法士学校養 成所規則の教員 | 対面講習 |
| 新規 | 18 | 介護保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条の24 | 介護員養成研修 | 対面講習 |
| 新規 | 19 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第14条の2 | 水道技術管理者 | 対面講習 |
| 新規 | 20 | 児童福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第1条の34 | 養育里親研修 | 対面講習 |
| 新規 | 21 | 児童福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第1条の37第1 項第2号 | 専門里親希望者研修 | 対面講習 |
| 新規 | 22 | 児童福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第1条の38 | 養子縁組里親研修 | 対面講習 |
| 新規 | 23 | 児童福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第36条の46第2 項 | 養育里親更新研修 | 対面講習 |
| 新規 | 24 | 児童福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第36条の46第4 項 | 養子縁組里親更新研修 | 対面講習 |
| 新規 | 25 | 民間あっせん機関による養子縁 組のあっせんに係る児童の保護 等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第12条第1項 | 養親希望者研修 | 対面講習 |
| 新規 | 26 | 社会福祉士及び介護福祉士法 | 厚生労働省 | 附則第4条第2 項 | 喀痰吸引研修 | 対面講習 |
| 新規 | 27 | 社会福祉士介護福祉士養成施設 指定規則 社会福祉士介護福祉士学校指定 規則 社会福祉に関する科目を定める 省令 | 厚生労働省 | 第3条第1号ト (4) 第3条第1号ト (4) 第4条第1項第2 号二 | 社会福祉士実習演習担当教員 講習会 | 対面講習 |
| 新規 | 28 | 社会福祉士介護福祉士養成施設 指定規則 社会福祉士介護福祉士学校指定 規則 | 厚生労働省 | 第5条第6号 第5条第6号 | 介護教員講習会 | 対面講習 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|---|--|------------|
| 新規 | 29 | 社会福祉士介護福祉士養成施設 指定規則 社会福祉士介護福祉士学校指定 規則 社会福祉に関する科目を定める 省令 | 厚生労働省 | 第3条第1号カ 第3条第1号カ 第4条第1項第8 号 | 社会福祉士実習指導者講習会 | 対面講習 |
| 新規 | 30 | 社会福祉士介護福祉士養成施設 指定規則 社会福祉士介護福祉士学校指定 規則 | 厚生労働省 | 第5条第14号ロ | 介護福祉士実習指導者講習会 | 対面講習 |
| 新規 | 31 | 飼料の安全性の確保及び品質の 改善に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第32条第3号 | 飼料製造管理者の講習 | 対面講習 |
| 新規 | 32 | 計量法 | 経済産業省 | 第122条第2項 第2号 | 計量に関する教習 (計量士) | 対面講習 |
| 新規 | 33 | 計量法 | 経済産業省 | 第166条第1項 及び第2号 | 計量に関する教習 (計量士) | 対面講習 |
| 新規 | 34 | 指定定期検査機関、指定検定機 関、指定計量証明検査機関及び 特定計量証明認定機関の指定等 に関する省令 | 経済産業省 | 第9条第1項第4 号ト | 指定検定機関の検定に関する 講習 | 対面講習 |
| 新規 | 35 | 計量法施行規則 | 経済産業省 | 第51条第1項第 1号ロ | 環境計量講習(濃度関係) | 対面講習 |
| 新規 | 36 | 計量法施行規則 | 経済産業省 | 第51条第1項第 2号ロ | 環境計量講習(騒音・振動関 係) | 対面講習 |
| 新規 | 37 | 計量法施行規則 | 経済産業省 | 第51条第2項第 1号イ | 環境計量特別教習(濃度関 係) | 対面講習 |
| 新規 | 38 | 計量法施行規則 | 経済産業省 | 第51条第2項第 2号イ | 環境計量特別教習(騒音・振 動関係) | 対面講習 |
| 新規 | 39 | 計量法施行規則 | 経済産業省 | 第52条第1項 | 計量に関する教習 (計量士) | 対面講習 |
| 新規 | 40 | 計量法施行規則 | 経済産業省 | 第119条第1項 | 計量に関する講習及び教習 (計量士) | 対面講習 |
| 新規 | 41 | 計量法施行規則 | 経済産業省 | 第120条第1項 | 計量に関する講習及び教習 (計量士) | 対面講習 |
| 新規 | 42 | 計量法施行規則 | 経済産業省 | 第121条第1項 | 計量に関する講習及び教習 (計量士) | 対面講習 |
| 新規 | 43 | 計量法施行規則 | 経済産業省 | 第132条第1項 ～第3項 | 計量に関する講習及び教習 (計量士) | 対面講習 |
| 新規 | 44 | 計量法施行規則 | 経済産業省 | 第134条第1項 | 計量に関する教習 (計量士) | 対面講習 |
| 新規 | 45 | エネルギーの使用の合理化等に 関する法律 | 経済産業省 | 第9条第2項 | (特定事業者) エネルギー管 理企画推進者の資質の向上を 図るための講習 | 対面講習 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---------------------|-------|-------------------------|--|------------|
| 新規 | 46 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第12条第2項 | (第一種指定事業者) エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習 | 対面講習 |
| 新規 | 47 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第14条第2項 | (第二種特定事業者) エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習 | 対面講習 |
| 新規 | 48 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第20条第2項 | (特定連鎖化事業者) エネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための講習 | 対面講習 |
| 新規 | 49 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第23条第2項 | (第一種指定連鎖化事業者) エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習 | 対面講習 |
| 新規 | 50 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第25条第2項 | (第二種特定連鎖化事業者) エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習 | 対面講習 |
| 新規 | 51 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第31条第2項 | (認定管理統括事業者) エネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための講習 | 対面講習 |
| 新規 | 52 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第34条第2項 | (第一種指定管理統括事業者) エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習 | 対面講習 |
| 新規 | 53 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第36条第2項 | (第二種認定管理統括事業者) エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習 | 対面講習 |
| 新規 | 54 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第42条第2項 | (第一種指定管理関係事業者) エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習 | 対面講習 |
| 新規 | 55 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第44条第2項 | (第二種管理関係事業者) エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習 | 対面講習 |
| 新規 | 56 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 経済産業省 | 第51条第1項第2号 | エネルギー管理士免状交付に関するエネルギー管理研修 | 対面講習 |
| 新規 | 57 | 建築士法 | 国土交通省 | 第24条の2第2項 | 管理建築士の講習 | 対面講習 |
| 新規 | 58 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第12条の3第3項第1号 | 建築設備等検査員資格者の講習 | 対面講習 |
| 新規 | 59 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則 | 国土交通省 | 第23条 | 運行管理者の講習 | 対面講習 |
| 新規 | 60 | 道路運送法施行規則 | 国土交通省 | 第51条の16第1項 | 自家用有償旅客運送自動車の運転者講習 | 対面講習 |
| 新規 | 61 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 国土交通省 | 附則(平成3年5月15日法律第75号)抄第3条 | 登録電子通信移行講習 | 対面講習 |
| 新規 | 62 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 | 国土交通省 | 第4条の4 | 登録電子海図情報表示装置講習 | 対面講習 |
| 新規 | 63 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 | 国土交通省 | 第9条の7 | 登録海技免状失効再交付講習 | 対面講習 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|--------------|-----------------|--|------------|
| 新規 | 64 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 国土交通省 | 第23条の37第2項 | 小型船舶操縦者再教育講習 | 対面講習 |
| 新規 | 65 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 施行規則 | 国土交通省 | 第84条 | 登録操縦免許証失効再交付講習 | 対面講習 |
| 新規 | 66 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 施行規則 | 国土交通省 | 第23条の11 | 操縦免許証更新講習及び登録 操縦免許証更新講習 | 対面講習 |
| 新規 | 67 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 施行規則 | 国土交通省 | 第70条の2 | 登録特定漁船講習 | 対面講習 |
| 新規 | 68 | 下水道法施行規則 | 国土交通省 | 第17条 | 処理施設又はポンプ施設に係 る監督管理等を行う者及び排 水施設に係る監督管理等を行 う者の講習 | 対面講習 |
| 新規 | 69 | 旅行業法 | 国土交通省 | 第12条の11 | 旅程管理業務に関する研修 | 対面講習 |
| 新規 | 70 | 旅行業法 | 国土交通省 | 第28条第6項 | 旅行サービス手配業務取扱管 理者の講習 | 対面講習 |
| 新規 | 71 | 都市計画法施行規則 | 国土交通省 | 第19条第1号ト | 設計者の講習 | 対面講習 |
| 新規 | 72 | 浄化槽法 | 環境省 | 第45条第1項第 2号 | 浄化槽の管理に関して必要な 知識及び技能に関する講習 | 対面講習 |
| 新規 | 73 | 放射性同位元素等の規制に關する 法律 | 原子力規制委 員会 | 第38条の3 | 特定放射性同位元素防護管理 者定期講習 | 対面講習 |
| 新規 | 74 | 愛玩動物看護師法 | 農林水産省 環境省 | 附則第2条第1 項 | 愛玩動物看護師国家試験の受 験資格取得講習 | 対面講習 |
| 新規 | 75 | 愛玩動物看護師法 | 農林水産省 環境省 | 附則第3条第2 項 | 愛玩動物看護師国家試験予備 試験の受験資格取得講習 | 対面講習 |
| 新規 | 76 | 銃砲刀剣類所持等取締法 | 警察庁 | 第5条の3の2 | クロスボウを所持する者に対 する講習 | 対面講習 |
| 新規 | 77 | 船員労働安全衛生規則 | 国土交通省 | 第3条第2項第1 号 | 登録タンカー安全担当者講習 | 対面講習 |
| 新規 | 78 | 船員労働安全衛生規則 | 国土交通省 | 第28条 | 登録危険作業講習 | 対面講習 |
| 新規 | 79 | 船舶に乗り組む医師及び衛生管 理者に関する省令 | 国土交通省 | 第12条 | 衛生管理者登録講習 | 対面講習 |
| 新規 | 80 | 救命艇手規則 | 国土交通省 | 第7条 | 限定救命艇手登録講習 | 対面講習 |
| 新規 | 81 | 建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第40条 | 登録適合性判定員講習 | 対面講習 |
| 別表1 | 1 | 武力攻撃事態等における国民の 保護のための措置に関する法律 施行令 | 内閣官房 | 第31条第3項 | 汚染拡大を防止するための措 置を講じる場合の必要事項掲 示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 2 | 人事院規則10-4 (職員の保健 及び安全保持) | 人事院 | 第9条第7項 | 健康管理医の業務内容等の掲 示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 3 | 特定教育・保育施設及び特定地 域型保育事業並びに特定子ど も・子育て支援施設等の運営に 関する基準 | 内閣府 | 第23条 | 利用申込者の施設の選択に資 する重要事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 4 | 子ども・子育て支援法施行規則 | 内閣府 | 第1条第1号へ (19) | 給付の対象となる認可外保育 施設の基準 (保育サービス内 容の掲示義務) | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-----------------------------|---------|-----------|---|------------|
| 別表1 | 5 | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 | 公正取引委員会 | 第70条の8第2項 | 公正取引委員会が送達すべき独占禁止法関係書類の公示送達方法（公正取引委員会の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 6 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 | 警察庁 | 第39条の2第3項 | 公示送達の掲示板への掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 7 | ストーカー行為等の規制等に関する法律 | 警察庁 | 第5条第13項 | 公示送達の掲示板への掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 8 | 遺失物法 | 警察庁 | 第7条第2項 | 提出を受けた物件の公告方法（警察署の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 9 | 遺失物法 | 警察庁 | 第16条第1項 | 必要事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 10 | 道路交通法施行令 | 警察庁 | 第16条第1号 | 車両保管時の掲示（公示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 11 | 道路交通法施行令 | 警察庁 | 第16条の4第1項 | 保管車両売却時の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 12 | 道路交通法施行令 | 警察庁 | 第17条の5第1号 | 放置違反金の納付命令の掲示（公示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 13 | 道路交通法施行令 | 警察庁 | 第29条第1号 | 工作物を保管した場合の掲示（公示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 14 | 道路交通法施行令 | 警察庁 | 第31条第1項 | 保管した工作物等を売却する場合の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 15 | 道路交通法施行令 | 警察庁 | 第39条第2項 | 意見の聴取の手續における掲示（公示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 16 | 道路交通法施行令 | 警察庁 | 第54条 | 違反行為に関する掲示（通告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 17 | 遺失物法施行令 | 警察庁 | 第2条第2項 | 提出を受けた物件の売却に係る一般競争入札等公告方法（警察署の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 18 | 遺失物法施行令 | 警察庁 | 第8条第2項 | 特例施設占有者の保管する物件売却時の掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 19 | 道路交通法施行規則 | 警察庁 | 第9条の13の2 | 運転停止命令に係る聴聞手續における掲示（公示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 20 | 道路交通法施行規則 | 警察庁 | 第30条の2の2 | 免許の効力を停止しようとする時の聴聞手續における掲示（公示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 21 | 道路交通法施行規則 | 警察庁 | 第31条の4の4 | 免許関係事務の委託時の掲示（公示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 22 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 | 警察庁 | 第111条 | 許可取消し処分等をする際の聴聞に係る掲示（公示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 23 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 | 警察庁 | 第9条第4項 | 検定結果の掲示（公示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 24 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 | 警察庁 | 第11条第4項 | 検定取消し時の掲示（公示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 25 | 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則 | 警察庁 | 第12条 | 自動車の運行供用の制限命令時の聴聞に係る掲示（公示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 26 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 | 警察庁 | 第48条の2 | 公示送達の掲示板への掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|---------------|-----------|--|------------|
| 別表1 | 27 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則 | 警察庁 | 第15条第1項 | 暴力団指定における意見聴取時等の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 28 | 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則 | 警察庁 | 第12条第2項 | 聴聞の審理を公開する際の公示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 29 | 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則 | 警察庁 | 第8条第4項 | 意見の聴取の期日等を変更した際の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 30 | 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則 | 警察庁 | 第11条第3項 | 意見の聴取の新たな期日を定めた際の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 31 | 国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則 | 警察庁 | 第11条第2項 | 意見の聴取の審理を公開する際の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 32 | ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則 | 警察庁 | 第13条 | 公示送達の掲示板への掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 33 | ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則 | 警察庁 | 第11条第2項 | 意見の聴取の審理を公開する際の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 34 | 少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則 | 警察庁 | 第2条第1項 | 押収物の還付等に関する公告の方法(警視庁若しくは道府県警察本部又は警察署の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 35 | 消費者契約法 | 消費者庁 法務省 | 第16条第2項 | 適格消費者団体である旨の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 36 | 不当景品類及び不当表示防止法 | 消費者庁 | 第15条第2項 | 課徴金納付命令の名宛人に対する弁明の機会の付与通知の公示方法(消費者庁の事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 37 | 不当景品類及び不当表示防止法 | 消費者庁 | 第23条第2項 | 消費者庁が送達すべき不当景品類及び不当表示防止法関係書類の公示送達方法(消費者庁の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 38 | 特定商取引に関する法律 | 消費者庁 経済産業省 | 第66条の5第2項 | 省庁が送達すべき特定商取引に関する法律関係書類の公示送達方法(省庁の事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 39 | 消費者契約法施行規則 | 消費者庁 | 第11条 | 適格消費者団体である旨の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 40 | 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則 | 消費者庁 | 第13条 | 特定適格消費者団体である旨の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 41 | 郵便法 | 総務省 | 第69条 | 郵便料金等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 42 | 郵便切手類販売所等に関する法律 | 総務省 | 第5条 | 郵便料金表の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------|-----------|---|------------|
| 別表1 | 43 | 電波法 | 総務省 | 第24条の4第3項 | 登録証の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 44 | 地方税法 | 総務省 | 20条の2第2項 | 地方公共団体が送達すべき地方税関係書類の公示送達方法 (地方公共団体の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 45 | 民間事業者による信書の送達に関する法律 | 総務省 | 第18条 | 料金等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 46 | 行政手続法 | 総務省 | 第15条第3項 | 聴聞の通知の公示送達方法 (行政庁の事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 47 | 行政不服審査法 | 総務省 | 第51条第3項 | 審査請求人への裁決書の公示送達方法(審査庁の掲示場へ掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 48 | 放送法 | 総務省 | 第147条第3項 | 契約約款の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 49 | 電気通信事業法 | 総務省 | 第23条第1項 | 契約約款等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 50 | 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第九号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令 | 総務省 | 第1条 | 特定の事務を取り扱う郵便局における指定地方公共団体等の情報掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 51 | 郵便法施行規則 | 総務省 | 第2条 | 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する情報掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 52 | 郵便法施行規則 | 総務省 | 第3条 | 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する情報掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 53 | 郵便法施行規則 | 総務省 | 第4条 | 救助用の郵便物の料金免除における情報掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 54 | 郵便法施行規則 | 総務省 | 第5条 | 寄附金を内容とする郵便物の料金免除における情報掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 55 | 納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令 | 総務省 | 第1条 | 公共サービス実施民間事業者における委託地方公共団体等の情報掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 56 | 電波法施行規則 | 総務省 | 第38条第2項 | 船舶局等における免許状の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 57 | 電気通信事業法施行規則 | 総務省 | 第22条 | 契約約款等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 58 | 放送法施行規則 | 総務省 | 第173条 | 有料基幹放送契約約款の掲示(公表)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 59 | 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 | 法務省 | 第11条第1項 | 土地又は建物の使用禁止に関する標章の掲示 | 書面掲示 |
| 別表1 | 60 | 民法 | 法務省 | 第98条第2項 | 公示による意思表示方法(掲示場に掲示) | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」（法令約10,000条項）

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|--------------|---|------------|
| 別表1 | 61 | 民事訴訟法 | 法務省 | 第111条 | 裁判所が送達すべき民事訴訟法関係書類の公示送達方法（裁判所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 62 | 非訟事件手続法 | 法務省 | 第102条第1項 | 裁判上の公示催告方法（裁判所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 63 | 出入国管理及び難民認定法 | 法務省 | 第61条の9の2第7項 | 在留資格取消手続における意見聴取通知書及び在留資格取消通知書の公示送達方法（法務省の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 64 | 公証人法施行規則 | 法務省 | 第10条 | 手数料等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 65 | 公証人法施行規則 | 法務省 | 第31条第1項及び第2項 | 代理者等である旨の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 66 | 更生保護施設における処遇の基準等に関する規則 | 法務省 | 第9条第3項 | 更生保護施設内で給与する食事に関する掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 67 | 戸籍等の謄本等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令 | 法務省 | 第1条 | 公共サービス実施民間事業者における業務実施時間等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 68 | 後見登記等に関する省令 | 法務省 | 第16条 | 職権による登記の抹消の際の公告の方法（登記所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 69 | たばこ事業法 | 財務省 | 第37条 | 小売定価の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 70 | 関税法施行令 | 財務省 | 第86条の2 | 掲示（公告）の義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 71 | 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令 | 財務省 | 第8条第4項 | 権限委任時の掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 72 | 外国為替に関する省令 | 財務省 | 第4条第1項 | 資本取引に係る取引の停止を命ずる取引の範囲の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 73 | 外国為替に関する省令 | 財務省 | 第11条第1項 | 許可を受けなければいけない資本取引の指定における掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 74 | 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律施行規則 | 文部科学省 | 第2条第2項 | 特定文化財管理者への指定の通知の公示送達方法（市町村の事務所等の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 75 | 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律施行規則 | 文部科学省 | 第6条第3項 | 特殊標章を使用する場合の許可証掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 76 | 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律施行規則 | 文部科学省 | 第9条 | 特殊標章を使用する場合の許可証掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 77 | 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律施行規則 | 文部科学省 | 第10条第1項 | 特殊標章を使用する場合の許可証掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 78 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第59条の2の2 | 設置者情報等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 79 | 最低賃金法 | 厚生労働省 | 第8条 | 最低賃金概要の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 80 | じん肺法 | 厚生労働省 | 第35条の2 | 法令要旨の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 81 | 健康増進法 | 厚生労働省 | 第33条第2項及び第3項 | 喫煙専用室の標識掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 82 | 健康増進法 | 厚生労働省 | 第35条第2項及び第3項 | 喫煙目的室の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」（法令約10,000条項）

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------------|-------|---|---|------------|
| 別表1 | 83 | 社会保険審査官及び社会保険審査会法 | 厚生労働省 | 第15条第3項 | 健康保険法等の規定に基づく処分に対する審査請求に対する決定の審査請求人への公示送達方法（審査官が職務を行う場所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 84 | 労働保険審査官及び労働保険審査会法 | 厚生労働省 | 第20条第3項 | 労働者災害補償保険法等の規定に基づく処分に対する審査請求に対する決定の審査請求人への公示送達方法（掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 85 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第75条の5の8第2項 | 課徴金納付命令の名宛人に対する弁明の機会の付与通知の公示方法（厚生労働省の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 86 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第75条の5の16第2項 | 厚生労働省が送達すべき医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係書類の公示送達方法（厚生労働省の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 87 | 国民年金基金令 | 厚生労働省 | 第8条 | 国民年金基金の設立、変更時の掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 88 | 確定拠出年金法施行令 | 厚生労働省 | 第30条 | 個人型年金規約の掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 89 | 確定給付企業年金法施行令 | 厚生労働省 | 第10条（第65条の16の規定により準用する場合も含む。）、第53条の2第3項及び第64条 | 企業年金基金及び企業年金連合会（新連合会）の掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 90 | 労働組合法施行令 | 厚生労働省 | 第30条第2項 | 労働委員会が送達すべき労働組合法関係書類の公示送達方法（労働委員会の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 91 | 事業附属寄宿舍規程 | 厚生労働省 | 第23条 | 事業附属寄宿舍の寝室における掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 92 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の16第5号 | 診療等に関する諸記録の閲覧場所に関する情報の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 93 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の20第5号 | 診療等に関する諸記録の閲覧場所に関する情報の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 94 | 労働者災害補償保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第49条第1項 | 労災保険に関する情報掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 95 | 建設業附属寄宿舍規程 | 厚生労働省 | 第3条 | 寄宿舍における事業主等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 96 | 建設業附属寄宿舍規程 | 厚生労働省 | 第16条第3項 | 寝室における居住者等の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|---|--|------------|
| 別表1 | 97 | 雇用保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条第2項 | 雇用保険被保険者資格取得確認通知等の公示方法（公共職業安定所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 98 | 雇用保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第118条第2項 第1号 | 人材確保等支援助成金に係る周知方法（雇用管理責任者の選任に係る事業所における掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 99 | 雇用保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第118条の2第2項、第5項、第8項、第9項、第10項及び第11項並びに附則第十七条の二の七第2項 | キャリアアップ助成金に係る周知方法（キャリアアップ管理者の配置に係る事業所における掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 100 | 国民年金基金規則 | 厚生労働省 | 第56条第2項 （第60条第2項の規定により準用する場合も含む。） | 中途脱退者等に対する掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 101 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第32条第1項、同条第2項、第54条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 102 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第204条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 103 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第22条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 104 | 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第29条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 105 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第31条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 106 | 確定給付企業年金法施行規則 | 厚生労働省 | 第104条の17第3項 | 中途脱退者等に対する掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 107 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条の32第1項、同条第2項、第18条、第88条、第108条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 108 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第53条の4第1項、同条第2項 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 109 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第274条第1項 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-------------------------|--|------------|
| 別表1 | 110 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第32条第1項、同条第2項、第64条、第85条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表1 | 111 | 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第21条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表1 | 112 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第28条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表1 | 113 | 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第35条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表1 | 114 | 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令 | 厚生労働省 | 第5条 | 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令第一条の規定による公示の方法 (地方厚生局等の揭示場に揭示) | 書面揭示 |
| 別表1 | 115 | 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令 | 厚生労働省 | 第21条 | 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令第六条の規定による公示の方法 (地方厚生局等の揭示場に揭示) | 書面揭示 |
| 別表1 | 116 | 最低賃金法施行規則 | 厚生労働省 | 第7条 | 最低賃金審議会の意見の要旨の公示方法(都道府県労働局の揭示場に揭示) | 書面揭示 |
| 別表1 | 117 | 家内労働法施行規則 | 厚生労働省 | 第2条 | 就業時間の適正化に関する勧告の方法(都道府県労働局の揭示場に揭示) | 書面揭示 |
| 別表1 | 118 | 家内労働法施行規則 | 厚生労働省 | 第4条 | 審議会の意見要旨の公示方法(都道府県労働局の揭示場に揭示) | 書面揭示 |
| 別表1 | 119 | 家内労働法施行規則 | 厚生労働省 | 第6条第3項 | 関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取の公示方法(都道府県労働局の揭示場に揭示) | 書面揭示 |
| 別表1 | 120 | 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第61条 | 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による徴収金に関する公示送達方法(都道府県労働局の揭示場に揭示) | 書面揭示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------|-------|--------------|---|------------|
| 別表1 | 121 | 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第25条 | 石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による徴収金に関する公示送達方法(都道府県労働局の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 122 | 労働委員会規則 | 厚生労働省 | 第49条第3項 | 労働委員会規則による通知の公示送達方法(労働委員会の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 123 | 森林法 | 農林水産省 | 第50条第5項 | 使用権設定にかかる認可をした旨の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 124 | 森林法 | 農林水産省 | 第189条 | 農林水産省・地方公共団体による森林法関係通知・命令の公示送達方法(森林、土地又は工作物等の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 125 | 遊漁船業の適正化に関する法律 | 農林水産省 | 第16条第1項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 126 | 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 | 農林水産省 | 第17条第1項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 127 | 森林組合法 | 農林水産省 | 第8条の2第1項 | 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会における公告方法(事務所の掲示場に掲示)を定款で定める義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 128 | 漁港漁場整備法施行令 | 農林水産省 | 第22条第1項第1号 | 保管した工作物の名称等の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 129 | 家畜伝染病予防法施行令 | 農林水産省 | 第3条第2項 | 通行制限実施時の情報掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 130 | 家畜伝染病予防法施行規則 | 農林水産省 | 第8条 | 新疾病にかかる検査命令等を実施する際の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 131 | 家畜伝染病予防法施行規則 | 農林水産省 | 第41条の2 | 家畜等の移出制限等を実施する際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 132 | 国有林野の管理経営に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第7条第2号 | 管理経営基本計画についての掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 133 | 国有林野の管理経営に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第20条第1項 | 随意契約による国有林野売り払い公告方法(森林管理局及び森林管理署並びに関係市町村の事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 134 | 漁港漁場整備法施行規則 | 農林水産省 | 第11条の6 | 漁港管理者の認定手続に係る掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 135 | 漁港漁場整備法施行規則 | 農林水産省 | 第14条第1項及び第2項 | 漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定等に関する掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 136 | 家畜取引法施行規則 | 農林水産省 | 第4条第2項 | 家畜取引に係る掲示(公表)義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------------------------------|-------|---------|---|------------|
| 別表1 | 137 | 集落地域整備法施行規則 | 農林水産省 | 第5条 | 集落地域整備法第九条第二項の規定による公告の方法（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 138 | 集落地域整備法施行規則 | 農林水産省 | 第6条 | 集落地域における農用地の保全等に関する協定の区域に関する掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 139 | 集落地域整備法施行規則 | 農林水産省 | 第16条第1項 | 集落地域整備法第十二条において準用する土地改良法第一百十二条の規定による公告の方法（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 140 | 集落地域整備法施行規則 | 農林水産省 | 第17条第2項 | 集落地域整備法第十二条において準用する土地改良法第一百八条第三項の規定による公告の方法（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 141 | 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号） | 農林水産省 | 第13条 | 利用者への制限内容等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 142 | 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第8条 | 協定の公告方法（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 143 | 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第9条 | 協定の認定時における協定区域の掲示（明示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 144 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第7条 | 製造販売業の許可証の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 145 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第16条 | 製造販売業の許可証の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 146 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第91条の5 | 製造販売業の許可証の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 147 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第91条の13 | 製造販売業の許可証の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 148 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第91条の83 | 製造販売業の許可証の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 149 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第91条の92 | 製造販売業の許可証の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 150 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第98条 | 製造販売業の許可証の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 151 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第116条の4 | 製造販売業の許可証の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 152 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第140条 | 製造販売業の許可証の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 153 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第150条の5 | 製造販売業の許可証の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------|-------|----------------|--|------------|
| 別表1 | 154 | 森林病虫害等防除法施行規則 | 農林水産省 | 第2条 | 森林病虫害等防除法第三条第十項の規定による公告方法 (市町村又は特別区の事務所の 掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 155 | 森林法施行規則 | 農林水産省 | 第2条第2項、 第3項 | 地域森林計画等に係る公告方 法(市町村の事務所の掲示場 に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 156 | 森林法施行規則 | 農林水産省 | 第27条第1項 | 施行実施協定の公告方法(市 町村の事務所の掲示場へ掲 示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 157 | 森林法施行規則 | 農林水産省 | 第50条 | 保安林予定森林における制限 公告方法(市町村の事務所の 掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 158 | 飼料需給安定法施行規則 | 農林水産省 | 第2条 | 飼料需給安定法第八条の公表 方法(地方農政局等の掲示場 に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 159 | 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第16条 | 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第二十五条第五項の規定による立入り又は立木竹の伐採をする旨の公告の方法(市町村の事務所の掲示場の掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 160 | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第13条第1項 | 書類の送付に代わる公告の方法(市町村の事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 161 | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第14条第2項 | 農業振興地域の整備に関する法律第十三条の五において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告の方法(市町村の事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 162 | 卸売市場法施行規則 | 農林水産省 | 第14条 | 中央卸売市場の休止等に関する 掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 163 | 農薬取締法施行規則 | 農林水産省 | 第9条 | 登録票等の備付け | 書面掲示 |
| 別表1 | 164 | 採石法 | 経済産業省 | 第33条の15 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 165 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第7条第1項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 166 | 鉱業法 | 経済産業省 | 第56条第3項 | 経済産業省が送達すべき鉱業権者への鉱区減少処分通知の公示送達方法(鉱業権者の鉱業原簿に記載された住所所在の市町村の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 167 | 鉱業法 | 経済産業省 | 第142条 | 経済産業省における鉱業出願人等への通知方法(鉱業出願人等の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示) | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|----------------------------------|-------|-------------|--|------------|
| 別表1 | 168 | 特許法 | 経済産業省 | 第191条第2項 | 特許庁が送達すべき特許法関係書類の公示送達方法（特許庁の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 169 | 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律 | 経済産業省 | 第21条第2項 | 特定デジタルプラットフォーム提供者に対する勧告等の公示送達方法（経済産業省の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 170 | 割賦販売法施行規則 | 経済産業省 | 第1条の2第1項第1号 | 割賦販売条件の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 171 | 割賦販売法施行規則 | 経済産業省 | 第69条第1項第1号 | 個別信用購入あつせんの取引条件の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 172 | 大規模小売店舗立地法施行規則 | 経済産業省 | 第11条第2項 | 店舗新設に係る説明会非開催時の届出等要旨の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 173 | 鉱山保安法施行規則 | 経済産業省 | 第44条第1項 | 鉱山労働者代表を選任するときの掲示（周知）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 174 | 電気事業託送供給等収支計算規則 | 経済産業省 | 第4条第2項 | 一般送配電事業者の業務に関する会計情報等の掲示（公表）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 175 | 電気事業託送供給等収支計算規則 | 経済産業省 | 第8条第2項 | 送電事業者の業務に関する会計情報の掲示（公表）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 176 | ガス事業託送供給収支計算規則 | 経済産業省 | 第8条第3項 | 一般ガス導管事業者における託送収支計算書等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 177 | 鉱業法施行規則 | 経済産業省 | 第3条 | 鉱業法第四百四十一条の規定による処分の要旨の公示方法（経済産業省又は経済産業局の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 178 | 採石法施行規則 | 経済産業省 | 第22条第1項 | 採石法第四百四十一条の規定による処分の要旨の公示方法（経済産業局の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 179 | 鉱害賠償供託金配当令施行規則 | 経済産業省 | 第12条第1項、第2項 | 鉱害賠償供託金配当令第四条一項及び第九条に規定する公示の方法（市役所、町村役場またはこれに準ずるものの掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 180 | 船員法 | 国土交通省 | 第14条の3 | 非常配置表の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 181 | 船員法 | 国土交通省 | 第66条の2 | 通常配置表の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 182 | 船員法 | 国土交通省 | 第113条第1項 | 就業規則の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 183 | 水先法 | 国土交通省 | 第46条第6項 | 料金の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 184 | 水先法 | 国土交通省 | 第47条第3項 | 約款の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 185 | 港湾法 | 国土交通省 | 第45条の5第3項 | 特定港湾管理提供施設協定を閲覧に供している旨の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 186 | 海事代理士法 | 国土交通省 | 第22条第1項 | 報酬額の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 187 | 港湾運送事業法 | 国土交通省 | 第12条 | 運賃及び料金並びに港湾運送約款の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 188 | 道路運送法 | 国土交通省 | 第27条第3項 | 事業者氏名等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 189 | 道路運送車両法 | 国土交通省 | 第27条第3項 | 手数料の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 190 | 内航海運業法 | 国土交通省 | 第8条第4項 | 内航運送約款の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------------|-------|---------------|---|------------|
| 別表1 | 191 | 道路法 | 国土交通省 | 第47条の18第2項 | 協定を閲覧に供している旨の 掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 192 | 道路法 | 国土交通省 | 第48条の38第3項 | 協定を閲覧に供している旨の 掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 193 | 航空法 | 国土交通省 | 第38条第3項 | 空港等の設置許可申請があっ た時に発生する、空港の位置 及び範囲等必要情報の掲示義 務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 194 | 航空法 | 国土交通省 | 第40条 | 空港等の設置許可をした時に 発生する、空港の位置及び範 囲等必要情報の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 195 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第77条第5項 | 建築物の移転及び除却時に通 知する相手方が確知できない 場合等における掲示（公告） 義務 （土地区画整理法第百二十三 条第二項、大都市地域に おける住宅及び住宅地の供 給の促進に関する特別措置 法第七十一条及び新都市基 盤整備法第二十九条におい て準用） | 書面掲示 |
| 別表1 | 196 | 道路整備特別措置法 | 国土交通省 | 第7条 | 供用約款の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 197 | 道路整備特別措置法 | 国土交通省 | 第24条第4項 | 通行方法の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 198 | 都市公園法 | 国土交通省 | 第22条第2項 | 協定を閲覧に供している旨の 掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 199 | 倉庫業法 | 国土交通省 | 第9条 | 保管料等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 200 | 住宅地区改良法 | 国土交通省 | 第4条第5項 | 指定内容の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 201 | 住宅地区改良法 | 国土交通省 | 第8条第2項 | 事業計画を定めた旨の掲示義 務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 202 | 踏切道改良促進法 | 国土交通省 | 第9条第3項 | 協定を閲覧に供している旨の 掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 203 | 海洋汚染等及び海上災害の防止 に関する法律 | 国土交通省 | 第7条第1項 | 油濁防止規定の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 204 | 海洋汚染等及び海上災害の防止 に関する法律 | 国土交通省 | 第7条の2第1項 | 油濁防止緊急措置手引書の掲 示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 205 | 海洋汚染等及び海上災害の防止 に関する法律 | 国土交通省 | 第8条の2第1項 | 船舶間貨物油積替作業手引書 の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 206 | 海洋汚染等及び海上災害の防止 に関する法律 | 国土交通省 | 第9条の4第6項 | 有害液体汚染防止緊急措置手 引書の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 207 | 海洋汚染等及び海上災害の防止 に関する法律 | 国土交通省 | 第10条の3 | 船舶発生廃棄物汚染防止規程 の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 208 | 海洋汚染等及び海上災害の防止 に関する法律 | 国土交通省 | 第10条の5 | 必要事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 209 | 海洋汚染等及び海上災害の防止 に関する法律 | 国土交通省 | 第17条の3第2 項 | 有害水バラスト汚染防止措置 手引書の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------------------------------|-------|--------------|---|------------|
| 別表1 | 210 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第18条の5 | 海洋施設発生廃棄物汚染防止規程の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 211 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第18条の6 | 必要事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 212 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第19条の24の2第1項 | 揮発性物質放出防止措置手引書の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 213 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第40条の2 | 油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 214 | 貨物自動車運送事業法 | 国土交通省 | 第11条 | 運賃等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 215 | 道路法施行令 | 国土交通省 | 第19条の6第1項第1号 | 違法放置等物件を保管した場合の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 216 | 道路法施行令 | 国土交通省 | 第19条の9第1項 | 保管した違法放置物件を売却する際の必要情報掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 217 | 道路法施行令 | 国土交通省 | 第30条の3第1項第1号 | 放置車両を保管した場合の名称等の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 218 | 都市公園法施行令 | 国土交通省 | 第23条第1項第1号 | 工作物を保管した場合の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 219 | 都市公園法施行令 | 国土交通省 | 第26条第1項 | 保管した工作物等を売却する際の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 220 | 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第6条 | 工業団地造成事業の施行時に書面を通知する相手方が確知できない場合等における掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 221 | 住宅地区改良法施行令 | 国土交通省 | 第7条 | 建築物の移転等の代行時の掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 222 | 新住宅市街地開発法施行令 | 国土交通省 | 第15条第1項 | 新住宅市街地開発事業の施行時に書面を通知する相手方が確知できない場合等における掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 223 | 河川法施行令 | 国土交通省 | 第39条の3第1項第1号 | 工作物を保管した場合の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 224 | 河川法施行令 | 国土交通省 | 第39条の6第1項 | 保管した工作物を売却する場合の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 225 | 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第8条第1項 | 工業団地造成事業の施行時に書面を通知する相手方が確知できない場合等における掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 226 | 流通業務市街地の整備に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第8条第1項 | 流通業務団地造成事業の施行時に書面を通知する相手方が確知できない場合等における掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 227 | 都市再開発法施行令 | 国土交通省 | 第50条第1項 | 市街地再開発事業の施行時に書面を通知する相手方が確知できない場合等における掲示(公告)義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------------------|-------|---------------|--|------------|
| 別表1 | 228 | 沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令 | 国土交通省 | 第24条第3項及び第10項 | 飛行場の設置等の届出時に必要な情報揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表1 | 229 | 新都市基盤整備法施行令 | 国土交通省 | 第34条第1項 | 新都市基盤整備事業の施行時に書面を通知する相手方が確知できない場合等における揭示(公告)義務 | 書面揭示 |
| 別表1 | 230 | 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行令 | 国土交通省 | 第2条第1号 | 物件を保管した場合の揭示(公示)義務 | 書面揭示 |
| 別表1 | 231 | 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第2条第2項第2号 | 国による発注の見通しに関する事項の揭示 | 書面揭示 |
| 別表1 | 232 | 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第4条第4項 | 国による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の揭示 | 書面揭示 |
| 別表1 | 233 | 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第5条第2項第2号 | 地方公共団来による発注の見通しに関する事項の揭示 | 書面揭示 |
| 別表1 | 234 | 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第7条第4項 | 地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の揭示 | 書面揭示 |
| 別表1 | 235 | 津波防災地域づくりに関する法律施行令 | 国土交通省 | 第8条第1項第1号 | 他の施設等を保管した場合の揭示(公告)義務 | 書面揭示 |
| 別表1 | 236 | 津波防災地域づくりに関する法律施行令 | 国土交通省 | 第11条第1項 | 保管した他の施設を売却する場合の揭示(公示)義務 | 書面揭示 |
| 別表1 | 237 | 土地収用法施行令 | 国土交通省 | 第5条第2項及び第4項 | 収用委員会が送達すべき土地収用法関係書類の公示送達方法(都道府県・市町村の揭示場に揭示) | 書面揭示 |
| 別表1 | 238 | 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令 | 国土交通省 | 第8条第2項及び第3項 | 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第三十五条第三項の規定による通知関係書類の公示送達方法(都道府県・市町村の揭示場に揭示) | 書面揭示 |
| 別表1 | 239 | 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令 | 国土交通省 | 第9条 | 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第三十六条第二項の規定による通知関係書類の公示送達方法(都道府県の揭示場に揭示) | 書面揭示 |
| 別表1 | 240 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第75条第2項 | 海上労働遵守措置認定書の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表1 | 241 | 航路標識法施行規則 | 国土交通省 | 第28条 | 聴聞開催の公示義務 | 書面揭示 |
| 別表1 | 242 | 海上運送法施行規則 | 国土交通省 | 第7条 | 運賃等の揭示(公示)義務 | 書面揭示 |
| 別表1 | 243 | 海上運送法施行規則 | 国土交通省 | 第21条の4 | 運賃等の揭示(公示)義務 | 書面揭示 |
| 別表1 | 244 | 海上運送法施行規則 | 国土交通省 | 第51条 | 聴聞等に係る揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表1 | 245 | 土地収用法施行規則 | 国土交通省 | 第1条の3第2項 | 事業説明の会合を打ち切った際の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表1 | 246 | 土地収用法施行規則 | 国土交通省 | 第11条の4第2項 | 公聴会を打ち切った際の揭示義務 | 書面揭示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------------|-------|--------------------|---------------------------------------|------------|
| 別表1 | 247 | 土地収用法施行規則 | 国土交通省 | 第13条第1項第2号 | 補償等についての周知に係る 掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 248 | 土地収用法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の3 | 事業の廃止等に係る掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 249 | 自動車登録番号標交付代行者規則 | 国土交通省 | 第6条 | 交付代行者に係る情報の掲示 義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 250 | 港湾法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の10 | 船舶の放置等を禁止する区域 等の指定等に係る掲示（公 示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 251 | 港湾法施行規則 | 国土交通省 | 第11条の6第1 項及び第2項 | 指定の申請の内容の掲示（公 告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 252 | 港湾法施行規則 | 国土交通省 | 第11条の7 | 港湾運営会社の指定に係る掲 示（公示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 253 | 港湾法施行規則 | 国土交通省 | 第11条の8 | 商号等変更の届出に係る公示 （掲示義務） | 書面掲示 |
| 別表1 | 254 | 港湾法施行規則 | 国土交通省 | 第15条の8第2 項及び第3項 | 特定利用推進計画の作成に係 る掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 255 | 港湾法施行規則 | 国土交通省 | 第15条の10 | 共同化促進施設協定の認可等 の申請に係る掲示（公告）義 務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 256 | 港湾法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の4第2 項及び第3項 | 特定埠頭の運営に係る手続き 時に係る掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 257 | 港湾法施行規則 | 国土交通省 | 第33条第1項第 1号 | 工作物等を保管した場合の掲 示（公示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 258 | 港湾法施行規則 | 国土交通省 | 第36条第1項 | 保管した工作物等を売却する 場合の掲示（公示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 259 | 運輸審議会一般規則 | 国土交通省 | 第4条 | 運輸審議会の掲示（公示）義 務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 260 | 内航海運業法施行規則 | 国土交通省 | 第21条 | 内航海運業の事業の停止等に 係る聴聞実施時の掲示（公 示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 261 | 空港管理規則 | 国土交通省 | 第3条第2項 | 団体入場時の届出規定に係る 掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 262 | 港湾運送事業法施行規則 | 国土交通省 | 第22条第3項 | 港湾運送事業の停止命令等に 係る意見聴取時の掲示（公 示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 263 | 港湾運送事業法施行規則 | 国土交通省 | 第23条第2項 | 港湾運送事業の停止命令等に 係る意見聴聞時の掲示（公 示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 264 | 新住宅市街地開発法施行規則 | 国土交通省 | 第16条の3 | 指針周知のための掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 265 | 小型船造船業法施行規則 | 国土交通省 | 第21条第1項 | 登録済証の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 266 | 流通業務市街地の整備に関する 法律施行規則 | 国土交通省 | 第19条第1項 | 造成敷地の譲受人公募時の掲 示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 267 | 都市再開発法施行規則 | 国土交通省 | 第34条の2第1 項 | 特定建設者の公募に係る掲示 義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 268 | 農地所有者等賃貸住宅建設融資 利子補給臨時措置法施行規則 | 国土交通省 | 第11条第2項 | 賃借人の募集に関する掲示義 務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 269 | 都市緑地法施行規則 | 国土交通省 | 第7条 | 管理協定の掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 270 | 都市緑地法施行規則 | 国土交通省 | 第17条 | 市民緑地の掲示（公告）義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------------|-------|-----------------------------------|---|------------|
| 別表1 | 271 | 都市緑地法施行規則 | 国土交通省 | 第26条 | 市民緑地設置管理計画の掲示 (公告) 義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 272 | 新都市基盤整備法施行規則 | 国土交通省 | 第7条 | 土地を売り渡すべき旨の申込みを促す期間の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 273 | 新都市基盤整備法施行規則 | 国土交通省 | 第26条第2号 | 一団の宅地となる換地の希望の申出ができる旨の掲示(周知) 義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 274 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則 | 国土交通省 | 第50条の8第2項 | 賃借人の公募における掲示(公告) 義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 275 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則 | 国土交通省 | 第50条の17第2項 | 譲受人の公募における掲示(公告) 義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 276 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則 | 国土交通省 | 第51条第2項 | 土地の原状回復命令等を命ずべき者を確知できない場合等における掲示(公告) 義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 277 | 鉄道事業法施行規則 | 国土交通省 | 第42条の2 | 鉄道事業の休止届出があった際の掲示(公示) 義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 278 | 鉄道事業法施行規則 | 国土交通省 | 第72条第1項 | 旅客運賃等の上限の認可に関する事案について調査を開始しようとする際の掲示(公示) 義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 279 | 鉄道事業法施行規則 | 国土交通省 | 第75条の2 | 鉄道事業の停止命令等に係る聴聞を実施する際の掲示(公示) 義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 280 | 索道施設に関する技術上の基準を定める省令 | 国土交通省 | 第32条 | 旅客が遵守すべき事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 281 | 地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令 | 国土交通省 | 第2条 | 建築物の移転等を命ずべき者を確知できない場合等における掲示(公告) 義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 282 | 国際観光ホテル整備法施行規則 | 国土交通省 | 第9条第3項 (第18条において準用する場合を含む。) | 料金の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 283 | 国際観光ホテル整備法施行規則 | 国土交通省 | 第10条第2項 (第18条において準用する場合を含む。) | 宿泊約款の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 284 | 国際観光ホテル整備法施行規則 | 国土交通省 | 第14条の2第7項 (第18条において準用する場合を含む。) | 朝食または夕食料金の掲示 | 書面掲示 |
| 別表1 | 285 | 都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第1条 | 施設に関する権利を譲渡しようとする際の掲示(公募) 義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------|-------|--|------------------------------|------------|
| 別表1 | 286 | 都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第2条 | 保留地を譲渡しようとする際の掲示（公募）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 287 | 都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第4条 | 施設に関する権利を譲渡しようとする際の掲示（公募）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 288 | 都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第7条 | 保留地を譲渡しようとする際の掲示（公募）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 289 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第9条第2項 | 入居者を公募する際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 290 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第27条第2項 | 入居者を公募する際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 291 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第106条第1項 | 特定建築者の公募時の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 292 | 首都圏近郊緑地保全法施行規則 | 国土交通省 | 第4条 (同規則第5条において準用する場合を含む。) | 管理協定の掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 293 | 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第5条 (同規則第6条において準用する場合を含む。) | 管理協定の掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 294 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第7条第2項 | 入居者の募集に係る掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 295 | 都市再生特別措置法施行規則 | 国土交通省 | 第8条の2 (同規則第8条の4において準用する場合を含む。) (上記2条が第8条の6、第8条の8、第8条の13、第28条で準用する場合を含む。) | 都市再生歩行者経路協定の認可等の申請等の掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 296 | 都市再生特別措置法施行規則 | 国土交通省 | 第8条の10 (同規則第8条の11において準用する場合を含む。) | 管理協定の縦覧に係る掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 297 | 特定都市河川浸水被害対策法施行規則 | 国土交通省 | 第37条 第38条（準用） | 管理協定の縦覧に係る掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 298 | 景観法施行規則 | 国土交通省 | 第16条 | 管理協定を締結しようとする旨等の掲示（公告）義務義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|--------------------------|--|------------|
| 別表1 | 299 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第20条(第22条において準用する場合を含む。) | 移動等円滑化経路協定の認可等の申請の掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 300 | 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第6条第1項 | 放置等を禁止する物件の指定又はその廃止の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 301 | 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第8条第1項第1号 | 工作物等を保管した場合の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 302 | 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第11条第1項 | 保管した工作物を売却する場合の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 303 | 特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令 | 国土交通省 | 第10条第2項 | 実施協定の概要公表義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 304 | 自然公園法施行規則 | 環境省 | 第15条の11 | 風景地保護協定締結時等の掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 305 | 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程 | 環境省 | 第18条 | 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による徴収金に関する公示送達の方法(独立行政法人環境再生保全機構の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 306 | 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則 | 環境省 | 第37条 | 石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による徴収金に関する公示送達方法(独立行政法人環境再生保全機構の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 307 | 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律 | 防衛省 | 第120条第3項 | 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の規定に基づく処分に対する審査請求に対する裁決の審査請求人への公示送達方法(審査会が職務を行う場所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 308 | 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令 | 防衛省 | 第6条 | 留置物件等の返還等における掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 309 | 自衛隊法施行令 | 防衛省 | 第81条第3項 | 自衛隊法施行令の規定に基づく処分に対する審査請求に対する裁決の審査請求人への公示送達方法(防衛省の掲示場に掲示) | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|--------------------------------|-------------------|---|------------|
| 別表1 | 310 | 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則 | 防衛省 | 第22条第1項から第3項 | 送還実施計画等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 311 | 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行規則 | 内閣府 防衛省 | 第2条第2項 | 地図を閲覧に供する際の掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 312 | 沖縄振興特別措置法第21条第5項第3号に規定する基準等を定める命令 | 内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省 | 第2条 | 保全利用協定の認定申請があった旨の掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 313 | 海岸法施行令 | 国土交通省 農林水産省 | 第3条の4第1項 第1号 | 施設を保管した場合の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 314 | 海岸法施行令 | 国土交通省 農林水産省 | 第3条の7第1項 | 施設を売却する際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 315 | 海岸法施行規則 | 国土交通省 農林水産省 | 第4条の4第1項 | 動物の生息地等の保護に支障を及ぼすおそれがある行為の指定の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 316 | 海岸法施行規則 | 国土交通省 農林水産省 | 第4条の5第1項 及び第2項 | 海岸の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定等の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 317 | 許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則 | 経済産業省 法務省 | 第14条第3項 | 割賦販売法施行令第十一条第二項等に規定する公示の方法(許可割賦販売業者等の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表1 | 318 | 小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 | 経済産業省 財務省 厚生労働省 農林水産省 | 第3条 | 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に資する事項を掲示すること | 書面掲示 |
| 別表1 | 319 | 戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令 | 総務省 法務省 | 第1条 | 特定の事務を取り扱う郵便局における指定地方公共団体等の情報掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 320 | 戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令 | 総務省 法務省 | 第1条 | 公共サービス実施民間事業者における委託地方公共団体等の情報掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 321 | 災害対策基本法施行令 | 内閣府 総務省 | 第24条 | 応急公用負担に係る掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 322 | 災害対策基本法施行令 | 内閣府 総務省 | 第26条第1項第 1号 | 工作物を保管した場合の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 323 | 地すべり等防止法施行規則 | 農林水産省 国土交通省 | 第10条 | 関連事業計画の掲示(公表)義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-----------------------|--------------|--|------------|
| 別表1 | 324 | 市民農園整備促進法施行規則 | 農林水産省 国土交通省 | 第6条第1項 | 市民農園整備促進法第六条において準用する土地改良法第百十二条の規定による公告の方法（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 325 | 市民農園整備促進法施行規則 | 農林水産省 国土交通省 | 第7条第2項 | 市民農園整備促進法第六条において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告の方法（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 326 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第50条 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 327 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第65条 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 328 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第198条第1項、第2項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 329 | 商品投資に係る事業の規制に関する法律 | 経済産業省 農林水産省 | 第13条第1項、第2項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 330 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 | 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第14条 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 331 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令 | 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第9条 | 再生利用事業に係る料金の掲示（公示）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 332 | 大規模地震対策特別措置法施行令 | 内閣府 総務省 | 第13条 | 応急公用負担の手續における掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 333 | 積立式宅地建物販売業者営業保証金規則 | 国土交通省 法務省 | 第10条 | 積立式宅地建物販売業法第三十一条第三項の規定による公告の方法（都道府県の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 334 | 特定家庭用機器再商品化法施行規則 | 経済産業省 環境省 | 第5条 | 小売業者における料金の掲示（公表）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 335 | 都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令 | 国土交通省 農林水産省 | 第7条 | 管理協定を締結しようとする旨等の掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 336 | 都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令 | 国土交通省 農林水産省 | 第10条 | 景観協定の認可等の申請の公告 | 書面掲示 |
| 別表1 | 337 | 農住組合法施行規則 | 国土交通省 農林水産省 | 第7条第1項 | 農住組合法第十一条において準用する土地改良法第百十二条の規定による公告の方法（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表1 | 338 | 農住組合法施行規則 | 国土交通省 農林水産省 | 第8条第2項 | 農住組合法第十一条において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告の方法（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------------|------------------------------|-------------|---|------------|
| 別表1 | 339 | 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 | 内閣府 文部科学省 厚生労働省 | 第11条 | 幼保連携認定型こども園である旨の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 1 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 | 警察庁 | 第6条 | 営業許可証の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 2 | 古物営業法 | 警察庁 | 第12条第1項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 3 | 質屋営業法 | 警察庁 | 第16条第1項 | 利率等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 4 | 警備業法 | 警察庁 | 第6条 | 認定証の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 5 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 | 警察庁 | 第6条 | 認定証の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 6 | 探偵業の業務の適正化に関する法律 | 警察庁 | 第12条第2項 | 探偵業届出証明書の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 7 | 指定射撃場の指定に関する内閣府令 | 警察庁 | 第8条第7号 | 指定射撃場の指定内容等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 8 | 国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則 | 警察庁 | 第25条第3項 | 面会申出者の遵守事項の掲示(告知)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 9 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 | 警察庁 | 第27条第1項第1号 | 深夜における客の迷惑行為を防止するための書面掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 10 | 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 | 警察庁 | 第109条第2項 | 銃砲刀剣類所持等取締法第二十四条の二第九項に規定する公告の方法(一時保管をした場所を管轄する警察署の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表2 | 11 | 特定複合観光施設区域整備法 | 特定複合観光施設区域整備推進本部 カジノ管理委員会 | 第180条第2項 | 証票の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 12 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 | 金融庁 | 第8条第3項 | 信託業務の廃止をしようとする際に、その旨の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 13 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第36条の2第1項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 14 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第50条の2第6項 | 廃業時にその旨の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 15 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第66条の8第1項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 16 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第185条の11第2項 | 金融庁が送達すべき金融商品取引法関係書類の公示送達方法(金融庁の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表2 | 17 | 銀行法 | 金融庁 | 第16条第1項 | 臨時休業時の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 18 | 銀行法 | 金融庁 | 第38条第1項 | 廃業等の認可内容等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 19 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の2の9第2項 | 商号変更などの届出内容の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 20 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の40第1項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 21 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の47 | 臨時休業時の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|----------------------|-------|-----------------|--|------------|
| 別表2 | 22 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の48 | 受理通知内容の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 23 | 貸金業法 | 金融庁 | 第14条 | 貸付条件等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 24 | 貸金業法 | 金融庁 | 第23条 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 25 | 保険業法 | 金融庁 | 第272条の8第1項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 26 | 信託業法 | 金融庁 | 第41条第3項及び第5項 | 廃止等をしようとする際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 27 | 信託業法 | 金融庁 | 第57条第3項及び第5項 | 廃止等をしようとする際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 28 | 信託業法 | 金融庁 | 第72条第1項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 29 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第61条第3項 | 資金移動業の廃止をしようとする際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 30 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第63条の20第3項 | 暗号資産交換業の廃止等をしようとする際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 31 | 公認会計士法 | 金融庁 | 第34条の56第2項 | 金融庁が送達すべき公認会計士法関係書類の公示送達方法(金融庁の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表2 | 32 | 金融サービスの提供に関する法律 | 金融庁 | 第20条第1項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 33 | 信用金庫法施行令 | 金融庁 | 第12条第3項 | 休日の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 34 | 信用金庫法施行令 | 金融庁 | 第13条の3第3項 | 休日の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 35 | 銀行法施行令 | 金融庁 | 第5条第3項 | 休日の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 36 | 銀行法施行令 | 金融庁 | 第16条の7第3項 | 休日の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 37 | 協同組合による金融事業に関する法律施行令 | 金融庁 | 第4条第3項 | 休日の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 38 | 協同組合による金融事業に関する法律施行令 | 金融庁 | 第5条の6第3項 | 休日の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 39 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第13条の5第3項及び第4項 | 金銭債権等商品を取り扱う際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 40 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第15条第3項 | 休日の承認を受けた際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 41 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第16条第4項 | 営業時間を変更する際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 42 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第17条第3項 | 臨時休業をする際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 43 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の45第2項 | 銀行代理業者が金融商品の販売等を行う場合の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 44 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の54の2第3項 | 休日の承認を受けた際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 45 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の55第4項及び第6項 | 営業時間を変更する際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 46 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第104条第3項 | 金銭債権等商品を取り扱う場合の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 47 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第128条第3項 | 休日の承認を受けた際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 48 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第129条第4項 | 業務取扱時間を変更する際の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------------|-------|----------------|------------------------------------|------------|
| 別表2 | 49 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第130条第3項 | 臨時休業をする際の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 50 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第151条第2項 | 信用金庫代理業務を行う場合の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 51 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第160条の2第3項 | 休日の承認を受けた際の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 52 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第161条第4項及び第6項 | 業務取扱時間を変更する際の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 53 | 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第42条第3項 | 金銭債権等の商品を取り扱う場合等の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 54 | 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第65条第3項 | 休日の承認を受けた際の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 55 | 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第66条第4項 | 業務取扱時間を変更する際の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 56 | 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第67条第3項 | 臨時休業をする際の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 57 | 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第91条第2項 | 信用共同組合代理行為を行う際の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 58 | 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第100条の2第3項 | 休日の承認を受けた際の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 59 | 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第101条の第4項及び第6項 | 業務取扱時間を変更する際等の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 60 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第53条の2第3項 | 金銭債権等の商品を取り扱う場合等の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 61 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第134条第1項第2号 | 投資法人における払込金額の揭示(公示)義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 62 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第124条第2項 | 最良執行方針等の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 63 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第146条第3項 | 暗号資産関連行為に関する説明時の必要事項揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 64 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第281条の3第3項 | 暗号資産関連行為に関する説明時の必要事項揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 65 | 前払式支払手段に関する内閣府令 | 金融庁 | 第41条第3項 | 保有者に対する前払式支払手段の払戻しをしようとする場合の必要情報揭示 | 書面揭示 |
| 別表2 | 66 | 暗号資産交換業者に関する内閣府令 | 金融庁 | 第21条第3項 | 暗号資産交換業者における必要事項揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 67 | 地方税法 | 総務省 | 第84条第3項 | 登録証票の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 68 | 行政書士法 | 総務省 | 第10条の2 | 報酬額の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 69 | 地方自治法施行令 | 総務省 | 第95条の2 | 署名証明時の情報揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 70 | 地方自治法施行令 | 総務省 | 第104条第2項 | 弁明要旨の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 71 | 市町村の合併の特例に関する法律施行令 | 総務省 | 第16条第2項 | 合併協議会設置協議に関する揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 72 | 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令 | 総務省 | 第2条第2項 | 特別区設置協定書の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 73 | 行政書士法施行規則 | 総務省 | 第2条の14第1項 | 事務所標示の揭示義務 | 書面揭示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|----------------------------------|-------|-----------|--|------------|
| 別表2 | 74 | 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則 | 総務省 | 第1条の4 | 公害等調整委員会又は裁定委員会のする公示又は公表の方法（委員会の事務局の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表2 | 75 | 建物の区分所有等に関する法律 | 法務省 | 第33条第3項 | 規約保管場所の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 76 | 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律 | 法務省 | 第47条第1項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 77 | 不動産登記法 | 法務省 | 第133条第2項 | 筆界特定の申請の通知の公示方法（対象土地の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表2 | 78 | 少年院法施行令 | 法務省 | 第1条 | 少年院法に係る掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 79 | 少年鑑別所法施行令 | 法務省 | 第1条 | 少年鑑別所法に係る掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 80 | 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則 | 法務省 | 第71条第3項 | 刑事施設における面会日の掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 81 | 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則 | 法務省 | 第75条 | 刑事施設における面会相手方の遵守事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 82 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則 | 法務省 | 第88条第1項 | 一般社団法人等における公告方法 | 書面掲示 |
| 別表2 | 83 | 少年院法施行規則 | 法務省 | 第56条第3項 | 面会日の掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 84 | 少年院法施行規則 | 法務省 | 第60条 | 面会相手方の遵守事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 85 | 少年鑑別所法施行規則 | 法務省 | 第47条第3項 | 面会日の掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 86 | 少年鑑別所法施行規則 | 法務省 | 第51条 | 面会相手方の遵守事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 87 | 法務省聴聞規則 | 法務省 | 第10条第2項 | 公開審理の聴聞の期日等の公示方法（法務大臣等の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表2 | 88 | 通関業法 | 財務省 | 第18条 | 料金の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 89 | 国税徴収法 | 財務省 | 第95条第2項 | 差押財産等の公売公告の方法（税務署の掲示場その他税務署内の公衆の見やすい場所に掲示）、ただし、他の適当な場所に掲示する方法、官報又は一定の日刊新聞紙に掲げる方法等を併せて用いることも可能。 | 書面掲示 |
| 別表2 | 90 | 国税通則法 | 財務省 | 第14条第2項 | 税務署長等が送達すべき書類の公示送達の方法（行政機関の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表2 | 91 | 国有財産法施行令 | 財務省 | 第19条の3第1項 | 国有財産の調査又は測量を行うための他人の土地への立ち入りの公告方法（財務事務所等及び市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-----------------------------------|-------|----------------|---|------------|
| 別表2 | 92 | 国有財産法施行令 | 財務省 | 第19条の5 | 国有地との境界確定に係る公告方法（財務事務所等及び市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表2 | 93 | 対内直接投資等に関する政令 | 財務省 | 第4条の4第5項 | 外国為替及び外国貿易法第二十九条第一項の規定による命令関係書類の公示送達方法（財務省の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表2 | 94 | 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則 | 財務省 | 第11条の19 | 酒類小売業における酒類販売管理者情報の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 95 | 所得税法施行規則 | 財務省 | 第36条の2 | 退職給与引当金に係る規定の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 96 | たばこ事業法施行規則 | 財務省 | 第2条第2項 | 買入れ契約の申込みに必要な事項の公告方法（買入れ事務所ごとに掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表2 | 97 | たばこ事業法施行規則 | 財務省 | 第6条 | たばこの種類別耕作総面積の地域別内訳の公告方法（買入れ事務所ごとに掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表2 | 98 | 文化財保護法 | 文部科学省 | 第109条第4項 | 所有者への史跡名勝天然記念物の指定通知方法（史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表2 | 99 | 文化財保護法 | 文部科学省 | 第133条 | 所有者への登録記念物の指定通知方法（登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表2 | 100 | 宗教法人法 | 文部科学省 | 第12条第2項 | 宗教法人の目的、名称等の公告方法（宗教法人の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 別表2 | 101 | 医療法 | 厚生労働省 | 第14条の2第1項及び第2項 | 病院等の管理者氏名等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 102 | と畜場法 | 厚生労働省 | 第12条第3項 | と畜場内における使用料等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 103 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 | 厚生労働省 | 第57条の13第2項 | 標識等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 104 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第9条の5 | 取り扱う医薬品区分等必要情報の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 105 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 厚生労働省 | 第29条の4 | 取り扱う医薬品区分等必要情報の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 106 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 | 厚生労働省 | 第40条の5第1項 | 派遣先に雇用される労働者の募集に係る事項の周知義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------------|-------|---|-------------------------------|------------|
| 別表2 | 107 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 厚生労働省 | 第36条第4項 | 建物への立入制限などの措置実施の旨等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 108 | 行旅病人及行旅死亡人取扱法 | 厚生労働省 | 第9条 | 行旅死亡人の状況・遺留物件等告示方法（公署の掲示場に告示） | 書面掲示 |
| 別表2 | 109 | 狂犬病予防法施行令 | 厚生労働省 | 第8条第1項第2号 | 薬殺区域等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 110 | 勤労者財産形成促進法施行令 | 厚生労働省 | 第28条の4第5項 | 設立の認可を受けたとき等の掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 111 | 健康保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第75条 | 必要情報の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 112 | 職業安定法施行規則 | 厚生労働省 | 第24条の5第4項 | 有料職業紹介事業者の業務運営規程等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 113 | 墓地、埋葬等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第3条第2号 | 死亡者の本籍等にかかる情報の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 114 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の3 | 病院等の管理者氏名等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 115 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条の5 | 病院等の管理者氏名等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 116 | 生活保護法施行規則 | 厚生労働省 | 第13条 | 指定医療機関の標示掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 117 | クリーニング業法施行規則 | 厚生労働省 | 第1条の2第1号 | 苦情の申出先の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 118 | 保険医療機関及び保険医療養担当規則 | 厚生労働省 | 第2条の6 | 保健医療機関における生活療養等の内容 | 書面掲示 |
| 別表2 | 119 | 保険医療機関及び保険医療養担当規則 | 厚生労働省 | 第5条の3第4項 | 食事療養の内容等に係る掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 120 | 保険医療機関及び保険医療養担当規則 | 厚生労働省 | 第5条の3の2第4項 | 生活療養の内容等に係る掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 121 | 保険医療機関及び保険医療養担当規則 | 厚生労働省 | 第5条の4第2項 | 評価療養等の内容等に係る掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 122 | 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 | 厚生労働省 | 第2条の4 | 保険薬局における必要事項掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 123 | 国民年金法施行規則 | 厚生労働省 | 第83条の4第3項 | 学生納付特例事務法人の指定手続に係る掲示（周知）義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 124 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第3条 (第3条の準用：第114条、第114条の85、第137条の78、第142条、第155条、第178条、第194条の2) | 許可証の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 125 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第12条の4 | 安全衛生推進者等の氏名の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 126 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第18条 | 作業主任者の氏名の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 127 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 厚生労働省 | 第66条 | 第1種圧力容器取扱作業主任者の氏名の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-----------------------------|---------------------------------|------------|
| 別表2 | 128 | 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 | 厚生労働省 | 第1条の2の2の15 | 衛生工学衛生管理者講習機関の登録等に係る掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 129 | 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 | 厚生労働省 | 第1条の2の15 | 安全衛生推進者等養成講習期間の登録等に係る掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 130 | 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 | 厚生労働省 | 第19条の24の31 | 発破実技講習機関の登録等に係る掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 131 | 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 | 厚生労働省 | 第19条の24の46 | ボイラー実技講習機関の登録等に係る掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 132 | 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 | 厚生労働省 | 第81条 | 労働災害防止業務従事者講習機関の指定に係る掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 133 | 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 | 厚生労働省 | 第95条 | 就業制限業務従事者講習機関の指定に係る掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 134 | 雇用保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第102条の5第2項第1号イの(4) | 労働移動支援助成金に係る職業紹介事業者における掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 135 | 雇用保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第110条第2項及び第7項、第9項、第11項、第12項 | 特定求職者雇用開発助成金に係る職業紹介事業者等における掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 136 | 雇用保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第110条の3第2項及び第3項 | トライアル雇用助成金に係る職業紹介事業者等における掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 137 | 雇用保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第112条第2項第1号から第4号 | 地域雇用開発助成金における職業紹介事業者等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 138 | 作業環境測定法施行規則 | 厚生労働省 | 第51条 | 作業環境測定士資格に係る登録研修機関の登録時などの掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 139 | 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第2条第2項第4号 | 預金保全委員会の開催内容の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 140 | 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第24条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 141 | 石綿障害予防規則 | 厚生労働省 | 第3条第6項 | 工作物の解体等を行う作業場への情報掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 142 | 石綿障害予防規則 | 厚生労働省 | 第34条 | 石綿等を取り扱う作業場への情報掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 143 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第35条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|------------|--|------------|
| 別表2 | 144 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第72条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 145 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第92条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 146 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第47条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 147 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第43条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 148 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第40条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 149 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第31条第1項 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 150 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第23条第1項 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 151 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第23条第1項 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 152 | 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第27条第1項 | 入居者のサービスの選択に資する事項の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 153 | 福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する省令 | 厚生労働省 | 第2条第3項 | 説明等の通知の公示送達方法（行政庁の事務所の揭示場に揭示） | 書面揭示 |
| 別表2 | 154 | 農業協同組合法 | 農林水産省 | 第97条の4第1項 | 農業協同組合・農事組合法人における公告方法（事務所の揭示場に揭示）を定款で定める義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 155 | 水産業協同組合法 | 農林水産省 | 第126条の4第1項 | 水産業協同組合における公告方法（事務所の揭示場に揭示）を定款で定める義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 156 | 農業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第25条第3項 | 金銭債権等を取り扱う場合の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 157 | 電気工事業の業務の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第25条 | 標識の揭示義務 | 書面揭示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------|----------------|--------------------------------|---------------------|------------|
| 別表2 | 158 | 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第21条第1項 | 標準揮発油の掲示(表示)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 159 | 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第24条第1項 | 標準軽油の掲示(表示)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 160 | 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第29条第1項 | 標準灯油の表示(掲示)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 161 | 建設業法 | 国土交通省 | 第40条 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 162 | 測量法 | 国土交通省 | 第56条の5 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 163 | 国際観光ホテル整備法 | 国土交通省 | 第9条 (第18条第2項において準用する場合を含む。) | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 164 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第77条の28 | 指定区分等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 165 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第77条の35の13 | 業務区域等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 166 | 建築士法 | 国土交通省 | 第24条の5 | 建築士事務所における標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 167 | 宅地建物取引業法 | 国土交通省 | 第46条第4項 | 報酬額の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 168 | 宅地建物取引業法 | 国土交通省 | 第50条第1項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 169 | 航空法 | 国土交通省 | 第107条 | 運賃及び料金等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 170 | 旅行業法 | 国土交通省 | 第12条第1項 | 料金の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 171 | 旅行業法 | 国土交通省 | 第12条の2第3項 | 旅行業約款の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 172 | 旅行業法 | 国土交通省 | 第12条の9第1項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 173 | 砂利採取法 | 経済産業省 国土交通省 | 第29条 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 174 | 小笠原諸島振興開発特別措置法 | 国土交通省 | 第18条第2項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 175 | 積立式宅地建物販売業法 | 国土交通省 | 第39条 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 176 | 浄化槽法 | 国土交通省 | 第30条 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 177 | 貨物利用運送事業法 | 国土交通省 | 第9条 | 事業種別等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 178 | 貨物利用運送事業法 | 国土交通省 | 第27条 | 運賃等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 179 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律 | 国土交通省 | 第17条 | 登録区分等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 180 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律 | 国土交通省 | 第66条第4項 | 指定住宅紛争処理機関である旨の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 181 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律 | 国土交通省 | 第71条 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 182 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 | 国土交通省 | 第11条 | 料金の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 183 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 | 国土交通省 | 第13条第1項 | 自動車運転代行業約款の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 184 | 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第12条第2項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|--------------------|--|------------|
| 別表2 | 185 | 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律 | 国土交通省 | 第19条 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 186 | 特定多目的ダム法施行令 | 国土交通省 | 第18条 | ダムの放流に際し、危害防止のために現地に立札による掲示を定めたもの | 書面掲示 |
| 別表2 | 187 | 宅地造成等規制法施行令 | 国土交通省 | 第21条 | 監督処分に係る掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 188 | 都市計画法施行令 | 国土交通省 | 第42条第2項及び第3項 | 都市計画事業等に関する公告の内容等の掲示 代執行における公告の内容等の掲示 | 書面掲示 |
| 別表2 | 189 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第52条第1項 | 防災街区整備事業の施行時の書類の送付に代わる掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 190 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第55条第2項 | 防災都市施設に関する公告の内容等の掲示 | 書面掲示 |
| 別表2 | 191 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第25条第1項 | マンション建替事業の施行に係る書類の送付に代わる掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 192 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第34条第1項 | マンション敷地売却事業の実施に係る書類の送付に代わる掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 193 | 軌道運輸規程 | 国土交通省 | 第3条 | 時刻表等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 194 | 鉄道船舶通シ運送規則 | 国土交通省 | 第2条第2項 | 要償額の表示料の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 195 | 鉄道運輸規程 | 国土交通省 | 第8条第1項 | 時刻表等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 196 | 鉄道運輸規程 | 国土交通省 | 第9条 | 運転休止時等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 197 | 昭和19年運輸通信省令第111号 (荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハザル鉄道運送品等ノ公告ニ関スル件) | 国土交通省 | 第1条第1項 | 荷受人等不明の運送品等にかかる掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 198 | 自動車道事業規則 | 国土交通省 | 第21条の2 | 使用料金等の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 199 | モーターボート競走法施行規則 | 国土交通省 | 第24条第2項 | 払戻金額の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 200 | モーターボート競走法施行規則 | 国土交通省 | 第27条第2項 | 舟券発売枚数の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 201 | 道路運送車両法施行規則 | 国土交通省 | 第62条の2の2 第1項第1号 | 作業料金の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 202 | 道路運送法施行規則 | 国土交通省 | 第15条の6 | 事業計画の変更手続時の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 203 | 道路運送法施行規則 | 国土交通省 | 第51条の14第2項 | 旅客から収受する対価の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 204 | 道路運送法施行規則 | 国土交通省 | 第51条の19第3項 | 運転者証の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 205 | 道路運送法施行規則 | 国土交通省 | 第51条の24 | 運転者氏名の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 206 | 道路運送法施行規則 | 国土交通省 | 第55条 | 利害関係人への意見聴取時の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 207 | 道路運送法施行規則 | 国土交通省 | 第60条の2 | 許可取消し等に係る聴聞実施時の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------|-------|----------------|--|------------|
| 別表2 | 208 | 航空法施行規則 | 国土交通省 | 第92条第4号 | 空港における禁止行為の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 209 | 航空法施行規則 | 国土交通省 | 第108条第3号 | 航空保安無線施設における禁止行為の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 210 | 航空法施行規則 | 国土交通省 | 第126条第3号 | 航空灯火に係る禁止行為の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 211 | 旅客自動車運送事業運輸規則 | 国土交通省 | 第5条第2項及び第4項 | 一般乗合旅客自動車運送事業者の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 212 | 旅客自動車運送事業運輸規則 | 国土交通省 | 第6条第2項 | 運賃等公示事項の変更に係る掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 213 | 旅客自動車運送事業運輸規則 | 国土交通省 | 第7条第3項 | 事業休止時等の掲示(公示義務) | 書面掲示 |
| 別表2 | 214 | 旅客自動車運送事業運輸規則 | 国土交通省 | 第16条第1項 | 遅延時の原因掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 215 | 旅客自動車運送事業運輸規則 | 国土交通省 | 第17条 | 事故に関する掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 216 | 旅客自動車運送事業運輸規則 | 国土交通省 | 第42条第1項から第4項 | 事業用自動車内への掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 217 | 河川法施行規則 | 国土交通省 | 第18条の2第1項から第5項 | 舟等が水門を通航する際に、長さ、幅等の制限について、注意を促すために掲示を定めた規程 | 書面掲示 |
| 別表2 | 218 | 都市計画法施行規則 | 国土交通省 | 第38条の3第1号 | 有償譲渡の制限に関する周知措置としての掲示 | 書面掲示 |
| 別表2 | 219 | 都市計画法施行規則 | 国土交通省 | 第42条第1項第1号 | 有償譲渡の制限に関する周知措置としての掲示 | 書面掲示 |
| 別表2 | 220 | 都市計画法施行規則 | 国土交通省 | 第57条の3 | 都市施設等整備協定を締結した旨の公告としての掲示 | 書面掲示 |
| 別表2 | 221 | タクシー業務適正化特別措置法施行規則 | 国土交通省 | 第45条 | 輸送施設の使用の停止等に係る聴聞実施時の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 222 | 被災市街地復興特別措置法施行規則 | 国土交通省 | 第4条 | 代執行における公告の内容等の掲示 | 書面掲示 |
| 別表2 | 223 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第121条第2項及び第5項 | 防災街区整備事業者施行者の認可時等の広告内容等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 224 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第131条 | 避難経路協定の認可等の申請の掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 225 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第102条 | 指定住宅紛争処理機関である旨の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 226 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第83条第2項 | 管理事務の委託に関する重要事項説明会に関する情報掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 227 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第89条第3項 | 管理事務に係る説明に関する情報掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 228 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第105条第2項から第9項 | 組合の設立認可時等に必要になる掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 229 | 国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第14条第2項 | 賃借人公募における掲示(広告)義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-----------------------|------------|--|------------|
| 別表2 | 230 | 国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第23条第2項 | 譲受人の公募における掲示(広告)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 231 | 国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第35条第2項 | 賃借人公募における掲示(広告)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 232 | 国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第44条第2項 | 譲受人の公募における掲示(広告)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 233 | 海上保安留置施設及び海上保安被留置者の処遇に関する規則 | 国土交通省 | 第26条 | 弁護士等以外の者との面会の相手方の遵守事項の掲示(告知)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 234 | 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則 | 国土交通省 | 第11条の2 | 利害関係人等への意見聴取をする際の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 235 | 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則 | 国土交通省 | 第11条の7 | 許可取消しの処分等に係る聴聞を行う際の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 236 | 温泉法 | 環境省 | 第18条第1項 | 温泉の成分等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 237 | 温泉法 | 環境省 | 第24条 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 238 | 大気汚染防止法 | 環境省 | 第18条の15第5項 | 調査結果等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 239 | 動物の愛護及び管理に関する法律 | 環境省 | 第18条 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 240 | 浄化槽法 | 環境省 | 第39条 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 241 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 | 環境省 | 第48条の2第5項 | 保護増殖事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等のための立ち入り通知の公示方法(土地又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 別表2 | 242 | 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 | 環境省 | 第7条 | 第一種動物取扱業者における標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 243 | 奄美群島振興開発特別措置法 | 国土交通省 総務省 農林水産省 | 第18条第2項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 244 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第52条第15号 | 監理団体における業務運営に係る規定の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 245 | 確定拠出年金法 | 厚生労働省 金融庁 | 第94条第1項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 246 | 株式会社商工組合中央金庫法 | 経済産業省 金融庁 財務省 | 第32条第1項 | 臨時休業時等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 247 | 株式会社商工組合中央金庫法施行令 | 経済産業省 財務省 金融庁 | 第12条第3項 | 休日の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|---------------------|-------------------|------------------------------------|------------|
| 別表2 | 248 | 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令 | 農林水産省 金融庁 | 第9条第3項及び第4項 | 外国投資信託の受益証券等の商品を取り扱う場合の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 249 | 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令 | 農林水産省 金融庁 | 第50条の15第2項 | 特定信用事業代理行為を行う際の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 250 | 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則 | 経済産業省 金融庁 財務省 | 第5条第6号 | 商工組合中央金庫の名称等の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 251 | 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則 | 経済産業省 金融庁 財務省 | 第15条第3項及び第4項 | 金銭債権等の商品を取り扱う場合の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 252 | 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則 | 経済産業省 金融庁 財務省 | 第66条第3項 | 休日の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 253 | 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則 | 経済産業省 金融庁 財務省 | 第67条第4項 | 営業時間を変更する際の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 254 | 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則 | 経済産業省 金融庁 財務省 | 第68条第3項 | 臨時休業する際の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 255 | 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令 | 法務省 警察庁 国土交通省 | 第1条 | 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく揭示(公告)義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 256 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | 国土交通省 環境省 | 第33条 | 標識の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 257 | 自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令 | 国土交通省 金融庁 | 第12条 | 指定紛争処理機関である旨の揭示 | 書面揭示 |
| 別表2 | 258 | 自動車損害賠償保障法 | 国土交通省 金融庁 | 第23条の5第5項 | 指定紛争処理機関である旨の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 259 | 住宅宿泊事業法 | 国土交通省 厚生労働省 | 第13条 | 標識の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 260 | 住宅宿泊事業法 | 国土交通省 厚生労働省 | 第39条 | 標識の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 261 | 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 | 農林水産省 金融庁 | 第12条第3項及び第4項 | 金銭債権等の商品を取り扱う場合等の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 262 | 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 | 農林水産省 金融庁 | 第57条の15第2項 | 特定信用事業代理行為を行う際の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 263 | 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則 | 農林水産省 金融庁 | 第11条第3項第19号及び第26号 | 業務代理組合における標識等の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 264 | 農林中央金庫法施行規則 | 農林水産省 金融庁 | 第62条第3項及び第4項 | 金銭債権等の商品を取り扱う場合等の揭示義務 | 書面揭示 |
| 別表2 | 265 | 農林中央金庫法施行規則 | 農林水産省 金融庁 | 第131条第2項 | 農林中央金庫代理行為を行う旨の揭示義務 | 書面揭示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|----------------------------|--------------|--|--|------------|
| 別表2 | 266 | 農林中央金庫法施行規則 | 農林水産省 金融庁 | 第148条第2項 | 休日の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 267 | 農林中央金庫法施行規則 | 農林水産省 金融庁 | 第149条 | 臨時休業の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 268 | 不動産特定共同事業法 | 国土交通省 金融庁 | 第16条第1項 (第50条第2項 において準用 する場合を含 む。) | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 269 | 労働金庫法施行令 | 金融庁 厚生労働省 | 第6条第3項 | 休日の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 270 | 労働金庫法施行令 | 金融庁 厚生労働省 | 第7条の2第3項 | 休日の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 271 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第87条第3項 | 労働金庫が取り扱う金銭債権 等商品に関する掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 272 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第110条第3項 | 休日の承認を受けた際の掲示 義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 273 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第111条第4項 | 業務取扱時間を変更する際の 掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 274 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第112条第3項 | 臨時休業する際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 275 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第133条第2項 | 労働金庫代理業者の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 276 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第142条の2第3 項 | 特定労働金庫代理業者の休日 に係る掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表2 | 277 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第143条第4項 及び第6項 | 特定労働金庫代理業者の業務 取扱時間等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 1 | 道路交通法 | 警察庁 | 第51条の4 第18項 | 地方団体の長が放置違反金等 の送達すべき書類の公示送達 方法 (地方団体の掲示場に掲 示) | 書面掲示 |
| 新規 | 2 | 道路交通法 | 警察庁 | 第51条の4 第7項 | 公安委員会が送達すべき納付 命令の公示送達方法 (公安委 員会の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 3 | 道路交通法 | 警察庁 | 第49条の3第4 項 | 駐車車両の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 4 | 刑事収容施設及び被収容者等の 処遇に関する法律 | 警察庁 | 第229条 | 警察本部長が送達すべき公示 送達方法 (警察本部の掲示場 に掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 5 | 道路交通法施行令 | 警察庁 | 第14条の7第2 項 | パーキングチケットの掲示義 務 | 書面掲示 |
| 新規 | 6 | 道路交通法施行令 | 警察庁 | 第24条第1項第 2号 | 車両の制限外許可証の掲示義 務 | 書面掲示 |
| 新規 | 7 | 道路交通法施行規則 | 警察庁 | 第6条の3の4第 3項 | 普通自動車の高齢者標識の掲 示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 8 | 金融サービスの提供に関する法 律施行令 | 金融庁 | 第14条第1項 | 金融商品販売業者等の勧誘方 針の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--------------------------------------|-------|------------|---|------------|
| 新規 | 9 | 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第50条第3項 | 信託契約等の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 10 | 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第72条第1項 | 特定投資家の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 11 | 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第78条第1項 | 特定投資家の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 12 | 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第128条第5項 | 貸付条件の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 13 | 資金移動業者に関する内閣府令 | 金融庁 | 第38条第4項 | 資金移動業者の廃止の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 14 | 暗号資産交換業者に関する内閣府令 | 金融庁 | 第40条第4項 | 暗号資産交換業者の廃止の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 15 | 貸金業法施行規則 | 金融庁 | 第20条 | 標識の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 16 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の63第1項 | 商号等の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 17 | 預託等取引に関する法律 | 消費者庁 | 第24条第2項 | 消費者庁が送達すべき預託等取引に関する法律関係書類の公示送達方法（消費者庁の揭示場に揭示） | 書面揭示 |
| 新規 | 18 | 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律 | 消費者庁 | 第74条第2項 | 特定適格消費者団体である旨の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 19 | 公職選挙法 | 総務省 | 第131条第3項 | 標札の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 20 | 地方自治法施行令 | 総務省 | 第99条 | 事務の監査の署名証明時の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 21 | 地方自治法施行令 | 総務省 | 第100条 | 議会の解散の署名証明時の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 22 | 地方自治法施行令 | 総務省 | 第110条 | 議会の議員の解職の署名証明時の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 23 | 地方自治法施行令 | 総務省 | 第116条 | 長の解職の署名証明時の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 24 | 地方自治法施行令 | 総務省 | 第121条 | 主要公務員の解職の署名証明時の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 25 | 地方自治法施行令 | 総務省 | 第181条第2項 | 特別法の住民投票の法律及びその要旨の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 26 | 地方自治法施行令 | 総務省 | 第113条 | 議会の議員の解職の請求要旨及び弁明要旨の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 27 | 地方自治法施行令 | 総務省 | 第116条の2 | 普通地方公共団体の長の解職の弁明要旨の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 28 | 市町村の合併の特例に関する法律施行令 | 総務省 | 第30条第2項 | 同一請求に基づく合併協議会設置協議に関する揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 29 | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 | 法務省 | 第11条第2項 | 手続内容等の揭示義務 | 書面揭示 |
| 新規 | 30 | 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 | 法務省 | 第161条 | 矯正管区長が送達すべき書類の公示送達方法（矯正管区の揭示場に揭示） | 書面揭示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|---------------------|---------------------------------|------------|
| 新規 | 31 | 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 | 法務省 | 第162条 | 法務大臣が送達すべき書類の公示送達方法（法務省の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 32 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第10条の3 | 専門医療機関連携薬局の区分の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 33 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第10条の5 第15条の16の2 | 地域連携薬局等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 34 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 厚生労働省 | 第29条 | ボイラー検査証等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 35 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令 | 厚生労働省 | 第6条 | 存続厚生年金基金の規約の変更に係る掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 36 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第49条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令 | 厚生労働省 | 第54条の規定により準用された第6条 | 企業年金連合会（存続連合会）の規約の変更に係る掲示（公告）義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|---|---|------------|
| 新規 | 37 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）第48第1項の規定によりなおその効力を有するものとされ、読み替えられた第1条の規定による廃止前の厚生年金基金基則 | 厚生労働省 | 第71条第3項（第72条の2第2項及び第72条の4第2項の規定により準用する場合も含む。） | 企業年金連合会（存続連合会）による厚生年金基金の中途脱退者等に対する通知に係る掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 38 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号） | 厚生労働省 | 第38条第3項 | 確定給付企業年金の事業主等の解散基金加入員等に対する通知に係る掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 39 | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号） | 厚生労働省 | 第29条 | 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 40 | 労働基準法 | 厚生労働省 | 第106条第1項 | 就業規則等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 41 | 森林法 | 農林水産省 | 第30条 | 保安林予定森林又は解除予定保安林に関する通知等の方法（市町村の事務所に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 42 | 森林法 | 農林水産省 | 第30条の2 | 保安林予定森林又は解除予定保安林に関する通知等の方法（市町村の事務所に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 43 | 森林法 | 農林水産省 | 第33条の3 | 保安林の指定施業要件の変更の通知等の方法（市町村の事務所に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 44 | 森林法 | 農林水産省 | 第44条 | 保安施設地区の指定及び保安施設地区に係る指定施業要件の変更に関する通知等の方法（市町村の事務所に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 45 | 家畜伝染病予防法施行令 | 農林水産省 | 第5条第3項 | 通行制限実施時の情報掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 46 | 国有林野の管理経営に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第28条の18 | 新規の分収造林契約の公募についての掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 47 | 国有林野の管理経営に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第39条の2 | 新規の分収育林契約の公募についての掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 48 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第19条の6 | 保管のみを行う製造所に係る登録証の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---------------------|-------|--------------|--|------------|
| 新規 | 49 | 森林法施行規則 | 農林水産省 | 第31条第1項 | 公益的機能維持増進協定の公告（森林管理局の掲示板に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 50 | 卸売市場法施行規則 | 農林水産省 | 第28条 | 地方卸売市場の休止等に関する掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 51 | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第40条第1項 | 協定の認可等の申請の際の掲示（公告）義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 52 | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第41条 | 協定区域の明示の方法の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 53 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第8条 | 認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 54 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第38条の5 | 変更等の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 55 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第57条の2の2第1項 | 認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 56 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第55条 | 認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 57 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第57条の7 | 認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 58 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第57条の10第2項 | 認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 59 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第57条の14の2 | 認可の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 60 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第57条の18 | 変更等の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 61 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第57条の20第3項 | 変更等の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 62 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第57条の25 | 変更等の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 63 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第57条の27の2第3項 | 変更等の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 64 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第57条の29の2 | 変更等の申請がなされた場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 65 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第61条の4 | 申請によらない場合の掲示（公告）義務（市町村の事務所の掲示場に掲示） | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-----------|-------|----------|--|------------|
| 新規 | 66 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第61条の5の3 | 申請によらない場合の掲示 (公告)義務(市町村の事務所 の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 67 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第67条の10 | 変更等の申請がなされた場合 の掲示(公告)義務(市町村 の事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 68 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第74条 | 認可の申請がなされた場合の 掲示(公告)義務(市町村の 事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 69 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第75条の4の3 | 変更等の申請がなされた場合 の掲示(公告)義務(市町村 の事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 70 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第76条の4 | 申請によらない場合の掲示 (公告)義務(市町村の事務所 の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 71 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第76条の11 | 変更等を行う場合の掲示(公 告)義務(市町村の事務所の 掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 72 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第80条 | 認可の申請がなされた場合の 掲示(公告)義務(市町村の 事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 73 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第81条 | 交換分合計画を定めた場合の 掲示(公告)義務(市町村の 事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 74 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第89条 | 水の使用等に関する権利の交 換分合の掲示(公告)義務 (市町村の事務所の掲示場に 掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 75 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第90条第1項 | 書類の送付に代わる掲示(公 告)義務(市町村の事務所の 掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 76 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第91条第2項 | 占有者不明の際の掲示(公 告)義務(市町村の事務所の 掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 77 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第95条 | 認可の申請がなされた場合の 掲示(公告)義務(市町村の 事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 78 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第99条 | 認可の申請がなされた場合の 掲示(公告)義務(市町村の 事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 79 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第100条 | 認可の申請がなされた場合の 掲示(公告)義務(市町村の 事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 80 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第106条 | 土地改良法等の公告方法を定 めた掲示義務(市町村又は農 業委員会は市町村の事務所の 掲示場に掲示) | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|----------------------------------|-------|------------|--|------------|
| 新規 | 81 | 株式会社商工組合中央金庫法 | 経済産業省 | 第76条第1項第2号 | 臨時休業時等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 82 | 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則 | 経済産業省 | 第44条第1項 | 特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 83 | 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則 | 経済産業省 | 第49条第1項 | 特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 84 | 実用新案法 | 経済産業省 | 第55条第2項 | 特許庁が送達すべき特許法関係書類の公示送達方法（特許庁の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 85 | 意匠法 | 経済産業省 | 第68条第5項 | 特許庁が送達すべき特許法関係書類の公示送達方法（特許庁の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 86 | 商標法 | 経済産業省 | 第77条第5項 | 特許庁が送達すべき特許法関係書類の公示送達方法（特許庁の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 87 | 建設業法 | 国土交通省 | 第24条の8第4項 | 施工体系図の掲示義務（工事現場の見やすい場所） | 書面掲示 |
| 新規 | 88 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第14条の3第1項 | 再下請負通知を行わなければならない旨等を記載した書面の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 89 | 都市再開発法施行規則 | 国土交通省 | 第39条第2項 | 国土交通大臣、都道府県知事又は施行者による施行の認可等に係る公告の方法（施行地区内の適当な場所に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 90 | 都市再開発法施行規則 | 国土交通省 | 第39条第3項 | 国土交通大臣、都道府県知事又は施行者による都市再開発法第七条の十六第二項において準用する事業計画の変更等に係る公告の方法（施行地区内の適当な場所に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 91 | 都市再開発法施行規則 | 国土交通省 | 第39条第4項 | 施行者による権利変換計画の認可等に係る公告の方法（施行地区内の適当な場所に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 92 | 都市再開発法施行規則 | 国土交通省 | 第39条第5項 | 都道府県知事、市長、施行者又は事業代行者による違反行為に対する措置等に係る公告の方法（施行地区内の適当な場所に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 93 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第9条の4第2項 | 有害液体汚染防止規定の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 94 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第9条の4第7項 | 海洋汚染防止緊急措置手引書の掲示 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|----------------|-----------------------|--|------------|
| 新規 | 95 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令 | 国土交通省 | 第35条第5項 | 海洋汚染防止緊急措置手引書等の掲示に関する技術上の基準 | 書面掲示 |
| 新規 | 96 | 港湾運送事業法 | 国土交通省 | 第22条の4 | 港湾運送関連事業者の料金の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 97 | 港湾運送事業法 | 国土交通省 | 第33条の2第2項 | 指定区間においてする内航運送の料金の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 98 | 海岸法施行規則 | 国土交通省 農林水産省 | 第11条 | 一般公共海岸区域での、施設を保管した場合の掲示（公示）義務、施設を売却する際の掲示義務、動物の生息地等の保護に支障を及ぼすおそれがある行為の指定の掲示（公示）義務、海岸の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定等の掲示（公示）義務、競争入札における掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 99 | 住宅宿泊事業法 | 国土交通省 | 第60条 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 100 | 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 | 国土交通省 | 第275条 | 管区海上保安本部長が送達すべき書類の公示送達方法（管区海上保安本部の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 101 | 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 | 国土交通省 | 第276条 | 海上保安庁長官が送達すべき書類の公示送達方法（海上保安庁の掲示場に掲示） | 書面掲示 |
| 新規 | 102 | 船員法 | 国土交通省 | 第113条 | 海上労働証書等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 103 | 河川法施行令 | 国土交通省 | 第31条 | ダムの放流に際し、危害防止のために現地に立札による掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 104 | 河川法施行規則 | 国土交通省 | 第26条 | ダムの放流に際し、危害防止のために現地に立札による掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 105 | 特定多目的ダム法施行規則 | 国土交通省 | 第8条 | ダムの放流に際し、危害防止のために現地に立札による掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 106 | 独立行政法人水資源機構法施行令 | 国土交通省 | 第17条 | 放流等による危害防止のための掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 107 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 附則（平成16年法律第36号）第9条第3項 | 設備の名称等の一覧表の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 108 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第9条の4第3項 | 海洋汚染防止規程の掲示 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|------------------------------------|----------------|-----------------|--|------------|
| 新規 | 109 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第9条の4第2項 | 有害液体汚染防止規程の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 110 | 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第15条第1項 | 施工体系図の掲示義務 (公衆の見やすい場所) | 書面掲示 |
| 新規 | 111 | 住宅宿泊事業法 | 国土交通省 | 第55条 | 約款の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 112 | 住宅宿泊事業法 | 国土交通省 | 第56条 | 料金の掲示(公示)義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 113 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第16条の4第2項 | 特定粉じん排出等作業の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 114 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 | 農林水産省 環境省 | 第13条第5項 | 防除の実施に係る特定外来生物の捕獲等のための立ち入り通知の掲示(公示)義務(土地又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に掲示) | 書面掲示 |
| 新規 | 115 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則 | 農林水産省 環境省 | 第8条第2号 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 116 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第240条の9第1項、第2項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 117 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第59条 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 118 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第72条 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 119 | 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 | 国土交通省 厚生労働省 | 第19条 | 登録事項の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 120 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第89条第1項 | 臨時休業時の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 121 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第89条第1項 | 廃業等の認可内容等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 122 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第89条第3項 | 商号変更などの届出内容の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 123 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第89条第3項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 124 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第89条第5項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 125 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第89条第5項 | 臨時休業時の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 126 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第89条第5項 | 受理通知内容の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 127 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第169条第1項 第6号 | 所属信用金庫による信用金庫代理業者に商号等を掲示させるための措置 | 書面掲示 |
| 新規 | 128 | 協同組合による金融事業に関する法律 | 金融庁 | 第6条第1項 | 臨時休業時の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 129 | 協同組合による金融事業に関する法律 | 金融庁 | 第6条第1項 | 廃業等の認可内容等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 130 | 協同組合による金融事業に関する法律 | 金融庁 | 第6条の5第1項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 131 | 協同組合による金融事業に関する法律 | 金融庁 | 第6条の5第1項 | 臨時休業時の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 132 | 協同組合による金融事業に関する法律 | 金融庁 | 第6条の5第1項 | 受理通知内容の掲示義務 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--------------------------------------|----------------|-------------------|--------------------------------------|------------|
| 新規 | 133 | 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第109条第1項 第6号 | 所属信用協同組合による信用協同組合代理業者に商号等を掲示させるための措置 | 書面掲示 |
| 新規 | 134 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第94条第1項 | 臨時休業時の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 135 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第94条第1項 | 廃業等の認可内容等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 136 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第94条第3項 | 標識の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 137 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第94条第3項 | 臨時休業時の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 138 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第94条第3項 | 受理通知内容の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 139 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第151条第1項 第6号 | 所属労働金庫による労働金庫代理業者に商号等を掲示させるための措置 | 書面掲示 |
| 新規 | 140 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の60の9 第1項 | 標識の掲示 | 書面掲示 |
| 新規 | 141 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の60の 36第3項 | 電子決済等取扱業の廃止等をしようとする際の掲示 | 書面掲示 |
| 新規 | 142 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第89条第7項 | 標識の掲示 | 書面掲示 |
| 新規 | 143 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第89条第7項 | 電子決済等取扱業の廃止等をしようとする際の掲示 | 書面掲示 |
| 新規 | 144 | 協同組合による金融事業に関する法律 | 金融庁 | 第6条の5 | 標識の掲示 | 書面掲示 |
| 新規 | 145 | 協同組合による金融事業に関する法律 | 金融庁 | 第6条の5 | 電子決済等取扱業の廃止等をしようとする際の掲示 | 書面掲示 |
| 新規 | 146 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第62条の25第3 項 | 電子決済手段等取引業の廃止をしようとする際の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 147 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第42条第1項 | マンション敷地分割事業の施行に係る書類の送付に代わる掲示(公告)義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 148 | 商品先物取引法 | 農林水産省 経済産業省 | 第197条第3項 | 廃業等の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 149 | 港湾法 | 国土交通省 | 第50条の19第3 項 | 官民連携国際旅客船受入促進協定の写しの閲覧 | 書面掲示 |
| 新規 | 150 | 道路法 | 国土交通省 | 第48条の29の6 第3項 | 協定を閲覧に供している旨の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 151 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第91条の4 第1項 | 労働金庫及び労働金庫連合会の公告方法としての掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 152 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第87条の4 第1項 | 信用金庫及び信用金庫連合会の広告方法としての掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 153 | 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律 | 消費者庁 | 第101条第2項 | 消費者団体訴訟等支援法人である旨の掲示義務 | 書面掲示 |
| 新規 | 154 | 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律 | 厚生労働省 | 第7条 | 標識の掲示 | 書面掲示 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------------|-----------------|-------------------------------------|------------|
| 新規 | 155 | 輸出入取引法 | 経済産業省 | 第15条第3項 | 輸出組合・輸入組合の定款の 必要的記載事項である公告方 法 | 書面掲示 |
| 新規 | 156 | 中小企業等協同組合法 | 経済産業省 | 第33条第4項 | 中小企業等協同組合の公告方 法の掲示義務 | 書面掲示 |
| 別表1 | 1 | 人事院規則13-1 (不利益処分 についての審査請求) | 人事院 | 第69条 | 公平委員会が取りまとめた調 書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 2 | 人事院規則8-12 (職員の任 免) | 人事院 | 第15条 | 採用候補者名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 3 | 人事院規則2-1 (人事院会議及 びその手続) | 人事院 | 第6条第6項,第7 項 | 人事院会議の議事日程及び議 事録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 4 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第10条第2項 | 認証申請書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 5 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第28条第3項 | 事業報告書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 6 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第30条 | 事業報告書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 7 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第45条第1項第 5号 | 認定の基準としての定款等の 閲覧請求時の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 8 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第52条第4項 | 事業報告書、役員名簿、定款 等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 9 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第54条第4項 | 認定申請の添付書類及び役員 報酬規程等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 10 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第56条 | 役員報酬規定等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 11 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第25条第5項 | 特定非営利活動法人の定款変 更の認証に係る縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 12 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第34条第5項 | 特定非営利活動法人の合併の 認証にかかる縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 13 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第62条 | 特例認定特定非営利活動法人 の事業報告書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 14 | 国家戦略特別区域法 | 内閣府 | 第21条第3項 | 国家戦略都市計画建築物等整 備事業を定める旨の公告・縦 覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 15 | 公文書等の管理に関する法律 | 内閣府 | 第7条第2項 | 管理簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 16 | 公文書等の管理に関する法律 | 内閣府 | 第11条第3項 | 管理簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 17 | 公文書等の管理に関する法律施 行令 | 内閣府 | 第4条第2号及 び第4号 | 資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 18 | 公文書等の管理に関する法律施 行令 | 内閣府 | 第6条第2号及 び第4号 | 資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 19 | 民間資金等の活用による公共施 設等の整備等の促進に関する法 律施行規則 | 内閣府 | 第2条第4項 | 実施方針の策定の見通しの閲 覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 20 | 日本学術会議会則 | 内閣府 | 第18条第5項 | 会議録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 21 | 大規模災害からの復興に関する 法律 | 内閣府 | 第12条第4項 | 復興計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 22 | 私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律 | 公正取引委員 会 | 第52条 | 証拠の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 23 | 私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律 | 公正取引委員 会 | 第58条第5項 | 報告書等の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|------------|----------------------------------|------------|
| 別表1 | 24 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則 | 警察庁 | 第37条 | 意見聴取調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 25 | 遺失物法施行令 | 警察庁 | 第2条第2項 | 公告の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 26 | 暗号資産交換業者に関する内閣府令 | 金融庁 | 第8条 | 登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 27 | 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第17条第1項 | 有価証券届出書等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 28 | 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第18条 | 書類の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 29 | 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第20条 | 大量保有報告書等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 30 | 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第21条 | 大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 31 | 企業内容等の開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第21条第1項 | 有価証券届出書等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 32 | 企業内容等の開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第22条第1項 | 書類の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 33 | 企業内容等の開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第23条第1項 | 書類の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 34 | 協同組合による金融事業に関する法律 | 金融庁 | 第6条の5の9第3項 | 登録の申請等に関する届出の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 35 | 金融サービスの提供に関する法律 | 金融庁 | 第14条第3項 | 金融サービス仲介業者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 36 | 金融サービスの提供に関する法律 | 金融庁 | 第18条第5項 | 電子決済等代行業を行う金融サービス仲介業者に係る名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 37 | 金融サービスの提供に関する法律 | 金融庁 | 第42条第1項 | 認定金融サービス仲介業協会による会員名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 38 | 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律 | 金融庁 | 第5条第3項 | 特定金融会社等登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 39 | 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第7条 | 特定金融会社等登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 40 | 金融商品取引業協会等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第4条 | 登録原簿の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 41 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第25条第1項 | 有価証券届出書等の公衆縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 42 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第25条第2項 | 有価証券の発行者による関係書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 43 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第25条第3項 | 金融商品取引所等による縦覧書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 44 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第27条の30の7 | 開示用電子情報処理組織を使用して手続が行われた場合の公衆縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 45 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第27条の30の8 | 金融商品取引所等による公衆縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-----------------|-------|--------------|---------------------|------------|
| 別表1 | 46 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第27条の30の10 | 発行者等による公衆縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 47 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第66条の39 | 説明書類を事務所に備え置いての縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 48 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第67条の11第2項 | 店頭売買有価証券登録原簿の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 49 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第68条第6項 | 認可協会会員名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 50 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第78条の2第2項 | 認定協会会員名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 51 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第27条の22の2第2項 | 公開買付届出書等の公衆縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 52 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第27条の29第2項 | 大量保有報告書等の訂正報告書の公衆縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 53 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第27条の14第1項 | 公開買付届出書等の公衆縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 54 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第27条の14第2項 | 公開買付届出書等の公衆縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 55 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第27条の14第3項 | 公開買付届出書等の公衆縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 56 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第27条の28第1項 | 大量保有報告書等の公衆縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 57 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第27条の28第2項 | 大量保有報告書等の公衆縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 58 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の50第2項 | 銀行代理業者の報告書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 59 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の61の4 | 電子決済等代行業者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 60 | 資金移動業者に関する内閣府令 | 金融庁 | 第8条 | 登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 61 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第9条第3項 | 第三者型発行者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 62 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第6条 | 自家型発行者名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 63 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第39条第3項 | 資金移動業者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 64 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第63条の4第3項 | 暗号資産交換業者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 65 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第89条 | 認定資金決済事業者協会の会員名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 66 | 信託業法 | 金融庁 | 第77条第2項 | 信託契約代理業務に関する報告書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 67 | 信託業法施行規則 | 金融庁 | 第15条第1項 | 管理型信託会社登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 68 | 信託業法施行規則 | 金融庁 | 第51条の6 | 自己信託登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 69 | 信託業法施行規則 | 金融庁 | 第53条第3項 | 管理型信託会社登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 70 | 信託業法施行規則 | 金融庁 | 第59条 | 管理型外国信託会社登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 71 | 信託業法施行規則 | 金融庁 | 第73条 | 管理型契約代理店登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 72 | 前払式支払手段に関する内閣府令 | 金融庁 | 第13条 | 名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 73 | 前払式支払手段に関する内閣府令 | 金融庁 | 第18条 | 登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------------------|-------------|--------------|-----------------------------|------------|
| 別表1 | 74 | 貸金業法 | 金融庁 | 第9条 | 貸金業者登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 75 | 貸金業法 | 金融庁 | 第24条の44 | 財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 76 | 貸金業法 | 金融庁 | 第37条第7項 | 協会員名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 77 | 貸金業法 | 金融庁 | 第41条の25 | 加入貸金業者の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 78 | 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第31条第1項 | 有価証券届出書等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 79 | 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第31条第2項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 80 | 認定資金決済事業者協会に関する内閣府令 | 金融庁 | 第3条 | 名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 81 | 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第22条第1項 | 公開買付け届出書等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 82 | 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第22条第3項 | 書類の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 83 | 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第33条第1項 | 公開買付け届出書等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 84 | 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第33条第3項 | 書類の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 85 | 保険業法 | 金融庁 | 第288条第3項 | 保険仲立人登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 86 | 保険業法 | 金融庁 | 第32条の2第3項第1号 | 社員の名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 87 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第211条の7 | 少額短期保険業者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 88 | 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 | 金融庁 | 第8条第1項 | 届出書等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 89 | 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 | 金融庁 | 第56条第4項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 90 | 独立行政法人国民生活センター法施行規則 | 消費者庁 | 第2条 | 紛争解決委員会委員及び特別委員の名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 91 | 独立行政法人国民生活センター法施行規則 | 消費者庁 | 第35条第1項,第3項 | 事件の記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 92 | 消費者安全法 | 消費者庁 | 第11条の17第2項1号 | 財務諸表等の備付け及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 93 | 特定商取引に関する法律 | 消費者庁 | 第27条の2第2項 | 訪問販売協会の社員の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 94 | 特定商取引に関する法律 | 消費者庁 | 第45条第2項 | 書類の備付け及び閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 95 | 消費者契約法 | 消費者庁 法務省 | 第31条第4項第1号 | 適格消費者団体の財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 96 | 東日本大震災復興特別区域法 | 復興庁 | 第48条第4項 | 復興整備計画に記載する旨の公告・縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 97 | 福島復興再生特別措置法 | 復興庁 | 第68条第3項 | 地熱資源開発計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 98 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第11条第1項 | 国又は地方公共団体の機関による住民基本台帳の一部の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------|-------|--------------|--------------------------------------|------------|
| 別表1 | 99 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第11条の2 | 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 100 | 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 | 総務省 | 第15条第2項 | 電磁的記録の開示方法に関する定め | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 101 | 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 | 総務省 | 第17条第4項 | 手数料に関する定め | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 102 | 独立行政法人通則法 | 総務省 | 第38条第3項 | 財務諸表等の備置き及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 103 | 独立行政法人通則法 | 総務省 | 第39条第2項 | 会計監査人による会計帳簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 104 | 電波法 | 総務省 | 第26条第1項 | 周波数割当計画作成時及び変更時の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 105 | 電波法 | 総務省 | 第38条の11第2項 | 登録証明機関の財務諸表等の事務所に備え置き閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 106 | 電波法 | 総務省 | 第93条第3項 | 審理官の調書及び意見書の謄本の閲覧への供与 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 107 | 電波法施行規則 | 総務省 | 第21条 | 周波数割当計画の閲覧の場所 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 108 | 行政不服審査法 | 総務省 | 第38条第1項から第3項 | 審査請求人等による提出書類等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 109 | 行政不服審査法 | 総務省 | 第78条第1項から第3項 | 審査会提出資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 110 | 第一種指定電気通信設備接続会計規則 | 総務省 | 第10条第2項 | 接続会計報告書等の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 111 | 電気通信事業法 | 総務省 | 第138条第4項 | 線路の移転等の裁定申請書の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 112 | 公職選挙法 | 総務省 | 第192条第4項 | 衆議院小選挙区選挙・参議院選挙区選挙の選挙運動費用収支報告書の閲覧の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 113 | 住民基本台帳法施行令 | 総務省 | 第16条第2項 | 住民票の再製後の関係者への縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 114 | 政党助成法 | 総務省 | 第32条第5項 | 支部報告書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 115 | 地方自治法 | 総務省 | 第75条第6項 | 事務の監査の請求者の署名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 116 | 地方自治法 | 総務省 | 第76条第4項 | 議会の解散の請求者の署名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 117 | 地方自治法 | 総務省 | 第80条第4項 | 議会の議員の解職の請求者の署名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 118 | 地方自治法 | 総務省 | 第81条第2項 | 長の解職の請求者の署名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 119 | 地方自治法 | 総務省 | 第86条第4項 | 主要公務員の解職の請求者の署名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 120 | 地方自治法 | 総務省 | 第291条の6第5項 | 広域連合の規約の変更等の請求者の署名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 121 | 地方税法 | 総務省 | 第382条の2 | 固定資産課税台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 122 | 地方税法 | 総務省 | 第416条 | 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|----------------------------|-------|---------------|---|------------|
| 別表1 | 123 | 地方税法 | 総務省 | 第419条第6項 | 道府県知事の固定資産の価格等の修正に関する勧告を受けて固定資産の価格等を修正した後の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 124 | 電波法 | 総務省 | 第102条の2第3項 | 伝搬障害防止区域の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 125 | 政治資金規正法 | 総務省 | 第19条の16第15項 | 領収書等の写しの閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 126 | 市町村の合併の特例に関する法律 | 総務省 | 第5条第30項 | 合併協議会設置請求者の署名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 127 | 地方自治法 | 総務省 | 第74条の2第2項 | 条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 128 | 放送法 | 総務省 | 第72条第3項 | 報告書を備え置き閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 129 | 放送法 | 総務省 | 第74条第4項 | 財務諸表等を備置き閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 130 | 地方交付税法 | 総務省 | 第17条の2 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 131 | 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令 | 総務省 | 第2条第2項 | 協定書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 132 | 電話加入権質に関する臨時特例法 | 総務省 | 第13条 | 原簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 133 | 地方公務員等共済組合法 | 総務省 | 第22条第3項 | 決算関係書類の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 134 | 電気通信事業法 | 総務省 | 第130条第2項 | 土地等の使用の裁定申請書の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 135 | 地方公共団体金融機構法 | 総務省 | 第36条第3項 | 財務諸表等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 136 | 地方公共団体情報システム機構法 | 総務省 | 第31条第3項 | 財務諸表等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 137 | 第二種指定電気通信設備接続会計規則 | 総務省 | 第10条第1項 | 報告書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 138 | 放送法施行規則 | 総務省 | 第99条第1項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 139 | 政治資金規正法 | 総務省 | 第20条の2第2項 | 書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 140 | 統計法 | 総務省 | 第38条第4項 | 手数料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 141 | 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令 | 総務省 | 第11条第2項 | 写しの送付に要する費用に関する定め | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 142 | 有線電気通信法施行規則 | 総務省 | 第12条第3項 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 143 | 電気通信事業報告規則 | 総務省 | 第4条の9第7項 | 契約約款の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 144 | 住民基本台帳法施行規則 | 総務省 | 第22条 | 報告書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 145 | 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則 | 総務省 | 第46条第3項 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 146 | 更生保護事業法 | 法務省 | 第29条第3項 | 更生保護法人の財産目録等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 147 | 出入国管理及び難民認定法 | 法務省 | 第19条の28 | 登録支援機関登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 148 | 公証人法 | 法務省 | 第44条 | 公証人証書の原本の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 149 | 戸籍法 | 法務省 | 第48条第2項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 150 | 民事調停法 | 法務省 | 第12条の6第1項 | 記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 151 | 信託法 | 法務省 | 第172条第1項, 第4項 | 資料の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|--------------|------------------------|------------|
| 別表1 | 152 | 企業担保法 | 法務省 | 第16条 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 153 | 執行官法 | 法務省 | 第17条第2項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 154 | 総合法律支援法 | 法務省 | 第44条第4項 | 財務諸表の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 155 | 出入国管理及び難民認定法施行規則 | 法務省 | 第19条の25第2項 | 調書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 156 | 出入国管理及び難民認定法施行規則 | 法務省 | 第25条の12 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 157 | 出入国管理及び難民認定法施行規則 | 法務省 | 第52条の3 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 159 | 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令 抄 | 法務省 | 第13条第2項 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 160 | 出入国管理及び難民認定法施行規則 | 法務省 | 第59条の2第2項 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 161 | 独立行政法人国際協力機構法 | 外務省 | 第28条第2項 | 財務諸表の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 162 | 独立行政法人国際協力機構法 | 外務省 | 第28条第3項 | 業務報告書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 163 | 独立行政法人国際協力機構法 | 外務省 | 第30条第4項 | 決算報告書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 164 | 不当廉売関税に関する政令 | 財務省 | 第11条第1項 | 証拠等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 165 | 経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令 | 財務省 | 第3条 | 調査の証拠等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 166 | 相殺関税に関する政令 | 財務省 | 第8条第1項 | 調査の証拠等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 167 | 関税法 | 財務省 | 第102条 | 統計の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 168 | 緊急関税等に関する政令 | 財務省 | 第7条第1項 | 証拠等、意見及び情報等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 169 | 関税法施行規則 | 財務省 | 第4条第8項 | 公聴会調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 170 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | 文部科学省 | 第8条第2項 | 教育委員会の委員の解職の請求者の署名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 171 | 学位規則 | 文部科学省 | 第9条第2項 | 論文の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 172 | 文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則 | 文部科学省 | 第5条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 173 | 社会保険審査官及び社会保険審査会法 | 厚生労働省 | 第11条の3 | 財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 174 | 社会保険審査官及び社会保険審査会法 | 厚生労働省 | 第41条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 175 | 老人福祉法 | 厚生労働省 | 第30条第4項 | 会員名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 176 | 独立行政法人国立病院機構法 | 厚生労働省 | 第16条第2項 | 財務諸表の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 177 | 独立行政法人地域医療機能推進機構法 | 厚生労働省 | 第15条第2項 | 財務諸表の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 178 | 健康保険法 | 厚生労働省 | 第7条の28第4項 | 事業報告書等を備え置き閲覧に供す | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 179 | 雇用保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第101条の2の2第2項 | 教育訓練給付指定講座の帳簿の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------------------------------|-------|-----------------|------------------------------|------------|
| 別表1 | 180 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農林水産省 | 第11条第1項 | 農業振興地域整備計画の案の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 181 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農林水産省 | 第12条第2項 | 農業振興地域整備計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 182 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農林水産省 | 第18条の4第1項 | 認可の申請のあった協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 183 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農林水産省 | 第18条の5第2項 | 認可を受けた協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 184 | 遊漁船業の適正化に関する法律 | 農林水産省 | 第8条 | 遊漁船業者登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 185 | 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 | 農林水産省 | 第8条第2項 | 登録の申請書等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 186 | 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 | 農林水産省 | 第14条 | 特定農林水産物等登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 187 | 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 | 農林水産省 | 第15条 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 188 | 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 | 農林水産省 | 第16条第3項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 189 | 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 | 農林水産省 | 第22条第2項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 190 | 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 | 農林水産省 | 第18条第2項,第3項,第6項 | 委員会の議事録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 191 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 | 農林水産省 | 第20条 | 特定飼料等製造業者登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 192 | 集落地域整備法 | 農林水産省 | 第7条第4項 | 集落農業振興地域整備計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 193 | 集落地域整備法 | 農林水産省 | 第9条第2項 | 集落地域における農用地の保全等に関する協定の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 194 | 集落地域整備法 | 農林水産省 | 第12条 | 交換分合計画書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 195 | 集落地域整備法施行規則 | 農林水産省 | 第3条 | 集落農業振興地域整備計画書等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 196 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農林水産省 | 第13条の5 | 交換分合計画書の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 197 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農林水産省 | 第18条の6第2項 | 変更の認可を受けた協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 198 | 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令 | 農林水産省 | 第1条第3項 | 研修終了者名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 199 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第84条 | 適当とした変更する土地改良事業計画及び定款の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 200 | 漁業災害補償法 | 農林水産省 | 第35条第2項 | 決算関係書類の提出、備付け及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 201 | 漁業法 | 農林水産省 | 第86条第4項 | 漁業権に条件を付ける際の調書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 202 | 漁業法 | 農林水産省 | 第92条第3項 | 適格性の喪失等による漁業権の取消しを行う際の調書等の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------|-------|--------------|---|------------|
| 別表1 | 203 | 漁業法 | 農林水産省 | 第93条第3項 | 公益上の必要による漁業権の変更、取消し又は行使の停止を行う際の調書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 204 | 漁業法 | 農林水産省 | 第145条第4項 | 海区漁業調整委員会の議事録の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 205 | 漁業法 | 農林水産省 | 第151条 | 連合海区漁業調整委員会の議事録の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 206 | 漁業法 | 農林水産省 | 第173条 | 内水面漁場管理委員会の議事録の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 207 | 漁業法 | 農林水産省 | 第169条第3項 | 水産動植物の増殖の命令に従わないときの漁業権の取消しを行う際の調書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 208 | 漁船損害等補償法施行令 | 農林水産省 | 第5条第3項 | 指定漁船調書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 209 | 森林法 | 農林水産省 | 第6条第1項 | 地域森林計画の案の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 210 | 森林法 | 農林水産省 | 第10条の11の3第1項 | 施業実施協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 211 | 森林法 | 農林水産省 | 第10条の11の4第2項 | 施業実施協定の認可の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 212 | 森林法 | 農林水産省 | 第10条の16第1項 | 公益的機能維持増進協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 213 | 森林法 | 農林水産省 | 第10条の17第1項 | 公益的機能維持増進協定の公告 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 214 | 森林法 | 農林水産省 | 第39条の2第2項 | 保安林台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 215 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第8条第6項 | 適当とした土地改良事業計画及び定款の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 216 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第48条第9項 | 適当とした変更する土地改良事業計画及び定款の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 217 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第52条の2第4項 | 換地計画書の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 218 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第53条の4第2項 | 変更換地計画書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 219 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第85条の4第3項 | 地方公共団体等による国営又は都道府県営土地改良事業申請に係る土地改良事業の計画の概要の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 220 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第85条の3第4項 | 土地改良区による国営又は都道府県営土地改良事業申請に係る土地改良事業の計画の概要の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 221 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第85条の2第5項 | 市町村による国営又は都道府県営土地改良事業申請に係る土地改良事業の計画の概要の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 222 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第85条第6項 | 三条資格者による国営又は都道府県営土地改良事業申請に係る土地改良事業の計画の概要の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------|-------|------------|--|------------|
| 別表1 | 223 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第85条の2第9項 | 市町村による国営又は都道府県営土地改良事業特別申請に係る土地改良事業の計画の概要の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 224 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第85条の3第10項 | 土地改良区による国営又は都道府県営土地改良事業申請に係る土地改良事業の計画の概要の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 225 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第87条の4第4項 | 申請によらない国営又は都道府県営土地改良事業の緊急防災工事計画書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 226 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第87条第5項 | 国営又は都道府県営土地改良事業計画書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 227 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第87条の3第7項 | 申請によらない都道府県営土地改良事業計画書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 228 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第87条の2第8項 | 申請によらない国営又は都道府県営土地改良事業計画の概要の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 229 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第87条の2第10項 | 申請によらない国営又は都道府県営土地改良事業計画書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 230 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第88条第6項 | 国営又は都道府県営土地改良事業の変更又は廃止に係る計画書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 231 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第88条第10項 | 市町村特別申請事業における国営又は都道府県営土地改良事業の変更又は廃止に係る計画書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 232 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第88条第13項 | 地方公共団体等申請事業における国営又は都道府県営土地改良事業の変更又は廃止に係る計画書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 233 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第88条第14項 | 申請によらない国営又は都道府県営土地改良事業の変更又は廃止に係る計画の概要の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 234 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第88条第18項 | 申請によらない都道府県営土地改良事業の変更又は廃止に係る計画書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 235 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第88条第19項 | 申請によらない国営又は都道府県営土地改良事業の変更又は廃止に係る計画書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 236 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第89条の2第4項 | 国営又は都道府県営土地改良事業の換地計画書の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 237 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第89条の2第5項 | 国営又は都道府県営土地改良事業の変更換地計画書の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------|-------|------------|---|------------|
| 別表1 | 238 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第95条第3項 | 適当とした土地改良事業計画及び規約等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 239 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第95条の2第3項 | 適当とした変更等土地改良事業計画及び規約等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 240 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第96条の3第5項 | 変更等市町村営土地改良事業計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 241 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第96条の2第7項 | 市町村営土地改良事業計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 242 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第96条 | 農業協同組合等営土地改良事業の換地計画書の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 243 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第96条の4 | 市町村営土地改良事業の換地計画書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 244 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第98条第1項 | 農業委員会の行う交換分合計画書写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 245 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第99条第5項 | 土地改良区を行う交換分合計画書の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 246 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第100条第2項 | 農業協同組合等を行う交換分合計画書の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 247 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第100条の2第2項 | 市町村の行う交換分合計画書の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 248 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第111条 | 土地改良区を行う交換分合計画書の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 249 | 土地改良法施行令 | 農林水産省 | 第51条の2 | 国営土地改良事業の換地計画書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 250 | 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 | 農林水産省 | 第6条第4項 | 入会林野整備計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 251 | 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 | 農林水産省 | 第9条第5項 | 入会林野整備計画の変更の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 252 | 農地法 | 農林水産省 | 第7条第2項 | 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合における買収すべき土地の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 253 | 農地法 | 農林水産省 | 第9条第3項 | 農業委員会による買収令書の謄本に係る縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 254 | 農地法 | 農林水産省 | 第12条第2項 | 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合における買収すべき附帯施設に係る農業委員会による買収令書の謄本に係る縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 255 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第29条第4項 | 関係書簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 256 | 土地改良法施行令 | 農林水産省 | 第68条 | 土地改良財産台帳又は管理台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 257 | 土地改良法 | 農林水産省 | 第118条第6項 | 簿書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 258 | 獣医師法 | 農林水産省 | 第8条第5項 | 資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 259 | 農業委員会等に関する法律 | 農林水産省 | 第36条 | 簿書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 260 | 漁船損害等補償法 | 農林水産省 | 第38条第3項 | 書類の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 261 | 漁船損害等補償法 | 農林水産省 | 第39条第2項 | 書類の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 262 | 農地法 | 農林水産省 | 第48条 | 簿書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 263 | 日本中央競馬会法 | 農林水産省 | 第30条第3項 | 財務諸表等の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-----------------------------|-------|-----------------------|-------------------------|------------|
| 別表1 | 264 | 漁業災害補償法 | 農林水産省 | 第34条第4項 | 定款等の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 265 | 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 | 農林水産省 | 第25条第8項 | 簿書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 266 | 漁港漁場整備法 | 農林水産省 | 第17条第4項 | 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 267 | 漁港漁場整備法施行規則 | 農林水産省 | 第11条の6第1項 | 申請書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 268 | 集落地域整備法施行規則 | 農林水産省 | 第16条第2項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 269 | 日本農林規格等に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第48条第1項第4号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ハ | 認証に関する関係書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 270 | 漁港漁場整備法施行規則 | 農林水産省 | 第10条 | 漁港台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 271 | 動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第29条第2項 | 治験に関する記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 272 | 動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第29条第2項 | 治験に関する記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 273 | 農地法施行規則 | 農林水産省 | 第104条第2項第1号 | 書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 274 | 漁業法 | 農林水産省 | 第89条第6項 | 休業による漁業権の取消しを行う際の調書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 275 | 大規模小売店舗立地法 | 経済産業省 | 第5条第3項 | 大規模小売店舗の新設に関する届出概要の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 276 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第3条の2第3項 | 液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 277 | 回路配置利用権等の登録に関する省令 | 経済産業省 | 第37条 | 謄本等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 278 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第49条の20 | 容器等製造業者登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 279 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第49条の31第2項 | 外国容器等製造業者登録簿の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 280 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第56条の6の21 | 特定設備製造業者登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 281 | 高圧ガス保安法 | 経済産業省 | 第56条の6の22第2項 | 外国特定設備製造業者登録簿の閲覧の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 282 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第75条第2項 | 登録安全管理審査機関の財務諸表等の閲覧等の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 283 | 電気用品安全法施行規則 | 経済産業省 | 第44条 | 意見聴取会の調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 284 | 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 | 経済産業省 | 第18条第1項 | 最終処分施設に関する記録の保存・縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 285 | 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第8条第1項 | 調査結果報告書及び要約書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 286 | ガス事業法 | 経済産業省 | 第153条第2項 | 国内登録検査機関の財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 287 | ガス事業法 | 経済産業省 | 第155条第2項 | 外国登録検査機関の財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 288 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第58条の2第2項 | 国内登録検査機関の財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 289 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第63条第2項 | 外国登録検査機関の財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|----------------------------|----------------|------------------|------------------------|------------|
| 別表1 | 290 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 | 経済産業省 | 第24条 | 登録情報処理機関の財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 291 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 | 経済産業省 | 第39条 | 登録調査機関の財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 292 | 大規模小売店舗立地法 | 経済産業省 | 第8条第3項 | 市町村及び住民等の意見の公告・縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 293 | 大規模小売店舗立地法 | 経済産業省 | 第8条第6項 | 都道府県の意見の公告・縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 294 | 大規模小売店舗立地法 | 経済産業省 | 第8条第8項 | 法第8条第8項の規定に基づく公告・縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 295 | 大規模小売店舗立地法 | 経済産業省 | 第9条第5項 | 法第9条第5号の規定に基づく公告・縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 297 | 砂利の採取計画等に関する規則 | 経済産業省 国土交通省 | 第33条 | 事案の記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 298 | 商工会議所法 | 経済産業省 | 第38条第2項 | 書類の備置き閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 299 | 商工会議所法 | 経済産業省 | 第39条第3項 | 書類の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 300 | 商工会議所法 | 経済産業省 | 第40条 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 301 | 特許法 | 経済産業省 | 第105条の2の7 第1項 | 報告書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 302 | 特許法 | 経済産業省 | 第186条 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 303 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第28条の42第3 項 | 資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 304 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第38条の12第2 項 | 記録・図面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 305 | 商工会法 | 経済産業省 | 第37条第2項 | 定款等の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 306 | 商工会法 | 経済産業省 | 第38条第3項 | 決算関係書類の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 307 | 商工会法 | 経済産業省 | 第39条 | 会計帳簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 308 | 商工会法 | 経済産業省 | 第57条第5項 | 決算関係書類の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 309 | 割賦販売法 | 経済産業省 | 第33条の4 | 登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 310 | 割賦販売法 | 経済産業省 | 第35条の3の29 | 登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 311 | 割賦販売法 | 経済産業省 | 第35条の17の7 | 登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 312 | 情報処理の促進に関する法律 | 経済産業省 | 第55条第3項 | 原簿の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 313 | 電気工事業の業務の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第16条 | 登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 314 | 鉱業法 | 経済産業省 | 第107条第2項 | 土地を使用し、又は収用する 図面の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 315 | 採石法 | 経済産業省 | 第37条第2項 | 土地を使用し、又は収用する 図面の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 316 | 商標法 | 経済産業省 | 第18条第4項 | 出願書類及びその附属物件の 縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 317 | アルコール事業法 | 経済産業省 | 第14条第2項 | 名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 318 | 深海底鉱業暫定措置法 | 経済産業省 | 第26条 | 書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 319 | 輸出入取引法施行令 | 経済産業省 | 第7条第3項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 320 | 鉱業法施行規則 | 経済産業省 | 第56条 | 意見聴取会事案の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 321 | 採石法施行規則 | 経済産業省 | 第21条 | 意見聴取会事案の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 322 | 武器等製造法施行規則 | 経済産業省 | 第32条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 323 | 航空機製造事業法施行規則 | 経済産業省 | 第53条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 324 | 工業用水道事業法施行規則 | 経済産業省 | 第21条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------|------------|---------------------------------|------------|
| 別表1 | 325 | 特許法施行規則 | 経済産業省 | 第58条の9第2項 | 文書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 326 | 商工会法施行規則 | 経済産業省 | 第14条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 327 | 商品投資顧問業者の業務に関する省令 | 経済産業省 | 第11条第3項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 328 | 商品投資顧問業者の業務に関する省令 | 経済産業省 | 第13条 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 329 | 高圧ガス保安法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則 | 経済産業省 | 第9条 | 記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 330 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則 | 経済産業省 | 第9条 | 記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 331 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第88条第2項 | 工作物に係る処分並びに報告に関する書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 332 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第93条の2 | 特定行政庁による書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 333 | 道路法 | 国土交通省 | 第28条第3項 | 道路台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 334 | 運輸安全委員会運営規則 | 国土交通省 | 第5条第3項 | 公示場所での原因関係者の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 335 | 運輸安全委員会運営規則 | 国土交通省 | 第11条第2項 | 運輸安全委員会が公示する場所における公述人による関係書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 336 | 道路法 | 国土交通省 | 第18条第1項 | 道路の区域の決定又は変更の公示及び縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 337 | 道路法 | 国土交通省 | 第18条第2項 | 道路の供用を開始又は廃止の際の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 338 | 道路法 | 国土交通省 | 第48条の38 | 利便施設協定の締結及び変更の際しての縦覧及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 339 | 土地収用法 | 国土交通省 | 第24条第2項 | 事業認定書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 340 | 土地収用法 | 国土交通省 | 第26条の2第2項 | 起業地を表示する図面の長期縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 341 | 土地収用法 | 国土交通省 | 第34条の4第2項 | 申立ての土地の図面の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 342 | 公有水面埋立法 | 国土交通省 | 第3条第1項 | 出願事項を記載した書面等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 343 | 土地収用法 | 国土交通省 | 第42条第2項 | 裁決申請書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 344 | 土地収用法 | 国土交通省 | 第47条の4第2項 | 明渡裁決の申立を受けた関係書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 345 | 土地収用法 | 国土交通省 | 第118条第2項 | 協議成立時に確認申請書を受理した場合の関係書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 346 | 高速自動車国道法 | 国土交通省 | 第13条第2項 | 特別沿道区域の指定の場合の図面の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 347 | 道路法施行規則 | 国土交通省 | 第1条第2項 | 路線の認定等の図面の事務所での縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 348 | 港湾法 | 国土交通省 | 第38条第3項 | 臨港地区の案の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 349 | 港湾法 | 国土交通省 | 第38条第8項 | 臨港地区の区域の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 350 | 港湾法 | 国土交通省 | 第43条の11第8項 | 港湾運営会社等の指定の申請の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|----------------------|-------|--------------|--|------------|
| 別表1 | 351 | 港湾法 | 国土交通省 | 第45条の5第1項 | 特定港湾情報提供施設協定の締結前の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 352 | 港湾法 | 国土交通省 | 第45条の5第3項 | 特定港湾情報提供施設協定を締結時の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 353 | 港湾法 | 国土交通省 | 第50条の6第8項 | 特定利用推進計画の特定貨物取扱埠頭機能高度化事業に関する事項の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 354 | 港湾法 | 国土交通省 | 第50条の10 | 認可の申請に係る共同化促進施設協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 355 | 港湾法 | 国土交通省 | 第50条の11第2項 | 共同化促進施設協定の認可の場合の当該協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 356 | 港湾法 | 国土交通省 | 第45条の5第4項 | 特定港湾情報提供施設協定の変更の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 357 | 港湾法 | 国土交通省 | 第50条の19第1項 | 官民連携国際旅客船受入促進協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 358 | 港湾法 | 国土交通省 | 第50条の19第3項 | 官民連携国際旅客船受入促進協定の写しの閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 359 | 港湾法 | 国土交通省 | 第54条の3第4項 | 特定埠頭運営事業の認定申請の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 360 | ダム使用権登録令 | 国土交通省 | 第16条第1項 | ダム使用権登録簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 361 | 運輸審議会一般規則 | 国土交通省 | 第23条 | 審理報告書の縦覧・閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 362 | 運輸審議会一般規則 | 国土交通省 | 第31条第1項 | 公聴会の関係書類の閲覧場所等に係る公示 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 363 | 運輸審議会一般規則 | 国土交通省 | 第33条 | 公聴会の関係書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 364 | 運輸審議会一般規則 | 国土交通省 | 第54条第2項 | 公述の記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 365 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の22第2項 | 財務諸表等の書面による閲覧 電磁的な記録事項の紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 366 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第10条の5の22第1項 | 認定に係る帳簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 367 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第10条の5の24第1項 | 特殊構造方法等認定に係る帳簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 368 | 国土利用計画法 | 国土交通省 | 第43条 | 土地に関する権利の相当な価額の算定に関し必要な書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 369 | 全国新幹線鉄道整備法 | 国土交通省 | 第10条第4項 | 新幹線鉄道建設時の行為制限区域の指定の公示及び縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 370 | 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第12条第2項 | 事業区域が所在する市町村における事業概要書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 371 | 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第22条第2項 | 事業区域を表示する図面の長期縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 372 | 土地収用法 | 国土交通省 | 第36条の2第3項 | 収用し、又は使用しようとする土地にある物件に関する申出書の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------|-------|----------------|--|------------|
| 別表1 | 373 | 地価公示法 | 国土交通省 | 第7条第2項 | 公示に係る事項を記載した書面等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 374 | 道路法 | 国土交通省 | 第47条の18第2項 | 道路一体建物に関する協定の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 375 | 道路法施行規則 | 国土交通省 | 第4条の13第3項 | 自動車専用道路の指定等に係る図面の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 376 | 道路法施行令 | 国土交通省 | 第19条の6第2項 | 保管違法放置物件一覧簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 377 | 道路法施行令 | 国土交通省 | 第19条の11第1項,第2項 | 道路予定区域における保管違法放置物件一覧簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 378 | 道路法施行令 | 国土交通省 | 第30条の3第2項 | 保管長時間放置車両一覧簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 379 | 内航海運業法 | 国土交通省 | 第5条第3項 | 内航海運事業者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 380 | 内航海運組合法 | 国土交通省 | 第38条第4項 | 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 381 | 内航海運組合法 | 国土交通省 | 第39条 | 会計帳簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 382 | 内航海運組合法 | 国土交通省 | 第58条 | 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 383 | 下水道法 | 国土交通省 | 第9条第1項 | 公共下水道供用開始時の図面の事務所での縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 384 | 下水道法 | 国土交通省 | 第9条第2項 | 終末処理場の処理開始時の図面の事務所での縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 385 | 下水道法 | 国土交通省 | 第23条第3項 | 公共下水道台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 386 | 下水道法 | 国土交通省 | 第25条の6第1項 | 管理協定を締結しようとする際、及び変更の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 387 | 下水道法 | 国土交通省 | 第25条の18第1項 | 流域下水道台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 388 | 下水道法 | 国土交通省 | 第25条の7 | 管理協定を締結した際の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 389 | 下水道法 | 国土交通省 | 第25条の8 | 管理協定の変更の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 390 | 下水道法 | 国土交通省 | 第27条第1項 | 都市下水路の区域の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 391 | 下水道法 | 国土交通省 | 第31条 | 都市下水路台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 392 | 下水道法施行規則 | 国土交通省 | 第7条 | 終末処理場で処理することが困難な物質の処理施設に係る区域等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 393 | 貨物利用運送事業法 | 国土交通省 | 第5条第3項 | 第1種登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 394 | 貨物利用運送事業法 | 国土交通省 | 第37条第3項 | 外国人国際第1種貨物利用運送事業の登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 395 | 海事代理士法 | 国土交通省 | 第14条 | 海事代理士名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 396 | 海事代理士法施行規則 | 国土交通省 | 第9条 | 海事代理士名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 397 | 海事代理士法施行規則 | 国土交通省 | 第19条 | 聴聞調書の閲覧の特例 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 398 | 救命艇手規則 | 国土交通省 | 第19条第2項 | 限定救命艇手講習の財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 399 | 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 | 国土交通省 | 第10条第1項 | 管理協定の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-----------------------------|-------|------------|----------------------------------|------------|
| 別表1 | 400 | 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 | 国土交通省 | 第13条 | 管理協定の変更に係る縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 401 | 景観法 | 国土交通省 | 第9条第6項 | 景観計画を定めた際の事務所での縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 402 | 景観法 | 国土交通省 | 第39条 | 管理協定の締結・認可の際の公告、事務所に備えて縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 403 | 景観法 | 国土交通省 | 第74条第2項 | 準景観地区の指定に係る公告・縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 404 | 景観法 | 国土交通省 | 第82条第1項 | 景観協定の認可の申請に係る公告・縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 405 | 景観法 | 国土交通省 | 第83条第3項 | 景観協定の認可に係る公告・事務所に備えて縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 406 | 建設業法 | 国土交通省 | 第13条 | 建設業者提出書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 407 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第57条の2第4項 | 特例容積率の限度等を表示した図書の事務所への備え・縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 408 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第71条 | 申請に係る建築協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 409 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第73条第3項 | 建築協定の事務所への備え・一般の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 410 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第74条第2項 | 変更の建築協定書の事務所への備え・一般の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 411 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第75条の2第4項 | 建築協定の認可等の公告があった日以後建築協定に加わる旨の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 412 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第76条の3第4項 | 一人協定の認可の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 413 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第76条の3第6項 | 申請に係る一人協定の変更の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 414 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第86条第8項 | 一団地の総合的設計制度又は連担建築物設計制度の認定又は許可の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 415 | 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第30条第5項 | 使用の廃止に係る図面の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 416 | 公有水面埋立法 | 国土交通省 | 第22条第3項 | 告示シタル事項及免許条件ヲ記載シタル書面並関係図書ノ閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 417 | 公有水面埋立法 | 国土交通省 | 第42条第3項 | 国が行う埋立の承認申請事項を記載した書面等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 418 | 港湾法施行規則 | 国土交通省 | 第14条の2 | 港湾台帳の備え置き、閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 419 | 港湾法施行規則 | 国土交通省 | 第33条第2項 | 保管した工作物等一覧簿の事務所への備え付け、閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 420 | 航空法施行規則 | 国土交通省 | 第81条の13第2項 | 公述の記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 421 | 国土調査法 | 国土交通省 | 第17条第1項 | 地図及び簿冊の事務所での閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 422 | 国土調査法 | 国土交通省 | 第21条第2項 | 成果の写しの閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 423 | 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 | 国土交通省 | 第26条第2項 | 造成工場敷地の図書を役場に備え置いて閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-----------------------------|-------|-------------|-------------------------|------------|
| 別表1 | 424 | 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 | 国土交通省 | 第26条の3 | 簿書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 425 | 住宅地区改良法 | 国土交通省 | 第30条第2項 | 関係図書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 426 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第11条第4項 | 裁定申請書等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 427 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第19条第2項 | 裁定申請書等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 428 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第28条第1項 | 裁定申請書等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 429 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第37条第2項 | 裁定申請書等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 430 | 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令 | 国土交通省 | 第7条第1項 | 浄化槽工事業登録簿の閲覧所の設置 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 431 | 新住宅市街地開発法 | 国土交通省 | 第34条第2項 | 造成施設等の存する区域を表示した図書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 432 | 新都市基盤整備法 | 国土交通省 | 第25条第1項 | 施行計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 433 | 水先法 | 国土交通省 | 第21条第2項 | 財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 434 | 水先法 | 国土交通省 | 第54条 | 財務諸表等の備付け及び閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 435 | 水先法 | 国土交通省 | 第58条 | 財務諸表等の備付け及び閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 436 | 積立式宅地建物販売業法 | 国土交通省 | 第37条第4項 | 従業者名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 437 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第77条の6の9第2項 | 登録消防講習の財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 438 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第77条の6の21 | 登録タンカー学科講習の財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 439 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第77条の6の26 | 登録低引火点燃料船学科講習の財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 440 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第77条の11の6 | 特定海域運航責任者学科講習の財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 441 | 船員労働安全衛生規則 | 国土交通省 | 第84条第2項 | 登録タンカー安全担当者講習の財務諸表等閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 442 | 船員労働安全衛生規則 | 国土交通省 | 第91条の6 | 財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 443 | 船員労働安全衛生規則 | 国土交通省 | 第96条 | 財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 444 | 船内における食料の支給を行う者に関する省令 | 国土交通省 | 第14条第2項 | 財務諸表等閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 445 | 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令 | 国土交通省 | 第4条の9第2項 | 財務諸表等閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 446 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 国土交通省 | 第17条の8第2項 | 財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 447 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 | 国土交通省 | 第4条の13第2項 | 財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 448 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 | 国土交通省 | 第84条の4 | 財務諸表等の備付け及び閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 449 | 倉庫業法 | 国土交通省 | 第5条第3項 | 登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 450 | 測量法 | 国土交通省 | 第55条の12 | 登録簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------------------------------|-------|-----------|--------------------------|------------|
| 別表1 | 451 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第36条 | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 452 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第51条 | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 453 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第57条 | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 454 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第59条第4項 | 施行規程及び事業計画の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 455 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第59条第12項 | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 456 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第59条第15項 | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 457 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第82条第2項 | 換地計画の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 458 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令 | 国土交通省 | 第42条第1項 | 管理規約の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 459 | 宅地建物取引業法 | 国土交通省 | 第48条第4項 | 従業者名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 460 | 津波防災地域づくりに関する法律 | 国土交通省 | 第72条第3項 | 津波災害特別警戒区域として指定する案の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 461 | 津波防災地域づくりに関する法律 | 国土交通省 | 第72条第9項 | 市町村長による縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 462 | 都市計画法 | 国土交通省 | 第20条第2項 | 都市計画の図書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 463 | 都市計画法 | 国土交通省 | 第62条第2項 | 都市計画事業に係る図書の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 464 | 都市公園法 | 国土交通省 | 第17条第3項 | 都市公園台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 465 | 都市公園法 | 国土交通省 | 第22条第2項 | 公園一体建物に関する協定締結の公示・写しの閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 466 | 都市公園法施行令 | 国土交通省 | 第23条第2項 | 保管工作物等一覧簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 467 | 都市再開発法 | 国土交通省 | 第7条の15第3項 | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 468 | 都市再開発法 | 国土交通省 | 第19条第4項 | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 469 | 都市再開発法 | 国土交通省 | 第53条第1項 | 事業計画の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 470 | 都市再開発法 | 国土交通省 | 第55条第2項 | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 471 | 都市再開発法 | 国土交通省 | 第83条第1項 | 権利変換計画の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 472 | 都市再開発法施行規則 | 国土交通省 | 第1条の2 | 単位整備区の区域を表示する図面の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 473 | 都市再開発法施行規則 | 国土交通省 | 第9条 | 施行地区予定地の区域を表示する図面の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------|-------|--------------|---------------------------------|------------|
| 別表1 | 474 | 都市再開発法施行令 | 国土交通省 | 第48条第1項 | 管理規約の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 475 | 都市再生特別措置法 | 国土交通省 | 第45条の3第1項 | 認可の申請に係る都市再生歩行者経路協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 476 | 都市再生特別措置法 | 国土交通省 | 第45条の17第1項 | 管理協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 477 | 都市再生特別措置法 | 国土交通省 | 第45条の5第2項 | 変更の申請に係る都市再生歩行者経路協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 478 | 都市再生特別措置法 | 国土交通省 | 第45条の19 | 管理協定の変更に係る縦覧及び公告 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 479 | 都市再生特別措置法 | 国土交通省 | 第73条第2項 | 認可の申請に係る都市再生整備歩行者経路協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 480 | 都市緑地法 | 国土交通省 | 第25条第1項 | 管理協定を締結したとき又は認可の申請があったときの公告及び縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 481 | 都市緑地法 | 国土交通省 | 第27条 | 管理協定を認可したときの公告及び縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 482 | 都市緑地法 | 国土交通省 | 第46条第1項 | 緑地協定の認可の申請があったときの公告及び縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 483 | 都市緑地法 | 国土交通省 | 第47条第2項 | 緑地協定を認可したときの公告及び縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 484 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第9条第4項 | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 485 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第20条第1項 | 事業計画の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 486 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第21条第6項 | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 487 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第55条第1項 | 事業計画の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 488 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第55条第10項 | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 489 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第71条の3第4項 | 施行規程及び事業計画の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 490 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第71条の3第12項 | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 491 | 土地区画整理法施行令 | 国土交通省 | 第68条 | 施行地区予定地の区域を表示する図面の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 492 | 道路運送車両法 | 国土交通省 | 第96条の10第2項1号 | 財務諸表等の備付け及び閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 493 | 道路運送法 | 国土交通省 | 第79条の3第3項 | 自家用有償旅客運送の登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 494 | 特定都市河川浸水被害対策法 | 国土交通省 | 第49条第1項 | 保全調整池の管理協定を締結するときの公告・縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 495 | 特定都市河川浸水被害対策法 | 国土交通省 | 第50条 | 保全調整池の管理協定を締結した旨の公告・縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 496 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第128条第3項 | 図書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 497 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第140条第2項 | 事業計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 498 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第143条第4項 | 図書の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------------|-------|------------|---------------------------------|------------|
| 別表1 | 499 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第171条第3項 | 図書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 500 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第181条第1項 | 事業計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 501 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第183条第2項 | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 502 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第290条第1項 | 認可の申請に係る避難経路協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 503 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第291条第2項 | 避難経路協定の認可の公告及び縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 504 | 特定都市河川浸水被害対策法 | 国土交通省 | 第21条 | 管理協定を締結しようとするときの同協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 505 | 特定都市河川浸水被害対策法 | 国土交通省 | 第22条 | 管理協定を締結したときの同協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 506 | 特定都市河川浸水被害対策法 | 国土交通省 | 第56条第3項 | 都道府県知事による浸水被害防止区域の指定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 507 | 特定都市河川浸水被害対策法 | 国土交通省 | 第56条第9項 | 市町村長による浸水被害防止区域の指定に係る図書の事務所での縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 508 | 特定都市河川浸水被害対策法 | 国土交通省 | 第56条第11項 | 浸水被害防止区域の指定の変更又は解除に係る図書の事務所での縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 509 | 船舶安全法 | 国土交通省 | 第25条の53第2項 | 財務諸表等の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 510 | 建設業法 | 国土交通省 | 第24条の8第3項 | 備え置かれた施工体制台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 511 | 建設業法 | 国土交通省 | 第29条の5第4項 | 監督処分簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 512 | 水先法 | 国土交通省 | 第62条第3項 | 資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 513 | 測量法 | 国土交通省 | 第27条第3項 | 記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 514 | 測量法 | 国土交通省 | 第42条第1項 | 記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 515 | 測量法 | 国土交通省 | 第47条第1項 | 記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 516 | 旅行業法 | 国土交通省 | 第21条 | 登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 517 | 旅行業法 | 国土交通省 | 第39条 | 登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 518 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第28条第9項 | 会計の帳簿及び書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 519 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第32条第12項 | 事業報告書、収支決算書及び財産目録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 520 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第74条 | 簿書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 521 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第84条第2項 | 関係簿書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 522 | 航空法 | 国土交通省 | 第8条の2 | 登録原簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 523 | 内航海運組合法 | 国土交通省 | 第37条第4項 | 定款等の備置き閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 524 | 新住宅市街地開発法 | 国土交通省 | 第34条の3 | 簿書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 525 | 新住宅市街地開発法 | 国土交通省 | 第37条第2項 | 関係簿書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 526 | 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 | 国土交通省 | 第35条第2項 | 造成工場敷地の図書を役場に備え置いての閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------------|-------|------------|-----------------------|------------|
| 別表1 | 527 | 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 | 国土交通省 | 第35条の3 | 簿書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 528 | 河川法 | 国土交通省 | 第12条第4項 | 台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 529 | 流通業務市街地の整備に関する法律 | 国土交通省 | 第39条第2項 | 造成施設等の存する区域を表示した図書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 530 | 流通業務市街地の整備に関する法律 | 国土交通省 | 第39条の3 | 簿書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 531 | 日本勤労者住宅協会法 | 国土交通省 | 第30条第3項 | 財務諸表等の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 532 | 日本勤労者住宅協会法 | 国土交通省 | 第36条第3項 | 原簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 533 | 踏切道改良促進法 | 国土交通省 | 第9条第1項,第3項 | 滞留施設協定の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 534 | 都市再開発法 | 国土交通省 | 第27条第9項 | 会計の帳簿及び書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 535 | 都市再開発法 | 国土交通省 | 第31条第10項 | 事業報告書、収支決算書及び財産目録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 536 | 都市再開発法 | 国土交通省 | 第65条 | 簿書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 537 | 都市再開発法 | 国土交通省 | 第134条第2項 | 関係簿書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 538 | 都市再開発法 | 国土交通省 | 第16条第1項 | 事業計画の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 539 | 都市再開発法 | 国土交通省 | 第50条の8第3項 | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 540 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律 | 国土交通省 | 第11条第1項 | 事業計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 541 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律 | 国土交通省 | 第14条第3項 | 図書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 542 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律 | 国土交通省 | 第49条第3項 | 図書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 543 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第24条 | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 544 | 都市計画法施行規則 | 国土交通省 | 第12条 | 都市計画の図書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 545 | 都市計画法施行規則 | 国土交通省 | 第49条 | 都市計画事業に係る図書の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 546 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第53条 | 図面の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 547 | 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 | 国土交通省 | 第23条第1項 | 登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 548 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第13条 | 登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 549 | 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律 | 国土交通省 | 第8条 | 登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 550 | 河川法施行令 | 国土交通省 | 第39条の3第2項 | 一覧簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 551 | 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第7条第1項第8号 | 協定の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 552 | 津波防災地域づくりに関する法律施行令 | 国土交通省 | 第8条第2項 | 一覧簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 553 | 道路運送車両法施行規則 | 国土交通省 | 第62条の2の7 | 登録情報処理機関登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-------------|---|------------|
| 別表1 | 554 | 水防法施行規則 | 国土交通省 | 第3条 | 洪水浸水想定区域等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 555 | 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第8条第2項 | 工作物等一覧簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 556 | 国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第6条第2項 | 工作物等一覧簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 557 | 景観法施行規則 | 国土交通省 | 第31条第3項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 558 | 南極地域の環境の保護に関する法律 | 環境省 | 第9条第1項 | 南極地域活動計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 559 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第12条 | 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等に係る届出の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 560 | 温泉法 | 環境省 | 第23条 | 登録分析機関登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 561 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 環境省 | 第28条第4項 | 鳥獣保護区の保護に関する指針案における公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 562 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 環境省 | 第29条第4項 | 鳥獣保護区の保護に関する指針案における公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 563 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第8条第4項 | 一般廃棄物処理施設の設置に係る申請書等の縦覧(縦覧場所へ往訪する必要)(縦覧の対象が書類) | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 564 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第8条の4 | 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 565 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第9条第2項 | 一般廃棄物処理施設の変更申請書等の縦覧(縦覧場所へ往訪する必要) | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 566 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第9条の3第2項 | 市町村設置の一般廃棄物処理施設の設置届出等の縦覧(縦覧の対象が書類) | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 567 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第9条の3の3第2項 | 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置届出等の縦覧(縦覧の対象が書類) | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 568 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第9条の3の3第3項 | 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更届出等の縦覧(縦覧の対象が書類) | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 569 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第9条の10第8項 | 一般廃棄物の無害化処理施設の設置に係る申請書等の縦覧(縦覧の対象が書類) | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 570 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第9条の3第9項 | 市町村設置の一般廃棄物処理施設の変更届出等の縦覧(縦覧の対象が書類) | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 571 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第15条の4の4第3項 | 産業廃棄物の無害化処理施設の設置に係る申請書等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 572 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第15条第4項 | 申請年月日等の告示及び申請書等の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|----------------|------------|---------------------------------|------------|
| 別表1 | 573 | 自然公園法 | 環境省 | 第7条第3項 | 公園計画の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 574 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第9条の3第7項 | 記録の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 575 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第15条の18第3項 | 台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 576 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 第19条の12第3項 | 台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 577 | 自然公園法 | 環境省 | 第44条第1項 | 風景地保護協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 578 | 自然公園法 | 環境省 | 第46条 | 風景地保護協定の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 579 | 自然環境保全法 | 環境省 | 第22条第4項 | 自然環境保全地域指定の案の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 580 | 自然環境保全法 | 環境省 | 第35条の2第4項 | 沖合海底自然環境保全地域指定の案の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 581 | 土壌汚染対策法 | 環境省 | 第22条第8項 | 記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 582 | 自然環境保全法 | 環境省 | 第15条第2項 | 計画の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 583 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 環境省 | 第43条の4 | 海洋施設廃棄の許可の申請に係る公告・縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 584 | 放射性同位元素等の規制に関する法律 | 原子力規制委員会 | 第41条の7第2項 | 登録認証機関等の財務諸表等の閲覧又は謄写の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 585 | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法 | 防衛省 | 第7条第1項,第2項 | 土地等の使用又は収用の認定に関する調書及び図面の縦覧場所の告示 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 586 | 捕虜収容所処遇規則 | 防衛省 | 第77条第2項 | 被収容者記録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 587 | 浄化槽法 | 国土交通省 環境省 | 第23条第3項 | 浄化槽工事業登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 588 | 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法 | 内閣府 防衛省 | 第7条 | 位置境界不明地の地図等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 589 | 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法 | 内閣府 防衛省 | 第18条第1項 | 地図及び簿冊の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 590 | 海岸法 | 国土交通省 農林水産省 | 第24条第2項 | 海岸保全区域台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 591 | 海岸法 | 国土交通省 農林水産省 | 第37条の8 | 一般公共海岸区域台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 592 | 海岸法施行令 | 国土交通省 農林水産省 | 第3条の4第2項 | 海岸保全区域に係る他の施設等一覧簿の事務所への備え付け・閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 593 | 海岸法施行令 | 国土交通省 農林水産省 | 第12条の5 | 一般公共海岸区域に係る他の施設等一覧簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 594 | 金融商品取引法 | 金融庁 財務省 | 第79条の70第3項 | 財務諸表等の事務所に備え置いたる縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-------------------------|---|---------------------------|------------|
| 別表1 | 595 | 金融商品取引法 | 金融庁 財務省 | 第79条の52第3 項 | 資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 596 | 電子署名及び認証業務に関する 法律施行規則 | 法務省 デジタル庁 | 第6条第13号 | 規程の電磁的方法等による閲 覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 597 | 合法伐採木材等の流通及び利用 の促進に関する法律 | 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第24条第2項 | 登録実施機関の財務諸表等の 閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 598 | 沖縄県の区域内における位置境 界不明地域内の各筆の土地の位 置境界の明確化等に関する特別 措置法施行規則 | 内閣府 防衛省 | 第2条第1項 | 地図等の閲覧の場所及び公告 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 599 | 沖縄振興特別措置法 | 内閣府 環境省 | 第21条第6項 | 保全利用協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 600 | 海洋再生可能エネルギー発電設 備の整備に係る海域の利用の促 進に関する法律 | 国土交通省 経済産業省 | 第8条第3項,第7 項 | 促進区域の指定・解除・区域 変更の公告・縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 601 | 火薬類取締法の規定に基づく意 見の聴取の手続に関する規則 | 経済産業省 国土交通省 | 第9条 | 記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 602 | 許可割賦販売業者等の営業保証 金等に関する規則 | 法務省 経済産業省 | 第10条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 603 | 景観行政団体及び景観計画に関 する省令 | 農林水産省 国土交通省 環境省 | 第3条 | 図書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 604 | 競馬法 | 総務省 農林水産省 | 第23条の41第3 項 | 書面を備え置き閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 605 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機 構法 | 内閣府 文部科学省 経済産業省 | 第58条第3項 | 財務諸表の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 606 | 建設工事に係る資材の再資源化 等に関する法律 | 国土交通省 環境省 | 第26条 | 解体工事業者登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 607 | 鉱害賠償供託金配当令施行規則 | 法務省 経済産業省 | 第8条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 608 | 工場立地法 | 経済産業省 環境省 | 第3条第2項 | 調査簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 609 | 高齢者、障害者等の移動等の円 滑化の促進に関する法律 | 総務省 国土交通省 | 第42条第1項 (第44条第2項 及び第51条の2 第3項において 準用する場合 を含む。) | 許可申請に係る移動等円滑化 経路協定の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------|----------------|---|------------------------|------------|
| 別表1 | 610 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 総務省 国土交通省 | 第43条第2項 (第44条第2項、第45条第4項、第47条第2項、第50条第3項及び第51条の2第3項において準用する場合を含む。) | 移動等円滑化経路協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 611 | 国家公務員法 | 人事院 内閣人事局 | 第52条 | 採用候補者名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 612 | 災害対策基本法施行令 | 内閣府 総務省 | 第26条第2項 | 一覧簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 613 | 地すべり等防止法 | 農林水産省 国土交通省 | 第26条第2項 | 台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 614 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第87条 | 株式会社商品取引所の発行済株式の総数等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 615 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第96条の16 | 自主規制委員の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 616 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第211条第3項 | 純資産額規制比率を記載した書面の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 617 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第240条の4第2項 | 商品先物取引仲介業者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 618 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第252条 | 協会員名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 619 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第318条第3項 | 委託者保護基金の財務諸表等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 620 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第341条第2項 | 第一種特定施設開設者名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 621 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第349条第2項 | 特定店頭商品デリバティブ取引業者の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 622 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第68条の2第3項 | 会員商品取引所の決算関係書類等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 623 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第57条第4項 | 書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 624 | 市民農園整備促進法施行規則 | 農林水産省 国土交通省 | 第6条第2項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 625 | 首都圏近郊緑地保全法 | 国土交通省 環境省 | 第9条第1項 | 管理協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 626 | 首都圏近郊緑地保全法 | 国土交通省 環境省 | 第12条 | 管理協定の変更に係る縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 627 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第47条 | 登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 628 | 信用保証協会法 | 金融庁 経済産業省 | 第15条第2項 | 定款の備置き閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 629 | 信用保証協会法 | 金融庁 経済産業省 | 第17条第2項 | 書類の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|---------------------------------------|------------|-----------------------------|------------|
| 別表1 | 630 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 | 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第36条第5項 | 生息地等保護区の指定等における公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 631 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 | 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第37条第3項 | 生息地等保護区管理地区の指定等における公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 632 | 地方独立行政法人法 | 総務省 文部科学省 | 第34条第3項 | 財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 633 | 地方独立行政法人法 | 総務省 文部科学省 | 第66条第2項 | 資産及び負債に関する書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 634 | 地方独立行政法人法 | 総務省 文部科学省 | 第110条第1項 | 吸収合併に関する書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 635 | 地方独立行政法人法 | 総務省 文部科学省 | 第111条第1項 | 吸収合併に関する書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 636 | 地方独立行政法人法 | 総務省 文部科学省 | 第114条第1項 | 新設合併に関する書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 637 | 地方独立行政法人法施行規則 | 総務省 文部科学省 | 第11条第2項 | 吸収合併に関する書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 638 | 地方独立行政法人法施行規則 | 総務省 文部科学省 | 第13条第2項 | 吸収合併に関する書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 639 | 地方独立行政法人法施行規則 | 総務省 文部科学省 | 第15条第2項 | 新設合併に関する書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 640 | 鉄道抵当法 | 法務省 国土交通省 | 第49条第2項 | 競売執行記録を閲覧できる場所の公告 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 641 | 鉄道抵当法 | 法務省 国土交通省 | 第38条第1項 | 鉄道抵当原簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 642 | 農林中央金庫法施行規則 | 金融庁 農林水産省 | 第147条の16の6 | 契約情報の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 643 | 農林中央金庫法施行規則 | 金融庁 農林水産省 | 第147条の16の7 | 農林中央金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 644 | 農住組合法施行規則 | 農林水産省 国土交通省 | 第7条第2項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 645 | 農水産業協同組合貯金保険法 | 金融庁 財務省 農林水産省 | 第40条第3項 | 承認後の財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 646 | 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則 | 金融庁 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 | 第27条 | 決定表の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 647 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第32条 | 第一種フロン類充填回収業者登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 648 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第56条 | 第一種フロン類再生業者名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 649 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第68条 | フロン類破壊業者名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------|--------------|------------------|-------------------------------|------------|
| 別表1 | 650 | 預金保険法 | 金融庁 財務省 | 第40条第3項 | 財務諸表等の備え付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 651 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第147条第5項 | 報告書のうち、顧客の保護に必要と認められる部分の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表1 | 652 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第152条の2の4 第1項 | 労働金庫電子決済等代行業者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 1 | 国家公安委員会行政文書管理規則 | 警察庁 | 第17条 | 行政文書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 2 | 協同組合による金融事業に関する法律 | 金融庁 | 第5条の7第11項 | 計算書類の閲覧請求等 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 3 | 協同組合による金融事業に関する法律 | 金融庁 | 第6条の5第1項 | 説明書類等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 4 | 協同組合による金融事業に関する法律 | 金融庁 | 第6条 | 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 5 | 協同組合による金融事業に関する法律 | 金融庁 | 第6条の5の9第6項 | 会員名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 6 | 金融サービスの提供に関する法律 | 金融庁 | 第34条第2項 | 事業報告書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 7 | 金融サービスの提供に関する法律 | 金融庁 | 第65条 | 指定紛争解決機関による加入金融サービス仲介業者の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 8 | 金融機関の合併及び転換に関する法律 | 金融庁 | 第33条第5項 | 合併契約に関する書面等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 9 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第12条 | 登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 10 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第48条 | 登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 11 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第262条 | 登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 12 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第302条 | 登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 13 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第331条 | 登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 14 | 金融商品取引所等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第46条第4項 | 書面の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 15 | 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第21条第4項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 16 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第29条の3第2項 | 金融商品取引業者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 17 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第33条の4第2項 | 金融機関登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 18 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第46条の4 | 説明書類を事務所に備え置いての縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 19 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第46条の6第3項 | 自己資本規制比率書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 20 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第47条の3 | 説明書類を事務所に備え置いての縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」（法令約10,000条項）

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------------|-------|----------------|-------------------------------|------------|
| 別表2 | 21 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第57条の4 | 説明書類を事務所に備え置いての縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 22 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第57条の5第3項 | 経営状況書を事務所に備え置いての縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 23 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第57条の16 | 説明書類の事務所に備え置いての縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 24 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第57条の17第3項 | 経営状況書の事務所に備え置いての縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 25 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第63条第5項 | 内閣総理大臣による特例業務届出者の情報の公衆縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 26 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第63条の4第3項 | 特例業務届出者の説明書類の事務所に備え置いての縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 27 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第66条の3第2項 | 金融商品仲介業者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 28 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第66条の17第2項 | 事業報告書の事務所に備え置いての縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 29 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第66条の18 | 説明書類の事務所に備え置いての縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 30 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第66条の29第2項 | 信用格付業者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 31 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第66条の52第2項 | 高速取引行為者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 32 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第79条の11第2項 | 対象事業者名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 33 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第104条 | 発行済株式の総数等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 34 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第105条の18 | 自主規制委員の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 35 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第156条の12の2 | 発行済株式の総数等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 36 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第156条の53 | 指定紛争解決機関による加入金融商品取引関係業者の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 37 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第156条の87第2項第7号 | 説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 38 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第164条第7項 | 利益関係書類の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 39 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第165条の2第12項 | 組合利益関係書類の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 40 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第166条第4項 | 書類の公表の定義としての縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 41 | 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 | 金融庁 | 第30条第4項 | 資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 42 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の2の6第1項 | 所属外国銀行に係る説明書類等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 43 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の51第1項 | 所属銀行の説明書類等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 44 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の61第2項 | 原簿の閲覧の求め | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------------|-------|------------|-----------------------------------|------------|
| 別表2 | 45 | 銀行法 | 金融庁 | 第21条第1項 | 書類、貸借対照表、損益計算書の作成、備え置き、公衆縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 46 | 銀行法 | 金融庁 | 第21条第2項 | 連結書類、連結貸借対照表、連結損益計算書の作成、備え置き、公衆縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 47 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の60第2項 | 原簿の閲覧の求め | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 48 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第19条の2第3項 | 説明書類、書類の備え置き、縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 49 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第19条の2第4項 | 書類の備え置き、縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 50 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の26第2項 | 書類の備え置き、縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 51 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の26第3項 | 書類の備え置き、縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 52 | 公認会計士法 | 金融庁 | 第34条の26第3項 | 有限責任監査法人登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 53 | 公認会計士法 | 金融庁 | 第34条の58 | 記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 54 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第101条第1項 | 指定紛争解決機関による加入資金移動業等関係業者の名簿等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 55 | 資産の流動化に関する法律 | 金融庁 | 第8条第1項 | 特定目的会社名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 56 | 資産の流動化に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第24条 | 特定目的会社名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 57 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第89条第7項 | 認定信用金庫電子決済等代行業者協会の会員名簿等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 58 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第23条の2第2項 | 定款の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 59 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第24条第9項 | 創立総会の議事録の閲覧又は謄写の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 60 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第37条の2第4項 | 議事録の閲覧又は謄写の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 61 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第38条第11項 | 計算書類等の閲覧の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 62 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第48条の7第4項 | 総会の議事録の閲覧又は謄写の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 63 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第51条第3項 | 財産目録、貸借対照表の閲覧の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 64 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第63条 | 貸借対照表の備置き及び閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 65 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第89条第3項 | 説明書類等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 66 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第137条の2 | 所属外国銀行の説明書類等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 67 | 船主相互保険組合法 | 金融庁 | 第55条第3項 | 財務諸表等の備置き及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 68 | 損害保険料率算出団体に関する法律 | 金融庁 | 第10条 | 資料の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------------------|-------|----------------|--------------------------------|------------|
| 別表2 | 69 | 損害保険料率算出団体に関する法律 | 金融庁 | 第10条の5第7項 | 基準料率の告示の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 70 | 損害保険料率算出団体に関する法律の規定による公開の意見聴取に関する内閣府令 | 金融庁 | 第5条 | 文書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 71 | 損害保険料率算出団体に関する法律の規定による公開の意見聴取に関する内閣府令 | 金融庁 | 第25条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 72 | 貸金業法 | 金融庁 | 第19条の2 | 帳簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 73 | 貸金業法 | 金融庁 | 第41条の53 | 指定紛争解決機関による加入貸金業者の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 74 | 貸付信託法 | 金融庁 | 第8条第5項 | 受益証券の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 75 | 長期信用銀行法 | 金融庁 | 第17条 | 所属長期信用銀行の説明書類等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 76 | 投資信託及び投資法人に関する法律 | 金融庁 | 第15条第2項 | 帳簿書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 77 | 投資信託及び投資法人に関する法律 | 金融庁 | 第92条第4項 | 本店に備置く書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 78 | 投資信託及び投資法人に関する法律 | 金融庁 | 第132条第2項 | 計算書類等の備置き及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 79 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第217条 | 投資法人登録簿等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 80 | 保険業法 | 金融庁 | 第69条の2第3項 | 組織変更に関する書面等の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 81 | 保険業法 | 金融庁 | 第69条の2第5項 | 組織変更に関する書面等の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 82 | 保険業法 | 金融庁 | 第87条第3項 | 組織変更をする相互会社に対する組織変更に関する書面の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 83 | 保険業法 | 金融庁 | 第156条の2第2項 | 解散に係る書面の閲覧の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 84 | 保険業法 | 金融庁 | 第16条第2項第1号 | 書面資本金等の額の減少に係る書面の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 85 | 保険業法 | 金融庁 | 第26条第2項第1号 | 相互会社の定款の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 86 | 保険業法 | 金融庁 | 第54条の8第3項第1号 | 相互会社の計算書類等の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 87 | 保険業法 | 金融庁 | 第57条第4項 | 基金償却積立金の取崩しに係る書面の備置き・閲覧請求等 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 88 | 保険業法 | 金融庁 | 第87条第5項第1号 | 組織変更後の株式会社に対する組織変更計画の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 89 | 保険業法 | 金融庁 | 第136条の2第2項 | 保険契約の移転に関する契約の閲覧請求・謄本又は抄本の交付請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 90 | 保険業法 | 金融庁 | 第165条の15第2項第1号 | 消滅相互会社による合併契約に関する書面の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 91 | 保険業法 | 金融庁 | 第165条の19第2項第1号 | 存続会社による吸収合併契約に関する書面の閲覧請求 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------|-------|----------------|---------------------------------|------------|
| 別表2 | 92 | 保険業法 | 金融庁 | 第165条の2第2項第1号 | 消滅会社による吸収合併契約に関する書面の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 93 | 保険業法 | 金融庁 | 第165条の9第2項第1号 | 存続会社による吸収合併契約に関する書面の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 94 | 保険業法 | 金融庁 | 第165条の13第3項第1号 | 存続会社による吸収合併に関する権利義務の書面の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 95 | 保険業法 | 金融庁 | 第165条の21第3項第1号 | 存続会社による吸収合併に伴う権利義務関係に関する書面の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 96 | 保険業法 | 金融庁 | 第166条第3項第1号 | 合併に関する書面の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 97 | 保険業法 | 金融庁 | 第196条第5項第1号 | 定款等の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 98 | 保険業法 | 金融庁 | 第199条 | 外国保険会社等の業務報告書等の備置き又は縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 99 | 保険業法 | 金融庁 | 第224条第3項第1号 | 日本において保険業を行う引受社員の名簿の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 100 | 保険業法 | 金融庁 | 第240条の7第2項第1号 | 契約条件に関する書面の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 101 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第59条の4第1項 | 説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 102 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第143条の2第2項 | 説明書類等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 103 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第143条の2第3項 | 説明書類等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 104 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第143条の3 | 説明書類等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 105 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第210条の10の2第2項 | 説明書類等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 106 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第210条の10の2第3項 | 説明書類等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 107 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第210条の10の3第1項 | 説明書類等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 108 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第211条の82第2項 | 説明書類等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 109 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第211条の82第3項 | 説明書類等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 110 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第211条の83 | 説明書類等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 111 | 無尽業法 | 金融庁 | 第35条の2の3 | 指定紛争解決機関による加入無尽会社の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 112 | 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 | 金融庁 | 第8条第2項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 113 | 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 | 金融庁 | 第32条 | 書類の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 114 | 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 | 金融庁 | 第44条 | 書類の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 115 | 公害紛争の処理手続等に関する規則 | 総務省 | 第64条第1項 | あっせん・調停・仲裁に係る事件記録の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|----------------------------------|-------|-------------|--------------------------|------------|
| 別表2 | 116 | 公害紛争の処理手続等に関する規則 | 総務省 | 第64条第2項 | 裁定に係る事件記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 117 | 公害紛争の処理手続等に関する規則 | 総務省 | 第65条第1項 | 委員長等の名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 118 | 公害紛争処理法施行規則 | 総務省 | 第1条 | 委員等名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 119 | 公害紛争処理法施行令 | 総務省 | 第15条の3 | 事件記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 120 | 公職選挙法 | 総務省 | 第28条の2 | 選挙人名簿・在外選挙人名簿の抄本の閲覧申出 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 121 | 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 | 総務省 | 第39条第2項 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 122 | 住居表示に関する法律 | 総務省 | 第9条第2項 | 住居表示台帳又はその写しの閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 123 | 地方税法 | 総務省 | 第354条の2 | 所得税又は法人税に関する書類の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 124 | 地方税法 | 総務省 | 第410条第2項 | 地域ごとの住宅の標準的な価格を記載した書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 125 | 地方税法 | 総務省 | 第605条 | 市町村長の所得税又は法人税に関する書類の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 126 | 地方税法 | 総務省 | 第701条の55 | 所得税又は法人税に関する書類等の閲覧等に係る手続 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 127 | 公職選挙法 | 総務省 | 第28条の3 | 名簿の抄本の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 128 | 公職選挙法 | 総務省 | 第30条の12 | 名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 129 | 公職選挙法 | 総務省 | 第30条の14 | 記録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 130 | 地方税法 | 総務省 | 第63条第1項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 131 | 地方税法 | 総務省 | 第72条の49の2 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 132 | 地方税法 | 総務省 | 第72条の59 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 133 | 地方税法 | 総務省 | 第72条の94 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 134 | 地方税法 | 総務省 | 第72条の112第2項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 135 | 地方税法 | 総務省 | 第73条の23 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 136 | 地方税法 | 総務省 | 第74条の19第1項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 137 | 地方税法 | 総務省 | 第144条の43 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 138 | 地方税法 | 総務省 | 第325条 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 139 | 地方税法 | 総務省 | 第387条第3項 | 名寄帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 140 | 地方税法 | 総務省 | 第433条第10項 | 記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 141 | 地方税法 | 総務省 | 第479条 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 142 | 国有資産等所在市町村交付金法 | 総務省 | 第18条 | 台帳等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 143 | 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 | 総務省 | 第18条第3項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 144 | 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 | 総務省 | 第18条第3項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 145 | 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令 | 総務省 | 第6条第2項 | 国有財産台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 146 | 自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令 | 総務省 | 第39条 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 147 | 放送法施行規則 | 総務省 | 第9条 | 候補者放送の記録の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|-------------------------|-------|---|---|------------|
| 別表2 | 148 | 行政書士法施行規則 | 総務省 | 第14条第2項 | 会計帳簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 149 | 商法 | 法務省 | 第539条第1項 | 書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 150 | 破壊活動防止法 | 法務省 | 第28条第1項 | 書類及び証拠物の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 151 | 信託法 | 法務省 | 第190条第2項 (第3項:貸付信託法の閲覧の条項にて準用されている。) | 受益者原簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 152 | 信託法 | 法務省 | 第38条第1項,第6項 | 帳簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 153 | 建物の区分所有等に関する法律 | 法務省 | 第33条第2項 | 規約の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 154 | 商業登記法 | 法務省 | 第11条の2 | 登記簿の附属書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 155 | 鉱害賠償登録令 | 法務省 | 第8条第1項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 156 | 供託規則 | 法務省 | 第48条 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 157 | たばこ耕作組合法 | 財務省 | 第27条第4項 | たばこ耕作組合の定款等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 158 | たばこ耕作組合法 | 財務省 | 第37条第6項 | 地区たばこ耕作組合代議員会の議事録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 159 | たばこ耕作組合法 | 財務省 | 第54条 | 決算報告書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 160 | 国家公務員共済組合法 | 財務省 | 第36条 | 国家公務員共済組合連合会の決算の関係書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 161 | 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 | 財務省 | 第28条第3項 | 備置き書類の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 162 | 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 | 財務省 | 第40条第3項 | 事業報告書等の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 163 | 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 | 財務省 | 第41条 | 会計帳簿等の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 164 | 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 | 財務省 | 第58条第2項 | 定款、組合員名簿、議事録、事業報告書、財産目録、収支計算書、監事の意見書、会計帳簿等の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 165 | 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 | 財務省 | 第83条 | 定款、組合員名簿、議事録、事業報告書、財産目録、収支計算書、監事の意見書、会計帳簿等の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 166 | 沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律 | 財務省 | 第18条第2項 | 財務諸表等の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 167 | 税理士法 | 財務省 | 第49条の18 | 貸借対照表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 168 | 国家公務員共済組合法 | 財務省 | 第16条第3項 | 決算書類の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 169 | たばこ耕作組合法 | 財務省 | 第28条第3項 | 事業報告書等を備置き閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 170 | 株式会社国際協力銀行法 | 財務省 | 第27条第3項 | 決算報告書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 171 | 外国為替の取引等の報告に関する省令 | 財務省 | 第6条第3項 | 届出者名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 172 | 著作権法 | 文部科学省 | 第78条第4項 | 原簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 173 | 宗教法人法 | 文部科学省 | 第25条第3項 | 財産目録等の事務所備付け書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 174 | 私立学校法 | 文部科学省 | 第33条の2 | 寄附行為の備置き及び閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|-------|-------------|---|------------|
| 別表2 | 175 | 私立学校法 | 文部科学省 | 第47条第2項 | 財産目録等の備置き及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 176 | 私立学校法 | 文部科学省 | 第62条第3項第2号 | 資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 177 | 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 | 厚生労働省 | 第30条第3項 | 財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 178 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 | 厚生労働省 | 第7条の10第2項 | 建築物環境衛生管理技術者講習登録機関の財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 179 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第3条の11第2項 | 登録校正機関における財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 180 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令 | 厚生労働省 | 第12条 | 医療機器等総括製造販売責任者講習に係る登録講習機関の財務諸表等の備付け及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 181 | 医療法 | 厚生労働省 | 第46条の7の2第1項 | 医療法人の理事会の議事録に関する社員又は評議員の閲覧又は謄写の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 182 | 医療法 | 厚生労働省 | 第46条の3の6 | 社団たる医療法人の社員総会の議事録に関する社員及び債権者の閲覧又は謄写の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 183 | 医療法 | 厚生労働省 | 第46条の4の7 | 財団たる医療法人の評議員会の議事録に関する評議員及び債権者の閲覧又は謄写の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 184 | 医療法 | 厚生労働省 | 第51条の4第1項 | 医療法人の書類の主たる事務所における備え置きと閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 185 | 医療法 | 厚生労働省 | 第51条の4第2項 | 社会医療法人等の書類の主たる事務所における備え置きと閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 186 | 医療法 | 厚生労働省 | 第51条の4第4項 | 医療法人の従たる事務所における書類の備え置きと閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 187 | 医療法 | 厚生労働省 | 第52条第2項 | 都道府県知事が閲覧に供する医療法人の定款等 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 188 | 医療法 | 厚生労働省 | 第54条の7 | 社会医療法人債権者集会の議事録に関する社会医療法人債権管理者及び社会医療法人債権者の閲覧又は謄写の請求、社会医療法人債原簿に関する社会医療法人債権者等の閲覧又は謄写の請求、社会医療法人債権者集会の決議の省略について議決権者の意思表示をした書面に関する社会医療法人債権管理者、社会医療法人債権管理補助者及び社会医療法人債権者の閲覧又は謄写の請求 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|----------------|-------|------------------|--|------------|
| 別表2 | 189 | 医療法 | 厚生労働省 | 第58条の3第2項 | 医療法人の債権者に対する吸収合併契約に関する書面等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 190 | 医療法 | 厚生労働省 | 第59条の2 | 医療法人の債権者に対する新設合併契約に関する書面等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 191 | 医療法 | 厚生労働省 | 第60条の4第2項 | 医療法人の債権者に対する吸収分割契約に関する書面等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 192 | 医療法 | 厚生労働省 | 第61条の3 | 医療法人の債権者に対する新設分割契約に関する書面等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 193 | 医療法 | 厚生労働省 | 第70条の14 | 地域医療連携推進法人の書類の主たる事務所における備え置きと閲覧、地域医療連携推進法人の従たる事務所における書類の閲覧、都道府県知事が閲覧に供する地域医療連携推進法人の定款等 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 194 | 勤労者財産形成促進法施行規則 | 厚生労働省 | 第24条の8第2項第1号、第3号 | 書面をもって作成された財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 196 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第34条の2第2項,第3項 | 定款の閲覧等の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 197 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第45条の15第2項,第3項 | 理事会の議事録の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 198 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第45条の32第3項,第4項 | 計算書類等の閲覧等の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 199 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第45条の34第3項 | 財産目録等の閲覧等の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 200 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第45条の11第4項 | 評議員会の議事録の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 201 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第45条の9第10項 | 評議員会の提案に係る同意書面の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 202 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第45条の25 | 会計帳簿の閲覧等の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 203 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第46条の20第2項,第3項 | 清算人会の議事録の作成閲覧等の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 204 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第46条の26第2項 | 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 205 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第51条第2項 | 吸収合併消滅法人の吸収合併契約に関する書面等の閲覧等の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 206 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第54条第2項 | 吸収合併存続法人の吸収合併契約に関する書面等の閲覧等の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 207 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第54条の7第2項 | 新設合併消滅法人の新設合併契約に関する書面等の閲覧等の請求 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---------------------------|-------|----------------------------------|----------------------------------|------------|
| 別表2 | 208 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第54条の4第3項 | 吸収合併存続法人の吸収合併に関する書面等の閲覧等の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 209 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第54条の11第3項 | 新設合併設立法人の新設合併に関する書面等の閲覧等の請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 210 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 厚生労働省 | 第19条の6の10第2項 | 財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 211 | 臓器の移植に関する法律 | 厚生労働省 | 第10条第3項 | 記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 212 | 薬剤師法 | 厚生労働省 | 薬剤師法第8条第6項において読み替えて準用する行政手続法第18条 | 免許の取消に係る文書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 213 | 健康保険法 | 厚生労働省 | 第199条第2項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 214 | 労働基準法 | 厚生労働省 | 第100条第2項 | 文書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 215 | 医療法 | 厚生労働省 | 第16条の2第1項第5号 | 地域医療支援病院における諸記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 216 | 医療法 | 厚生労働省 | 第16条の3第1項第6号 | 特定機能病院における諸記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 217 | 児童福祉法 | 厚生労働省 | 第56条第4項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 218 | 墓地、埋葬等に関する法律 | 厚生労働省 | 第15条第2項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 219 | 身体障害者福祉法 | 厚生労働省 | 第38条第3項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 220 | 生活保護法 | 厚生労働省 | 第29条 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 221 | 労働保険審査官及び労働保険審査会法 | 厚生労働省 | 第16条の3 | 文書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 222 | 労働保険審査官及び労働保険審査会法 | 厚生労働省 | 第47条第2項 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 223 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 | 厚生労働省 | 第35条第4項 | 定款等の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 224 | 国民健康保険法 | 厚生労働省 | 附則第20条 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 225 | 国民健康保険法 | 厚生労働省 | 第113条の2第1項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 226 | 国民年金法 | 厚生労働省 | 第137条の3の4第2項 | 吸収合併契約により作成された国民年金基金の財産目録等の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 227 | 国民年金法 | 厚生労働省 | 第137条の3の10第2項 | 吸収分割契約により作成された国民年金基金の財産目録等の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 228 | 確定拠出年金法 | 厚生労働省 | 第67条第3項 | 個人型年金加入者等原簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 229 | 確定拠出年金法 | 厚生労働省 | 第4条第4項 | 企業型年金規約の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 230 | 確定拠出年金法 | 厚生労働省 | 第18条第2項 | 企業型年金加入者等原簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 231 | 知的障害者福祉法 | 厚生労働省 | 第27条第2項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 232 | 社会保険労務士法 | 厚生労働省 | 第25条の48 | 貸借対照表等の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|------------------------------|-------|--------------------------------------|---------------------------------------|------------|
| 別表2 | 233 | 社会福祉施設職員等退職手当共済法 | 厚生労働省 | 第24条第2項 | 原簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 234 | 消費生活協同組合法 | 厚生労働省 | 第53条の2第1項,第2項,第3項,第4項 | 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 235 | 確定拠出年金法施行規則 | 厚生労働省 | 第20条第5項 (第59条第1項の規定により準用する場合も含む。) | 企業型運用関連運営管理機関等及び個人型運用関連運営管理機関の説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 236 | 日本年金機構法 | 厚生労働省 | 第41条第3項 | 財務諸表の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 237 | じん肺法施行規則 | 厚生労働省 | 第33条 | 指針の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 238 | 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条 | 被共済職員原簿の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 239 | 福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する省令 | 厚生労働省 | 第8条第3項 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 240 | 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第37条第2項 | 治験に関する記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 241 | 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第56条第2項 | 治験に関する記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 242 | 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第56条第2項 | 治験に関する記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 243 | 農業保険法 | 農林水産省 | 第52条第2項 | 定款等の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 244 | 農業保険法 | 農林水産省 | 第53条第2項 | 決算関係書類の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 245 | 卸売市場法 | 農林水産省 | 第4条第5項第5号 | 決算関係書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 246 | 卸売市場法 | 農林水産省 | 第13条第5項第5号 | 決算関係書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 247 | 農業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第206条第1項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 248 | 水産業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第209条第1項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 249 | タクシー業務適正化特別措置法 | 国土交通省 | 第26条第2項 | 登録実施機関の財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 250 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律 | 国土交通省 | 第49条 | マンション管理業者登録簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 251 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律 | 国土交通省 | 第79条 | マンション管理業者の業務を記載した書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 252 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第57条第2項 | マンション管理業者登録簿等の閲覧規則の告示 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 253 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第69条の10第2項 | 財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 254 | 建築士法 | 国土交通省 | 第23条の9 | 建築士事務所登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 255 | 積立式宅地建物販売業法 | 国土交通省 | 第13条 | 積立式宅地建物販売業者名簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 256 | 積立式宅地建物販売業法施行規則 | 国土交通省 | 第14条第2項 | 名簿等の閲覧場所及び閲覧規則の告示 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 257 | 宅地建物取引業法 | 国土交通省 | 第10条 | 宅地建物取引業者名簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--------------------------------|-----------------------|------------|--------------------------------|------------|
| 別表2 | 258 | 宅地建物取引業法 | 国土交通省 | 第17条の11第2項 | 財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 259 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第5条の2第2項 | 書類を閲覧に供するための宅地建物取引業者名簿等の閲覧所の設置 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 260 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の25第2項 | 登録実務講習実施機関の財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 261 | 通訳案内士法 | 国土交通省 | 第27条 | 全国通訳案内士登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 262 | 都市計画法 | 国土交通省 | 第17条第1項 | 都市計画の案の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 263 | 都市計画法 | 国土交通省 | 第47条第5項 | 開発登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 264 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 国土交通省 | 第9条第7項 | 土砂災害特別警戒区域の指定の公示事項を記載した図書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 265 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第88条第2項 | 換地計画の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 266 | 土地区画整理法施行令 | 国土交通省 | 第21条第1項 | 選挙人名簿の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 267 | 建築士法 | 国土交通省 | 第6条第2項 | 建築士名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 268 | 建築士法 | 国土交通省 | 第24条の6 | 建築士事務所における書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 269 | 建築士法 | 国土交通省 | 第27条の2第6項 | 建築士事務所協会等の会員名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 270 | 旅行業法 | 国土交通省 | 第12条の2第3項 | 約款の備置き閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 271 | タクシー業務適正化特別措置法 | 国土交通省 | 第12条 | 原簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 272 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第50条 | 管理規約の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 273 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令 | 国土交通省 | 第23条第1項 | 管理規約の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 274 | 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行規則 | 国土交通省 | 第3条 | 航空機騒音対策基本方針の案の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 275 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第16条第4項 | 評価業務規程の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 276 | 動物の愛護及び管理に関する法律 | 環境省 | 第15条 | 第一種動物取扱業者登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 277 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第47条第2項 | 充填量・回収量等の記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 278 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第60条第2項 | 再生量等の記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 279 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第71条第2項 | 破壊量等の記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 280 | 外国保険会社等供託金規則 | 金融庁 法務省 | 第9条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 281 | 確定拠出年金法 | 金融庁 厚生労働省 | 第90条第3項 | 確定拠出年金運営管理機関登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 282 | 確定拠出年金法 | 金融庁 厚生労働省 | 第96条 | 運営管理機関の業務状況の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 283 | 株式会社日本政策金融公庫法 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 | 第44条第3項 | 公庫の決算報告書等の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|--|---------------------|----------------|--------------------------|------------|
| 別表2 | 284 | 株式会社商工組合中央金庫法 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第53条第1項 | 業務及び財産の状況に関する 説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 285 | 株式会社商工組合中央金庫法 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第60条の5第3 項 | 代行業者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 286 | 株式会社商工組合中央金庫法 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第60条の23第1 項 | 会員名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 287 | 株式会社商工組合中央金庫法 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第60条の32第3 項 | 電子決済等代行業者に係る名 簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 288 | 漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第49条第1項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 289 | 漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第50条の25第5 項 | 報告書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 290 | 漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第50条の26第1 項 | 説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 291 | 漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第50条の31の 25 | 名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 292 | 漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第50条の31の 26 | 名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 293 | 漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第50条の31の 30 | 登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 294 | 金融サービス仲介業者保証金規 則 | 金融庁 法務省 | 第9条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 295 | 金融機関等の更生手続の特例等 に関する法律 | 金融庁 財務省 | 第391条第2項 | 預金者表の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 296 | 金融機関等の更生手続の特例等 に関する法律 | 金融庁 財務省 | 第410条第2項 | 顧客表の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 297 | 金融機関等の更生手続の特例等 に関する法律 | 金融庁 財務省 | 第428条第2項 | 保険契約者表の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 298 | 金融機関等の更生手続の特例等 に関する法律 | 金融庁 財務省 | 第462条第2項 | 預金者表の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 299 | 金融機関等の更生手続の特例等 に関する法律 | 金融庁 財務省 | 第479条第2項 | 顧客表の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 300 | 金融機関等の更生手続の特例等 に関する法律 | 金融庁 財務省 | 第503条第2項 | 預金者表の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 301 | 金融機関等の更生手続の特例等 に関する法律 | 金融庁 財務省 | 第520条第2項 | 顧客表の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 302 | 金融機関等の更生手続の特例等 に関する法律 | 金融庁 財務省 | 第536条第2項 | 保険契約者表の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 303 | 金融商品取引業者営業保証金規 則 | 金融庁 法務省 | 第9条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 304 | 経済産業省・財務省・内閣府関 係株式会社商工組合中央金庫法 施行規則 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第85条第1項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|-----------------------|---------|----------------------------------|------------|
| 別表2 | 305 | 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第89条の27 | 名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 306 | 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第89条の30 | 名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 307 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 厚生労働省 国土交通省 | 第10条 | 登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 308 | 資金移動業履行保証金規則 | 金融庁 法務省 | 第13条 | 意見聴取会調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 309 | 少額短期保険業者供託金規則 | 金融庁 法務省 | 第9条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 310 | 信託会社等営業保証金規則 | 金融庁 法務省 | 第9条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 311 | 信託兼営金融機関営業保証金規則 | 金融庁 法務省 | 第9条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 312 | 水産業協同組合法 | 金融庁 農林水産省 | 第121条 | 指定共済事業等紛争解決機関による加入共済事業関係業者の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 313 | 前払式支払手段発行保証金規則 | 金融庁 法務省 | 第13条 | 意見聴取会調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 314 | 担保付社債信託法 | 金融庁 法務省 | 第20条第2項 | 信託証書の備え置き及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 315 | 担保付社債信託法 | 金融庁 法務省 | 第30条第2項 | 社債原簿の写しの閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 316 | 担保付社債信託法 | 金融庁 法務省 | 第33条第2項 | 議事録の写しの閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 317 | 中小漁業融資保証法 | 金融庁 財務省 農林水産省 | 第32条第3項 | 定款等の備置き閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 318 | 中小漁業融資保証法 | 金融庁 財務省 農林水産省 | 第33条第2項 | 書類の備置き閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 319 | 中小企業等協同組合法 | 金融庁 農林水産省 経済産業省 | 第69条の5 | 指定信用事業等紛争解決機関による加入信用協同組合等の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 320 | 中小企業等協同組合法 | 金融庁 農林水産省 経済産業省 | 第69条の4 | 指定特定共済事業等紛争解決機関による加入共済事業者の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 321 | 投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令 | 金融庁 法務省 | 第10条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 322 | 日本銀行法施行令 | 金融庁 財務省 | 第2条第3項 | 出資者原簿の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|---|------------|--|------------|
| 別表2 | 323 | 認可特定保険業者等に関する命令 | 金融庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第31条第1項 | 説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 324 | 認可特定保険業者等に関する命令 | 金融庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第35条第1項 | 説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 325 | 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第57条の25第5項 | 報告書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 326 | 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第57条の26第1項 | 所属組合の説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 327 | 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第57条の31の25 | 名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 328 | 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第57条の31の26 | 名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 329 | 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第57条の31の30 | 登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 330 | 農業協同組合法 | 金融庁 農林水産省 | 第92条の8 | 紛争解決機関による加入組合の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 331 | 農業協同組合法 | 金融庁 農林水産省 | 第92条の9 | 紛争解決機関による加入組合の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 332 | 農業信用保証保険法 | 金融庁 財務省 農林水産省 | 第41条第3項 | 定款、業務方法書、規約、会員名簿及び総会の議事録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 333 | 農業信用保証保険法 | 金融庁 財務省 農林水産省 | 第42条第2項 | 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、損失処理案の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 334 | 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律 | 金融庁 財務省 農林水産省 | 第15条第2項 | 貯金者表の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 335 | 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則 | 金融庁 農林水産省 | 第11条第9項 | 報告書の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|-----|-----|---|--------------|-----------------|--------------------------|------------|
| 別表2 | 336 | 農林中央金庫及び特定農水産業 協同組合等による信用事業の再 編及び強化に関する法律施行規 則 | 金融庁 農林水産省 | 第11条第3項第 39号 | 業務代理組合に係る書類の閲 覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 337 | 農林中央金庫法 | 金融庁 農林水産省 | 第52条第1項 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 338 | 農林中央金庫法施行規則 | 農林水産省 金融庁 | 第85条の32第1 項 | 説明書類等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 339 | 農林中央金庫法施行規則 | 農林水産省 金融庁 | 第114条第1項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 340 | 農林中央金庫法施行規則 | 農林水産省 金融庁 | 第141条第5項 | 報告書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 341 | 農林中央金庫法施行規則 | 農林水産省 金融庁 | 第142条 | 説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 342 | 農林中央金庫法施行規則 | 農林水産省 金融庁 | 第147条の16の 16 | 名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 343 | 農林中央金庫法施行規則 | 農林水産省 金融庁 | 第147条の16の 17 | 名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 344 | 農林中央金庫法施行規則 | 農林水産省 金融庁 | 第147条の16の 21 | 登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 345 | 不動産特定共同事業法 | 金融庁 国土交通省 | 第13条 | 不動産特定共同事業者名簿等 の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 346 | 不動産特定共同事業法 | 金融庁 国土交通省 | 第49条 | 小規模不動産特定共同事業者 登録簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 347 | 不動産特定共同事業法 | 金融庁 国土交通省 | 第29条 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 348 | 不動産特定共同事業法 | 金融庁 国土交通省 | 第17条第2項 | 業務管理者名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 349 | 不動産特定共同事業法 | 金融庁 国土交通省 | 第30条第2項 | 事業参加者名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 350 | 不動産特定共同事業法 | 金融庁 国土交通省 | 第31条の2第3 項 | 業務管理者名簿他の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 351 | 不動産特定共同事業法施行規則 | 金融庁 国土交通省 | 第30条第2項 | 登録証明事業の財務諸表等の 閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 352 | 保険会社等営業保証金規則 | 金融庁 法務省 | 第9条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 353 | 保険仲立人保証金規則 | 金融庁 法務省 | 第9条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 354 | 免許特定法人供託金規則 | 金融庁 法務省 | 第9条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 355 | 有限責任監査法人供託金規則 | 金融庁 法務省 | 第9条 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 356 | 預金保険法 | 金融庁 財務省 | 第37条第5項 | 資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 357 | 旅行業者営業保証金規則 | 法務省 国土交通省 | 第3条第10項 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 別表2 | 358 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第94条第5項 | 協会員名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|------------|--|------------|
| 新規 | 1 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 | 内閣府 | 第127条第6項 | 移行法人への公益目的支出計画実施報告書の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 2 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則 | 内閣府 | 第46条 | 法第127条第6項第2号に係る閲覧（移行法人の公益目的支出計画実施報告書の閲覧）の方法 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 3 | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 | 内閣府 | 第21条第4項 | 公益法人への財産目録等の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 4 | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 | 内閣府 | 第21条第5項 | 公益法人への役員等名簿又は社員名簿の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 5 | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 | 内閣府 | 第35条 | 法第21条第4項第2号に係る閲覧（公益法人の財産目録等の閲覧）の方法 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 6 | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 | 内閣府 | 第18条第3項第5号 | 公益法人における特定費用準備資金の限度額等の閲覧措置 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 7 | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 | 内閣府 | 第22条第5項 | 公益法人における同条第3項第5号の財産（寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産）等に係る閲覧措置 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 8 | 国家戦略特別区域法 | 内閣府 | 第20条第3項 | 事業計画等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 9 | 国家戦略特別区域法 | 内閣府 | 第24条第3項 | 事業計画等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 10 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第51条第1項5号 | 認定更新基準の一つとして、市民から特定非営利活動法人に事業報告書等の閲覧請求があった場合、これを閲覧させる義務の遵守を定めるもの。 請求による事業報告書等の事務所での閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 11 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第59条第1号 | 特例認定基準の一つとして、市民から特定非営利活動法人に、事業報告書等の閲覧請求があった場合、これを閲覧させる義務の遵守を定めるもの。 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-----------|------------|--|------------|
| 新規 | 12 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第63条5号 | 認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人が合併した場合の認定基準の一つとして、市民から特定非営利活動法人に、事業報告書等の閲覧請求があった場合、これを閲覧させる義務の遵守を準用することを定めるもの。 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 13 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第67条第2項第2号 | 認定特定非営利活動法人等が役員報酬規程等を閲覧させる等の義務を遵守していないときの、所轄庁による認定等の取消を定めるもの。 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 14 | 特定非営利活動促進法 | 内閣府 | 第67条第3項 | 認定特定非営利活動法人等が役員報酬規程等を閲覧させる等の義務を遵守していないときの、所轄庁による認定等の取消を定めるもの。 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 15 | 公正取引委員会の審査に関する規則 | 公正取引委員会 | 第18条 | 提出命令の対象物件についての閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 16 | 公正取引委員会の審査に関する規則 | 公正取引委員会 | 第23条の5 | 特定物件（提出を命じ留め置かれた物件）の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 17 | 遺失物法 | 警察庁 | 第7条第3項 | 遺失物に係る書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 18 | 遺失物法 | 警察庁 | 第16条第2項 | 遺失物に係る書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 19 | 遺失物法施行令 | 警察庁 | 第8条第2項 | 保管物件売却の一般競争入札に係る書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 20 | 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則 | 警察庁 | 第9条 | 意見聴取に関する文書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 21 | 道路交通法施行令 | 警察庁 | 第16条第2号 | 保管車両一覧簿の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 22 | 道路交通法施行令 | 警察庁 | 第29条第3項 | 保管工作物等一覧簿の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 23 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則 | 警察庁 | 第38条 | 意見聴取の公示に関する書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 24 | 個人情報の保護に関する法律 | 個人情報保護委員会 | 第117条第5項 | 加工情報の利用に関する契約に係る手数料の定め閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 25 | 個人情報の保護に関する法律 | 個人情報保護委員会 | 第87条第2項 | 電磁的記録についての開示の方法に関する定め閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 26 | 個人情報の保護に関する法律 | 個人情報保護委員会 | 第89条第5項 | 開示請求に係る手数料の定め閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 27 | 個人情報の保護に関する法律施行令 | 個人情報保護委員会 | 第20条第5項 | 個人情報ファイル簿の作成、閲覧及び公表 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|------------------|-----------|-------------|---------------------------------------|------------|
| 新規 | 28 | 個人情報の保護に関する法律施行令 | 個人情報保護委員会 | 第27条第3項 | 独立行政法人等の開示文書写しの送付に要する費用定め の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 29 | 貸金業法施行規則 | 金融庁 | 第9条 | 貸金業者登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 30 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の76 | 指定紛争解決機関による加入銀行の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 31 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第101条の3第2項 | 組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 32 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第101条の5第2項 | 組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 33 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第139条の3第2項 | 吸収合併消滅会員金融商品取引所の手続 (吸収合併契約の内容等の閲覧) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 34 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第139条の4第10項 | 吸収合併存続会員金融商品取引所の手続 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 35 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第139条の5第2項 | 新設合併消滅会員金融商品取引所の手続 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 36 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第139条の6第5項 | 新設合併設立会員金融商品取引所の手続 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 37 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第139条の7第2項 | 吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 38 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第139条の13第3項 | 吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 39 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第139条の14第2項 | 新設合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 40 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第139条の21第3項 | 新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 41 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第156条の65第3項 | 取引情報の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 42 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第63条の9第4項 | 内閣総理大臣による海外投資家等特例業務届出者の情報の公衆縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 43 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第63条の9第5項 | 海外投資家等特例業務届出者の情報の事務所に備え置いた の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 44 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第63条の12第3項 | 海外投資家等特例業務届出者の帳簿書類の事務所に備え置 いたの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 45 | 金融商品取引法施行令 | 金融庁 | 第14条の13 | 金融商品取引所等による公衆縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 46 | 金融商品取引法施行令 | 金融庁 | 第26条第2項 | 記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 47 | 公認会計士法 | 金融庁 | 第34条の16の3 | 説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 48 | 公認会計士法 | 金融庁 | 第28条の4 | 説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 49 | 公認会計士法施行規則 | 金融庁 | 第17条 | 説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 50 | 信託業法 | 金融庁 | 第85条の16 | 指定紛争解決機関による加入信託会社等の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|----------------------|-------|---------------|------------------------------------|------------|
| 新規 | 51 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第89条第9項 | 指定紛争解決機関による加入信用金庫等の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 52 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第48条の6第3項 | 会員名簿の閲覧又は謄写 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 53 | 店頭デリバティブ等の規制に関する内閣府令 | 金融庁 | 第11条の2第2項 | 取引情報蓄積機関による取引情報の公表 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 54 | 保険業法 | 金融庁 | 第111条 | 説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 55 | 保険業法 | 金融庁 | 第271条の25 | 説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 56 | 保険業法 | 金融庁 | 第272条の17 | 説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 57 | 保険業法 | 金融庁 | 第17条の4第2項第1号 | 債権者の異議の経緯その他の資本金等の額の減少に関する書面の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 58 | 保険業法 | 金融庁 | 第82条第3項第1号 | 組織変更後の相互会社に対する組織変更計画の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 59 | 保険業法 | 金融庁 | 第255条の3第2項第1号 | 契約条件に関する書面の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 60 | 保険業法 | 金融庁 | 第265条の22 | 名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 61 | 保険業法 | 金融庁 | 第272条の3第2項 | 少額短期保険業者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 62 | 保険業法 | 金融庁 | 第308条の16 | 指定紛争解決機関における加入保険業者の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 63 | 保険業法 | 金融庁 | 第265条の39第3項 | 保険契約者保護機構の財務諸表等の備置き及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 64 | 保険業法 | 金融庁 | 第285条第2項 | 特定保険募集人原簿の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 65 | 保険業法 | 金融庁 | 第67条の2 | 相互会社の財務諸表等の備置き及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 66 | 保険業法 | 金融庁 | 第217条第3項 | 外国保険会社等の財務諸表等の備置き及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 67 | 保険業法 | 金融庁 | 第180条の17 | 清算相互会社の貸借対照表の備置き及び閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 68 | 保険業法 | 金融庁 | 第61条の5 | 相互会社が社債を発行する場合の社債原簿の備置き及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 69 | 保険業法 | 金融庁 | 第67条 | 利害関係を有する者による登記簿の付属書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 70 | 保険業法 | 金融庁 | 第96条の9第5項 | 組織変更株式移転設立完全親会社における書面等の備置き及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 71 | 保険業法 | 金融庁 | 第216条 | 外国相互会社における利害関係を有する者による登記簿の付属書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 72 | 保険業法 | 金融庁 | 第265条の31第3項 | 資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 73 | 保険業法等の一部を改正する法律 | 金融庁 | 附則第4条第17項 | 認可特定保険業者における吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|--------------|--|------------|
| 新規 | 74 | 金融機関の合併及び転換に関する法律 | 金融庁 | 第21条第2項 | 合併契約に関する書面等の閲覧 (閲覧の対象が書面) (電磁的記録も可能) (手続主体：債権者) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 75 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 | 金融庁 | 第12条の4 | 指定紛争解決機関による加入 信託会社等の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 76 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第319条第1項 | 説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 77 | 公認会計士法 | 金融庁 | 第34条第2項 | 調書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 78 | 公認会計士法 | 金融庁 | 第46条の11の2 | 計算書類等の備置及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 79 | 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の公認会計士法 | 金融庁 | 第34条第2項 | 調書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 80 | 公認会計士法施行規則 | 金融庁 | 第63条 | 有限責任監査法人登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 81 | 船主相互保険組合法 | 金融庁 | 第33条の2第4項第1号 | 議事録の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 82 | 船主相互保険組合法 | 金融庁 | 第44条の2第1項第1号 | 会計帳簿等の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 83 | 船主相互保険組合法 | 金融庁 | 第44条の6第3項第1号 | 計算書類等の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 84 | 船主相互保険組合法 | 金融庁 | 第48条第1項 | 組合清算時の貸借対照表の備置き及び閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 85 | 長期信用銀行法 | 金融庁 | 第17条 | 指定紛争解決機関による加入 長期信用銀行の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 86 | 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令 | 金融庁 | 第2条の2第2項 | 取引規模の公表 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 87 | 投資信託及び投資法人に関する法律 | 金融庁 | 第189条第3項 | 投資法人登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 88 | 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第22条第2項 | 書類の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 89 | 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第33条第2項 | 書類の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 90 | 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 | 金融庁 | 第15条 | 決定表の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 91 | 預託等取引に関する法律 | 消費者庁 | 第6条第3項 | 書類又は帳簿書類の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 92 | 行政手続法 | 総務省 | 第18条 | 文書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 93 | 行政手続法 | 総務省 | 第24条 | 聴聞調書及び報告書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 94 | 国立研究開発法人情報通信研究機構法 | 総務省 | 第21条 | N I C Tの出資者原簿の備置 及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 95 | 情報公開・個人情報保護審査会設置法 | 総務省 | 第13条第2項 | 審査会提出資料の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|-----------------|-------------------------------------|------------|
| 新規 | 96 | 電気通信事業法施行規則 | 総務省 | 第23条の8 | 接続約款の閲覧及びインターネットの利用による公表 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 97 | 電気通信事業法施行規則 | 総務省 | 第23条の9の6 | 接続約款の閲覧及びインターネットの利用による公表 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 98 | 電気通信事業法施行規則 | 総務省 | 第25条の7の2 第4項 | 契約約款の閲覧及びインターネットの利用による公表 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 99 | 株式会社海外通信・放送・郵便 事業支援機構法施行規則 | 総務省 | 第3条第2項 | 委員会議事録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 100 | 国地方係争処理委員会の審査の 手続に関する規則 | 総務省 | 第29条第1項 | 書類他の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 101 | 大都市地域における特別区の設 置に関する法律施行令 | 総務省 | 第6条 | 特別区設置協定書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 102 | 地方自治法施行令 | 総務省 | 第174条の49の 25 | 包括外部監査契約の締結相手 に係る資格を証する書面の閲 覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 103 | 地方自治法施行令 | 総務省 | 第174条の49の 33 | 個別外部監査契約の締結相手 に係る資格を証する書面の閲 覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 104 | 電気通信事業会計規則 | 総務省 | 第18条第3項 | 収支の状況その他会計に關す る事項の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 105 | 電気通信事業法施行規則 | 総務省 | 第64条第3項 | 調書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 106 | 独立行政法人郵便貯金簡易生命 保険管理・郵便局ネットワーク 支援機構に関する省令 | 総務省 | 第17条第2項 | 経営等に関する情報の公表事 項を記載した書類を備置き閲 覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 107 | 独立行政法人郵便貯金簡易生命 保険管理・郵便局ネットワーク 支援機構に関する省令 | 総務省 | 第18条第2項 | 経営等に関する情報の公表事 項を記載した書類を備置き閲 覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 108 | 日本国憲法の改正手続に関する 法律 | 総務省 | 第29条の2 | 投票人名簿の抄本の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 109 | 日本国憲法の改正手続に関する 法律 | 総務省 | 第42条の2 | 在外投票人名簿の抄本の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 110 | 日本国憲法の改正手続に関する 法律施行令 | 総務省 | 第31条 | 記録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 111 | 会社法 | 法務省 | 第311条第4項 | 議決権行使書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 112 | 会社法 | 法務省 | 第442条第3項 | 計算書類等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 113 | 会社法 | 法務省 | 第442条第4項 | 計算書類等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 114 | 会社法 | 法務省 | 第31条第2項 | 定款の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 115 | 会社法 | 法務省 | 第74条第7項 | 議決権の代理権を証明する書 類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 116 | 会社法 | 法務省 | 第75条第4項 | 議決権行使書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 117 | 会社法 | 法務省 | 第76条第5項 | 電磁的記録に記録された議決 権行使書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 118 | 会社法 | 法務省 | 第81条第3項 | 議事録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 119 | 会社法 | 法務省 | 第82条第3項 | 創立総会の決議の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 120 | 会社法 | 法務省 | 第125条第2項 | 株主名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 121 | 会社法 | 法務省 | 第171条の2第2 項 | 全部取得条項付種類株式に關 わる事項の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-----|-------|-------------|-------------------------|------------|
| 新規 | 122 | 会社法 | 法務省 | 第173条第3項 | 全部取得条項付種類株式の取得に関わる事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 123 | 会社法 | 法務省 | 第179条の5第2項 | 特別支配株主等に係る事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 124 | 会社法 | 法務省 | 第179条の10第3項 | 売渡株式等の取得に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 125 | 会社法 | 法務省 | 第182条の2第2項 | 株式の併合に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 126 | 会社法 | 法務省 | 第182条の6第3項 | 株式の併合に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 127 | 会社法 | 法務省 | 第231条第2項 | 株券喪失登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 128 | 会社法 | 法務省 | 第252条第2項 | 新株予約権原簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 129 | 会社法 | 法務省 | 第310条第7項 | 議決権の代理行使に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 130 | 会社法 | 法務省 | 第312条第5項 | 電磁的方法による議決権の行使に関わる事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 131 | 会社法 | 法務省 | 第318条第4項 | 議事録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 132 | 会社法 | 法務省 | 第319条第3項 | 株主総会の決議に関わる事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 133 | 会社法 | 法務省 | 第371条第2項 | 議事録等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 134 | 会社法 | 法務省 | 第374条第2項 | 計算書類等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 135 | 会社法 | 法務省 | 第378条第2項 | 計算書類等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 136 | 会社法 | 法務省 | 第389条第4項 | 会計帳簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 137 | 会社法 | 法務省 | 第394条第2項 | 議事録等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 138 | 会社法 | 法務省 | 第396条第2項 | 会計帳簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 139 | 会社法 | 法務省 | 第399条の11第2項 | 議事録等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 140 | 会社法 | 法務省 | 第413条第2項 | 議事録等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 141 | 会社法 | 法務省 | 第413条第3項 | 議事録等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 142 | 会社法 | 法務省 | 第433条第1項 | 会計帳簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 143 | 会社法 | 法務省 | 第496条第2項 | 貸借対照表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 144 | 会社法 | 法務省 | 第618条第1項 | 計算書類等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 145 | 会社法 | 法務省 | 第625条第1項 | 計算書類等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 146 | 会社法 | 法務省 | 第684条第2項 | 社債原簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 147 | 会社法 | 法務省 | 第731条第3項 | 議事録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 148 | 会社法 | 法務省 | 第735条の2第3項 | 社債権者集会の決議に関わる事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 149 | 会社法 | 法務省 | 第775条第3項 | 組織変更計画に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 150 | 会社法 | 法務省 | 第782条第3項 | 吸収合併契約等に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 151 | 会社法 | 法務省 | 第791条第3項 | 吸収分割又は株式交換に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 152 | 会社法 | 法務省 | 第794条第3項 | 吸収合併契約等に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 153 | 会社法 | 法務省 | 第801条第4項 | 吸収合併等に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|------------|-------|--|---------------------|------------|
| 新規 | 154 | 会社法 | 法務省 | 第803条第3項 | 新設合併契約等に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 155 | 会社法 | 法務省 | 第811条第3項 | 新設分割又は株式移転に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 156 | 会社法 | 法務省 | 第815条第4項 | 新設合併契約等に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 157 | 会社法 | 法務省 | 第816条の2第3項 | 株式交付計画に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 158 | 会社法 | 法務省 | 第816条の10第3項 | 株式交付に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 159 | 会社法 | 法務省 | 第886条第1項 | 事件に関する文書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 160 | 会社法 | 法務省 | 第906条第1項 | 報告又は計算に関する資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 161 | 会社法 | 法務省 | 第906条第4項 | 報告又は計算に関する資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 162 | 会社法 | 法務省 | 第951条第2項 | 財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 163 | 更生保護法 | 法務省 | 第97条第2項 | 審査会等の記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 164 | 戸籍法施行規則 | 法務省 | 第66条の2 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 165 | 動産・債権譲渡登記令 | 法務省 | 第18条第1項 | 登記申請書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 166 | 農業用動産抵当登記令 | 法務省 | 第17条第1項 | 登記簿の附属書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 167 | 不動産登記法 | 法務省 | 第120条第2項 | 地図等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 168 | 不動産登記法 | 法務省 | 第121条第2項 (工場抵当法第14条(鉱業抵当法第3条、漁業財団抵当法第5条、港湾運送事業法第26条において準用する場合も含む。)道路交通事業抵当法第8条、観光施設財団抵当法第8条、立木ニ関スル法律第2条第1項、抵当証券法第41条、外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第8条において準 | 登記簿の附属書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 169 | 不動産登記法 | 法務省 | 第141条第1項 | 調書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 170 | 不動産登記法 | 法務省 | 第149条第2項 | 筆界特定手続記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 171 | 弁護士法 | 法務省 | 第30条第2項 | 名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|----------|------------------|------------|
| 新規 | 172 | 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号） | 法務省 | 第50条第1項 | 名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 173 | 建設機械登記令 | 法務省 | 第14条第1項 | 登記簿の附属書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 174 | 船舶登記令 | 法務省 | 第34条第1項 | 登記簿の附属書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 175 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第14条第2項 | 定款の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 176 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第32項第2項 | 社員名簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 177 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第50条第6項 | 代理権を証明する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 178 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第51条第4項 | 議決権行使に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 179 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第52条第5項 | 議決権行使に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 180 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第57条第4項 | 議事録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 181 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第58条第3項 | 社員総会の決議に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 182 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第97条第2項 | 議事録等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 183 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第107条第2項 | 会計帳簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 184 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第121条第1項 | 会計帳簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 185 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第129条第3項 | 計算書類等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 186 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第156条第2項 | 定款の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 187 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第193条第4項 | 議事録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 188 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第194条第3項 | 評議員会の決議に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 189 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第223条第2項 | 議事録等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 190 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第229条第2項 | 貸借対照表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 191 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第246条第3項 | 吸収合併契約に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 192 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第250条第3項 | 吸収合併契約に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 193 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第253条第3項 | 吸収合併に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 194 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第256条第3項 | 新設合併契約に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 195 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第260条第3項 | 新設合併契約に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|----------------------------------|-------|---------------|--------------------------------|------------|
| 新規 | 196 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第298条第1項 | 一般社団法人の財産の状況の報告又は計算に関する資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 197 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 | 法務省 | 第298条第4項 | 一般社団法人の財産の状況の報告又は計算に関する資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 198 | 国家公務員共済組合法施行規則 | 財務省 | 第126条の4第3項 | 書類の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 199 | 土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令 | 財務省 | 第2条 | 土地の評価に関する事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 200 | 著作権法施行規則 | 文部科学省 | 第19条 | 著作権登録原簿等の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 201 | 著作権等管理事業法 | 文部科学省 | 第18条 | 財務諸表等の備付け及び閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 202 | 介護保険法 | 厚生労働省 | 第69条の19第2項第2号 | 登録試験問題作成機関の財務省表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 203 | 確定給付企業年金法施行令 | 厚生労働省 | 第65条の13 | 企業年金連合会（新連合会）の決算書類の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 204 | 確定給付企業年金法施行令 | 厚生労働省 | 第65条の5 | 企業年金連合会（新連合会）の創立総会の会議録の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 205 | 健康保険法施行令 | 厚生労働省 | 第13条第4項 | 会議録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 206 | 健康保険法施行令 | 厚生労働省 | 第24条第3項 | 報告書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 207 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第25条の10第2項 | 清掃作業監督者講習等登録機関における財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 208 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第26条の2第3項 | 空気環境測定実施者講習等登録機関における財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 209 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第26条の4第3項 | ダクト清掃作業監督者講習等登録機関における財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 210 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第28条の2第3項 | 貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関における財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 211 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第28条の4第3項 | 排水管清掃作業監督者講習等登録機関における財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 212 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第29条の2第3項 | 防除作業監督者講習等登録機関における財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 213 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第30条の2第3項 | 統括管理者講習等登録機関における財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」（法令約10,000条項）

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|------------|---------------------------|------------|
| 新規 | 214 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令 | 厚生労働省 | 第39条 | 存続厚生年金基金の決算書類の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 215 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第49条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令 | 厚生労働省 | 第52条の7 | 企業年金連合会（存続連合会）の決算書類の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 216 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第138条 | 社会福祉連携推進法人の計算書類等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 217 | 社会福祉法 | 厚生労働省 | 第139条第4項 | 社会福祉連携推進法人の定款の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 218 | 食品衛生法 | 厚生労働省 | 第39条第2項 | 登録検査機関に関する財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 219 | 食品衛生法施行令 | 厚生労働省 | 第27条第2項 | 食品衛生管理者登録講習会に関する財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 220 | 水道法 | 厚生労働省 | 第20条の10第2項 | 登録水質検査機関に関する財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 221 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第14条の10第2項 | 登録講習機関に関する財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 222 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第17条の5 | 水道事業者等の水質検査結果等の公表 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 223 | 医療法 | 厚生労働省 | 第6条の3 | 医療情報の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 224 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 | 厚生労働省 | 第36条第3項 | 決算関係書類の提出、備付け及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 225 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 | 厚生労働省 | 第37条 | 会計帳簿等の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|------------------------------|-------|-------------|---------------------------|------------|
| 新規 | 226 | 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 | 厚生労働省 | 第28条3項 | 事業報告書等を備え置き閲覧に供す | 往訪閲覧 |
| 新規 | 227 | 漁業災害補償法 | 農林水産省 | 第67条第2項 | 決算関係書類の提出、備付け及び閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 228 | 漁港漁場整備法 | 農林水産省 | 第19条第3項 | 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 229 | 漁港漁場整備法 | 農林水産省 | 第19条第5項 | 特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 230 | 漁港漁場整備法施行令 | 農林水産省 | 第18条 | 漁港整備財産台帳等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 231 | 漁港漁場整備法施行令 | 農林水産省 | 第22条第2項 | 保管した工作物等一覧簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 232 | 獣医師法施行規則 | 農林水産省 | 第9条の7第4項 | 調書及び報告書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 233 | 樹木採取権登録令 | 農林水産省 | 第66条第3項 | 樹木採取権登録簿の附属書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 234 | 樹木採取権登録令施行規則 | 農林水産省 | 第82条 | 樹木採取権登録簿の附属書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 235 | 森林法 | 農林水産省 | 第46条の2第2項 | 保安施設地区台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 236 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第90条第2項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 237 | 漁業災害補償法 | 農林水産省 | 第67条第2項 | 定款等の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 238 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 | 農林水産省 | 第21条第3項 | 外国特定飼料等製造業者登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 239 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 | 農林水産省 | 第29条第3項 | 規格設定飼料製造業者登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 240 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 | 農林水産省 | 第30条第3項 | 外国規格設定飼料製造業者登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 241 | 動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第58条第1項 | 治験に関する記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 242 | 動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第29条第2項 | 治験に関する記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 243 | 動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第58条第1項 | 治験に関する記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 244 | 動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第58条第1項 | 治験に関する記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 245 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農林水産省 | 第11条第12項 | 都道府県農業振興地域整備計画書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 246 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農林水産省 | 第13条第4項 | 農業振興地域整備計画書の変更案の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 247 | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第4条の5第26号の2 | 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画案の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 248 | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第4条の5第27号 | 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画案の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 249 | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第13条第2項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 250 | 意匠法 | 経済産業省 | 第63条 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 251 | 実用新案法 | 経済産業省 | 第55条 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 252 | 商標法 | 経済産業省 | 第72条 | 書類の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-----------------------|-------|---------------|--------------------------------|------------|
| 新規 | 253 | 特許法 | 経済産業省 | 第105条の2の11第3項 | 意見を記載した書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 254 | 消費生活用製品安全法 | 経済産業省 | 第24条 | 国内登録検査機関の財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 255 | 消費生活用製品安全法 | 経済産業省 | 第30条第2項 | 外国登録検査機関の財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 256 | 電気事業法 | 経済産業省 | 第28条の50 | 資料の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 257 | 電気用品安全法 | 経済産業省 | 第37条 | 国内登録検査機関の財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 258 | 電気用品安全法 | 経済産業省 | 第42条の3第2項 | 国内外登録検査機関の財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 259 | 半導体集積回路の回路配置に関する法律 | 経済産業省 | 第34条の2第2項 | 財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 260 | 半導体集積回路の回路配置に関する法律 | 経済産業省 | 第48条 | 謄本等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 261 | 景観法 | 国土交通省 | 第37条第1項 | 管理協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 262 | 下水道法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の4 | 管理協定の縦覧場所の公告 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 263 | 高速自動車国道法 | 国土交通省 | 第7条第1項 | 高速自動車国道の区域の決定の場合の図面の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 264 | 高速自動車国道法 | 国土交通省 | 第7条第2項 | 高速自動車国道の供用の開始又は廃止の場合の図面の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 265 | 高速自動車国道法施行令 | 国土交通省 | 第3条1項 | 高速自動車国道の区域の決定、変更の際の公示 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 266 | 高速自動車国道法施行令 | 国土交通省 | 第3条2項 | 高速自動車国道の区域の決定、変更の際の図面の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 267 | 高速自動車国道法施行令 | 国土交通省 | 第4条第1項 | 高速自動車国道の供用の開始又は廃止の公示 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 268 | 高速自動車国道法施行令 | 国土交通省 | 第4条第2項 | 高速自動車国道の供用の開始又は廃止の際の図面の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 269 | 港湾法 | 国土交通省 | 第50条の19第4項 | 官民連携国際旅客船受入促進協定において定めた事項の変更の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 270 | 国際観光ホテル整備法 | 国土交通省 | 第29条第2項 | 財務諸表等の備付け及び閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 271 | 測量法 | 国土交通省 | 第51条の12 | 財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 272 | ダム使用権登録令施行規則 | 国土交通省 | 第7条第4項 | ダム使用権登録簿等の閲覧の請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 273 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律 | 国土交通省 | 第41条の10第2項 | 財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 274 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律 | 国土交通省 | 第34条第2項 | 事業計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 275 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律 | 国土交通省 | 第50条第2項 | 変更事業計画等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 276 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律 | 国土交通省 | 第95条第2項 | マンション建替事業に関する簿書の閲覧請求があった場合の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|--------------------------------|---------------------------------|------------|
| 新規 | 277 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律 | 国土交通省 | 第158条第2項 | マンション敷地売却事業に関する簿書の閲覧請求があった場合の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 278 | 水先法 | 国土交通省 | 第32条 | 財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 279 | 水先法施行規則 | 国土交通省 | 第23条の7 | 資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 280 | 水先法施行規則 | 国土交通省 | 第23条の13第4項 | 資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 281 | 旅行業法 | 国土交通省 | 第12条の20第2項 (第29条において準用する場合を含む) | 財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 282 | 旅行業法 | 国土交通省 | 第29条 | 財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 283 | 運輸安全委員会運営規則 | 国土交通省 | 第25条第2項 | 公述記録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 284 | 海上運送法施行規則 | 国土交通省 | 第21条の2 | 賃率表の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 285 | 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 | 国土交通省 | 第12条 (同法第13条において準用する場合を含む) | 管理協定の公告等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 286 | 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 | 国土交通省 | 第13条 | 管理協定の変更の公告等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 287 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第77条の29の2 | 指定確認検査機関についての書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 288 | 建築基準法 | 国土交通省 | 第77条の35の15 | 指定構造計算適合性判定機関についての書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 289 | 公有水面埋立法 | 国土交通省 | 第13条ノ2第2項 | 出願事項の変更を記載した書面等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 290 | 工業団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 | 国土交通省 | 第13条第1項 | 配慮書の案及び配慮書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 291 | 国土調査法 | 国土交通省 | 第21条の2第3項 | 街区境界調査成果に係る地図及び簿冊の事務所での閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 292 | 首都圏近郊緑地保全法 | 国土交通省 | 第11条 (同法第12条において準用する場合を含む) | 管理協定の公告等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 293 | 首都圏近郊緑地保全法 | 国土交通省 | 第12条 | 管理協定の変更の公告等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 294 | 新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 | 国土交通省 | 第13条第1項 | 配慮書の案及び配慮書の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|---|-----------------------------|------------|
| 新規 | 295 | 新都市基盤整備事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 | 国土交通省 | 第13条第1項 | 配慮書の案及び配慮書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 296 | 新都市基盤整備法 | 国土交通省 | 第54条 | 簿書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 297 | 新都市基盤整備法 | 国土交通省 | 第57条第2項 | 簿書の閲覧の請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 298 | 水防法施行規則 | 国土交通省 | 第6条 | 雨水出水浸水想定区域等の公表 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 299 | 水防法施行規則 | 国土交通省 | 第9条 | 高潮浸水想定区域等の公表 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 300 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 国土交通省 | 第17条の17 | 財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 301 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 国土交通省 | 第17条の19 | 財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 302 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 国土交通省 | 附則(平成3年5月15日法律第75号)抄第6条 | 財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 303 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 国土交通省 | 第23条の28 | 財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 304 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 | 国土交通省 | 第77条 | 財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 305 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 | 国土交通省 | 第70条の5 | 財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 306 | 津波防災地域づくりに関する法律 | 国土交通省 | 第36条 | 台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 307 | 通訳案内士法 | 国土交通省 | 第43条第2項 | 登録研修機関の財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 308 | 都市計画法 | 国土交通省 | 第75の2第2項 | 都市施設等整備協定の写しの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 309 | 都市計画法施行規則 | 国土交通省 | 第19条の10第2項 | 財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 310 | 都市再開発法施行規則 | 国土交通省 | 第16条の5 | 再開発会社施行による場合の施行地区となるべき区域の公告 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 311 | 都市再生特別措置法 | 国土交通省 | 第45条の4第2項 (同法第45条の13第3項、第45条の14第3項、第45条の21第3項において準用する場合を含む。) | 認可に係る都市再生歩行者経路協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 312 | 都市再生特別措置法 | 国土交通省 | 第45条の13第3項 | 認可に係る都市再生歩行者退避経路協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 313 | 都市再生特別措置法 | 国土交通省 | 第45条の14第3項 | 認可に係る都市再生歩行者退避施設協定の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------------------------|------------|--------------------------------|------------|
| 新規 | 314 | 都市再生特別措置法 | 国土交通省 | 第45条の21第3項 | 認可に係る都市再生歩行者非常用電気等供給施設協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 315 | 都市再生特別措置法 | 国土交通省 | 第45条の18 | 管理協定の締結に係る縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 316 | 都市再生特別措置法 | 国土交通省 | 第46条第15項 | 滞在快適性等向上公園施設の設置管理に係る縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 317 | 土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 | 国土交通省 | 第13条第1項 | 配慮書の案又は配慮書の公告、縦覧及び公表 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 318 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第51条の8第1項 | 規準及び事業計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 319 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第51条の9第4項 | 図書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 320 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第69条第1項 | 施行規程及び事業計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 321 | 土地区画整理法 | 国土交通省 | 第69条第8項 | 図書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 322 | 道路運送車両法施行規則 | 国土交通省 | 第62条の2の21 | 登録情報提供機関登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 323 | 特定都市河川浸水被害対策法施行規則 | 国土交通省 | 第14条 | 管理協定の縦覧に係る公告義務 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 324 | 特定都市河川浸水被害対策法施行規則 | 国土交通省 | 第15条 | 管理協定の締結等の公示 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 325 | 特定都市河川浸水被害対策法施行規則 | 国土交通省 | 第37条 | 管理協定の縦覧に係る公告 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 326 | 特定都市河川浸水被害対策法施行規則 | 国土交通省 | 第38条 | 管理協定の締結等の公告 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 327 | 不動産の鑑定評価に関する法律 | 国土交通省 | 第31条 | 不動産鑑定業者登録簿等の供覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 328 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 | 国土交通省 | 第216条第1項 | 権利変換計画の公衆の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 329 | 流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 | 国土交通省 | 第13条第1項 | 配慮書の案及び配慮書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 330 | 株式会社商工組合中央金庫法 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第53条第2項 | 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 331 | 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則 | 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第11条第2項 | 登録実施機関が登録の抹消をした木材関連事業者に係る事項の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-----------------------------|---|-----------|--|------------|
| 新規 | 332 | 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則 | 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第8条第2項 | 登録実施機関が登録をした木材関連事業者に係る事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 333 | 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則 | 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第9条第5項 | 登録実施機関が変更の登録をした木材関連事業者に係る事項の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 334 | 国家公務員倫理規程 | 人事院 内閣官房 | 第13条第2項 | 報告書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 335 | 地すべり等防止法 | 農林水産省 国土交通省 | 第45条第1項 | 台帳の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 336 | 地すべり等防止法施行規則 | 農林水産省 国土交通省 | 第9条第1項 | 関連事業計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 337 | 砂利の採取計画等に関する規則 | 経済産業省 国土交通省 | 第18条 | 文書等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 338 | 砂利の採取計画等に関する規則 | 経済産業省 国土交通省 | 第24条 | 調書及び報告書の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 339 | 住宅宿泊事業法 | 厚生労働省 国土交通省 | 第51条 | 登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 340 | 商品投資に係る事業の規制に関する法律 | 農林水産省 経済産業省 | 第23条 | 商品投資顧問業者の業務関係書類を、営業所ごとに備え置き閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 341 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第59条 | 登録簿の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 342 | 水産業協同組合法 | 金融庁 農林水産省 | 第120条 | 紛争解決機関による加入組合の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 343 | 地方公務員等共済組合法施行令 | 総務省 文部科学省 警察庁 | 第14条第4項 | 組合会の会議録の閲覧請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 344 | 中小企業等協同組合法施行規則 | 内閣府 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第169条第1項 | 説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 345 | 農林中央金庫法 | 金融庁 農林水産省 | 第95条の8 | 紛争解決機関による農林中央金庫の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 346 | 農住組合法 | 農林水産省 国土交通省 | 第11条 | 交換分合計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 347 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第23条の4第2項 | 定款の閲覧請求 (閲覧の対象が書面) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 348 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第24条第10項 | 創立総会の議事録の閲覧又は 謄写の請求 (閲覧の対象が書面) (電磁的記録も可能) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 349 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第40条第4項 | 議事録の閲覧又は謄写の請求 (閲覧の対象が書面) | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-----------------------|--------------|----------------|---|------------|
| 新規 | 350 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第41条第11項 | 計算書類等の閲覧の請求 (閲覧の対象が書面) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 351 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第53条の4第3 項 | 会員名簿の閲覧又は謄写 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 352 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第53条の5第4 項 | 総会の議事録の閲覧又は謄写 の請求 (閲覧の対象が書面) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 353 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第56条第3項 | 財産目録、貸借対照表の閲覧 の請求 (閲覧の対象が書面) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 354 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第67条 | 貸借対照表の備置き及び閲覧 等 (閲覧の対象が書面) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 355 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第94条第7項 | 指定紛争解決機関による加入 労働金庫等の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 356 | 船員法 | 国土交通省 | 第100条の19 | 登録検査機関の財務諸表等の 閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 357 | 労働金庫法 | 金融庁 厚生労働省 | 第89条の12 | 労働金庫電子決済等代行業を 営む電子決済等代行業者に係 る名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 358 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の64の5 | 電子決済等代行業者登録簿の 縦覧 (縦覧場所への往訪が必要) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 359 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の64の 24 | 会員名簿の縦覧 (縦覧場所への往訪が必要) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 360 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第99条の15 | 協会員名簿等の縦覧 (縦覧場所への往訪が必要) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 361 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第99条の16 | 信用金庫電子決済等代行業を 営む電子決済等代行業者に係 る名簿の縦覧 (縦覧場所への往訪が必要) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 362 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第170条の2の 4 | 信用金庫電子決済等代行業者 登録簿の縦覧 (縦覧場所への往訪が必要) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 363 | 協同組合による金融事業に關する法律施行規則 | 金融庁 | 第110条の15 | 協会員名簿の縦覧 (縦覧場所への往訪が必要) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 364 | 協同組合による金融事業に關する法律施行規則 | 金融庁 | 第110条の16 | 信用協同組合電子決済等代行 業を営む電子決済等代行業者 に係る名簿の縦覧(縦覧場所へ の往訪が必要) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 365 | 協同組合による金融事業に關する法律施行規則 | 金融庁 | 第110条の20 | 信用協同組合電子決済等代行 業者登録簿の縦覧 (縦覧場所への往訪が必要) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 366 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第82条の15 | 協会員名簿の縦覧 (縦覧場所への往訪が必要) | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---------------------------|--------------|------------------|---|------------|
| 新規 | 367 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第82条の16 | 労働金庫電子決済等代行業を 営む電子決済等代行業者に係 る名簿の縦覧 (縦覧場所への往訪が必要) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 368 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の64の 17 | 契約情報の閲覧 (インターネットの利用その 他の適切な方法により公表) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 369 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の64の 18 | 銀行による基準の公表(イン ターネットの利用その他の適 切な方法により公表) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 370 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第99条の5 | 契約情報の閲覧 (インターネットの利用その 他の適切な方法により公表) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 371 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第99条の6 | 銀行による基準の公表(イン ターネットの利用その他の適 切な方法により公表) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 372 | 協同組合による金融事業に関す る法律施行規則 | 金融庁 | 第110条の5 | 契約情報の閲覧 (インターネットの利用その 他の適切な方法により公表) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 373 | 協同組合による金融事業に関す る法律施行規則 | 金融庁 | 第110条の6 | 銀行による基準の公表(イン ターネットの利用その他の適 切な方法により公表) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 374 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第82条の5 | 契約情報の閲覧 (インターネットの利用その 他の適切な方法により公表) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 375 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第82条の6 | 銀行による基準の公表(イン ターネットの利用その他の適 切な方法により公表) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 376 | 電子記録債権法 | 金融庁 法務省 | 第87条第1項 | 債権記録事項の閲覧、書面若 しくは電磁的記録の開示請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 377 | 電子記録債権法 | 金融庁 法務省 | 第87条第2項 | 債権記録事項の閲覧、書面若 しくは電磁的記録の開示請求 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 378 | 電子記録債権法 | 金融庁 法務省 | 第88条 | 電子記録の請求に当たって提 供された情報の開示 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 379 | マンションの建替え等の円滑化 に関する法律 | 国土交通省 | 第211条第2項 | 関係簿書の備付け | 往訪閲覧 |
| 新規 | 380 | マンションの建替え等の円滑化 に関する法律 | 国土交通省 | 第170条第1項 | 事業計画の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 381 | マンションの建替え等の円滑化 に関する法律 | 国土交通省 | 第183条第1項 | 事業計画の変更の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 382 | 小型船造船業法施行規則 | 国土交通省 | 第29条第2項 | 財務諸表等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 383 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の2の32 第1項 | 書類の縦覧 (縦覧対象が書面) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 384 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の59 | 直前事業年度に係る銀行代理 業に関する報告書の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 385 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の60第1 項 | 書類の縦覧 (縦覧対象が書面) | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|----------------------------|----------------|---------------|--|------------|
| 新規 | 386 | 中小企業等協同組合法 | 経済産業省 農林水産省 | 第61条の2 | 業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 387 | 津波防災地域づくりに関する法律 | 国土交通省 | 第63条第1項 | 管理協定の縦覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 388 | 津波防災地域づくりに関する法律 | 国土交通省 | 第65条 | 管理協定の公告等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 389 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第31条第4項 | 講習業務規程の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 390 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第70条第4項 | 認定等業務規程の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 391 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第96条第4項 | 試験業務規程の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 392 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第57条第4項 | 判定業務規程の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 393 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第72条第4項 | 評価業務規程の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 394 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律 | 国土交通省 | 第18条第2項 | 住宅性能評価機関の財務諸表の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 395 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律 | 国土交通省 | 第25条第2項 | 登録講習機関の財務諸表の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 396 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律 | 国土交通省 | 第44条第3項 | 住宅型式性能認定等関の財務諸表の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 397 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律 | 国土交通省 | 第61条第3項 | 登録試験機関の財務諸表の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 398 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第49条第2項 | 講習実施機関の財務諸表の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 399 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 国土交通省 | 第54条第2項 | 省エネ判定機関の財務諸表の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 400 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 国土交通省 | 第61条第2項 | 省エネ評価機関の財務諸表の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 401 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第19条の4第1項 | 書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 402 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の60の8第2項 | 電子決済等代行業を営む電子決済等取扱業者の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 403 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の60の8第2項 | 認定電子決済等代行事業者協会の会員名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 404 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の60の27第1項 | 認定電子決済等取扱事業者協会の会員名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 405 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第85条の3の2 | 信用金庫電子決済等代行業を営む信用金庫電子決済等取扱業者の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 406 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第85条の3の2 | 認定電子決済等代行事業者協会の会員名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 407 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第89条第7項 | 信用金庫電子決済等取扱業者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------------------------|----------------|--------------|--|------------|
| 新規 | 408 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第89条第7項 | 認定電子決済等取扱事業者協会の会員名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 409 | 協同組合による金融事業に関する法律 | 金融庁 | 第6条の4の4 | 信用協同組合電子決済等代行業を営む信用協同組合電子決済等取扱業者の名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 410 | 協同組合による金融事業に関する法律 | 金融庁 | 第6条の4の4 | 認定電子決済等代行事業者協会の会員名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 411 | 協同組合による金融事業に関する法律 | 金融庁 | 第6条の5 | 認定電子決済等取扱事業者協会の会員名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 412 | 協同組合による金融事業に関する法律 | 金融庁 | 第6条の5 | 信用協同組合電子決済等取扱業者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 413 | 資金決済に関する法律 | 金融庁 | 第62条の5第3項 | 登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 414 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の60の5第3項 | 電子決済等取扱業者登録簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 415 | 沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律 | 財務省 | 第19条第3項 | 決算報告書等の備付け閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 416 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の61の21 | 会員名簿等の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 417 | 信用金庫法 | 金融庁 | 第85条の11 | 信用金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 418 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第63条第6項 | 特例業務届出者の情報の事務所に備え置いたの縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 419 | 道路法 | 国土交通省 | 第48条の29の6第3項 | 災害応急対策施設管理協定の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 420 | 銀行法 | 金融庁 | 第52条の29第1項 | 銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 421 | 信託業法 | 金融庁 | 第34条第1項 | 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 422 | 信託業法 | 金融庁 | 第78条第1項 | 所属信託会社の説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 423 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第93条第3項 | 書面の閲覧 (第57条の準用) | 往訪閲覧 |
| 新規 | 424 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第96条の14第2項 | 自主規制委員会の議事録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 425 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第96条の14第3項 | 自主規制委員会の議事録の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 426 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第123条第2項 | 会員商品取引所の組織変更計画に関する書面等の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 427 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第125条第2項 | 組織変更後株式会社商品取引所による組織変更手続の経過等の書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 428 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第144条第2項 | 吸収合併消滅会員商品取引所に関する書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 429 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第144条の2第7項 | 吸収合併存続会員商品取引所に関する書面の閲覧 | 往訪閲覧 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|----------------|-------------|-----------------------------|------------|
| 新規 | 430 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第144条の3第2項 | 新設合併消滅会員商品取引所に関する書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 431 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第144条の4第5項 | 新設合併設立会員商品取引所に関する書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 432 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第144条の5第2項 | 吸収合併契約に関する書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 433 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第144条の12第3項 | 吸収合併等に関する書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 434 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第144条の13第2項 | 新設合併契約に関する書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 435 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第144条の21第3項 | 新設合併契約に関する書面の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 436 | 商品先物取引法 | 経済産業省 農林水産省 | 第302条第3項 | 委託者保護基金への資料の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 437 | 商品投資に係る事業の規制に関する法律 | 経済産業省 農林水産省 | 第24条第1項 | 商品投資顧問契約に係る顧客の財産に関する帳簿書類の閲覧 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 438 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 国土交通省 | 第9条の14 | 財務諸表等の閲覧等 | 往訪閲覧 |
| 新規 | 439 | 農業協同組合法 | 農林水産省 | 第54条の3 | 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧 | 往訪閲覧 |
| | 1 | 特定秘密の保護に関する法律施行令 | 内閣官房 | 第3条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 2 | 内閣官房内閣人事局の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に関する内閣官房令 | 内閣官房 | 第11条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 3 | 人事院規則一三六（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用） | 人事院 | 第13条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 4 | 公文書等の管理に関する法律施行令 | 内閣府 | 第11条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 5 | 公文書等の管理に関する法律施行令 | 内閣府 | 第15条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 6 | 公共施設等運営権登録令 | 内閣府 | 第7条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 7 | 医療分野の研究開発に資するた | 内閣府 | 第28条第2項第 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 8 | 内閣府の所管する内閣府本府関 | 内閣府 | 第13条 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 9 | 内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る民間事業者等が行う書面の保存等にお | 内閣府 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 10 | 内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る民間事 | 内閣府 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 11 | 内閣総理大臣の所管に属する公 | 内閣府 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 12 | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 | 内閣府 | 第34条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 13 | 特定非営利活動促進法施行規則 | 内閣府 | 第1条の2第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 14 | 特定非営利活動促進法施行規則 | 内閣府 | 第2条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|--------|----------------|--------------------------|------------|
| | 15 | 民間資金等の活用による公共施 | 内閣府 | 第12条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事 | 記録媒体 |
| | 16 | 公共施設等運営権登録令施行規 則 | 内閣府 | 第11条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 17 | 公共施設等運営権登録令施行規 | 内閣府 | 第30条第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 18 | 特定教育・保育施設及び特定地 | 内閣府 | 第62条第2項第 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 19 | 昭和四十五年国富調査のための | 内閣府 | 第13条 | 文書の作成・保存等（行政機 | 記録媒体 |
| | 20 | 昭和四十五年国富調査のための | 内閣府 | 第15条 | 文書の作成・保存等（行政機 | 記録媒体 |
| | 21 | 昭和四十五年国富調査のための 法人資産調査規則 抄 | 内閣府 | 第14条 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 22 | 公正取引委員会の所管する法令 | 公正取引委員 | 第9条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機 | 記録媒体 |
| | 23 | 下請代金支払遅延等防止法第三 | 公正取引委員 | 第2条第1項第2 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 24 | 風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律施行令 | 警察庁 | 第4条第1項第3 号 | その他 | 記録媒体 |
| | 25 | 警備業法施行規則 | 警察庁 | 第36条第1項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 26 | 警備業法施行規則 | 警察庁 | 第49条第1項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 27 | 警備業法施行規則 | 警察庁 | 第50条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事 業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 28 | 警備業法施行規則 | 警察庁 | 第50条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事 業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 29 | 国家公安委員会行政文書管理規 則 | 警察庁 | 第27条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 30 | 交通事故調査分析センターに関 する規則 | 警察庁 | 第9条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 31 | 交通事故調査分析センターに関 する規則 | 警察庁 | 第9条第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 32 | 交通事故調査分析センターに関 する規則 | 警察庁 | 第9条第3項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 33 | 交通事故調査分析センターに関 する規則 | 警察庁 | 第9条第4項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 34 | 交通事故調査分析センターに関 する規則 | 警察庁 | 第9条第5項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 35 | 盲導犬の訓練を目的とする法人 の指定に関する規則 | 警察庁 | 第9条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 36 | 盲導犬の訓練を目的とする法人 の指定に関する規則 | 警察庁 | 第9条第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 37 | 盲導犬の訓練を目的とする法人 の指定に関する規則 | 警察庁 | 第9条第3項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 38 | 盲導犬の訓練を目的とする法人 の指定に関する規則 | 警察庁 | 第9条第4項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 39 | 盲導犬の訓練を目的とする法人 の指定に関する規則 | 警察庁 | 第9条第5項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 40 | 外国等の行政庁等の免許に係る 運転免許証の日本語による翻訳 文を作成する能力を有する法人 の指定に関する規則 | 警察庁 | 第8条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-----------|--------------|-----------------------|------------|
| | 41 | 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則 | 警察庁 | 第8条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 42 | 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則 | 警察庁 | 第8条第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 43 | 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則 | 警察庁 | 第8条第4項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 44 | 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則 | 警察庁 | 第8条第5項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 45 | 交通安全活動推進センターに関する規則 | 警察庁 | 第13条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 46 | 交通安全活動推進センターに関する規則 | 警察庁 | 第13条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 47 | 交通安全活動推進センターに関する規則 | 警察庁 | 第13条第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 48 | 交通安全活動推進センターに関する規則 | 警察庁 | 第13条第4項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 49 | 交通安全活動推進センターに関する規則 | 警察庁 | 第13条第5項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 50 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 | 警察庁 | 第31条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 51 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 | 警察庁 | 第31条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 52 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 | 警察庁 | 第31条第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 53 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 | 警察庁 | 第31条第4項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 54 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 | 警察庁 | 第31条第5項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 55 | 個人情報の保護に関する法律施行規則 | 個人情報保護委員会 | 第11条第2項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 56 | カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則 | カジノ管理委員会 | 第86条第1項第1号口 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 57 | カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則 | カジノ管理委員会 | 第86条第1項第2号口 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 58 | カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 | カジノ管理委員会 | 第12条 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 59 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第27条の30の4第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|-------------------|---------------------------|------------|
| | 60 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第27条の30の4 第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 61 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第27条の30の4 第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 62 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第27条の30の6 第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 63 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第27条の30の6 第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 64 | 金融商品取引法 | 金融庁 | 第27条の30の7 第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 65 | 金融商品取引法施行令 | 金融庁 | 第14条の11第1 項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 66 | 金融商品取引法施行令 | 金融庁 | 第14条の11第2 項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 67 | 証券取引法及び金融先物取引法 の一部を改正する法律の一部の 施行に伴う経過措置に関する政 令 | 金融庁 | 第2条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 68 | 証券取引法及び金融先物取引法 の一部を改正する法律の一部の 施行に伴う経過措置に関する政 令 | 金融庁 | 第2条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 69 | 証券取引法及び金融先物取引法 の一部を改正する法律の一部の 施行に伴う経過措置に関する政 令 | 金融庁 | 第4条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 70 | 資産の流動化に関する法律施行 規則 | 金融庁 | 第132条第2項 第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 71 | 投資信託及び投資法人に関する 法律施行規則 | 金融庁 | 第108条の2第1 項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 72 | 金融商品取引所等に関する内閣 府令 | 金融庁 | 第5条第1項第2 号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 73 | 船主相互保険組合法施行規則 | 金融庁 | 第2条 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 74 | 船主相互保険組合法施行規則 | 金融庁 | 第4条第1項第2 号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 75 | 船主相互保険組合法施行規則 | 金融庁 | 第7条第1項第1 号口 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 76 | 船主相互保険組合法施行規則 | 金融庁 | 第69条 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 77 | 証券金融会社に関する内閣府令 | 金融庁 | 第1条の3第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 78 | 金融機関の合併及び転換の手續 等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第20条 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 79 | 外国債等の発行者の内容等の開 示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第18条の2第2 項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 80 | 外国債等の発行者の内容等の開 示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第18条の3第2 項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--------------------------------|-------|-------------------|-----------------------|------------|
| | 81 | 企業内容等の開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第23条の2第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 82 | 企業内容等の開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第23条の3第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 83 | 企業内容等の開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第24条第2項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 84 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第14条の11の8第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 85 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第14条の11の9の3第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 86 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第19条第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 87 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第19条第7項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 88 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の2の8第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 89 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の2の9の3第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 90 | 銀行法施行規則 | 金融庁 | 第34条の53の13第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 91 | 長期信用銀行法施行規則 | 金融庁 | 第18条第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 92 | 長期信用銀行法施行規則 | 金融庁 | 第18条第7項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 93 | 長期信用銀行法施行規則 | 金融庁 | 第26条の2の6第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 94 | 長期信用銀行法施行規則 | 金融庁 | 第26条の2の7の3第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 95 | 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第22条の3第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 96 | 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第2条の5第3項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 97 | 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第5条第7項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 98 | 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第33条の3第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 99 | 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 | 金融庁 | 第11条第3項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 100 | 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 | 金融庁 | 第12条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 101 | 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 | 金融庁 | 第13条第4項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 102 | 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 | 金融庁 | 第13条の4第3項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--------------------------------|-------|--------------|---------------|------------|
| | 103 | 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 | 金融庁 | 第13条の7第4項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 104 | 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第32条の2第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 105 | 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第32条の3第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 106 | 信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令 | 金融庁 | 第25条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 107 | 信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令 | 金融庁 | 第26条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 108 | 信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令 | 金融庁 | 第31条第1項第1号口 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 109 | 信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令 | 金融庁 | 第26条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 110 | 信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令 | 金融庁 | 第27条 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 111 | 信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令 | 金融庁 | 第32条第1項第1号口 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 112 | 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第2条第4項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 113 | 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 | 金融庁 | 第24条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 114 | 損害保険料率算出団体に関する内閣府令 | 金融庁 | 第4条の2第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 115 | 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令 | 金融庁 | 第21条の2第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 116 | 資産の流動化に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第10条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 117 | 資産の流動化に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第127条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 118 | 資産の流動化に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第128条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 119 | 資産の流動化に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第132条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 120 | 資産の流動化に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第132条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 121 | 資産の流動化に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第134条第1項第1号口 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 122 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 123 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第25条の2第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 124 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第30条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|--------------|-----------------------|------------|
| | 125 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第32条第1項第1号口 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 126 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第40条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 127 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第103条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 128 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第114条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 129 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第115条第1項第1号口 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 130 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第173条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 131 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第174条第1項第1号口 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 132 | 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第3条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 133 | 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第4条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 134 | 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第6条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 135 | 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第31条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 136 | 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第41条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 137 | 内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第13条第1項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 138 | 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令 | 金融庁 | 第42条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 139 | 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令 | 金融庁 | 第45条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 140 | 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令 | 金融庁 | 第13条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 141 | 貸付信託法施行規則 | 金融庁 | 第3条 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 142 | 担保付社債信託法施行規則 | 金融庁 | 第4条第1項第1号口 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 143 | 金融商品取引業協会等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第21条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 144 | 金融商品取引所等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第11条の2第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 145 | 金融商品取引所等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第11条の4第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 146 | 金融商品取引所等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第24条第1項第1号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|---------------|-----------------------|------------|
| | 147 | 金融商品取引所等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第25条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 148 | 公認会計士法施行規則 | 金融庁 | 第1条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 149 | 公認会計士法施行規則 | 金融庁 | 第12条の2第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 150 | 公認会計士法施行規則 | 金融庁 | 第24条の2第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 151 | 金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令 | 金融庁 | 第4条第4項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 152 | 資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令 | 金融庁 | 第4条第5項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 153 | 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第2条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 154 | 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第16条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 155 | 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第71条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 156 | 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第107条第5項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 157 | 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第146条第4項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 158 | 資産の流動化に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第132条第2項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 159 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第108条の2第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 160 | 金融商品取引所等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第5条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 161 | 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 162 | 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 163 | 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 164 | 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 165 | 特定金融指標算出者に関する内閣府令 | 金融庁 | 第5条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|-------------------|----------------------|------------|
| | 166 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第14条の3 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 167 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第14条の5第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 168 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第14条の10第1号口 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 169 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第52条の13の6第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 170 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第52条の13の7の3第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 171 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第52条の17第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 172 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第54条の5第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 173 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第227条の4第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 174 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第234条の6第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 175 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第234条の7の3第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 176 | 保険業法施行規則 | 金融庁 | 第240条の2第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 177 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第2条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 178 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第4条第1項第1号口 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 179 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第8条 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 180 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第170条の6第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 181 | 信用金庫法施行規則 | 金融庁 | 第170条の7の3第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 182 | 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令 | 金融庁 | 第7条第4項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 183 | 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第16条 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 184 | 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第19条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 185 | 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第110条の39第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 186 | 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第110条の40の3第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 187 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第16条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 188 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第20条第1項第9号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------------------------|-------|----------------|-----------------------|------------|
| | 189 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第31条の5第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 190 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第31条の6の3第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 191 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則 | 金融庁 | 第42条の3第4項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 192 | 信託業法施行規則 | 金融庁 | 第26条第6項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 193 | 信託業法施行規則 | 金融庁 | 第30条の6第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 194 | 信託業法施行規則 | 金融庁 | 第30条の7の3第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 195 | 信託業法施行規則 | 金融庁 | 第34条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 196 | 信託業法施行規則 | 金融庁 | 第43条第6項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 197 | 信託業法施行規則 | 金融庁 | 第68条第3項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 198 | 信託業法施行規則 | 金融庁 | 第80条の3第4項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 199 | 無尽業法施行細則 | 金融庁 | 第1条第3項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 200 | 無尽業法施行細則 | 金融庁 | 第16条第5項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 201 | 無尽業法施行細則 | 金融庁 | 第22条の3第4項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 202 | 貸金業法施行規則 | 金融庁 | 第1条の2の2第1項第1号口 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 203 | 貸金業法施行規則 | 金融庁 | 第1条の2の2第1項第2号口 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 204 | 貸金業法施行規則 | 金融庁 | 第26条の68第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 205 | 資金移動業者に関する内閣府令 | 金融庁 | 第30条第6項1号口 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 206 | 資金移動業者に関する内閣府令 | 金融庁 | 第30条第6項2号口 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 207 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第56条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 208 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第57条の3第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 209 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第110条第6項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 210 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第11条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 211 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 212 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第208条の21第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|----------------|-----------------------|------------|
| | 213 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第208条の21第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 214 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第238条の3第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 215 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第238条の3第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 216 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第246条の15第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 217 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第246条の15第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 218 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第261条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 219 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第261条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 220 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第301条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 221 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第301条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 222 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第330条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 223 | 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金融庁 | 第330条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 224 | 特定商取引に関する法律施行規則 | 消費者庁 | 第14条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 225 | 消費者契約法施行規則 | 消費者庁 | 第18条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 226 | 消費者契約法施行規則 | 消費者庁 | 第27条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 227 | 特定商取引に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 消費者庁 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 228 | 特定商取引に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 消費者庁 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 229 | 特定商取引に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 消費者庁 | 第8条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 230 | 消費者安全法施行規則 | 消費者庁 | 第8条の25第2項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 231 | 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令 | 消費者庁 | 第15条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 232 | 内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 | 消費者庁 | 第13条 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|------------|-----------------------|------------|
| | 233 | 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則 | 消費者庁 | 第5条第1項第3号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 234 | 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則 | 消費者庁 | 第19条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 235 | 預託等取引に関する法律施行規則 | 消費者庁 | 第5条第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 236 | 預託等取引に関する法律施行規則 | 消費者庁 | 第7条第1項第3号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 237 | 内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 消費者庁 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 238 | 内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 消費者庁 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 239 | 内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 消費者庁 | 第6条 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 240 | 内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 消費者庁 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 241 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 | デジタル庁 | 第9条第3項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 242 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 | デジタル庁 | 第3条第3項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 243 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 | デジタル庁 | 第12条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 244 | 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律 | デジタル庁 | 第19条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 245 | デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 | デジタル庁 | 第13条第1項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 246 | 地方税法 | 総務省 | 第53条第65項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 247 | 地方税法 | 総務省 | 第72条の32第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|----------------------------|-------|-------------------|-------------------------|------------|
| | 248 | 地方税法 | 総務省 | 第317条の6第5 項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 249 | 地方税法 | 総務省 | 第317条の6第6 項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 250 | 地方税法 | 総務省 | 第317条の6第7 項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 251 | 地方税法 | 総務省 | 第317条の6第8 項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 252 | 地方税法 | 総務省 | 第321条の8第 62項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 253 | 地方自治法 | 総務省 | 第123条第4項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 254 | 政治資金規正法 | 総務省 | 第19条の19第3 項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 255 | 公職選挙法 | 総務省 | 第19条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 256 | 公職選挙法 | 総務省 | 第19条第4項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 257 | 公職選挙法 | 総務省 | 第20条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 258 | 公職選挙法 | 総務省 | 第27条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 259 | 公職選挙法 | 総務省 | 第30条の2第4 項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 260 | 公職選挙法 | 総務省 | 第30条の2第5 項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 261 | 公職選挙法 | 総務省 | 第30条の3第1 項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 262 | 公職選挙法 | 総務省 | 第30条の10第2 項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 263 | 公職選挙法 | 総務省 | 第44条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 264 | 公職選挙法 | 総務省 | 第55条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 265 | 国会議員の選挙等の執行経費の 基準に関する法律 | 総務省 | 第4条の2第6項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 266 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第6条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 267 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第7条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 268 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第11条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 269 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第12条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 270 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第15条の2第2 項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 271 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第15条の3第1 項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------------------------|-------|-------------|---------------------|------------|
| | 272 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第15条の4第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 273 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第16条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 274 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第17条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 275 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第20条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 276 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第21条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 277 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第21条の2第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 278 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第21条の3第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 279 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第30条の6第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 280 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第30条の7第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 281 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第30条の24第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 282 | 住民基本台帳法 | 総務省 | 第30条の32第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 283 | 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 | 総務省 | 第34条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 284 | 日本国憲法の改正手続に関する法律 抄 | 総務省 | 第20条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 285 | 日本国憲法の改正手続に関する法律 抄 | 総務省 | 第20条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 286 | 日本国憲法の改正手続に関する法律 抄 | 総務省 | 第21条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 287 | 日本国憲法の改正手続に関する法律 抄 | 総務省 | 第28条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 288 | 日本国憲法の改正手続に関する法律 抄 | 総務省 | 第33条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 289 | 日本国憲法の改正手続に関する法律 抄 | 総務省 | 第33条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 290 | 日本国憲法の改正手続に関する法律 抄 | 総務省 | 第34条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 291 | 日本国憲法の改正手続に関する法律 抄 | 総務省 | 第41条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 292 | 日本国憲法の改正手続に関する法律 抄 | 総務省 | 第55条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 293 | 日本国憲法の改正手続に関する法律 抄 | 総務省 | 第69条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 294 | 地方税法施行令 | 総務省 | 第48条の9の8第1項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 295 | 電波法関係手数料令 | 総務省 | 第5条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------------------------|-------|------------|---------------------|------------|
| | 296 | 政治資金規正法施行令 | 総務省 | 第12条第1項第3号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 297 | 政治資金規正法施行令 | 総務省 | 第12条第1項第4号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 298 | 政治資金規正法施行令 | 総務省 | 第13条第2項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 299 | 政治資金規正法施行令 | 総務省 | 第19条第1項第3号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 300 | 政治資金規正法施行令 | 総務省 | 第19条第1項第4号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 301 | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令 | 総務省 | 第9条第2項第1号ハ | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 302 | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令 | 総務省 | 第9条第3項第3号ホ | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 303 | 統計法施行令 | 総務省 | 第12条第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 304 | 統計法施行令 | 総務省 | 第12条第2項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 305 | 統計法施行令 | 総務省 | 第12条第3項第3号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 306 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第11条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 307 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第19条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 308 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第19条第5項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 309 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第22条の2第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 310 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第23条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 311 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第23条の14第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 312 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第23条の16第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 313 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第28条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 314 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第28条第1項第3号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 315 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第28条第2項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 316 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第28条第2項第3号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 317 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第35条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 318 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第44条の2第4項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 319 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第44条の2第5項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---------------------|-------|---------------|---------------------|------------|
| | 320 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第47条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 321 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第49条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 322 | 公職選挙法施行令 | 総務省 | 第75条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 323 | 住民基本台帳法施行令 | 総務省 | 第2条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 324 | 住民基本台帳法施行令 | 総務省 | 第7条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 325 | 住民基本台帳法施行令 | 総務省 | 第13条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 326 | 住民基本台帳法施行令 | 総務省 | 第13条の2第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 327 | 住民基本台帳法施行令 | 総務省 | 第15条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 328 | 住民基本台帳法施行令 | 総務省 | 第16条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 329 | 住民基本台帳法施行令 | 総務省 | 第18条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 330 | 住民基本台帳法施行令 | 総務省 | 第21条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 331 | 住民基本台帳法施行令 | 総務省 | 第30条の8第1項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 332 | 住民基本台帳法施行令 | 総務省 | 第30条の9第1項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 333 | 住民基本台帳法施行令 | 総務省 | 第30条の10第1項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 334 | 住民基本台帳法施行令 | 総務省 | 第30条の11第1項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 335 | 住民基本台帳法施行令 | 総務省 | 第30条の12第1項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 336 | 住民基本台帳法施行令 | 総務省 | 第30条の14第7項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 337 | 住民基本台帳法施行令 | 総務省 | 第34条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 338 | 地方公共団体の手数料の標準に関する政令 | 総務省 | 第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 339 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 | 総務省 | 第1条の3第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 340 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 | 総務省 | 第2条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 341 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 | 総務省 | 第11条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 342 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 | 総務省 | 第12条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 343 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 | 総務省 | 第13条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------------------------|-------|----------------|---------------------|------------|
| | 344 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 | 総務省 | 第29条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 345 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 | 総務省 | 第32条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 346 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 | 総務省 | 第42条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 347 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 | 総務省 | 第42条第1項第3号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 348 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 | 総務省 | 第42条第2項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 349 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 | 総務省 | 第42条第2項第3号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 350 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 | 総務省 | 第47条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 351 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 | 総務省 | 第56条第4項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 352 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 | 総務省 | 第56条第5項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 353 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 | 総務省 | 第59条の4第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 354 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令 | 総務省 | 第119条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 355 | 政治資金規正法施行令 | 総務省 | 第12条第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 356 | 政治資金規正法施行令 | 総務省 | 第19条第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 357 | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令 | 総務省 | 第9条第3項第4号ハ・ニ・ホ | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 358 | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令 | 総務省 | 別表1の項ヘ・ト・チ | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 359 | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令 | 総務省 | 別表7の項ホ・ヘ・ト | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 360 | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令 | 総務省 | 別表7の項ヌ・ル・ヲ | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 361 | 地方税法施行規則 | 総務省 | 第3条の3の2第4項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 362 | 地方税法施行規則 | 総務省 | 第5条の2第4項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 363 | 地方税法施行規則 | 総務省 | 第9条の26第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 364 | 地方税法施行規則 | 総務省 | 第9条の26第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 365 | 地方税法施行規則 | 総務省 | 第10条第7項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 366 | 地方税法施行規則 | 総務省 | 第10条第9項第3号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 367 | 地方税法施行規則 | 総務省 | 第10条第9項第4号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 368 | 地方税法施行規則 | 総務省 | 第10条第9項第5号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|---------------------|-----------------------|------------|
| | 369 | 地方税法施行規則 | 総務省 | 第10条の2の8 第4項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 370 | 地方公務員等共済組合法施行規程 | 総務省 | 第162条の4第2 項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 371 | 特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令 | 総務省 | 第1条第2項第2 号 | その他 | 記録媒体 |
| | 372 | 地方自治法施行規則 | 総務省 | 第22条の2第1 項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 373 | 公職選挙法施行規則 | 総務省 | 第1条第1項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 374 | 公職選挙法施行規則 | 総務省 | 第1条第2項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 375 | 公職選挙法施行規則 | 総務省 | 第1条第3項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 376 | 公職選挙法施行規則 | 総務省 | 第1条第4項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 377 | 電話加入権質に関する臨時特例法施行規則 | 総務省 | 第27条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 378 | 電話加入権質に関する臨時特例法施行規則 | 総務省 | 第30条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 379 | 消防法施行規則 | 総務省 | 第1条の4第15 項第4号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 380 | 消防法施行規則 | 総務省 | 第44条の10の2 第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 381 | 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 | 総務省 | 第12条第2項第 2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 382 | 当せん金付証票法施行規則 | 総務省 | 第1条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 383 | 電気通信事業法施行規則 | 総務省 | 第22条の2の3 第3項第4号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 384 | 電気通信事業法施行規則 | 総務省 | 第22条の2の5 第1項第4号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 385 | 電気通信主任技術者規則 | 総務省 | 第64条第2項第 2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 386 | 電気通信主任技術者規則 | 総務省 | 第65条第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 387 | 電気通信事業報告規則 | 総務省 | 第2条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 388 | 第一種指定電気通信設備接続会計規則 | 総務省 | 第10条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 389 | 在外選挙執行規則 | 総務省 | 第1条第1項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 390 | 在外選挙執行規則 | 総務省 | 第1条第2項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 391 | 在外選挙執行規則 | 総務省 | 第1条第3項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|------------|----------------------|------------|
| | 392 | 在外選挙執行規則 | 総務省 | 第1条第4項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 393 | 総務大臣の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する省令 | 総務省 | 第27条第4項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 394 | 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則 | 総務省 | 第15条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 395 | 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則 | 総務省 | 第16条第2項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 396 | 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則 | 総務省 | 第17条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 397 | 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則 | 総務省 | 第17条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 398 | 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 | 総務省 | 第12条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 399 | 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 | 総務省 | 第14条第2項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 400 | 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則 | 総務省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 401 | 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則 | 総務省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 402 | 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則 | 総務省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 403 | 行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 総務省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 404 | 行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 総務省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 405 | 行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 総務省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|------------|----------------------|------------|
| | 406 | 行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 総務省 | 第9条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 407 | 地方債に関する省令 | 総務省 | 第18条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 408 | 日本郵政株式会社の経営委員会の議事録に関する規則 | 総務省 | 第2条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 409 | 日本郵政株式会社の経営委員会の議事録に関する規則 | 総務省 | 第4条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 410 | 地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令 | 総務省 | 第21条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 411 | 地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令 | 総務省 | 第22条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 412 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則 | 総務省 | 第1条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 413 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則 | 総務省 | 第1条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 414 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則 | 総務省 | 第1条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 415 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則 | 総務省 | 第1条第4項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 416 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則 | 総務省 | 第4条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 417 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則 | 総務省 | 第4条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 418 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則 | 総務省 | 第4条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 419 | 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則 | 総務省 | 第4条第4項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 420 | 地方公共団体情報システム機構法施行規則 | 総務省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 421 | 地方公共団体情報システム機構法施行規則 | 総務省 | 第7条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 422 | 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令 | 総務省 | 第4条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 423 | 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則 | 総務省 | 第3条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 424 | 地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 総務省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 425 | 地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 総務省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|---------------------|----------------------|------------|
| | 426 | 地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 総務省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 427 | 電波法施行規則 | 総務省 | 第51条の4の2第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 428 | 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則 | 総務省 | 第15条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 429 | 工場抵当法 | 法務省 | 第27条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 430 | 戸籍法 | 法務省 | 第118条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 431 | 戸籍法 | 法務省 | 第119条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 432 | 戸籍法 | 法務省 | 第119条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 433 | 戸籍法 | 法務省 | 第119条の2第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 434 | 戸籍法 | 法務省 | 第120条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 435 | 戸籍法 | 法務省 | 第120条の2第1項 (未施行) | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 436 | 戸籍法 | 法務省 | 第120条の3第1項 (未施行) | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 437 | 戸籍法 | 法務省 | 第120条の4第2項 (未施行) | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 438 | 戸籍法 | 法務省 | 第120条の7 (未施行) | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 439 | 戸籍法 | 法務省 | 第120条の8 (未施行) | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 440 | 戸籍法 | 法務省 | 第121条の3第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 441 | 検察審査会法 | 法務省 | 第10条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 442 | 検察審査会法 | 法務省 | 第10条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 443 | 検察審査会法 | 法務省 | 第12条の2第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 444 | 検察審査会法 | 法務省 | 第12条の2第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 445 | 商業登記法 | 法務省 | 第1条の2第1項第1号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--------------------------------|-------|--------------|---------------------|------------|
| | 446 | 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 | 法務省 | 第7条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 447 | 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 | 法務省 | 第8条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 448 | 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 | 法務省 | 第12条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 449 | 後見登記等に関する法律 | 法務省 | 第4条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 450 | 後見登記等に関する法律 | 法務省 | 第9条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 451 | 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律 | 法務省 | 第2条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 452 | 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 | 法務省 | 第21条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 453 | 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 | 法務省 | 第21条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 454 | 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 | 法務省 | 第23条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 455 | 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 | 法務省 | 第23条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 456 | 不動産登記法 | 法務省 | 第2条第1項第9号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 457 | 不動産登記法 | 法務省 | 第18条第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 458 | 法務局における遺言書の保管等に関する法律 | 法務省 | 第7条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 459 | 検察審査会法施行令 | 法務省 | 第9条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 460 | 検察審査会法施行令 | 法務省 | 第11条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 461 | 企業担保登記登録令 | 法務省 | 第8条第2項第1号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 462 | 企業担保登記登録令 | 法務省 | 第8条第2項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 463 | 不動産登記令 | 法務省 | 第15条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 464 | 不動産登記令 | 法務省 | 第16条第5項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 465 | 船舶登記令 | 法務省 | 第13条第3項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 466 | 商業登記規則 | 法務省 | 第33条の6第4項第1号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 467 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第51条第3項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 468 | 企業担保登記規則 | 法務省 | 第6条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 469 | 供託規則 | 法務省 | 第4条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 470 | 供託規則 | 法務省 | 第10条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-----------------------------------|-------|--------------|----------------------|------------|
| | 471 | 供託規則 | 法務省 | 第13条の2第1項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 472 | 商業登記規則 | 法務省 | 第9条第6項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 473 | 商業登記規則 | 法務省 | 第33条の9 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 474 | 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令 | 法務省 | 第4条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 475 | 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令 | 法務省 | 第14条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 476 | 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令 | 法務省 | 第14条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 477 | 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令 | 法務省 | 第18条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 478 | 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令 | 法務省 | 第22条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 479 | 弁護士法人及び外国法事務弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則 | 法務省 | 第2条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 480 | 商法施行規則 | 法務省 | 第9条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 481 | 商法施行規則 | 法務省 | 第10条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 482 | 商法施行規則 | 法務省 | 第11条第2項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 483 | 商法施行規則 | 法務省 | 第12条第3項第1号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 484 | 商法施行規則 | 法務省 | 第13条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 485 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第1条第1項第5号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 486 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第1条第1項第6号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 487 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第16条第4項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 488 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第16条第10項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 489 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第16条第11項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 490 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第18条の2第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 491 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第45条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 492 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第51条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 493 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第51条第4項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 494 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第51条第5項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 495 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第51条第6項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 496 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第51条第10項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 497 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第52条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 498 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第55条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 499 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第56条第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|-------------|-----------------------|------------|
| | 500 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第70条第5項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 501 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第166条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 502 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第189条第5項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 503 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第190条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 504 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第206条第1項第3号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 505 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第206条第1項第5号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 506 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第211条第5項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 507 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第211条第6項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 508 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第213条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 509 | 不動産登記規則 | 法務省 | 第219条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 510 | 法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則 | 法務省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 511 | 法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則 | 法務省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 512 | 法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則 | 法務省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 513 | 法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則 | 法務省 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 514 | 筆界特定申請手数料規則 | 法務省 | 第2条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 515 | 担保付社債に関する信託契約等に関する規則 | 法務省 | 第1条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 516 | 担保付社債に関する信託契約等に関する規則 | 法務省 | 第5条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 517 | 電子公告規則 | 法務省 | 第13条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 518 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則 | 法務省 | 第89条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 519 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則 | 法務省 | 第92条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 520 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則 | 法務省 | 第97条第1項第1号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 521 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則 | 法務省 | 第100条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 522 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則 | 法務省 | 第104条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」（法令約10,000条項）

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|----------------|----------------------|------------|
| | 523 | 信託法施行規則 | 法務省 | 第25条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 524 | 信託法施行規則 | 法務省 | 第30条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 525 | 信託法施行規則 | 法務省 | 第32条第1項第1号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 526 | 総合法律支援法施行規則 | 法務省 | 第25条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 527 | 借地借家法施行規則 | 法務省 | 第1条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 528 | 借地借家法施行規則 | 法務省 | 第2条第1項第1号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 529 | 借地借家法施行規則 | 法務省 | 第3条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 530 | 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令 | 法務省 | 第9条第8項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 531 | 建物の区分所有等に関する法律施行規則 | 法務省 | 第1条 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 532 | 会社法施行規則 | 法務省 | 第224条 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 533 | 戸籍法施行規則 | 法務省 | 第68条 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 534 | 戸籍法施行規則 | 法務省 | 第74条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 535 | 戸籍法施行規則 | 法務省 | 第75条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 536 | 戸籍法施行規則 | 法務省 | 第76条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 537 | 戸籍法施行規則 | 法務省 | 第79条の12第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 538 | 後見登記等に関する省令 | 法務省 | 第9条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 539 | 外務省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 外務省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 540 | 外務省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 外務省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 541 | 相続税法 | 財務省 | 第59条第5項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 542 | 相続税法 | 財務省 | 第59条第6項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 543 | 相続税法 | 財務省 | 第59条第8項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 544 | 租税特別措置法 | 財務省 | 第8条の4第9項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 545 | 租税特別措置法 | 財務省 | 第42条の2の2第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|-------------------|---------------|------------|
| | 546 | 租税特別措置法 | 財務省 | 第42条の2の2 第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 547 | 租税特別措置法 | 財務省 | 第42条の2の2 第4項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 548 | 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律 | 財務省 | 第41条の2第1 項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 549 | 所得税法 | 財務省 | 第228条の4第1 項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 550 | 所得税法 | 財務省 | 第228条の4第2 項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 551 | 所得税法 | 財務省 | 第228条の4第4 項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 552 | 法人税法 | 財務省 | 第75条の4第1 項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 553 | 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 | 財務省 | 第10条の6第1 項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 554 | 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律 | 財務省 | 第4条第2項第2 号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 555 | 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律 | 財務省 | 第4条第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 556 | 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律 | 財務省 | 第4条第5項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 557 | 地方法人税法 | 財務省 | 第19条の3第1 項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 558 | 登録免許税法 | 財務省 | 第35条第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 559 | 登録免許税法 | 財務省 | 第35条第4項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 560 | 関税法 | 財務省 | 第102条第4項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 561 | 関税法 | 財務省 | 第102条第5項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 562 | 相続税法施行令 | 財務省 | 第30条第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 563 | 関税法施行令 | 財務省 | 第90条の2第1 項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 564 | 関税法施行令 | 財務省 | 第90条の2第1 項第3号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 565 | 租税特別措置法施行令 | 財務省 | 第27条の3第1 項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 566 | 所得税法施行令 | 財務省 | 第355条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 567 | 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令 | 財務省 | 第9条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 568 | 関税法施行令 | 財務省 | 第90条の2第1 項第4号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 569 | 関税法施行令 | 財務省 | 第90条の2第1 項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--------------|-------|------------------|---------------|------------|
| | 570 | 関税法施行令 | 財務省 | 第90条の2第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 571 | 関税法施行令 | 財務省 | 第90条の2第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 572 | 関税法施行令 | 財務省 | 第90条の2第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 573 | 税関関係手数料令 | 財務省 | 第7条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 574 | 相続税法施行規則 | 財務省 | 第30条第12項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 575 | 相続税法施行規則 | 財務省 | 第30条第13項第3号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 576 | 相続税法施行規則 | 財務省 | 第30条第13項第4号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 577 | 民間給与実態統計調査規則 | 財務省 | 第3条第3項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 578 | 民間給与実態統計調査規則 | 財務省 | 第3条第3項第3号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 579 | 民間給与実態統計調査規則 | 財務省 | 第3条第3項第4号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 580 | 民間給与実態統計調査規則 | 財務省 | 第3条第3項第5号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 581 | 民間給与実態統計調査規則 | 財務省 | 第3条第3項第9号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 582 | 民間給与実態統計調査規則 | 財務省 | 第3条第3項第10号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 583 | 租税特別措置法施行規則 | 財務省 | 第3条の16の2第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 584 | 租税特別措置法施行規則 | 財務省 | 第3条の18第8項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 585 | 租税特別措置法施行規則 | 財務省 | 第3条の18第34項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 586 | 租税特別措置法施行規則 | 財務省 | 第3条の20第8項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 587 | 租税特別措置法施行規則 | 財務省 | 第4条の4第7項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 588 | 租税特別措置法施行規則 | 財務省 | 第18条の13の5第8項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 589 | 租税特別措置法施行規則 | 財務省 | 第18条の22第5項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 590 | 租税特別措置法施行規則 | 財務省 | 第19条の12第15項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 591 | 租税特別措置法施行規則 | 財務省 | 第19条の14第3項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 592 | 租税特別措置法施行規則 | 財務省 | 第19条の14の2第18項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 593 | 租税特別措置法施行規則 | 財務省 | 第19条の15第24項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 594 | 租税特別措置法施行規則 | 財務省 | 第19条の16第5項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|---------------|---------------|------------|
| | 595 | 租税特別措置法施行規則 | 財務省 | 第19条の16第6項第3号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 596 | 租税特別措置法施行規則 | 財務省 | 第19条の16第6項第4号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 597 | 所得税法施行規則 | 財務省 | 第76条の2第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 598 | 所得税法施行規則 | 財務省 | 第92条の2第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 599 | 所得税法施行規則 | 財務省 | 第97条の4第5項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 600 | 所得税法施行規則 | 財務省 | 第97条の4第6項第3号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 601 | 所得税法施行規則 | 財務省 | 第97条の4第6項第4号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 602 | 法人税法施行規則 | 財務省 | 第36条の4第5項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 603 | 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 | 財務省 | 第2条第17項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 604 | 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 | 財務省 | 第2条の2第16項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 605 | 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 | 財務省 | 第2条の3第16項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 606 | 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 | 財務省 | 第2条の4第16項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 607 | 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 | 財務省 | 第2条の5第17項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 608 | 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 | 財務省 | 第14条の2第9項第2号ロ | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 609 | 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 | 財務省 | 第16条の12第9項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 610 | 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則 | 財務省 | 第11条第5項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|-------------|-----------------------|------------|
| | 611 | 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則 | 財務省 | 第11条第6項第3号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 612 | 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則 | 財務省 | 第11条第6項第4号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 613 | 予算決算及び会計に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令 | 財務省 | 第2条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 614 | 予算決算及び会計に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令 | 財務省 | 第3条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 615 | 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令 | 財務省 | 第5条第3項第4号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 616 | 地方法人税法施行規則 | 財務省 | 第7条第5項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 617 | 国有財産法施行細則 | 財務省 | 第10条の5第1項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 618 | 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則 | 財務省 | 第3条の2第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 619 | たばこ耕作組合法施行規則 | 財務省 | 第1条の2第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 620 | たばこ耕作組合法施行規則 | 財務省 | 第1条の4第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 621 | 財務省関係法令の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 | 財務省 | 第11条第1項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 622 | 独立行政法人造幣局に関する省令 | 財務省 | 第19条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 623 | 独立行政法人造幣局に関する省令 | 財務省 | 第20条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 624 | 独立行政法人国立印刷局に関する省令 | 財務省 | 第19条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 625 | 独立行政法人国立印刷局に関する省令 | 財務省 | 第20条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 626 | 財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則 | 財務省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 627 | 財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則 | 財務省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 628 | 財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則 | 財務省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|------------|----------------------|------------|
| | 629 | 財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則 | 財務省 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 630 | 民間給与実態統計調査規則 | 財務省 | 第3条第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 631 | 民間給与実態統計調査規則 | 財務省 | 第3条第3項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 632 | 民間給与実態統計調査規則 | 財務省 | 第8条の2第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 633 | 民間給与実態統計調査規則 | 財務省 | 第8条の3第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 634 | 民間給与実態統計調査規則 | 財務省 | 第8条の3第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 635 | 民間給与実態統計調査規則 | 財務省 | 第8条の4第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 636 | 民間給与実態統計調査規則 | 財務省 | 第11条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 637 | 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国債の登録手続の特例に関する省令 | 財務省 | 第6条第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 638 | 歳入徴収官事務規程 | 財務省 | 別紙第4号の12書式 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 639 | 著作権法 | 文部科学省 | 第78条第2項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 640 | 著作権法 | 文部科学省 | 第78条第4項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 641 | 著作権法施行令 | 文部科学省 | 第1条第1項第4号 | その他 | 記録媒体 |
| | 642 | 著作権法施行令 | 文部科学省 | 第1条第2項第3号 | その他 | 記録媒体 |
| | 643 | 著作権法施行令 | 文部科学省 | 第1条第2項第4号 | その他 | 記録媒体 |
| | 644 | 著作権法施行令 | 文部科学省 | 第1条の2第1項 | その他 | 記録媒体 |
| | 645 | 著作権法施行令 | 文部科学省 | 第1条の2第2項 | その他 | 記録媒体 |
| | 646 | 学校教育法施行令 | 文部科学省 | 第1条第3項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 647 | 学校教育法施行令 | 文部科学省 | 第1条第4項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 648 | 学校教育法施行令 | 文部科学省 | 第11条第2項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 649 | 著作権法施行令 | 文部科学省 | 第13条第1項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 650 | プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令 | 文部科学省 | 第1条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 651 | プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令 | 文部科学省 | 第2条第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 652 | プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令 | 文部科学省 | 第4条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 653 | 国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令 | 文部科学省 | 第13条第1項 | その他 | 記録媒体 |
| | 654 | 著作権法施行令 | 文部科学省 | 第1条第1項第3号 | その他 | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|------------|---------------------|------------|
| | 655 | 著作権法施行令 | 文部科学省 | 第1条第1項第1号 | その他 | 記録媒体 |
| | 656 | 著作権法施行令 | 文部科学省 | 第1条第1項第2号 | その他 | 記録媒体 |
| | 657 | 著作権法施行令 | 文部科学省 | 第1条第2項第1号 | その他 | 記録媒体 |
| | 658 | 著作権法施行令 | 文部科学省 | 第1条第2項第2号 | その他 | 記録媒体 |
| | 659 | 著作権法施行令 | 文部科学省 | 第1条第2項第5号 | その他 | 記録媒体 |
| | 660 | 私立学校教職員共済法施行規則 | 文部科学省 | 第32条の4第2項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 661 | 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則 | 文部科学省 | 第1条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 662 | 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則 | 文部科学省 | 第2条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 663 | プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則 | 文部科学省 | 第1条第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 664 | 学校教育法施行規則 | 文部科学省 | 第29条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 665 | 学校教育法施行規則 | 文部科学省 | 第30条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 666 | 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令 | 文部科学省 | 第17条の4第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 667 | スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則 | 文部科学省 | 第4条の2第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 668 | 文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 文部科学省 | 第14条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 669 | 国立大学法人法施行規則 | 文部科学省 | 第16条の5第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 670 | 文部科学省所管補助金等の申請書等に係る電磁的記録及び電磁的方法を定める省令 | 文部科学省 | 第3条第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 671 | 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則 | 文部科学省 | 第19条第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 672 | プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則 | 文部科学省 | 第4条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 673 | 私立学校教職員共済法施行規則 | 文部科学省 | 第40条の2 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 674 | がん登録等の推進に関する法律施行令 | 厚生労働省 | 第12条第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 675 | がん登録等の推進に関する法律施行令 | 厚生労働省 | 第12条第1項第3号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 676 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令 | 厚生労働省 | 第4条第1項第6号 | その他 | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---------------|-------|---------------|---------------------|------------|
| | 677 | 健康保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第24条第4項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 678 | 健康保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第24条第5項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 679 | 健康保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第38条第3項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 680 | 健康保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第38条第4項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 681 | 健康保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第153条の4第2項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 682 | 船員保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第158条の3第2項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 683 | 生活保護法施行規則 | 厚生労働省 | 第18条の14第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 684 | 毒物及び劇物取締法施行規則 | 厚生労働省 | 第13条の11第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 685 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第15条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 686 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第15条第4項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 687 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第15条第5項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 688 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第15条第6項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 689 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第15条の2第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 690 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第15条の2第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 691 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第18条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 692 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第18条第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 693 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 694 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条第3項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 695 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条の5第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 696 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条の5第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 697 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第21条の2第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 698 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第21条の2第4項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 699 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 700 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条第3項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 701 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条第6項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 702 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条の2第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 703 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第88条の10第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 704 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第89条の3第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 705 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第89条の3の2第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 706 | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第89条の3の2第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 707 | 国民健康保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第32条の32の3第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 708 | 賃金構造基本統計調査規則 | 厚生労働省 | 第8条の2第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--------------------------------|-------|---------------|---------------|------------|
| | 709 | 賃金構造基本統計調査規則 | 厚生労働省 | 第8条の3第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 710 | 賃金構造基本統計調査規則 | 厚生労働省 | 第9条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 711 | 賃金構造基本統計調査規則 | 厚生労働省 | 第9条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 712 | 賃金構造基本統計調査規則 | 厚生労働省 | 第9条第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 713 | 賃金構造基本統計調査規則 | 厚生労働省 | 第17条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 714 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第24条の15第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 715 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第24条の15第2項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 716 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第34条の2の3第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 717 | 雇用保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第146条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 718 | 雇用保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第146条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 719 | 雇用保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第146条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 720 | 雇用保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第146条第1項第3号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 721 | 雇用保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第146条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 722 | 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第1条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 723 | 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第1条第3項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 724 | 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第1条の2第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 725 | 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第2条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 726 | 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第3条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 727 | 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第3条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 728 | 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第3条第2項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 729 | 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第3条第2項第3号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 730 | 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第4条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 731 | 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第5条第2項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 732 | 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第6条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 733 | 介護保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第140条の72の5第6項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 734 | 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第2条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|----------------|-----------------------|------------|
| | 735 | 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第2条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 736 | 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第2条第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 737 | 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第2条第4項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 738 | 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第4条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 739 | 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令 | 厚生労働省 | 第4条第1項第4号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 740 | 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第5条第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 741 | 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令 | 厚生労働省 | 第44条第2項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 742 | 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 743 | 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 | 厚生労働省 | 第13条第2項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 744 | 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 | 厚生労働省 | 第14条第2項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 745 | 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 746 | 労働基準法施行規則 | 厚生労働省 | 第24条の2の4第3項第3号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 747 | 労働基準法施行規則 | 厚生労働省 | 第52条の2第1項第3号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 748 | 消費生活協同組合法施行規則 | 厚生労働省 | 第18条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 749 | 消費生活協同組合法施行規則 | 厚生労働省 | 第20条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 750 | 消費生活協同組合法施行規則 | 厚生労働省 | 第29条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 751 | 消費生活協同組合法施行規則 | 厚生労働省 | 第30条の3第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 752 | 消費生活協同組合法施行規則 | 厚生労働省 | 第53条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 753 | 消費生活協同組合法施行規則 | 厚生労働省 | 第54条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 754 | 消費生活協同組合法施行規則 | 厚生労働省 | 第156条第1項第1号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------------------------|-------|---------------------|----------------------|------------|
| | 755 | 消費生活協同組合法施行規則 | 厚生労働省 | 第173条第2項 第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 756 | 消費生活協同組合法施行規則 | 厚生労働省 | 第207条第2項 第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 757 | 食品衛生法施行規則 | 厚生労働省 | 第45条第1項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 758 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第1条の3第2項 第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 759 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第1条の8第3項 第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 760 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第1条の8の4第 3項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 761 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第12条の10第2 項第4号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 762 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第13条の3第1 項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 763 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第30条の33の6 第2項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 764 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第33条の2の11 第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 765 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第33条の8第1 項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 766 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第33条の10第1 項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 767 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第33条の24第1 項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 768 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第35条の3第1 項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 769 | 医療法施行規則 | 厚生労働省 | 第35条の9第1 項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 770 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第4条の9第1項 第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 771 | 毒物及び劇物取締法施行規則 | 厚生労働省 | 第12条の2の2 第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 772 | 毒物及び劇物取締法施行規則 | 厚生労働省 | 第12条の2の3 第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 773 | 毒物及び劇物取締法施行規則 | 厚生労働省 | 第13条の8第1 項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 774 | 毒物及び劇物取締法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 775 | 社会福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第2条の2第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 776 | 社会福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第2条の4第1項 第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 777 | 社会福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第2条の13第1 項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 778 | 覚醒剤取締法施行規則 | 厚生労働省 | 第4条の2第1項 第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------------------------------------|-------|----------------|----------------------|------------|
| | 779 | 覚醒剤取締法施行規則 | 厚生労働省 | 第4条の3第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 780 | 麻薬及び向精神薬取締法施行規則 | 厚生労働省 | 第12条の2第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 781 | 麻薬及び向精神薬取締法施行規則 | 厚生労働省 | 第12条の3第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 782 | 患者調査規則 | 厚生労働省 | 第15条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 783 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第5条の14第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 784 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第14条の10第2項第4号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 785 | 水道法施行規則 | 厚生労働省 | 第15条の9第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 786 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第11条の5第2項第4号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 787 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第114条の55第4項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 788 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第117条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 789 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第130条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 790 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第130条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 791 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第134条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 792 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第206条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 793 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第207条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 794 | 母子保健法施行規則 | 厚生労働省 | 第8条の2第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 795 | 社会保険労務士法施行規則 | 厚生労働省 | 第17条の5第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 796 | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第4条の5第3項第3号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 797 | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第6条の3第4項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 798 | 勤労者財産形成促進法施行規則 | 厚生労働省 | 第1条の2の3第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--------------------------------|-------|----------------|-----------------------|------------|
| | 799 | 勤労者財産形成促進法施行規則 | 厚生労働省 | 第24条の8第2項第4号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 800 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第23条第3項第3号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 801 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第34条の2の8第2項第3号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 802 | 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 | 第98条の2第3項第3号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 803 | 有機溶剤中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第28条の3第3項第3号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 804 | 有機溶剤中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第28条の4第2項第3号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 805 | 鉛中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第52条の3第3項第3号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 806 | 鉛中毒予防規則 | 厚生労働省 | 第52条の4第2項第3号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 807 | 特定化学物質障害予防規則 | 厚生労働省 | 第36条の3第3項第3号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 808 | 特定化学物質障害予防規則 | 厚生労働省 | 第36条の4第2項第3号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 809 | 作業環境測定法施行規則 | 厚生労働省 | 第17条の10第2項第4号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 810 | 作業環境測定法施行規則 | 厚生労働省 | 第48条の4第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 811 | 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第36条の5第3項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 812 | 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第36条の11第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 813 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第22条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 814 | 国民年金基金規則 | 厚生労働省 | 第5条の4第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 815 | 国民年金基金規則 | 厚生労働省 | 第5条の7第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 816 | 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第10条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 817 | 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第12条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 818 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第31条の26第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 819 | 介護保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第113条の33第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 820 | 介護保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第113条の34第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 821 | 介護保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第113条の34第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 822 | 介護保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第140条の54第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|----------------|----------------------|------------|
| | 823 | 介護保険法施行規則 | 厚生労働省 | 第140条の54第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 824 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第8条第2項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 825 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第4項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 826 | 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第2項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 827 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第5条第2項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 828 | 確定拠出年金法施行規則 | 厚生労働省 | 第21条第3項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 829 | 確定拠出年金法施行規則 | 厚生労働省 | 第31条の2第1項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 830 | 確定拠出年金法施行規則 | 厚生労働省 | 第37条第1項第7号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 831 | 確定給付企業年金法施行規則 | 厚生労働省 | 第87条第2項第3号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 832 | 確定給付企業年金法施行規則 | 厚生労働省 | 第89条の3第1項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 833 | 確定給付企業年金法施行規則 | 厚生労働省 | 第96条の3第1項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 834 | 確定給付企業年金法施行規則 | 厚生労働省 | 第96条の7第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 835 | 確定給付企業年金法施行規則 | 厚生労働省 | 第104条の15第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 836 | 確定給付企業年金法施行規則 | 厚生労働省 | 第104条の18第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 837 | 確定給付企業年金法施行規則 | 厚生労働省 | 第104条の23第1項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 838 | 確定給付企業年金法施行規則 | 厚生労働省 | 第104条の23第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 839 | 確定給付企業年金法施行規則 | 厚生労働省 | 第104条の24第1項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 840 | 厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第13条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 841 | 健康増進法施行規則 | 厚生労働省 | 第4条の4第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 842 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令 | 厚生労働省 | 第11条第2項第4号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|--|-------|--------------|-----------------------|------------|
| | 843 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令 | 厚生労働省 | 第12条第2項第4号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 844 | 薄層クロマトグラフ用標準品を製造する者の登録に関する省令 | 厚生労働省 | 第11条第2項第4号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 845 | 医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第6条第3項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 846 | 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第10条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 847 | 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第12条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 848 | 医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第6条第3項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 849 | 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 厚生労働省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 850 | 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 厚生労働省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 851 | 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 厚生労働省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 852 | 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 厚生労働省 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 853 | 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 厚生労働省 | 第13条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 854 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第3条の7第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 855 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第49条の2第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|------------|---------------|------------|
| | 856 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第11条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 857 | 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 厚生労働省 | 第4条第4項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 858 | 日本薬局方標準品を製造する者の登録に関する省令 | 厚生労働省 | 第11条第2項第4号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 859 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第12条第3項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 860 | 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令 | 厚生労働省 | 第33条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 861 | 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令 | 厚生労働省 | 第33条第4項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 862 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令 抄 | 厚生労働省 | 第38条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 863 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令 抄 | 厚生労働省 | 第47条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 864 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令 抄 | 厚生労働省 | 第51条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 865 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令 抄 | 厚生労働省 | 第52条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|------------|-----------------------|------------|
| | 866 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令 抄 | 厚生労働省 | 第55条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 867 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令 抄 | 厚生労働省 | 第59条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 868 | 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第10条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 869 | 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第12条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 870 | 再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令 | 厚生労働省 | 第6条第3項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 871 | 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第7条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 872 | 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省 | 第14条第7項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 873 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 874 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第21条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 875 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第21条第2項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 876 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 877 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第23条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 878 | 栄養士法施行規則 | 厚生労働省 | 第24条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 879 | 予防接種法施行規則 | 厚生労働省 | 第11条の27第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 880 | 予防接種法施行規則 | 厚生労働省 | 第11条の28第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 881 | 予防接種法施行規則 | 厚生労働省 | 第11条の29第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 882 | 予防接種法施行規則 | 厚生労働省 | 第11条の30第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 883 | クリーニング業法施行規則 | 厚生労働省 | 第13条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 884 | クリーニング業法施行規則 | 厚生労働省 | 第14条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 885 | クリーニング業法施行規則 | 厚生労働省 | 第15条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 886 | クリーニング業法施行規則 | 厚生労働省 | 第16条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 887 | 狂犬病予防法施行規則 | 厚生労働省 | 第18条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 888 | 狂犬病予防法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 889 | 狂犬病予防法施行規則 | 厚生労働省 | 第20条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 890 | 狂犬病予防法施行規則 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-------------------------------------|-------|------------|-----------------------|------------|
| | 891 | 毒物及び劇物取締法施行規則 | 厚生労働省 | 第20条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 892 | 毒物及び劇物取締法施行規則 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 893 | 毒物及び劇物取締法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 894 | 毒物及び劇物取締法施行規則 | 厚生労働省 | 第23条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 895 | 社会福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第41条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 896 | 社会福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第42条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 897 | 社会福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第43条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 898 | 社会福祉法施行規則 | 厚生労働省 | 第44条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 899 | 公衆衛生修学資金貸与法施行規則 | 厚生労働省 | 第12条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 900 | 公衆衛生修学資金貸与法施行規則 | 厚生労働省 | 第13条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 901 | 公衆衛生修学資金貸与法施行規則 | 厚生労働省 | 第14条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 902 | 公衆衛生修学資金貸与法施行規則 | 厚生労働省 | 第15条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 903 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第30条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 904 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第31条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 905 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第32条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 906 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第33条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 907 | 調理師法施行規則 | 厚生労働省 | 第27条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 908 | 調理師法施行規則 | 厚生労働省 | 第27条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 909 | 調理師法施行規則 | 厚生労働省 | 第27条第2項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 910 | 調理師法施行規則 | 厚生労働省 | 第28条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 911 | 調理師法施行規則 | 厚生労働省 | 第29条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 912 | 調理師法施行規則 | 厚生労働省 | 第30条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 913 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第284条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 914 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第284条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 915 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第285条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 916 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第286条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|----------|----------------------|------------|
| | 917 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第287条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 918 | 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第4条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 919 | 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第5条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 920 | 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第6条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 921 | 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第7条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 922 | 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第5条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 923 | 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第6条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 924 | 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第7条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 925 | 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第8条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 926 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第38条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 927 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第38条第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 928 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第39条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 929 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第40条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 930 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第41条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 931 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第24条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 932 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第24条第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 933 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第25条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 934 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第26条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|---------|-----------------------|------------|
| | 935 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第27条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 936 | 臓器の移植に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第12条の2 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 937 | 臓器の移植に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第12条の3 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 938 | 臓器の移植に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第12条の4 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 939 | 臓器の移植に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第12条の5 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 940 | 理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令 | 厚生労働省 | 第20条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 941 | 理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 942 | 理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令 | 厚生労働省 | 第22条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 943 | 理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令 | 厚生労働省 | 第23条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 944 | 美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令 | 厚生労働省 | 第20条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 945 | 美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 946 | 美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令 | 厚生労働省 | 第22条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 947 | 美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令 | 厚生労働省 | 第23条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 948 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第33条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 949 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第34条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 950 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第35条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 951 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第36条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 952 | ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第5条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 953 | ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第6条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|-----------------------------------|-------|---------|---------------|------------|
| | 954 | ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第7条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 955 | ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第8条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 956 | 母体保護法施行規則 | 厚生労働省 | 第29条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 957 | 母体保護法施行規則 | 厚生労働省 | 第30条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 958 | 母体保護法施行規則 | 厚生労働省 | 第31条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 959 | 母体保護法施行規則 | 厚生労働省 | 第32条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 960 | 未帰還者留守家族等援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第21条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 961 | 未帰還者留守家族等援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第21条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 962 | 未帰還者留守家族等援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第21条第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 963 | 未帰還者留守家族等援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 964 | 未帰還者留守家族等援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第23条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 965 | 未帰還者留守家族等援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第24条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 966 | 未帰還者に関する特別措置法施行規則 | 厚生労働省 | 第4条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 967 | 未帰還者に関する特別措置法施行規則 | 厚生労働省 | 第5条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 968 | 未帰還者に関する特別措置法施行規則 | 厚生労働省 | 第6条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 969 | 未帰還者に関する特別措置法施行規則 | 厚生労働省 | 第7条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 970 | 戦傷病者特別援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 971 | 戦傷病者特別援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第19条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 972 | 戦傷病者特別援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第20条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 973 | 戦傷病者特別援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第21条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 974 | 戦傷病者特別援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第22条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 975 | 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第46条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 976 | 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第47条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 977 | 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第47条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 978 | 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第48条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 979 | 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第49条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 980 | 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則 | 厚生労働省 | 第50条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 981 | 引揚者給付金等支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第8条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|-----|---|-------|--------------|----------------------|------------|
| | 982 | 引揚者給付金等支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第9条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 983 | 引揚者給付金等支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第10条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 984 | 引揚者給付金等支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第11条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 985 | 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第5条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 986 | 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第6条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 987 | 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第7条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 988 | 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第8条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 989 | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第4条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 990 | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第5条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 991 | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第6条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 992 | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則 | 厚生労働省 | 第7条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 993 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第25条の11第3号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 994 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則 | 厚生労働省 | 第33条の3第4項第3号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 995 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則 | 厚生労働省 | 第49条の3第1項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 996 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則 | 厚生労働省 | 第49条の3第2項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|-------|-------------|---------------|------------|
| | 997 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則 | 厚生労働省 | 第49条の6 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 998 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則 | 厚生労働省 | 第56条の2第2項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 999 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第四十八第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則 | 厚生労働省 | 第72条の4の3第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1000 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第四十八第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則 | 厚生労働省 | 第72条の4の3第2項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1001 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第四十八第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則 | 厚生労働省 | 第72条の4の4第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|-------|--------------|-----------------------|------------|
| | 1002 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第四十八第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則 | 厚生労働省 | 第72条の4の4第2項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1003 | 農地法 | 農林水産省 | 第52条の2第2項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1004 | 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 | 農林水産省 | 第3条第3項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1005 | 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 | 農林水産省 | 第17条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1006 | 樹木採取権登録令 | 農林水産省 | 第7条第1項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1007 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第22条の2第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1008 | 土地改良法施行規則 | 農林水産省 | 第25条の3第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1009 | 日本農林規格等に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第54条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1010 | 農産物検査法施行規則 | 農林水産省 | 第10条の3第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1011 | 家畜伝染病予防法施行規則 | 農林水産省 | 第56条の22第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1012 | 漁船損害等補償法施行規則 | 農林水産省 | 第4条の2第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1013 | 漁船損害等補償法施行規則 | 農林水産省 | 第5条の2第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1014 | 競馬法施行規則 | 農林水産省 | 第5条第1項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1015 | 輸出水産物の振興に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第12条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1016 | 輸出水産物の振興に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第17条 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1017 | 漁業災害補償法施行規則 | 農林水産省 | 第1条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1018 | 漁業災害補償法施行規則 | 農林水産省 | 第4条の2第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1019 | 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第4条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1020 | 中小漁業融資保証法施行規則 | 農林水産省 | 第2条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1021 | 中小漁業融資保証法施行規則 | 農林水産省 | 第5条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|-------|-------------|-----------------------|------------|
| | 1022 | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第64条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1023 | 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第25条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1024 | 動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第8条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1025 | 農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第14条第1項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1026 | 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則 | 農林水産省 | 第20条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1027 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第165条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1028 | 動物用医薬品等取締規則 | 農林水産省 | 第167条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1029 | 動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第8条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1030 | 動物用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第6条第3項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1031 | 動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第6条第3項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1032 | 森林組合法施行規則 | 農林水産省 | 第8条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1033 | 森林組合法施行規則 | 農林水産省 | 第10条第4項第1号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1034 | 森林組合法施行規則 | 農林水産省 | 第109条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1035 | 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1036 | 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1037 | 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1038 | 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法施行規則 | 農林水産省 | 第4条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|-------------------------------------|-------|---------------|-----------------------|------------|
| | 1039 | 動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第8条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1040 | 動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令 | 農林水産省 | 第6条第3項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1041 | 農業保険法施行規則 | 農林水産省 | 第11条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1042 | 農業保険法施行規則 | 農林水産省 | 第21条 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1043 | 樹木採取権登録令施行規則 | 農林水産省 | 第11条第2項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1044 | 漁業法施行規則 | 農林水産省 | 第6条第3項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1045 | 漁業法施行規則 | 農林水産省 | 第8条第1項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1046 | 木材統計調査規則 | 農林水産省 | 第13条第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1047 | 木材統計調査規則 | 農林水産省 | 第13条第4項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1048 | 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第11条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1049 | 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則 | 農林水産省 | 第16条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1050 | 水産業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第4条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1051 | 水産業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第20条の2第4項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1052 | 水産業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第26条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1053 | 水産業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第27条の3第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1054 | 水産業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第48条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1055 | 水産業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第94条第2項第1号口 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1056 | 水産業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第226条 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1057 | 農業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第19条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1058 | 農業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第21条の2第4項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1059 | 農業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第22条の9第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1060 | 農業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第22条の12第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1061 | 農業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第23条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|------------------------------------|-------|-------------|-----------------------|------------|
| | 1062 | 農業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第29条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1063 | 農業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第76条第2項第1号ロ | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1064 | 農業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第217条 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1065 | 農業協同組合法施行規則 | 農林水産省 | 第233条 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1066 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 | 経済産業省 | 第6条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1067 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 | 経済産業省 | 第6条第3項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1068 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 | 経済産業省 | 第7条第1項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1069 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 | 経済産業省 | 第8条第1項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1070 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 | 経済産業省 | 第9条第1項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1071 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 | 経済産業省 | 第9条第3項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1072 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 | 経済産業省 | 第13条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1073 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 | 経済産業省 | 第40条第1項第1号 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1074 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 | 経済産業省 | 第40条第2項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1075 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 | 経済産業省 | 第40条第3項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1076 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 | 経済産業省 | 第40条第4項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1077 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 | 経済産業省 | 第14条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1078 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 | 経済産業省 | 第14条第2項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1079 | 特許法 | 経済産業省 | 第27条第2項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1080 | 特許法 | 経済産業省 | 第186条第1項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1081 | 特許法 | 経済産業省 | 第186条第3項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1082 | 特許法 | 経済産業省 | 第186条第4項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1083 | 特許法 | 経済産業省 | 第195条第1項第7号 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1084 | 実用新案法 | 経済産業省 | 第49条第2項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|-----------------------------|-------|-------------|---------------------|------------|
| | 1085 | 実用新案法 | 経済産業省 | 第54条第1項第7号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1086 | 意匠法 | 経済産業省 | 第61条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1087 | 意匠法 | 経済産業省 | 第63条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1088 | 意匠法 | 経済産業省 | 第63条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1089 | 意匠法 | 経済産業省 | 第63条第4項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1090 | 意匠法 | 経済産業省 | 第67条第1項第9号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1091 | 商標法 | 経済産業省 | 第71条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1092 | 商標法 | 経済産業省 | 第72条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1093 | 商標法 | 経済産業省 | 第72条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1094 | 商標法 | 経済産業省 | 第72条第4項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1095 | 商標法 | 経済産業省 | 第76条第1項第11号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1096 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 | 経済産業省 | 第12条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1097 | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令 | 経済産業省 | 第1条第1項第7号 | その他 | 記録媒体 |
| | 1098 | 特許法等関係手数料令 | 経済産業省 | 第5条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1099 | 特許法等関係手数料令 | 経済産業省 | 第5条第3項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1100 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令 | 経済産業省 | 第18条第1項第7号 | その他 | 記録媒体 |
| | 1101 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令 | 経済産業省 | 第19条第1項 | その他 | 記録媒体 |
| | 1102 | 弁理士法施行令 | 経済産業省 | 第7条第1項第8号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1103 | 特許法等関係手数料令 | 経済産業省 | 第1条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1104 | 特許法等関係手数料令 | 経済産業省 | 第2条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1105 | 特許法等関係手数料令 | 経済産業省 | 第3条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1106 | 特許法等関係手数料令 | 経済産業省 | 第4条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1107 | 特許登録令 | 経済産業省 | 第10条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1108 | 実用新案登録令 | 経済産業省 | 第3条の2第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1109 | 意匠登録令 | 経済産業省 | 第3条の2第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1110 | 商標登録令 | 経済産業省 | 第4条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1111 | 鉱業法施行規則 | 経済産業省 | 第44条の14第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|-------|-------------|---------------|------------|
| | 1112 | 経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第9条の2第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1113 | 経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第9条の3第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1114 | 経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第10条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1115 | 経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第15条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1116 | 経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第22条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1117 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第92条第19項第4号 | その他 | 記録媒体 |
| | 1118 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第101条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1119 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第102条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1120 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第102条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1121 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第102条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1122 | 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第17条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1123 | 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第18条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1124 | 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第18条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1125 | 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第18条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1126 | 計量法施行規則 | 経済産業省 | 第136条第2項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1127 | 計量法施行規則 | 経済産業省 | 第136条第2項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1128 | 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令 | 経済産業省 | 第20条第2項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|-------|--------------|---------------|------------|
| | 1129 | 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令 | 経済産業省 | 第20条第2項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1130 | 指定製造事業者の指定等に関する省令 | 経済産業省 | 第14条第2項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1131 | 指定製造事業者の指定等に関する省令 | 経済産業省 | 第14条第2項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1132 | 電気工事士法施行規則 | 経済産業省 | 第9条の20第2項第4号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1133 | 割賦販売法施行規則 | 経済産業省 | 第10条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1134 | 割賦販売法施行規則 | 経済産業省 | 第34条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1135 | 割賦販売法施行規則 | 経済産業省 | 第36条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1136 | 割賦販売法施行規則 | 経済産業省 | 第50条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1137 | 割賦販売法施行規則 | 経済産業省 | 第53条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1138 | 割賦販売法施行規則 | 経済産業省 | 第55条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1139 | 割賦販売法施行規則 | 経済産業省 | 第55条の4第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1140 | 割賦販売法施行規則 | 経済産業省 | 第68条の7第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1141 | 割賦販売法施行規則 | 経済産業省 | 第95条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1142 | 割賦販売法施行規則 | 経済産業省 | 第120条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1143 | 電気用品安全法施行規則 | 経済産業省 | 第26条の2第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1144 | 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令 | 経済産業省 | 第28条の2第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1145 | ガス用品の技術上の基準等に関する省令 | 経済産業省 | 第28条の2第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1146 | 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令 | 経済産業省 | 第30条の2第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1147 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第69条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1148 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第92条第6項 | その他 | 記録媒体 |
| | 1149 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第92条第19項第1号 | その他 | 記録媒体 |
| | 1150 | エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則 | 経済産業省 | 第22条第2項第4号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|-------|----------------|----------------------|------------|
| | 1151 | 半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく登録機関に関する省令 | 経済産業省 | 第7条第2項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1152 | 回路配置利用権等の登録に関する省令 | 経済産業省 | 第1条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1153 | 回路配置利用権等の登録に関する省令 | 経済産業省 | 第2条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1154 | 回路配置利用権等の登録に関する省令 | 経済産業省 | 第19条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1155 | 商品投資顧問業者の業務に関する省令 | 経済産業省 | 第4条第3項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1156 | 商品投資顧問業者の業務に関する省令 | 経済産業省 | 第9条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1157 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第3条の12第12項第3号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1158 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第3条の13第5項第3号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1159 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第3条の15第1項第3号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1160 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第45条の15第12項第3号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1161 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第45条の16第5項第3号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1162 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第45条の18第1項第3号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1163 | 電気事業法施行規則 | 経済産業省 | 第116条の2第2項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1164 | パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 | 経済産業省 | 第2条第1項 | その他 | 記録媒体 |
| | 1165 | パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 | 経済産業省 | 第11条第1項 | その他 | 記録媒体 |
| | 1166 | パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の再生資源又は再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 | 経済産業省 | 第2条第3項 | その他 | 記録媒体 |
| | 1167 | パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の再生資源又は再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 | 経済産業省 | 第12条第3項 | その他 | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|-------|------------|----------------------|------------|
| | 1168 | 自転車競技法施行規則 | 経済産業省 | 第18条の2第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1169 | 小型自動車競走法施行規則 | 経済産業省 | 第16条の3第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1170 | 経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第11条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1171 | 経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1172 | 経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1173 | 経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1174 | 経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第11条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1175 | 有限責任事業組合契約に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第2条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1176 | 商店街振興組合法施行規則 | 経済産業省 | 第2条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1177 | 商店街振興組合法施行規則 | 経済産業省 | 第11条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1178 | 輸出入取引法施行規則 | 経済産業省 | 第8条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1179 | エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令 | 経済産業省 | 第11条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1180 | エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令 | 経済産業省 | 第11条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1181 | 株式会社海外需要開拓支援機構法施行規則 | 経済産業省 | 第4条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1182 | 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則 | 経済産業省 | 第61条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1183 | 広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令 | 経済産業省 | 第16条第1項第1号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1184 | 広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令 | 経済産業省 | 第17条第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|----------------|-------|--------------|---------------|------------|
| | 1185 | 鉱業法施行規則 | 経済産業省 | 第58条の2第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1186 | 鉱業法施行規則 | 経済産業省 | 第58条の2第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1187 | 鉱業法施行規則 | 経済産業省 | 第58条の3第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1188 | 鉱業法施行規則 | 経済産業省 | 第58条の3第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1189 | 鉱業法施行規則 | 経済産業省 | 第58条の3第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1190 | 鉱業法施行規則 | 経済産業省 | 第58条の4第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1191 | 鉱業法施行規則 | 経済産業省 | 第58条の4第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1192 | 鉱業法施行規則 | 経済産業省 | 第58条の4第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1193 | 鉱業法施行規則 | 経済産業省 | 第58条の5第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1194 | 採石法施行規則 | 経済産業省 | 第24条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1195 | 採石法施行規則 | 経済産業省 | 第25条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1196 | 採石法施行規則 | 経済産業省 | 第25条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1197 | 採石法施行規則 | 経済産業省 | 第25条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1198 | 採石法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1199 | 採石法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1200 | 採石法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1201 | 採石法施行規則 | 経済産業省 | 第27条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1202 | 工業用水道事業法施行規則 | 経済産業省 | 第25条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1203 | 工業用水道事業法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1204 | 工業用水道事業法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1205 | 工業用水道事業法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1206 | 工業用水道事業法施行規則 | 経済産業省 | 第27条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1207 | 工業用水道事業法施行規則 | 経済産業省 | 第27条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1208 | 工業用水道事業法施行規則 | 経済産業省 | 第27条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1209 | 工業用水道事業法施行規則 | 経済産業省 | 第28条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1210 | 深海底鉱業暫定措置法施行規則 | 経済産業省 | 第25条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1211 | 深海底鉱業暫定措置法施行規則 | 経済産業省 | 第25条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1212 | 深海底鉱業暫定措置法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1213 | 深海底鉱業暫定措置法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1214 | 深海底鉱業暫定措置法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1215 | 深海底鉱業暫定措置法施行規則 | 経済産業省 | 第27条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|-----------------------------|-------|------------|---------------|------------|
| | 1216 | 深海底鉱業暫定措置法施行規則 | 経済産業省 | 第27条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1217 | 深海底鉱業暫定措置法施行規則 | 経済産業省 | 第27条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1218 | 深海底鉱業暫定措置法施行規則 | 経済産業省 | 第28条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1219 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第27条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1220 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第28条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1221 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第28条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1222 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第28条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1223 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第29条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1224 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第29条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1225 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第29条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1226 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第30条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1227 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令 | 経済産業省 | 第1条第4項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1228 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令 | 経済産業省 | 第2条第6項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1229 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令 | 経済産業省 | 第3条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1230 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令 | 経済産業省 | 第4条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1231 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令 | 経済産業省 | 第4条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1232 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令 | 経済産業省 | 第4条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1233 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令 | 経済産業省 | 第5条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1234 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令 | 経済産業省 | 第5条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1235 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令 | 経済産業省 | 第5条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1236 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令 | 経済産業省 | 第6条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|-------|------------|---------------|------------|
| | 1237 | 発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 | 経済産業省 | 第37条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1238 | 発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 | 経済産業省 | 第38条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1239 | 発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 | 経済産業省 | 第38条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1240 | 発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 | 経済産業省 | 第38条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|-------|------------|----------------------|------------|
| | 1241 | 発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 | 経済産業省 | 第39条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1242 | 発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 | 経済産業省 | 第39条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1243 | 発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 | 経済産業省 | 第39条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1244 | 発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 | 経済産業省 | 第40条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1245 | 実用新案登録令施行規則 | 経済産業省 | 第1条 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1246 | 意匠登録令施行規則 | 経済産業省 | 第1条 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---------------------------|-------|-----------|---------------------|------------|
| | 1247 | 特許登録令施行規則 | 経済産業省 | 第1条の2 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1248 | 特許登録令施行規則 | 経済産業省 | 第4条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1249 | 特許登録令施行規則 | 経済産業省 | 第25条 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1250 | 商標登録令施行規則 | 経済産業省 | 第1条 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1251 | 特許法施行規則 | 経済産業省 | 第4条の3 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1252 | 特許法施行規則 | 経済産業省 | 第18条 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1253 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第10条第55号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1254 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第10条第56号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1255 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第11条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1256 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第11条第7号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1257 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第34条の6 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1258 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第5条第2項第1号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1259 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第12条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1260 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第25条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1261 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第26条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1262 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1263 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第26条第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1264 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第27条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1265 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第28条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1266 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第28条第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1267 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第29条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1268 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第34条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1269 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第34条第1号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1270 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第34条第4号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--------------------------------|-------|--------------|-----------------------|------------|
| | 1271 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第46条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1272 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第49条 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1273 | 輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令 | 経済産業省 | 第5条第1項第2号 | その他 | 記録媒体 |
| | 1274 | 輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令 | 経済産業省 | 第5条第1項第3号 | その他 | 記録媒体 |
| | 1275 | 発電水力流量測定規則 | 経済産業省 | 第15条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1276 | 発電水力流量測定規則 | 経済産業省 | 第16条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1277 | 発電水力流量測定規則 | 経済産業省 | 第16条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1278 | 発電水力流量測定規則 | 経済産業省 | 第16条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1279 | 発電水力流量測定規則 | 経済産業省 | 第17条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1280 | 発電水力流量測定規則 | 経済産業省 | 第17条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1281 | 発電水力流量測定規則 | 経済産業省 | 第18条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1282 | 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第39条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1283 | 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第44条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1284 | 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第54条の2第2項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1285 | 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第4条の6第2項第4号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1286 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第198条第1項第3号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1287 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第199第1項第3号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1288 | ガス事業法施行規則 | 経済産業省 | 第193第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1289 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第13条第2項第3号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1290 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第13条の3第1項第3号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1291 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第28条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1292 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第28条の3第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1293 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第38条の3第1項第3号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--------------------------------|-------|--------------|---------------|------------|
| | 1294 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第38条の4第1項第3号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1295 | 商工会議所法施行規則 | 経済産業省 | 第4条の3第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1296 | 商工会議所法施行規則 | 経済産業省 | 第5条の2 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1297 | 商工会議所法施行規則 | 経済産業省 | 第13条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1298 | 商工会議所法施行規則 | 経済産業省 | 第13条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1299 | 商工会議所法施行規則 | 経済産業省 | 第14条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1300 | 商工会議所法施行規則 | 経済産業省 | 第14条第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1301 | 商工会議所法施行規則 | 経済産業省 | 第14条第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1302 | 商工会議所法施行規則 | 経済産業省 | 第15条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1303 | 商工会議所法施行規則 | 経済産業省 | 第15条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1304 | 商工会議所法施行規則 | 経済産業省 | 第15条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1305 | 商工会議所法施行規則 | 経済産業省 | 第16条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1306 | ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第9条の2第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1307 | ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第14条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1308 | ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第15条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1309 | ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第15条第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1310 | ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第15条第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1311 | ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第16条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1312 | ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第16条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1313 | ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第16条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1314 | ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第17条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1315 | 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第47条 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1316 | 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第48条 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1317 | 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第48条第1号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1318 | 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第48条第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1319 | 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第49条 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1320 | 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第49条第1項第1号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1321 | 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第49条第2項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---------------------|-------|------------|---------------|------------|
| | 1322 | 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第50条 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1323 | 石油需給適正化法施行規則 | 経済産業省 | 第7条 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1324 | 石油需給適正化法施行規則 | 経済産業省 | 第8条 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1325 | 石油需給適正化法施行規則 | 経済産業省 | 第8条第1号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1326 | 石油需給適正化法施行規則 | 経済産業省 | 第9条 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1327 | 石油需給適正化法施行規則 | 経済産業省 | 第9条第1項第1号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1328 | 石油需給適正化法施行規則 | 経済産業省 | 第9条第2項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1329 | 石油需給適正化法施行規則 | 経済産業省 | 第10条 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1330 | 武器等製造法施行規則 | 経済産業省 | 第34条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1331 | 武器等製造法施行規則 | 経済産業省 | 第35条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1332 | 武器等製造法施行規則 | 経済産業省 | 第35条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1333 | 武器等製造法施行規則 | 経済産業省 | 第35条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1334 | 武器等製造法施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1335 | 武器等製造法施行規則 | 経済産業省 | 第36条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1336 | 武器等製造法施行規則 | 経済産業省 | 第36条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1337 | 武器等製造法施行規則 | 経済産業省 | 第37条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1338 | 航空機製造事業法施行規則 | 経済産業省 | 第54条 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1339 | 航空機製造事業法施行規則 | 経済産業省 | 第55条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1340 | 航空機製造事業法施行規則 | 経済産業省 | 第55条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1341 | 航空機製造事業法施行規則 | 経済産業省 | 第55条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1342 | 航空機製造事業法施行規則 | 経済産業省 | 第56条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1343 | 航空機製造事業法施行規則 | 経済産業省 | 第56条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1344 | 航空機製造事業法施行規則 | 経済産業省 | 第56条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1345 | 航空機製造事業法施行規則 | 経済産業省 | 第57条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1346 | 中小企業投資育成株式会社業務処理規則 | 経済産業省 | 第6条の2第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1347 | 日本電気計器検定所法施行規則 | 経済産業省 | 第25条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1348 | 日本電気計器検定所法施行規則 | 経済産業省 | 第25条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1349 | 日本電気計器検定所法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1350 | 日本電気計器検定所法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1351 | 日本電気計器検定所法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1352 | 日本電気計器検定所法施行規則 | 経済産業省 | 第27条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1353 | 日本電気計器検定所法施行規則 | 経済産業省 | 第27条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1354 | 日本電気計器検定所法施行規則 | 経済産業省 | 第27条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1355 | 日本電気計器検定所法施行規則 | 経済産業省 | 第28条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|-------|------------|---------------|------------|
| | 1356 | 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則 | 経済産業省 | 第27条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1357 | 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則 | 経済産業省 | 第27条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1358 | 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則 | 経済産業省 | 第28条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1359 | 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則 | 経済産業省 | 第28条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1360 | 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則 | 経済産業省 | 第28条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1361 | 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則 | 経済産業省 | 第29条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1362 | 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則 | 経済産業省 | 第29条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1363 | 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則 | 経済産業省 | 第29条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|-------|------------|---------------|------------|
| | 1364 | 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則 | 経済産業省 | 第30条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1365 | 航空機工業振興法施行規則 | 経済産業省 | 第24条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1366 | 航空機工業振興法施行規則 | 経済産業省 | 第24条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1367 | 航空機工業振興法施行規則 | 経済産業省 | 第25条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1368 | 航空機工業振興法施行規則 | 経済産業省 | 第25条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1369 | 航空機工業振興法施行規則 | 経済産業省 | 第25条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1370 | 航空機工業振興法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1371 | 航空機工業振興法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1372 | 航空機工業振興法施行規則 | 経済産業省 | 第26条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1373 | 航空機工業振興法施行規則 | 経済産業省 | 第27条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1374 | 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第14条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1375 | 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第15条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1376 | 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第15条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1377 | 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第15条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1378 | 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第16条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1379 | 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第16条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1380 | 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第16条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1381 | 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 | 第17条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1382 | アルコール事業法施行規則 | 経済産業省 | 第43条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1383 | アルコール事業法施行規則 | 経済産業省 | 第44条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1384 | アルコール事業法施行規則 | 経済産業省 | 第44条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1385 | アルコール事業法施行規則 | 経済産業省 | 第44条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1386 | アルコール事業法施行規則 | 経済産業省 | 第45条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1387 | アルコール事業法施行規則 | 経済産業省 | 第45条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1388 | アルコール事業法施行規則 | 経済産業省 | 第45条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1389 | アルコール事業法施行規則 | 経済産業省 | 第46条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1390 | 建設業法 | 国土交通省 | 第39条の4第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|----------------|-------|-----------------|----------------------|------------|
| | 1391 | 建設業法 | 国土交通省 | 第39条の4第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1392 | 小型船舶の登録等に関する法律 | 国土交通省 | 第5条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1393 | 小型船舶の登録等に関する法律 | 国土交通省 | 第14条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1394 | 小型船舶登録令 | 国土交通省 | 第4条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1395 | 船舶法施行細則 | 国土交通省 | 第17条の3第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1396 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第70条の10第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1397 | 船員法施行規則 | 国土交通省 | 第77条の6の10第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1398 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第7条の12第2項第4号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1399 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第7条の16第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1400 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第7条の16第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1401 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の4第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1402 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の6第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1403 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の7第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1404 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の7第1項第4号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1405 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の9第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1406 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の9第1項第4号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1407 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の11第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1408 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の13第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1409 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の15第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1410 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の15第1項第4号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1411 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の17第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1412 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の17第1項第4号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1413 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第14条の2第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1414 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第14条の2第4項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|----------|-------|-------------------|---------------------------|------------|
| | 1415 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第14条の3第2 項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1416 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第14条の4第4 項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1417 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第14条の4第9 項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1418 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第14条の5第6 項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1419 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の7第1 項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1420 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の8第1 項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1421 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の10第1 項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1422 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の15第1 項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1423 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の16第2 項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1424 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の16第3 項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1425 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の18第3 項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1426 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の30第3 項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1427 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の30第4 項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1428 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の30第5 項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1429 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の31第2 項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1430 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第18条の12第2 項第4号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1431 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第18条の16第2 項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1432 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第18条の16第3 項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1433 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第21条の6第1 項第6号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1434 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第21条の8第2 項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1435 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第21条の8第3 項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1436 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第21条の9第2 項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1437 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第26条第6項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1438 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第26条第7項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|------------|-------|------------------|----------------------|------------|
| | 1439 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第26条第8項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1440 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第28条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1441 | 建設業法施行規則 | 国土交通省 | 第28条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1442 | 測量法施行規則 | 国土交通省 | 第9条の9第1項 第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1443 | 測量法施行規則 | 国土交通省 | 第9条の10第2 項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1444 | 測量法施行規則 | 国土交通省 | 第9条の10第3 項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1445 | 測量法施行規則 | 国土交通省 | 第16条の6第1 項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1446 | 測量法施行規則 | 国土交通省 | 第16条の7第2 項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1447 | 測量法施行規則 | 国土交通省 | 第16条の8第1 項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1448 | 測量法施行規則 | 国土交通省 | 第16条の9第2 項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1449 | 通訳案内士法施行規則 | 国土交通省 | 第33条第1項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1450 | 通訳案内士法施行規則 | 国土交通省 | 第34条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1451 | 通訳案内士法施行規則 | 国土交通省 | 第34条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1452 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第1条の3第1項 第1号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1453 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第2条第2項第2 号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1454 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の4第3項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1455 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の5第4項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1456 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の7第1項 第1号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1457 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の9第2項 第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1458 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の11第2 項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1459 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の11第5 項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1460 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の22第2 項第4号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1461 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の26第2 項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1462 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の26第3 項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1463 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第4条の6第3項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1464 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第4条の7第4項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|------------------------|-------|-----------------|----------------------|------------|
| | 1465 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第4条の13第3項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1466 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第4条の14第4項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1467 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第4条の16第5項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1468 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第4条の16の2第4項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1469 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第6条の3第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1470 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第6条の3第4項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1471 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第6条の3第5項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1472 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第6条の4第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1473 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第6条の4第4項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1474 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第6条の4第5項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1475 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第10条の2第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1476 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第10条の5の14第1項第5号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1477 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第10条の5の14第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1478 | 建築基準法施行規則 | 国土交通省 | 第11条の3第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1479 | モーターボート競走法施行規則 | 国土交通省 | 第19条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1480 | モーターボート競走法施行規則 | 国土交通省 | 第45条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1481 | モーターボート競走法施行規則 | 国土交通省 | 第45条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1482 | モーターボート競走法施行規則 | 国土交通省 | 第54条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1483 | モーターボート競走法施行規則 | 国土交通省 | 第54条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1484 | 自動車整備士技能検定規則 | 国土交通省 | 第6条の10第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1485 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 | 国土交通省 | 第3条の11第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1486 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 | 国土交通省 | 第4条の14第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1487 | 港湾法施行規則 | 国土交通省 | 第28条の16第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1488 | 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第8条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|------------------------|-------|---------------|-----------------------|------------|
| | 1489 | 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1490 | 内航海運業法施行規則 | 国土交通省 | 第11条の3第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1491 | 内航海運業法施行規則 | 国土交通省 | 第11条の5第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1492 | 土地区画整理法施行規則 | 国土交通省 | 第14条の10第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1493 | 土地区画整理法施行規則 | 国土交通省 | 第14条の10第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1494 | 土地区画整理法施行規則 | 国土交通省 | 第16条の3第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1495 | 土地区画整理法施行規則 | 国土交通省 | 第16条の4第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1496 | 建設工事統計調査規則 | 国土交通省 | 第8条第3項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1497 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第10条の10第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1498 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第10条の11第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1499 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第10条の11第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1500 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の10第2項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1501 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の10第3項 | 文書の作成・保存等 (行政機関等が主体) | 記録媒体 |
| | 1502 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の25第2項第4号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1503 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の29第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1504 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第13条の29第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1505 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の2第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1506 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の2第4項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1507 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第18条第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1508 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第18条第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1509 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第26条第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1510 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第26条第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1511 | 危険物船舶運送及び貯蔵規則 | 国土交通省 | 第18条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1512 | 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令 | 国土交通省 | 第4条の10第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|-------------------------------------|-------|---------------|-----------------------|------------|
| | 1513 | 救命艇手規則 | 国土交通省 | 第20条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1514 | 指定自動車整備事業規則 | 国土交通省 | 第13条の9第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1515 | 船舶安全法施行規則 | 国土交通省 | 第47条の10第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1516 | 船員労働安全衛生規則 | 国土交通省 | 第85条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1517 | 河川法施行規則 | 国土交通省 | 第27条の11第2項第4号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1518 | 河川法施行規則 | 国土交通省 | 第27条の15第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1519 | 河川法施行規則 | 国土交通省 | 第27条の15第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1520 | 小型船造船業法施行規則 | 国土交通省 | 第30条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1521 | 都市計画法施行規則 | 国土交通省 | 第19条の10第2項第4号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1522 | 都市計画法施行規則 | 国土交通省 | 第19条の14第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1523 | 都市計画法施行規則 | 国土交通省 | 第19条の14第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1524 | 都市再開発法施行規則 | 国土交通省 | 第12条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1525 | 都市再開発法施行規則 | 国土交通省 | 第13条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1526 | タクシー業務適正化特別措置法施行規則 | 国土交通省 | 第19条第2項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1527 | 積立式宅地建物販売業法施行規則 | 国土交通省 | 第19条の2第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1528 | 積立式宅地建物販売業法施行規則 | 国土交通省 | 第19条の4第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1529 | 船内における食料の支給を行う者に関する省令 | 国土交通省 | 第15条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1530 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則 | 国土交通省 | 第28条の2第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1531 | 国際観光ホテル整備法施行規則 | 国土交通省 | 第28条の2第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1532 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第3条第7項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1533 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第4条第5項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1534 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第6条第6項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1535 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第19条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|-----------------------|-------|------------|----------------------|------------|
| | 1536 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第20条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1537 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第20条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1538 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第21条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1539 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第21条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1540 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第33条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1541 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第34条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1542 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第34条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1543 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第36条第3項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1544 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第51条第1項第5号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1545 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第51条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1546 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第66条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1547 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第67条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1548 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第67条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1549 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第68条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1550 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第68条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1551 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第92条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1552 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第93条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1553 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第93条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1554 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第94条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1555 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第94条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1556 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第112条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1557 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第118条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1558 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第118条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1559 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第119条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|-------|--------------|----------------------|------------|
| | 1560 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第119条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1561 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第37条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1562 | 気象測器検定規則 | 国土交通省 | 第46条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1563 | 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第12条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1564 | 屋外広告物法施行規則 | 国土交通省 | 第6条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1565 | 屋外広告物法施行規則 | 国土交通省 | 第7条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1566 | 屋外広告物法施行規則 | 国土交通省 | 第7条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1567 | 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1568 | 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1569 | 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1570 | 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1571 | 放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令 | 国土交通省 | 第13条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1572 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十四条第二項の照会の方法を定める省令 | 国土交通省 | 第1条第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1573 | 登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令 | 国土交通省 | 第12条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1574 | 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第13条の2第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1575 | 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第13条の4第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1576 | 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第34条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1577 | 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第34条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1578 | 旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則 | 国土交通省 | 第6条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|-------|-----------|----------------------|------------|
| | 1579 | 旅行業法に規定する旅行業約款に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1580 | 旅行業法に規定する旅行業約款に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1581 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第16条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1582 | 指定海上防災機関に関する省令 | 国土交通省 | 第10条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1583 | 指定海上防災機関に関する省令 | 国土交通省 | 第10条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1584 | 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則 | 国土交通省 | 第8条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1585 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第24条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1586 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第24条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1587 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第25条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1588 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第25条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1589 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第32条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1590 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第32条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1591 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第33条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1592 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第33条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1593 | 株式会社日本政策金融公庫の事業基盤強化促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令 | 国土交通省 | 第8条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1594 | 株式会社日本政策金融公庫の事業基盤強化促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令 | 国土交通省 | 第8条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---------------------------|-------|-----------------|-----------------------|------------|
| | 1595 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第33条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1596 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第33条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1597 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第34条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1598 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第34条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1599 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第34条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1600 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第35条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1601 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第35条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1602 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第35条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1603 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第36条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1604 | 法人土地・建物基本調査規則 | 国土交通省 | 第9条第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1605 | 航空法施行規則 | 国土交通省 | 第149条第1項 | その他 | 記録媒体 |
| | 1606 | 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 | 国土交通省 | 第3条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1607 | 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 | 国土交通省 | 第5条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1608 | 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 | 国土交通省 | 第8条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1609 | 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 | 国土交通省 | 第10条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1610 | 浄化槽設備士に関する省令 | 国土交通省 | 第20条第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1611 | 浄化槽設備士に関する省令 | 国土交通省 | 第20条第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1612 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第15条の14第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1613 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第15条の16第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1614 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第15条の17第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1615 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第16条の4の8第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1616 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第16条の4の11第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1617 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第16条の4の12第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1618 | 宅地建物取引業法施行規則 | 国土交通省 | 第16条の4の15第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1619 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第69条の10第2項第4号ロ | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1620 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第69条の14第2項、第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1621 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第84条の2第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1622 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第84条の5第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---------------------------|-------|-----------------|----------------------|------------|
| | 1623 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第86条第2項、 第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1624 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第88条第2項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1625 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第88条第4項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1626 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第88条第7項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1627 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第90条第2項、 第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1628 | 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第23条第2項第 4号口 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1629 | 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第27条第2項、 第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1630 | 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第32条第1項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1631 | 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第34条第1項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1632 | 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第38条第2項、 第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1633 | 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第40条第2項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1634 | 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第40条第4項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1635 | 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第40条第7項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1636 | 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第49条第2項、 第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1637 | 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則 | 国土交通省 | 第15条第1項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1638 | 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則 | 国土交通省 | 第19条第2項、 第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1639 | 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則 | 国土交通省 | 第21条第2項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1640 | 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則 | 国土交通省 | 第41条第1項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1641 | 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第16条第1項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1642 | 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第17条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1643 | 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第17条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1644 | 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第8条の2 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1645 | 車両の通行の許可の手続等を定める省令 | 国土交通省 | 第28条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1646 | 車両の通行の許可の手続等を定める省令 | 国土交通省 | 第28条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|-------------------------------|-------|---------------------|----------------------|------------|
| | 1647 | 車両の通行の許可の手續等を定める省令 | 国土交通省 | 第29条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1648 | 車両の通行の許可の手續等を定める省令 | 国土交通省 | 第29条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1649 | 鉄道事業法施行規則 | 国土交通省 | 第24条の11第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1650 | 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令 | 国土交通省 | 第7条 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1651 | 道路運送車両法施行規則 | 国土交通省 | 第2条の4第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1652 | 道路運送車両法施行規則 | 国土交通省 | 第62条の2の10第1項第4号、第7号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1653 | 道路運送車両法施行規則 | 国土交通省 | 第62条の2の14第7号、第12号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1654 | 自動車損害賠償保障法施行規則 | 国土交通省 | 第1条の3第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1655 | 旅行業法施行規則 | 国土交通省 | 第27の5第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1656 | 旅行業法施行規則 | 国土交通省 | 第37の5第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1657 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第12条の2の39第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1658 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第18条の2 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1659 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第18条の3第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1660 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第20条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1661 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第20条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1662 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第37条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1663 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第37条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1664 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第42条の9第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1665 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第42条の10第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1666 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第42条の10第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1667 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第95条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1668 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第95条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1669 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第39条の2第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|-------------------------------|-------|--------------------------------|----------------------|------------|
| | 1670 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第39条の4 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1671 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の16第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1672 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の17の2第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1673 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の17の2の2第1項第3号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1674 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の27第2項第4号口 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1675 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の31第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1676 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の31第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1677 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の39第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1678 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第17条の41第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1679 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第20条の3第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1680 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第20条の3第4項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1681 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第21条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1682 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第21条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1683 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第22条の2第4項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1684 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第22条の2第5項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1685 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第22条の2の3第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1686 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第22条の2の5第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1687 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第22条の4第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1688 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 第22条の5の2第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1689 | 建築士法施行規則 | 国土交通省 | 附則（平成一九年六月一九日国土交通省令第六六号）第4条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1690 | 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令 | 国土交通省 | 第7条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1691 | 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令 | 国土交通省 | 第7条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--------------------------------|-------|-----------------|--------------------------|------------|
| | 1692 | 建築士法に基づく中央指定登録 機関等に関する省令 | 国土交通省 | 第8条第3項第2 号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1693 | 建築士法に基づく中央指定登録 機関等に関する省令 | 国土交通省 | 第12条第2項第 2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1694 | 建築士法に基づく中央指定登録 機関等に関する省令 | 国土交通省 | 第17条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1695 | 建築士法に基づく中央指定登録 機関等に関する省令 | 国土交通省 | 第17条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1696 | 建築士法に基づく中央指定登録 機関等に関する省令 | 国土交通省 | 第18条第3項第 2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1697 | 建築士法に基づく中央指定登録 機関等に関する省令 | 国土交通省 | 第32条第1項第 2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1698 | 建築士法に基づく中央指定登録 機関等に関する省令 | 国土交通省 | 第33条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1699 | 建築士法に基づく中央指定登録 機関等に関する省令 | 国土交通省 | 第33条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1700 | 建築士法に基づく中央指定登録 機関等に関する省令 | 国土交通省 | 第36条第3項第 2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1701 | 建築士法に基づく中央指定登録 機関等に関する省令 | 国土交通省 | 第40条第3項第 2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1702 | 建築士法に基づく中央指定登録 機関等に関する省令 | 国土交通省 | 第43条第3項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1703 | 建築士法に基づく中央指定登録 機関等に関する省令 | 国土交通省 | 第52条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1704 | 建築士法に基づく中央指定登録 機関等に関する省令 | 国土交通省 | 第52条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機 関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1705 | 建築士法に基づく中央指定登録 機関等に関する省令 | 国土交通省 | 第53条第3項第 2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1706 | 建築物の耐震改修の促進に関す る法律施行規則 | 国土交通省 | 第14条第2項第 4号口 | 文書の作成・保存等（民間事 業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1707 | 建築物の耐震改修の促進に関す る法律施行規則 | 国土交通省 | 第18条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事 業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1708 | 建築物の耐震改修の促進に関す る法律施行規則 | 国土交通省 | 第18条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事 業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1709 | 建築物の耐震改修の促進に関す る法律施行規則 | 国土交通省 | 第48条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事 業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1710 | 建築物の耐震改修の促進に関す る法律施行規則 | 国土交通省 | 第48条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事 業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1711 | 建築物の耐震改修の促進に関す る法律施行規則 | 国土交通省 | 第49条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事 業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1712 | 建築物の耐震改修の促進に関す る法律施行規則 | 国土交通省 | 第49条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事 業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1713 | 建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第5条第4項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1714 | 建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第20条第3項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1715 | 建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第49条第2項第 4号口 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---------------------------------|-------|-----------------|----------------------|------------|
| | 1716 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第53条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1717 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第53条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1718 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第59条第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1719 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第60条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1720 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第60条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1721 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第61条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1722 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第61条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1723 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第74条第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1724 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第75条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1725 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第75条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1726 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第76条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1727 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第76条第3項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1728 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第81条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1729 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第81条第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1730 | 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第46条の3 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1731 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第12条の2の15第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1732 | 内航海運組合法施行規則 | 国土交通省 | 第7条の2第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1733 | 内航海運組合法施行規則 | 国土交通省 | 第8条の6 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1734 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則 | 国土交通省 | 第15条第4項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1735 | 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令 | 国土交通省 | 第10条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1736 | 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令 | 国土交通省 | 第10条第4項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1737 | 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令 | 国土交通省 | 第10条第5項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1738 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 | 環境省 | 第16条の2第1項第11号 | その他 | 記録媒体 |
| | 1739 | 騒音規制法施行規則 | 環境省 | 第11条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|-------------------------------|-------|---------------|---------------|------------|
| | 1740 | 騒音規制法施行規則 | 環境省 | 第12条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1741 | 騒音規制法施行規則 | 環境省 | 第12条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1742 | 騒音規制法施行規則 | 環境省 | 第12条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1743 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第13条の2第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1744 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第13条の3第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1745 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第13条の3第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1746 | 大気汚染防止法施行規則 | 環境省 | 第13条の3第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1747 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 第9条の2の4第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1748 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 第9条の2の5第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1749 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 第9条の2の5第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1750 | 水質汚濁防止法施行規則 | 環境省 | 第9条の2の5第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1751 | 悪臭防止法施行規則 | 環境省 | 第26条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1752 | 悪臭防止法施行規則 | 環境省 | 第27条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1753 | 悪臭防止法施行規則 | 環境省 | 第27条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1754 | 悪臭防止法施行規則 | 環境省 | 第27条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1755 | 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則 | 環境省 | 第9条の2第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1756 | 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則 | 環境省 | 第9条の3第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1757 | 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則 | 環境省 | 第9条の3第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1758 | 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則 | 環境省 | 第9条の3第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1759 | 振動規制法施行規則 | 環境省 | 第10条の2第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1760 | 振動規制法施行規則 | 環境省 | 第10条の3第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1761 | 振動規制法施行規則 | 環境省 | 第10条の3第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1762 | 振動規制法施行規則 | 環境省 | 第10条の3第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1763 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則 | 環境省 | 第11条第11項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|-------|--------------|---------------|------------|
| | 1764 | 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第14条の2第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1765 | 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第14条の3第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1766 | 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第14条の3第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1767 | 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則 | 環境省 | 第14条の3第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1768 | ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 | 環境省 | 第10条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1769 | ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 | 環境省 | 第11条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1770 | ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 | 環境省 | 第11条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1771 | ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 | 環境省 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1772 | 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令 | 環境省 | 第22条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1773 | 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令 | 環境省 | 第26条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1774 | 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令 | 環境省 | 第27条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1775 | 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令 | 環境省 | 第27条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1776 | 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令 | 環境省 | 第27条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1777 | 土壤汚染対策法施行規則 | 環境省 | 第77条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1778 | 土壤汚染対策法施行規則 | 環境省 | 第78条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1779 | 土壤汚染対策法施行規則 | 環境省 | 第78条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1780 | 土壤汚染対策法施行規則 | 環境省 | 第78条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1781 | 汚染土壌処理業に関する省令 | 環境省 | 第18条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1782 | 汚染土壌処理業に関する省令 | 環境省 | 第19条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1783 | 汚染土壌処理業に関する省令 | 環境省 | 第19条第1項第1号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1784 | 汚染土壌処理業に関する省令 | 環境省 | 第19条第1項第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|-------|--------------|----------------------|------------|
| | 1785 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 環境省 | 第8条の36第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1786 | 環境省関係浄化槽法施行規則 | 環境省 | 第5条第4項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1787 | 環境省関係浄化槽法施行規則 | 環境省 | 第36条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1788 | 環境省関係浄化槽法施行規則 | 環境省 | 第36条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1789 | 環境省関係浄化槽法施行規則 | 環境省 | 第50条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1790 | 環境省関係浄化槽法施行規則 | 環境省 | 第50条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1791 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則 | 環境省 | 第14条の2第2項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1792 | 環境省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 | 環境省 | 第13条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1793 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十三条第一項に規定する個体等登録機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 環境省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1794 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十三条第一項に規定する個体等登録機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 環境省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1795 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十三条第一項に規定する個体等登録機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 環境省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1796 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十三条第一項に規定する個体等登録機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 環境省 | 第10条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1797 | 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程 | 環境省 | 第6条の2第1項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1798 | 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程 | 環境省 | 第6条の3第1項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1799 | 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程 | 環境省 | 第6条の3第1項第1号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|--------|------------------|-----------------------|------------|
| | 1800 | 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程 | 環境省 | 第6条の3第1項 第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1801 | 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程 | 環境省 | 第6条の4第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1802 | 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程 | 環境省 | 第6条の4第1項 第1号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1803 | 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程 | 環境省 | 第6条の4第2項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1804 | 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程 | 環境省 | 第6条の5第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1805 | 福島復興再生特別措置法第五十条の規定による特定健康診査等に関する記録の提供に関する省令 | 環境省 | 第1条第3項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1806 | 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則 | 環境省 | 第5条の9第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1807 | 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令 | 環境省 | 別表第4第1項 第18号7 | その他 | 記録媒体 |
| | 1808 | 国際規制物資の使用等に関する規則 | 原子力規制庁 | 第10条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1809 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制庁 | 第10条第2項第 2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1810 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制庁 | 第24条第2項第 2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1811 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制庁 | 第38条第2項第 2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1812 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制庁 | 第52条第2項第 2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1813 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制庁 | 第66条第2項第 2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1814 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制庁 | 第80条第2項第 2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1815 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制庁 | 第94条第2項第 2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1816 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制庁 | 第106条第2項 第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1817 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制庁 | 第118条第2項 第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1818 | 登録認証機関等に関する規則 | 原子力規制庁 | 第129条第2項 第2号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1819 | 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 原子力規制庁 | 第4条第1項第1 号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|--------------|------------|----------------------|------------|
| | 1820 | 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 原子力規制庁 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1821 | 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 原子力規制庁 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1822 | 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 原子力規制庁 | 第11条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1823 | 原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 | 原子力規制庁 | 第12条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1824 | 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則 | 原子力規制庁 | 第10条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1825 | 防衛省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 | 防衛省 | 第11条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1826 | 防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 防衛省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1827 | 防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 防衛省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1828 | 防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 防衛省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1829 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報等の提供等に関する命令 | デジタル庁 総務省 | 第36条第3項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|--------------|------------|----------------------|------------|
| | 1830 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報等の提供等に関する命令 | デジタル庁 総務省 | 第52条第3項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1831 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報等の提供等に関する命令 | デジタル庁 総務省 | 第53条第1項第5号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1832 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 | 経済産業省 環境省 | 第81条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1833 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 | 経済産業省 環境省 | 第101条第1項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1834 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 経済産業省 環境省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1835 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 経済産業省 環境省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1836 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 経済産業省 環境省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1837 | 第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令 | 経済産業省 環境省 | 第3条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1838 | 特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令 | 経済産業省 環境省 | 第38条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1839 | 特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令 | 経済産業省 環境省 | 第25条第2項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1840 | 特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令 | 経済産業省 環境省 | 第41条第2項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|--------------|------------|----------------------|------------|
| | 1841 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関及び第三十三条の二十六第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 経済産業省 環境省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1842 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関及び第三十三条の二十六第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 経済産業省 環境省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1843 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関及び第三十三条の二十六第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 経済産業省 環境省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1844 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関及び第三十三条の二十六第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 | 経済産業省 環境省 | 第10条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1845 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 経済産業省 環境省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1846 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 経済産業省 環境省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1847 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 経済産業省 環境省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|---------------------|------------|----------------------|------------|
| | 1848 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 経済産業省 環境省 | 第10条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1849 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令 | 経済産業省 環境省 | 第13条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1850 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令 | 経済産業省 環境省 | 第14条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1851 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令 | 経済産業省 環境省 | 第14条第1項第1号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1852 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令 | 経済産業省 環境省 | 第14条第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1853 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令 | 経済産業省 環境省 | 第15条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1854 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令 | 経済産業省 環境省 | 第15条第1項第1号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1855 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令 | 経済産業省 環境省 | 第15条第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1856 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令 | 経済産業省 環境省 | 第16条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1857 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 環境省 | 第4条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1858 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則 | 経済産業省 環境省 | 第7条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1859 | 電子記録債権法 | 金融庁 法務省 | 第2条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1860 | 預金保険法 | 金融庁 財務省 | 第55条の2第3項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1861 | 預金保険法 | 金融庁 財務省 | 第55条の2第4項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1862 | 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 | 金融庁 財務省 | 第6条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1863 | 農水産業協同組合貯金保険法 | 金融庁 財務省 農林水産省 | 第57条の2第3項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|---------------------------------------|-----------|----------------------|------------|
| | 1864 | 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 | 総務省 法務省 | 第2条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1865 | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第43条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1866 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第20条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1867 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第20条第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1868 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第20条第3項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1869 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第27条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1870 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第83条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1871 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第83条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1872 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第85条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1873 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第26条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1874 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | 経済産業省 環境省 | 第26条第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1875 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令 | 経済産業省 環境省 | 第8条第1項第3号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1876 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令 | 経済産業省 環境省 | 第9条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1877 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令 | 経済産業省 環境省 | 第10条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1878 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令 | 経済産業省 環境省 | 第8条第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1879 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令 | 経済産業省 環境省 | 第4条第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1880 | 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則 | 厚生労働省 農林水産省 | 第2条第3項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1881 | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|--|------------|----------------------|------------|
| | 1882 | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1883 | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1884 | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第10条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1885 | 商品先物取引法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 農林水産省 経済産業省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1886 | 商品先物取引法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 農林水産省 経済産業省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1887 | 商品先物取引法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 農林水産省 経済産業省 | 第6条 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1888 | 商品先物取引法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 農林水産省 経済産業省 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1889 | 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則 | 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第19条第2項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1890 | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則 | 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第26条第2項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1891 | 独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令 | 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第6条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|---------------------|----------------------|----------------------|------------|
| | 1892 | 商品先物取引法施行規則 | 農林水産省 経済産業省 | 第1条の14 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1893 | 商品先物取引法施行規則 | 農林水産省 経済産業省 | 第2条の2第1号 口 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1894 | 商品先物取引法施行規則 | 農林水産省 経済産業省 | 第2条の3第1項 第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1895 | 商品先物取引法施行規則 | 農林水産省 経済産業省 | 第41条第3項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1896 | 商品先物取引法施行規則 | 農林水産省 経済産業省 | 第90条の3第1 項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1897 | 商品先物取引法施行規則 | 農林水産省 経済産業省 | 第90条の6第1 項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1898 | 商品先物取引法施行規則 | 農林水産省 経済産業省 | 第109条の2第6 項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1899 | 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第7条の9第1項 第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1900 | 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第7条の10の3 第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1901 | 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第50条の31の 12第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1902 | 農林中央金庫法施行規則 | 金融庁 農林水産省 | 第6条第1項第2 号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1903 | 農水産業協同組合の優先出資に関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第7条第1項第2 号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1904 | 農水産業協同組合の優先出資に関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第8条第1項第1 号口 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1905 | 農水産業協同組合の優先出資に関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第15条 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1906 | 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第10条の8第1 項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1907 | 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第10条の9の3 第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1908 | 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 | 金融庁 農林水産省 | 第57条の31の 12第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1909 | 農水産業協同組合貯金保険法施行規則 | 金融庁 財務省 農林水産省 | 第22条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1910 | 農林中央金庫法施行規則 | 金融庁 農林水産省 | 第8条第1項第1 号口 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1911 | 農水産業協同組合貯金保険法施行規則 | 金融庁 財務省 農林水産省 | 第22条の2第1 項第3号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1912 | 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則 | 金融庁 農林水産省 | 第3条第1項第2 号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|-------------------|--------------------|--------------------------|------------|
| | 1913 | 農林中央金庫及び特定農水産業 協同組合等による信用事業の再 編及び強化に関する法律施行規 則 | 金融庁 農林水産省 | 第5条の5 | 文書の作成・保存等（民間事 業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1914 | 農林中央金庫法施行規則 | 金融庁 農林水産省 | 第11条 | 文書の作成・保存等（民間事 業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1915 | 農林中央金庫法施行規則 | 金融庁 農林水産省 | 第85条の6第1 項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1916 | 農林中央金庫法施行規則 | 金融庁 農林水産省 | 第85条の7の3 第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1917 | 農林中央金庫法施行規則 | 金融庁 農林水産省 | 第147条の12第 1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1918 | 農業信用保証保険法施行規則 | 金融庁 農林水産省 | 第4条第1項第2 号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1919 | 農業信用保証保険法施行規則 | 金融庁 農林水産省 | 第7条 | 文書の作成・保存等（民間事 業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1920 | 電子記録債権法施行規則 | 金融庁 法務省 | 第2条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事 業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1921 | 電子記録債権法施行規則 | 金融庁 法務省 | 第23条第1項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1922 | 労働金庫及び労働金庫連合会の 優先出資に関する命令 | 金融庁 厚生労働省 | 第25条第1項第 2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1923 | 労働金庫及び労働金庫連合会の 優先出資に関する命令 | 金融庁 厚生労働省 | 第26条 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1924 | 労働金庫及び労働金庫連合会の 優先出資に関する命令 | 金融庁 厚生労働省 | 第31条第1項第 1号口 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1925 | 特定住宅金融専門会社の債権債 務の処理の促進等に関する特別 措置法施行規則 | 金融庁 財務省 | 第6条第3項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1926 | 投資者保護基金に関する命令 | 金融庁 財務省 | 第1条の2第1項 第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1927 | 特別振替機関の監督に関する命 令 | 金融庁 法務省 財務省 | 第3条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1928 | 特別振替機関の監督に関する命 令 | 金融庁 法務省 財務省 | 第25条第1項第 1号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1929 | 特別振替機関の監督に関する命 令 | 金融庁 法務省 財務省 | 第27条第2項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1930 | 一般振替機関の監督に関する命 令 | 金融庁 法務省 | 第3条第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1931 | 一般振替機関の監督に関する命 令 | 金融庁 法務省 | 第24条第1項第 1号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1932 | 一般振替機関の監督に関する命 令 | 金融庁 法務省 | 第26条第2項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|-----------------------|------------|-----------------------|------------|
| | 1933 | 口座管理機関に関する命令 | 金融庁 法務省 財務省 | 第4条第5項第3号 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 1934 | 口座管理機関に関する命令 | 金融庁 法務省 財務省 | 第9条第1項第3号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1935 | 国債の振替に関する命令 | 金融庁 法務省 財務省 | 第2条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1936 | 社債、株式等の振替に関する命令 | 金融庁 法務省 | 第2条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1937 | 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 厚生労働省 農林水産省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1938 | 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 厚生労働省 農林水産省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1939 | 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 厚生労働省 農林水産省 | 第8条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 1940 | 内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 財務省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1941 | 内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 財務省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1942 | 内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 財務省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 1943 | 内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 財務省 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|---------------------------------------|------------|----------------------|------------|
| | 1944 | 内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 法務省 財務省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1945 | 内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 法務省 財務省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1946 | 内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 法務省 財務省 | 第8条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1947 | 電子記録債権法施行規則 | 金融庁 法務省 | 第46条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1948 | 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 金融庁 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1949 | 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 金融庁 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1950 | 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 金融庁 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1951 | 電子記録債権法施行規則 | 金融庁 法務省 | 第23条第1項第1号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1952 | 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則 | 金融庁 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 | 第12条第2項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1953 | 労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 厚生労働省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|---|--------------|----------------------|------------|
| | 1954 | 労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 厚生労働省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1955 | 労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 厚生労働省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1956 | 労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 厚生労働省 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1957 | 認可特定保険業者等に関する命令 | 金融庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第6条 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1958 | 認可特定保険業者等に関する命令 | 金融庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第23条第2項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1959 | 認可特定保険業者等に関する命令 | 金融庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第96条の4第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1960 | 認可特定保険業者等に関する命令 | 金融庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第96条の4第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|---|-----------------|----------------------|------------|
| | 1961 | 認可特定保険業者等に関する命令 | 金融庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第96条の6 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1962 | 認可特定保険業者等に関する命令 | 金融庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第96条の10第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1963 | 認可特定保険業者等に関する命令 | 金融庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第99条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1964 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第1項第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1965 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第2条第1項第1号口 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1966 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第3条 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1967 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第152条の6第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1968 | 労働金庫法施行規則 | 金融庁 厚生労働省 | 第152条の7の3第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1969 | 預金保険法施行規則 | 金融庁 財務省 | 第22条 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1970 | 預金保険法施行規則 | 金融庁 財務省 | 第23条の2第1項 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1971 | 銀行等保有株式取得機構に関する命令 | 金融庁 財務省 | 第14条の2第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1972 | 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則 | 金融庁 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 | 第24条の2第1号口 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|--|------------|----------------------|------------|
| | 1973 | 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 農林水産省 厚生労働省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1974 | 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 農林水産省 厚生労働省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1975 | 技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1976 | 技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1977 | 技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第7条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1978 | 役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令 | 金融庁 総務省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 | 第30条第2項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1979 | 株式会社産業再生機構法施行規則 | 内閣府 金融庁 財務省 経済産業省 | 第5条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1980 | 株式会社産業再生機構法施行規則 | 内閣府 金融庁 財務省 経済産業省 | 第5条の4第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|-----------------------------------|--------------|----------------------|------------|
| | 1981 | 株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則 | 内閣府 金融庁 総務省 財務省 経済産業省 | 第5条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1982 | 株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則 | 内閣府 金融庁 総務省 財務省 経済産業省 | 第8条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1983 | 株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則 | 内閣府 金融庁 総務省 財務省 経済産業省 | 第14条の7第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1984 | 株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則 | 内閣府 金融庁 総務省 財務省 経済産業省 | 第14条の9第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1985 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 内閣府 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1986 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 内閣府 文部科学省 厚生労働省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1987 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 内閣府 文部科学省 厚生労働省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1988 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 内閣府 文部科学省 厚生労働省 | 第8条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|-----------------------|------------|----------------------|------------|
| | 1989 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1990 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1991 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 法務省 厚生労働省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1992 | 内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 法務省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1993 | 内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 法務省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1994 | 内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 法務省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 1995 | 内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 | 金融庁 法務省 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 1996 | 外国人技能実習機構の財務及び会計に関する省令 | 法務省 厚生労働省 | 第19条第1項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1997 | 外国人技能実習機構の財務及び会計に関する省令 | 法務省 厚生労働省 | 第20条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 1998 | 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令 | 厚生労働省 経済産業省 環境省 | 第6条第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |
| | 1999 | 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令 | 厚生労働省 経済産業省 環境省 | 第9条第1項第2号 | 申請・交付等（行政手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|--|------------|-----------------------|------------|
| | 2000 | 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令 | 厚生労働省 経済産業省 環境省 | 第12条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 2001 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 | 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第29条第2項第4号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 2002 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則 | 内閣府 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第13条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 2003 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則 | 内閣府 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第13条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 2004 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則 | 内閣府 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第14条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 2005 | 企業合理化促進法施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2006 | 企業合理化促進法施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2007 | 企業合理化促進法施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|---|------------|----------------------|------------|
| | 2008 | 中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2009 | 中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2010 | 中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2011 | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 遅延連絡 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2012 | 信用保証協会法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 金融庁 経済産業省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2013 | 信用保証協会法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 金融庁 経済産業省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2014 | 信用保証協会法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 金融庁 経済産業省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2015 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 厚生労働省 経済産業省 環境省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2016 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 厚生労働省 経済産業省 環境省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2017 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 厚生労働省 経済産業省 環境省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|--|------------|----------------------|------------|
| | 2018 | 鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令 | 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第30条第2項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2019 | 産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 警察庁 金融庁 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2020 | 産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 警察庁 金融庁 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2021 | 産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 警察庁 金融庁 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2022 | 産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 警察庁 金融庁 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第10条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2023 | 商工組合中央金庫が株式会社商工組合中央金庫となるための手続に関する省令 | 財務省 経済産業省 | 第6条第1項 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2024 | 電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令 | 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第30条第2項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2025 | 中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|--|---|--------------|----------------------|------------|
| | 2026 | 中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2027 | 中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2028 | 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第42条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2029 | 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第43条の3第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2030 | 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第82条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2031 | 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則 | 金融庁 財務省 経済産業省 | 第82条第7項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2032 | 中小企業等協同組合法施行規則 | 内閣府 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第19条第4項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2033 | 中小企業等協同組合法施行規則 | 内閣府 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第21条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2034 | 中小企業等協同組合法施行規則 | 内閣府 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第30条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|---|------------------|---------------------------|------------|
| | 2035 | 中小企業等協同組合法施行規則 | 内閣府 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第31条の3第1 項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 2036 | 中小企業等協同組合法施行規則 | 内閣府 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第53条 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2037 | 中小企業等協同組合法施行規則 | 内閣府 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第55条第1項第 2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 2038 | 中小企業等協同組合法施行規則 | 内閣府 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第133条第1項 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 2039 | 環境影響評価法に係る民間事業 者等が行う書面の保存等におけ る情報通信の技術の利用に関す る法律施行規則 | 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第4条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2040 | 環境影響評価法に係る民間事業 者等が行う書面の保存等におけ る情報通信の技術の利用に関す る法律施行規則 | 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2041 | フロン類算定漏えい量等の報告 等に関する命令 | 内閣府 金融庁 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省 | 第7条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|---|--------------|-----------------------|------------|
| | 2042 | フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令 | 内閣府 金融庁 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省 | 第7条第2項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 2043 | フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令 | 内閣府 金融庁 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省 | 第8条第1項 | 申請・交付等 (行政手続) | 記録媒体 |
| | 2044 | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則 | 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第27条第2項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2045 | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2046 | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2047 | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2048 | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 経済産業省 国土交通省 環境省 | 第10条第1項第2号 | 文書の作成・保存等 (民間事業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2049 | 宅地建物取引業法施行規則 | 消費者庁 国土交通省 | 第16条の7第1項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|----------------|------------------|---------------------------|------------|
| | 2050 | 宅地建物取引業法施行規則 | 消費者庁 国土交通省 | 第16条の9第1 項第2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 2051 | 不動産特定共同事業法施行規則 | 金融庁 国土交通省 | 第21条第4項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2052 | 不動産特定共同事業法施行規則 | 金融庁 国土交通省 | 第21条第5項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2053 | 不動産特定共同事業法施行規則 | 金融庁 国土交通省 | 第30条第2項第 4号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 2054 | 不動産特定共同事業法施行規則 | 金融庁 国土交通省 | 第34条第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2055 | 不動産特定共同事業法施行規則 | 金融庁 国土交通省 | 第34条第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2056 | 不動産特定共同事業法施行規則 | 金融庁 国土交通省 | 第44条第1項第 2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 2057 | 不動産特定共同事業法施行規則 | 金融庁 国土交通省 | 第46条第1項第 2号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 2058 | 不動産特定共同事業法施行規則 | 金融庁 国土交通省 | 第51条第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2059 | 不動産特定共同事業法施行規則 | 金融庁 国土交通省 | 第51条第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2060 | 不動産特定共同事業法施行規則 | 金融庁 国土交通省 | 第52条第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2061 | 不動産特定共同事業法施行規則 | 金融庁 国土交通省 | 第52条第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2062 | 不動産特定共同事業法施行規則 | 金融庁 国土交通省 | 第52条第5項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2063 | 不動産特定共同事業法施行規則 | 金融庁 国土交通省 | 第56条第2項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2064 | 不動産特定共同事業法施行規則 | 金融庁 国土交通省 | 第56条第3項 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |
| | 2065 | 自動車損害賠償責任保険の保険 金等及び自動車損害賠償責任共 済の共済金等の支払の適正化の ための措置に関する命令 | 金融庁 国土交通省 | 第5条第1項第2 号 | 申請・交付等 (民間手続) | 記録媒体 |
| | 2066 | 自動車損害賠償責任保険の保険 金等及び自動車損害賠償責任共 済の共済金等の支払の適正化の ための措置に関する命令 | 金融庁 国土交通省 | 第24条第2項 | 文書の作成・保存等 (行政機 関等が主体) | 記録媒体 |
| | 2067 | 自動車損害賠償責任保険の保険 金等及び自動車損害賠償責任共 済の共済金等の支払の適正化の ための措置に関する命令 | 金融庁 国土交通省 | 第24条第3項 | 文書の作成・保存等 (行政機 関等が主体) | 記録媒体 |
| | 2068 | 船員災害防止活動の促進に関す る法律に係る民間事業者等が行 う書面の保存等における情報通 信の技術の利用に関する法律施 行規則 | 厚生労働省 国土交通省 | 第4条第1項第1 号 | 文書の作成・保存等 (民間事 業者等が主体) | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 (法令約10,000条項)

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|---|----------------|--------------|----------------------|------------|
| | 2069 | 船員災害防止活動の促進に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 厚生労働省 国土交通省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2070 | 船員災害防止活動の促進に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 厚生労働省 国土交通省 | 第6条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2071 | 農住組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 農林水産省 国土交通省 | 第4条第1項第1号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2072 | 農住組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 農林水産省 国土交通省 | 第4条第1項第2号 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2073 | 農住組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 農林水産省 国土交通省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2074 | 農住組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 農林水産省 国土交通省 | 第11条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2075 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則 | 国土交通省 環境省 | 第6条第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2076 | 浄化槽設備士に係る講習等に関する省令 | 国土交通省 環境省 | 第11条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2077 | 浄化槽設備士に係る講習等に関する省令 | 国土交通省 環境省 | 第11条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2078 | 農住組合法施行規則 | 農林水産省 国土交通省 | 第12条の2第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2079 | 農住組合法施行規則 | 農林水産省 国土交通省 | 第13条 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2080 | 砂利の採取計画等に関する規則 | 経済産業省 国土交通省 | 第8条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2081 | 砂利の採取計画等に関する規則 | 経済産業省 国土交通省 | 第8条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2082 | 自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令 | 金融庁 国土交通省 | 第16条第2項 | 文書の作成・保存等（行政機関等が主体） | 記録媒体 |
| | 2083 | 住宅宿泊事業法施行規則 | 厚生労働省 国土交通省 | 第7条第4項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |

資料2 「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」（法令約10,000条項）

| 分類 | No. | 法令名 | 所管省庁名 | 条項 | 規制等の内容概要 | 規制等の 類型 |
|----|------|------------------------------------|----------------|--------------|----------------------|------------|
| | 2084 | 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 | 国土交通省 厚生労働省 | 第20条の2第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2085 | 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 | 国土交通省 厚生労働省 | 第20条の4第1項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2086 | 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 | 国土交通省 厚生労働省 | 第21条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2087 | 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 | 国土交通省 厚生労働省 | 第21条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2088 | 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 | 国土交通省 厚生労働省 | 第22条第2項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2089 | 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 | 国土交通省 厚生労働省 | 第22条第4項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2090 | 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 | 国土交通省 厚生労働省 | 第22条第7項第2号 | 申請・交付等（民間手続） | 記録媒体 |
| | 2091 | 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 | 国土交通省 厚生労働省 | 第26条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2092 | 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 | 国土交通省 厚生労働省 | 第26条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2093 | 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 | 国土交通省 厚生労働省 | 第27条第2項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2094 | 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 | 国土交通省 厚生労働省 | 第27条第3項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |
| | 2095 | 船員災害防止協会の設立及び監督に関する規則 | 厚生労働省 国土交通省 | 第6条第1項 | 文書の作成・保存等（民間事業者等が主体） | 記録媒体 |